

# 制度的進化と社会集団

木村雅則

## 《目次》

序

第1章 ドイツ近現代史の事例

第2章 日本近現代史の事例

第3章 イギリス近現代史の事例

第4章 アメリカ近現代史の事例

補論 ロシア現代史の事例

## 序

これまで人類は人間の本質を様々に解釈してきた。曰く「ホモ・エレクトゥス (直立するヒト)」、「ホモ・サピエンス *Homo sapiens*」(知恵のあるヒトの意)、「ホモ・ハビリス (器用なヒト)」、「ホモ・ファールベル (工作するヒト)」、「ホモ・ルーデンス (遊戯するヒト)」等々。だがそもそも「考える」とは、あるいは「作る」とは本質的にどんなことを意味するのか。この問題は唯心論の虚空に追いやることもできないが、かといって通俗的な唯物論における模写論に解消することもできない。

また人間はその本質上、類的存在であるから社会を創り出すが、それは自然的に形成される群れではない。人間は能動的に社会集団を形成すると共に、意識的に様々な社会形態や仕組みを考えだし、制度として進化させてきた。では、どのようにして制度が変化し、社会の構成要素として定着してきたのか。

こうした問題に答えるためにやや抽象的な定義から演繹して、社会集団や制度について分析しよう。次いで社会諸集団の相互関係の動態とそれに伴う諸制度の変化をモデル化して考察しよう。その上で主要各国の事例によって検証してみたいと思う。

まず人間を次のように定義したい。

人間は自己をも対象化できる動物である。直立歩行開始後の脳の発達によって脳細胞は肥大化し、重層化したことにより単に外界を写し、本能に基づき対応するだけではなく、自分自身を対象としてみるができるようになった。更に欲求充足のため人は自らをも手段として目的意識的に客体に働きかけ、物質代謝を通して自己を維持する能動的主体となる。人は客体を模写するだけではなく、そうした主客の関係をも模写しうる。そこに物事の時空的配置・関連性・因果性を認識する。自己と他者との関係もまた模写し、他者との関係において自己を位置づけ、他者とのコミュニケーションのために言語的手段を発明し、他者に働きかけ、共同行動も採る

ことが出来る<sup>1</sup>。その目的の達成感や他者と共にあることの安心、充実感が自己の満足に繋がる。

だが思った通りにはいかないこともある。そうすると違ったやり方を試してみる。そうした試行錯誤を繰り返しながら、人は能動的な生命活動を続ける。その過程で他者と共働・協力し、情報を共有しようとする。自他の経験を学び、伝達し、模倣する。情報伝達過程で、ズレが生じうるし、不都合を認識すれば修正しようとする。その模索過程が新しいやり方を創発することもある。この創発は自ら修正しようとする意識的行為の結果という意味で遺伝子の突然変異とは異なる。創発された仕組みはとりあえず大部分の社会成員にとって特に有害でなければ、いずこかに堆積していく。そしてそれが何らかの状況変化において多くの社会成員によって有益なものとして受容されれば制度として定着していく。

社会はそうした自己を対象化し、自らを観察し、欲求を充足させるために自らを手段として客体に働きかけ、且つまた反省・相互学習・試行により状況の変化に対応する仕組みを創り出していく意識的・能動的主体及び彼らが形成する諸集団から構成されている。制度は社会成員が協同し、互いの利益・権利を実現・保障する仕組みであり、それらを守るために諸個人の行動と諸集団の組織的活動及び相互関係を規制・調整するルールの総体と考えられる（例えば、市場ならば契約により発生する権利・義務の遵守、私的所有権の相互承認などであり、企業ならばその設立の要件、企業活動の規範など）。

近年、制度分析の研究の発展は目覚ましいものがあるが、主流派経済学は基本的に方法論的個人主義を採用しており、制度は個々人が演ずるゲームのルールということになる。

新古典派の超克を試みた青木昌彦も主体の限界合理性は前提しつつも方法論的個人主義を踏襲している。他者との協力や共同体規範の受け入れを考慮してはいるが、それが個人にとってそうでない場合よりもより良い利得を得られるからである。

青木によれば社会は個々の経済主体がそれぞれのモチベーションに従って戦略的相互作用を行うゲームである。制度とはゲームが如何にプレイされるかに関して集団的に共有されたbelief（こうすればこうなるに違いないという確信に近い予想。プレーヤーの主観的ゲーム・モデルの共通要素となる）の自己維持的なシステムである。

主観的ゲーム・モデルにおける認知的側面からみた制度変化のメカニズムは次のようになる。何らかの理由により各経済主体は現在のルールのセットが満足のいく結果を齎さない時、自分たちの主観的ゲーム・モデルの正当性と有用性を疑問視し始める。次いでルールのセットを見直し、行動のレパートリーを広げ、活性化された選択の部分集合の拡張を含む新しい戦略的選択（ルール）をサーチ、実験し始める。この期待値と達成されたものとのギャップの引き金条件となるのは技術革新、戦争などの外部ショックである。それと同時に内的な累積インパクトがある。あるルールでの繰り返しゲームの累積的結果が資産、権力、期待される役割の分布に変化を齎す。現存する制度配置に対し中立的または若干非最適な、相当量の突然変異的な行動選択とそれに関連した能力が内部的に累積される。そうした逸脱的選択も類似の選択や補完的な新選択が同一または補完的ドメインで発生することが期待されるならば有利となる。

多数の経済主体による活性化された選択集合の同時的見直しと新選択の体系的な実行が開始される。共有予想の危機的揺らぎの状況で改めて経済主体はドメインの内部状況に関する多くの情報処理を余儀なくされ、特に自己の利得に関連する他者の選択の発生的パターンに関する情報を処理し、予想を形成する。更に推測ルール、利得予想、行動選択も見直す。主観的ゲーム・モデルの再構築を始めるのである。その場合、外部の慣行を模倣したり、政治ドメインなどで少数の有力な予測的、規範的予想システムが出現し、競合するようになる。

そうした過程を通して新モデルの認知的均衡化に至る。つまり支配的経済主体の学習を導いてきた予測的、規範的予想システムがドメイン内部状況と整合的に認知され、行動選択の帰結を予測する新しい推測ルールが定着し、新たに活性化された選択の部分集合からの選択が満足できる利得を齎すようになる。

移行の期間には制度危機、新しい選択の模索の時期と進化的淘汰圧力におかれる時期がある。これは漸次的なダーウィンのプロセスではなく「断絶平衡」に似る。制度進化は決定的な転機点と進化的淘汰と共に経路依存性と新奇性によっても特徴づけられる<sup>2</sup>。

だが青木自身も認めるように技術革新や戦争などは単に外部的とはいえない。新しい技術の発見自体はかなり偶然のかもしれないが、その実際の適用・普及はそれを受け入れうる内的諸条件を要する。戦争もまた合成の誤謬の結果である。各経済主体の行動の総合的結果が各主体に環境として対置されることになる。

何より制度または諸制度の組み合わせとしての体制は限界合理的個人の多数の意思に基づいて決められたものではない。一般的に経済学が想定する合理的個人を仮定すれば、たとえ限界合理性という限定を付けても、説明できない余りにも多くの社会事象がある。何故、多くの人々が望まないはずの戦争が起こるのか。何故、全体からみれば少数派にすぎない社会的勢力がある社会を専制支配しうるのか。何故、人々にとって最適と思われる技術が採用されないのか。社会は単に原子的個人の総計ではなく、多かれ少なかれ諸集団の集合である以上、社会の変遷は一定の文化価値や利害を共有しうる社会的諸集団を抜きには考えられない。制度変化は社会的諸集団の生成・衰退や相互関係の変化を通して起こりうる。

実際、階級闘争史観は措くとしても、多くの経済学者が様々な視点から個人—集団—社会の問題に取り組んできた<sup>3</sup>。

マーシャルの言う所を聞こう。

「初期の経済学者は個人の行動の動機にあまりにも重点を置きすぎた。社会生活はその個々の成員の生活の集計以上の何ものかである。大半の経済問題にとっては孤立した単位としてではなく、ある特定の商工業のグループの成員としての個人を動かす動機のうちその分析の最善の出発点がある。経済学者は人間をあるがままの姿で、抽象的な人間ないし「経済人」としてではなく、血と肉をもった人間として取り扱う。彼らは利己的動機を含めた様々な動機をもち、人間はかなり同質的なグループを形成する」<sup>4</sup>。

筋金入りの自由主義者たるハイエクも制度と組織を重視している。ハイエクによれば「人間の達成した偉業の土台をなす多くの制度は設計し、指令する知性によることなしに、生起し、

機能している」。「自由な人間の自然発生的な協力は個々人の知性が完全に理解しえないような偉大なものをしばしば創造する」<sup>5</sup>。ハイエクは社会的交流の非強制的慣習を人間社会の秩序ある活動の上での本質的要素と考える。「国家と個人の中間的生成物や結合体(共同体や小集団)が存在する。個人は社会過程に参加するにあたって常に進んで諸変化に適応し、知的設計の結果として生まれたものでない諸慣習にも進んで従う。たとえ個人的には正当でなく、非合理にみえても、である」<sup>6</sup>。この論点は間宮陽介がハイエクを新自由主義と区別した主張の核心である<sup>7</sup>

「ドイツでは意図的組織に対する選好と、これに対応する自然発生的で統制不可能な組織に対する軽蔑とが民族統一を目指す闘争が生んだ中央集権化への傾向により強力に支持された」<sup>8</sup>。「合理的個人主義は必然的に集産主義にならざるを得なかった」<sup>9</sup>。これも新自由主義者には考え及ぶことのない論点である。

ハイエクは設計主義的合理主義に対して進化論的合理主義を対置する。

「個人の行為の有効性を大いに高めた社会の秩序性はその意図に向けて発明され、設計された制度や実践のみに依存するだけでなく、初めは別の理由のために、あるいは全く偶然に採用された実践がその発生母体を他のグループより有利にしたため存続される過程に依存する所が多い」<sup>10</sup>。「社会の制度は何らかの意図をもって守られたというより、慣習、習慣あるいは実践の結果であるものが多い。人間は意図を追求する動物であると共にルールに従う動物である。人間が成功するのは自分が実際に守っているルールがなぜ守られるべきであるかを知っている、あるいはこれらのルールを言葉で説明できるからではなく、人間の思考や行為が彼の住んでいる社会のなかで淘汰の過程を通じて進化を遂げ、かくして数世代の経験の所産となっているルールによって支配されているからである」<sup>11</sup>。

「社会の自生的秩序は個人と組織で作られている。組織は自生的下位社会あるいは部分社会である。国家は秩序の形成に必要とされる諸ルールを守らせるために不可欠であり、また自生的秩序がうまく作り出せない時にも必要である」<sup>12</sup>。

「組織内の行為を支配するルールは割り当てられた仕事を遂行するためのルールである [目的の特定、役割分担及びその遂行]。対照的に自生的秩序を支配するルールは意図から独立している」<sup>13</sup>。

「我々が社会と呼ぶ秩序だった諸関係のなかで人間集団が生活を共にできるのは個々人が一定の共通のルールを守る結果として、であるに過ぎない」<sup>14</sup>。

「個々人の行動ルールの一部だけが全体秩序を生み、残りはそのような秩序の存在を不可能にする。より有効な行為秩序を齎すルールを偶々取り入れた集団が有効性の劣る秩序をもつ他の集団より優位に立つ傾向がある。広まる傾向をもつルールとは一部の集団を他より強くする、異なる集団内に存在する実践ないし慣習を支配するルールである。また一定のルールの優位性は閉鎖集団のなかだけでなく、偶然の出会い、個人的には互いに面識のない人たちの間でも、それらが有効な秩序を作り出すという事実のなかで明白になることが多い」<sup>15</sup>。これが「進化論的合理主義」の概要である。それにしても何をもって有効というのだろうか。

ウルリッヒ・ヴィットはハイエクが社会的学習と行動規則の伝達という経済進化にとって核心的過程について看過していると批判する<sup>16</sup>。だが決して無視しているわけではない。学習

や伝達があったとしても、それに基づき企画されたルールや仕組みが淘汰圧を受けたうえで定着するというだけである。しかも学習や伝達は往々誤解や偏倚を伴う。近代的知性の自惚れを戒めているのだ。

西部忠は「進化主義的な制度設計」を提起する。経済学は大規模且つ複雑な経済システムを構成する諸制度をいかなる価値、倫理やルールに基づいて設計構築すべきかを提示する課題を担うべきだと主張する<sup>17</sup>。しかし制度設計は何らかの理論を踏まえることはあっても、理論から演繹的に導き出されるものではない。実践的課題に基づいて社会的諸集団が利害を調整しながら模索試行して編み出すものであって、科学者はそれを批判的に検討し、欠陥を指摘しえても、それが実際に妥当かどうかは事後的にしか判断できない。ハイエクもそういう意味で制度設計に言及しているのだ。

ハイエク理論の問題は集産主義や国家社会主義を批判しても、何故、それが長かれ短かれの時期、大方の意思に反して社会に定着したのかを説明できない所にある。ハイエクは何故、ある社会が「有効な秩序」ではないはずの隷属の道へ進んだか、国家社会主義に向かったかをどう説明するつもりであったのだろうか。その社会が「意図的組織」を選好していたからだろうか。

G. M. ホジソンのハイエク批判は厳しい。ハイエク理論を集産主義と個人主義の粗雑な2分法であると断罪する。ハイエクは個人の多様性は認めているが、真の構造的多元主義は回避している。私的所有権と自由市場に基づくユートピアを主張している、という<sup>18</sup>。これは聊かハイエク理論を単純化しすぎている嫌いはあるが、その主張を聞こう。

「利己心、競争、ライバル性、攻撃性といった本能は思いやりや協力へ向かう他の性向と共に我々の生物学的遺伝の一部である」<sup>19</sup>。「だから文化における群選択（集団選択）はありうる。文化の伝達は遺伝子の伝達よりも集合的で順応主義的な性格をもっている。文化は構造化され相互作用する信念 - 行動システムである。組織的知識は個人ではなく集団の属性である。個人は組織に順応し、集団の知識にアクセスするためのインセンティブをもっている。多くの現代の生物学者は種や生態系の選択の可能性をも含む複数のより高いレベルの選択の可能性を受け入れている。社会経済領域にも同じく多様な選択のレベルが存在する」<sup>20</sup>。

結局、「進化の帰結とは最適化主体からなる純粋種ではなく、様々な種の混成である」<sup>21</sup>。「階層と創発の原理を組み合わせることによって」現実の複雑系へのアプローチが可能となる<sup>22</sup>。

確かに、階層と創発の関係は制度進化にとって重要な論点である。後にまた触れることにしよう。

パレートも後年、社会階級や組織を研究している<sup>23</sup>。パレートもその構築に関わった一般均衡理論とは全く異次元の世界に分け入ったのである。その世界は深く遠い。

パレートは社会組織に対して強力な影響を及ぼす事物として「残基」（森嶋通夫は基本要素と訳す。その方が適切であろうが、ここでは訳書に従っておく）と「派生」（森嶋通夫は「誘導」と訳す）ないし「派生物」（残基から派生によって得られる）を挙げ（言語における語源と派生

語に対応させ、化学における元素と化合物に対応させている)、それら事物間の斉一性(法則)を見出そうと考える<sup>24</sup>。

ここで残基とは感情や本能の表現であり、結合の本能、集合体の持続、外部的行為により感情を表現せんとする欲求[自己実現欲求]、社会性に関連する残基[他者とのつながり]、個人とその所属物の保全(自己保存本能から発する)、性的残基より成る<sup>25</sup>。うち結合本能は意図的か意図せずしてか、何らかの事物を組み合わせ、新奇なものを求める創意、工夫の志向と考えられる<sup>26</sup>。集合体の持続は所属する集団を維持しようとする欲求である。従って集団にとり有害な個人的利益や激情を抑制する<sup>27</sup>。この残基は欲望・利益等と共に、社会均衡決定の主要要因である。派生は論理的な推理や詭弁や派生するために用いられた感情の表現を包括し、それは人間の推理の欲求の表現である<sup>28</sup>。これらの要素が社会体系を構成する。

社会体系における均衡状態とは実際における変更と異なる何らかの変更が人為的に加えられると、それを実際の状態に戻す傾向をもった反作用が直ちに起こる所の状態である<sup>29</sup>。

これは動的な均衡であるから変移する。変移の要因は社会階層の「周流」である。国民には2つの層がある。下層の者(非エリート)と上層の者(エリート)である。後者はまた政治的エリートと非政治的エリートに分かれる<sup>30</sup>。

優秀な要素[これは人材というよりは知力、洞察力、指導力といったものと考えられるべきであろう]が下層階級に累積することと、その逆の劣等な要素が上層階級に累積することが均衡を攪乱する有力な原因である。革命が起こるのはエリートの周流の弛緩のためか、あるいは他の諸原因によって権力の維持に適した残基をもはや有せず、また強力の行使を避ける所の劣等な要素が上層中に累積し、これに反して下層中には政治運営に適した残基を有し、かつ進んで強力を行使する優秀な要素が増大していくからである。一般に革命においては下層の者は上層出身の指導者によって統率される。上層の者は下層の者が供給する残基を欠いているが、闘争を交えるのに有用な知力を持っているからである。例えば、16世紀の宗教改革、新教徒革命、18世紀のフランス革命は下層階級に発し、懐疑的な上層階級を呑み込んだ大きな潮であった<sup>31</sup>。

社会の形態を規定する要素は自然環境、空間的に外部の社会、または時間的に先行する社会の及ぼす作用及び内的要素すなわち人種、残基、性向、利益、思考、観察態度、知識の状態などである。これら諸要素の大部分は相互に依存している。

種々の要素とその成果とに指数を与え、その関連の仕方を知る必要があるが、社会体系は経済体系と比べはるかに複雑で、少なくとも残基、派生、利益、傾向などを包含する分子から成り立つ。これらの分子は多様に結びついて論理的並びに非論理的行為をなす<sup>32</sup>。経済学では各個人が実利の極大を獲得するという条件によって均衡が決定される。だが例えば、格差があるが富裕な社会か、平等だが貧しい社会かの判断は、ある基準を選ばない限り、比較はできない<sup>33</sup>。

あるいは産業保護についてみれば、それは技術上の才能に恵まれた人たちを富まし、とりわけ財政上の才、または保護の利益を授ける政治家の愛顧を得るための狡計の才をもった人々を富ますが、そうした才のないものは保護から何らの利益を得ないのに保護に要する費用は支払わされる<sup>34</sup>。利益が社会的異質性に作用し、今度は社会的異質性が利益に作用し、かく作用と反作用との連続によって経済的生産とエリートの周流がより強くなる所の均衡が確立する<sup>35</sup>。

ドイツではイギリスと異なり工業上の保護主義は驚くほど周流を刺激したが、農業上の保護の撤廃はユンカー階級の勢力が強大である間に行われえない<sup>36</sup>。従って社会階層の勢力関係が制度を規定した。

結局こうした場合、一部のグループが損を被っても、それ以上に社会全体の富が増えれば、再分配によって損害をカバーするといった妥協が必要となるのであろう。社会均衡を決定する主要要素たる結合の本能と集合体の持続とのバランスが模索されるのである<sup>37</sup>。現実の社会はパレート最適とはいかないようだ。

パレートはそれ以上には具体的考察を進めてはいないが、社会—集団—個人の関係及び階層ないし集団の分化とそれらの再編成についてジンメルによって深めてみよう。

「全く性質を異にする歴史的発展でありながら、どれも何らかの集団が中心となっているという共通性がある」<sup>38</sup>。「個人は人間社会の『アトム』ではない」<sup>39</sup>。「社会とは諸個人間の相互作用である。相互作用の諸形式は支配、従属、競争、模倣、分業、党派形成、代表、対内的結束と対外的閉鎖の同時性などである。但し、形式が同じでも内容は異なりうるし、内容が同じでも形式は異なりうる」<sup>40</sup>。

「社会生活における本当の『社会』というのは相互協力、相互援助、相互対抗のことであって、これと結びつくことによって衝動や目的から生まれた実質的あるいは個人的な内容や関心が構成され、促進される」<sup>41</sup>。

「社会は諸要素（諸個人や諸集団）の相互作用や相互関係が存在して、これが統一的に作用しているときに存在する。社会単一体がまず存在して、その単一的な性質から各部分の性質、関係、変化が生ずるのではなく、諸要素の関係や活動がまず存在して、それに基づいて初めて統一体（社会単一体）が考えられる。相互作用によって社会を構成するのは個々人とは限らない。一つの集団全体が他の集団と相互作用を行うこともある」<sup>42</sup>。

「ある個人が全面的に依存できる集団が小さいほど、従って又、集団の外で生きていける可能性が少ないほど、個人はそれだけ強く集団と融合せざるを得ない。生活関係が豊かとなれば、同じ結合が反復する可能性は薄れ、他人のためということが優先されるような多くの関係から分離する可能性が大きくなる」<sup>43</sup>。

「個人は自分の所属している集団に対して献身する程度に応じて、そこから自分自身の本質の形式と内容を受ける。小さな集団に属している者は自発的に、あるいは強制的に自分の関心を全体のそれと融合する」<sup>44</sup>。「その場合、外観的特性の類似性や機能的な結合、目的の統一、相互補完、一人の支配者に対する共同の関係などが個人の心の中に観念の連合をもたらす誘因となる」<sup>45</sup>。「個人と集団の相互作用は個人が全体と結びつき、それと共働することによってのみ自分の目的を達成することができる。種族心理的な動機がどんなものであろうと確かだと感ずる主観的な感情〔集団帰属意識〕が理論的及び倫理的な関心に於いて満足と内的安定を与える」<sup>46</sup>。集団への帰属の要因である。

そうした集団は恒久的ではなく、いずれ分化していく。「それ自身は同質的であるが、互いに非常に異なっている諸集団の発展、つまり各集団の分化がそれ自身、諸集団の成員の間に類似と接近を生む。小さい圏は構成員の個別化によって、またその拡大と遠くの諸圏への接合に

よって崩壊する。ここで2つの社会集団MとNが存在する、と想定する。2つの集団はその特性からしても対立する性向からみても全く異なる。しかし両者はそれぞれ同質的で緊密に関連した要素から成立している。それらが発展していくと、それぞれの集団の個人の間には分化が進行する。初期には外部的及び内部的素質について、またその素質の発現について個人の間には最小限の相違しか存在しなかったが、彼らの必要とする生活資料がある特定の手段でしか得られなくなると、個人の間での相違が明確化し、競争は個人の特性を発達させる。そうすると両集団は類似していく。異なった社会集団でも分化の諸形式は同一となるか類似していく。単純な競争関係、一人の強者に対する多くの弱者の団結、個人にみられる貪欲さ、一度出来上がった個人的関係の増進など、である。異なった社会集団でも地位が同じという特質をもっていれば、内面上、あるいは時々外面上も互いに関係をもつ。

社会集団がこのように分化すると個別化が進み、成員が反発しあうようになる。求心的な傾向が弱まり、その外側に遠心的な傾向が出現し、他の集団への橋渡しが必要となる」<sup>47</sup>。

例えば、「初期の同業組合では個人が他の成員と同量、同質の生産を行うように規制され、他方で取引の規範を作り、個人を他の圧迫から保護するという平等の精神が支配していた。だが、何らかの事情で豊かになった親方はそうした制度に従うのを望まなくなる。[新しい生産方法を考案して、規模を大きくし他人を雇うようになる、といったことである。むしろ共同体規制が弛緩するとか、外部との貿易の発展といった条件が必要となろう] そうすると組合は分裂し、また取引面に存在していた境界線も取り除かれる」<sup>48</sup>。

「同業組合では手工業の利害が組合員の行為全体を規制し、全人格に対する監視も行われる。解体の契機となるのは分業である。融合していた諸関心が並列的に分離される」<sup>49</sup>。

あるいは又、「1810年頃までプロイセンに存在していた世襲的隷属農民の制度の例がある。そこでは土地は地主の所有であり、農民はその畑で賦役に服すが、それとは別に彼らに割り当てられた土地を農民自身の勘定で耕す。その制度は農奴制の廃止によって変わる。土地のある部分は農民の自由な財産となり、残った土地の地主は土地を買い取れなかった者から集められた賃労働者に依存して経営を行った」<sup>50</sup>。

ここに階層分化が起こる。そしてある集団において分化、個人化が進行するとその集団は衰退または解体していくが、その成員は他の集団の共通要素をもつ成員と共に別の集団を再形成していく。

「就業分野の多様化と分化が労働者一般の概念、自覚的な全体としての労働者階級を作り出した。機能の共通性はそれが極めて多様な内容によって満たされて初めて正しく現れる。内容が著しく一様な場合に起こる内容との心理的連合から解放されて社会化の力を発揮できる。逆の作用も起こる。精神的産物が蓄積され、全ての者がそれに関与するようになるにつれて、奨励や手本がなければやっていけないような弱い素質の者がますます活動するようになる。高い社会的水準の下でその多様な内容は各人の中にだけ存在するもの[能才]を引き出す」<sup>51</sup>。

「ある一つの圏の共同性の内部に、それ固有の諸範疇に従って上位者と下位者の新しい差異が発生する。例えば、商人は一方では多数の共通した関心をもつため商人たちと結合して一つの圏を作り上げ、経済政策上の立法、商人階級の社会的威信、代表、一定の価格維持のために公衆に対して示す団結など、第三者に対して統一体として立ち現れる。しかし他方で商人間で



は競争する。それぞれの圏が示す集団主義と孤立性との混成、その結合と競争の関係を異にする」<sup>52</sup>。

「全ての社会的結合は個人の弱さと不安定さから生ずる」<sup>53</sup>。「賃金労働者たちが賃金労働者として共属する場合、どんな仕事かに関わりなく、同じ境遇にある者同士で結合する。多様な活動の中から同質的なものを取り出して分化させ、それを分有する全ての者を統一するメルクマールとなっている」<sup>54</sup>。「古い複合体は分解し、その諸要素の新しい構成体へ結合する。無原則的に寄り集まった雑多な複合的現象が一定の観点に従って分化し、分化の諸結果がより高次の構成物に結合するのである。しかし分解と統合の間の均衡は決して固定的ではなく、常に動揺している。より高次の結合は、それ自身再び諸要素に分解して、新しいより一層高次の中心的に構成すべき素材となるか、あるいは当初の複合体が別の観点から分化して新しい結合を齎し、当初のものを廃棄する。この運動全体は力の節約の傾向によって支配されている」<sup>55</sup>。「自然は最も短い道を求める」<sup>56</sup>。つまり手段の摩擦（対立）と迂回と重複を避ける傾向である<sup>57</sup>。

階層分化については例えば、生産組織の大規模化は同質的な労働者層を生み出し、専門の経営者・管理者層の形成を促す。また生産技術の発展は技術者層の形成を促す、職人あるいは独立生産者は旧来の慣行・技術に固執する限りは、その階層に留まるが、革新的行動を試みる者の中から新しい階層が生成する、といったことであろう。そうして形成された階層から新たに利害を共有する集団が生まれる。

では「社会は諸個人や諸集団の相互作用や相互関係が存在して、これが統一的に作用しているときに存在する」とすれば、諸集団間にどのような相互関係が形成されるのか。

森嶋通夫は高田保馬の『勢力論』を高く評価する<sup>58</sup>。

高田保馬の社会学の中心問題は全体社会の勢力構造である。すなわち社会の内部に包摂せられている諸部分社会、即ち、それぞれの集団が如何なる勢力関係に立つか、各集団のもつ勢力がその成員に対して如何なる作用をなすか、それと共に各集団相互の間に於いてそれぞれのもつ勢力が如何に交渉するか、また全体社会の成員がそれぞれ如何なる勢力をもつものとして相交渉しているか、という問題である<sup>59</sup>。

ここで「勢力とは服従せらるる能力」であり、「被服従は自己感情（自己優越感）が満たされること、すなわち勢力要求の充足を指す。若しニイチェ的表現を借りるならば、権力意志の要求が満たされること」である。「能力」とは「主体が自ら要求するところを充たし得る可能」であり、「この可能の程度の増減が主体の意志と努力とにかかるとに於いて」「単に客観的な確からしさに止まらず」「一つの能力である」<sup>60</sup>。

「国家は部分社会の中に吸収され、埋没されるものではないが、部分社会が完全に国家の一部となる、又はそれに対して独自性を失うというのでもない。国家の統制者たる特殊な地位はこれを認めざるを得ぬにせよ、国家は独自の権力を持ち、部分社会とても、ある独自の勢力をもつ。国家は成員における国家支持の基本的意志の上に成立する。部分社会の意志、干渉、協力というものはこれの上に直ちに作用を及ぼし得ることはない。ただこの意志に基づいて一定の組織があり、その組織の上に於いて一定の地位を占めるものが一定の政策をとる場合には

種々なる部分社会があるいは賛同し、協力することにより国家の方針政策を強化することもある、あるいは又その反対にこれを妨げることもある。常に幾多の部分社会が存在し、それらが各々一定の勢力を以て国家に従属すると共に並列する」<sup>61</sup>。

高田は経済の決定要因としてこの勢力を重視する。「人の物に対する支配は人の人に対する支配を前提としてのみありうる、政治の変容はいつでも経済の変容を伴いうる」、と断ずる<sup>62</sup>。

曰く、「資本主義的」「自由経済も実は権力統制が比較的緩められた、というだけである。勢力、従って政治が優位を占めるが故に一旦解放したる経済をいつでも拘束して、いわば統制の圏内に収めることができる」<sup>63</sup>。

おそらく準戦時経済体制を目の当たりにしたからであろう。ここでは社会的諸集団の勢力関係が制度の変化に重大な影響を及ぼしうる、ことを確認するに留めよう。

ポランニーも環境変化への適応の仕方の違いを通じて社会的諸集団の相互関係が変わり、そのことが社会変化を媒介する、と考える。

「階級利害は社会の長期的動向に関しては限られた説明しか与えてくれない。社会の運命が諸階級の要求によって決定されるよりは、諸階級の運命が社会の要求によって決定されることの方がずっと多いのである。階級の誕生も死滅も、その目標も達成の度合いも、その協同も敵対も、全て全体としての社会の状況を離れては理解できない。この社会状況は、一般に、外的な諸原因、例えば、気候の変化、収穫高の変化、新しい敵、旧敵による新兵器の使用、新たな社会目的の出現、また伝統的目的を達成する新しい方法の発見、等々によって作り出される」<sup>64</sup>。

これに対し「社会変化に於いては階級利害が本質的役割を演ずる。個別的利害は、社会的・政治的变化の自然な媒介者である。変化の原因が戦争であれ貿易であれ、驚異的発明であれ自然環境の変化であれ、もろもろの社会階層はそれぞれ異なる適応方法(強制的方法も含めて)を求め、また互いに覇を競い合う他の諸集団とは異なるやり方で己の利害を調整するだろう。それ故、変化を実現させた一つ、ないし数集団を指摘できた時にのみ、その変化がいかにして起こったのかが説明されるのである。しかし、究極的原因は外的な力によって与えられるのであり、社会が内的な力に依存するのは、ただ、その変化のメカニズムについてだけである。『挑戦』は全体としての社会に対して行われ、『反応』は集団、階層、階級を通して現れる」<sup>65</sup>。

「人間社会が経済的要因によって条件づけられるのは当然だが、ある階級の利害は、最も直接には、身分と序列、地位と安全とに関連している。つまり、その利害は本来、経済的なものではなく、社会的なものなのである」<sup>66</sup>。

社会変化は諸集団の適応過程、相互作用を媒介として起こることは間違いないが、社会状況を規定する外的要因とは社会にとって全く所与とは言えない、ことは指摘しておかねばならない。

ブラックボーンも制度変化を社会的諸力の合成結果に求める。

「一つの国家の特定の時期にいかなる特殊な制度が優位を占めるかは広大な政治闘争の予見し難い結果如何による」。言い換えれば「政治的諸力のバランス」(ボブ・ジェソップ)、あるいは「具体的状況における権力分配の変転」(コッカ)による<sup>67</sup>。

「19世紀の英、仏、独における異なった政治的発展の成行きは決して確固たるブルジョアジーが追求した——あるいは追求しなかった——針路の結果だけによるものではなく、社会的、政治的、経済的諸力の情勢が生み出した結果である」<sup>68</sup>。これは社会諸集団の相互関係、相互作用または勢力関係と読み替えられよう。

以上の諸説に踏まえ、社会的諸集団の相互関係の変化が制度の変化をもたらす「内的メカニズム」を考察してみよう。

ここで「社会集団」は社会階層が組織化されたものとする。その場合、階層はとくに階級と区別せずに用いる<sup>69</sup>。

ウェーバーによれば「階級」とは同一の階級状況にある人間のそれぞれの集団をいう。階級状況とは①財貨の調達、②外面的な生活上の地位、③内面的な生の運命についてのチャンスのことをいう。このチャンスは一方で財貨または仕事能力に対する処分力の程度と性質から、他方で所得または収入を獲得するために所与の経済秩序の内部で、この処分力を利用しうる所与の在り方から規定される。階級の種類に基づき階級的利害関係者の組織化（階級団体）が成立しうる。しかし必ず成立せざるをえないというわけではない。階級というのはそれ自体では個々人が他の多数の人々と同様に同一の（又は類似の）類型的な利害状態に置かれているという事実を示すに過ぎない<sup>70</sup>。

言い換えれば社会階層とは類似の生計手段、生活環境のもとで、一定の利害や価値観を共有している集団であり、彼らが公式、非公式の組織またはネットワークで結びついている場合には程度の差はあるが、社会システムに影響を与えうる組織的勢力となる。

その基準によって階層区分すれば、次のような分類が可能であろう。

#### I. 資産所有者

- ①大土地（不動産）所有者
- ②資本所有者

#### II. 支配的管理者層

- ①企業経営者
- ②上級官吏

#### III. 旧中間層（自己の生産手段を所有してはいるが、基本的に自己労働及び家族労働に依拠して生計を立てる人々）

- ①自営農民
- ②手工業者
- ③小商人

#### IV. 新中間層（自己の特殊技能、資格に依拠し、独立に生計を立てるか、組織内でスタッフとして比較的安定した地位を確保している人々）。

- ①専門職、管理職ないしその候補職員
- ②自由業（医師、弁護士など）

#### V. 職員（企業、団体一般、官公庁）

- ①一般事務職

## ②営業職

VI. 労働者（農林水産業、鉱工業、建設、商業、サービス業などの現場労働者〔官公庁現業部門含む〕。正規と非正規の区別も重要ではあるが、ここでは組織的勢力を形成しているかどうか問題となる）

- ①熟練労働者
- ②半熟練労働者
- ③不熟練労働者

社会階層は歴史的には原始的な共同体から始まり、社会諸集団の生成、分化、融合または包摂、衰退、再編を経て、複合的な社会を構成する。

社会的諸集団間の関係には支配・従属、共存・協調、補完・依存、対抗・競合といったパターンがある。ある集団が支配的であれば、その利益にとり有利な制度が採用される。場合によっては従属階級を取り込むための制度も受け入れられる。複数の集団が協調・共存しているとすれば、それぞれの集団の利益の許容範囲のうちで合意を得られた制度が採用される。

制度または政策手法の創発は環境の変化に対する適応行動を通じて起こる。その場合、社会にとっての重要な環境要素は自然環境も含めた人々の欲求の充足／不充足状態であり、圧力の強度である。欲求の不充足の程度が大きければまた圧力も強くなる。圧力には競争圧力と強制圧力がある。外部世界との関係における開放性／閉鎖性の程度も大きな環境要素である。

例えば、戦争は閉鎖性の下での超高圧力状態である。そこでは社会の強引な統合化作用が働き、各遂行主体の必死の対応が様々な制度、技術の創発を産みうる。とりわけ資本主義体制は悲劇をも自らの発展の糧とする。

「戦争は資本主義の組織を単に破壊し、資本主義の発展を単に阻んだばかりではない。いやそればかりか——戦争はその発展を初めて可能にした。それというのも、全ての資本主義が結びついている最も重要な条件が、戦争によって初めて充足されたからである」<sup>71</sup>。「戦争が直接的に資本主義的経済組織の育成に関与した。戦争は近代的軍隊を創り出し、そして近代的軍隊が資本主義的経済の重要な諸々の条件を充足させた。諸々の条件とは資金の創出、資本主義の精神、そして特に大市場である」<sup>72</sup>。

スターリン時代のソ連は閉鎖性と強制圧力により特徴づけられる。制度の変化はしばしば、上からの主意主義的強要とそれへの人々の対処ないし適応によって生じた。ブレジネフ時代は冷戦下であり閉鎖的であったが、国内的には低圧力の社会であって、労働規律も酷く弛緩していたし、変化に乏しい。政治犯以外は生活面では比較的自由であった。ロシア国民にはこの時代への郷愁があるという。日本の江戸時代もやはり、閉鎖的で低圧力の時代であった。江戸時代後期の経済は停滞していた。それでも、拘束力の弱い体制の周縁では新しい経済活動の胎動があり、比較的自由な町人文化も発展した。

グローバルな市場経済での自由競争社会は開放性の下での高圧力状態にある。ここでも死活の競争圧力から制度、技術の創発は進む。開放下であるから外部で創発された制度、技術も支配的経済主体にとり有利なそれは比較的速やかに普及する。それは同時に多くの制度、技術を陳腐化するから破壊的作用もまた激しい。

環境はしかし、必ずしも単なる外的要因ではなく、単なる与件でもない。それ自身が人類の営為の総結果でもありうる。戦争は確かに外的要因ではあるが、同時に社会諸階層の不幸な相互作用の結果でもある<sup>73</sup>。技術体系も偶発的要素を含むが人類の生産的営為の結果である。人口圧も自然の変化も無論、環境要因であるが、それですら一定程度は人類の営みの結果でありうる（人為的な自然破壊や人口政策など）。

そうではあっても時期や空間が特定されれば、それらは所与の客観的状況となる。その状況に対し、個別主体及び集団は能動的または受動的に対応する。激しい環境の変化に対しては既存の制度や技術体系では対応しきれないことが多いから、精神主義や神頼みでなければ、様々な制度、政策手段、技術が創発される。

周知のように戦時に通信網が何らかの理由で切断された場合の対応策としてインターネットが開発された。戦時の暗号解読機の研究がコンピューター技術の発展に寄与した。

また大砲の鑄造はしばしば、鉄の鑄造技術の促進に役立った。これは更に反射炉の熔解導入の切っ掛けを与えた。金属製中ぐり機と旋盤の発展は大砲製造のおかげである。大砲の中ぐりは、ボーリングの技術を発展させた<sup>74</sup>。

戦時の銃器大量生産の要請から部品の標準化・互換性（元々はフランスの軍事的合理性の追求から生まれた）が18世紀末、アメリカの工廠で導入され、製品の均一性を高めるためゲージシステムを発展させた。この工廠方式はフォード自動車に受け継がれる。更に畜肉処理工場内の「解体」ラインなどからヒントを得て自動車組立ラインを考案した。こうしてアメリカ式大量生産方式が誕生する<sup>75</sup>。

それらのうち新しい環境に適合性のあるものが受け入れられるが、それが定着するかどうかは社会諸集団の勢力関係による。

ボーリング技術は鋳業や建設業の発展を経て定着した。大量生産方式が普及したのは第1次大戦後の経済発展による労働者階級の成長と所得水準の上昇、中産階級の増大を背景にしている。それは自動車の大衆化を齎した<sup>76</sup>。

戦時に開発されたIT技術が広範に民間向けに転用できるようになるには一定の歴史的条件を必要とした。少なくとも先進国において第2次大戦後、労資協調体制下の経済成長により、社会諸階層の所得水準が上昇して物財需要が飽和状態に達し、人々が情報財やサービス財を求めるようになり、通信・サービス産業分野の資本が発展してきたからである。情報処理技術の発展はまた消費者の需要動向の迅速且つ詳細な把握を可能にし、製造業資本も製品の多様化を図り（同時に既存製品の陳腐化も促進される）、生産管理や在庫管理にもそれが応用されるようになった。更に限界はあるが、熟練労働を数値化し、かなりの程度は機械に代替させた。その円滑な導入は労資の協調的関係を前提する。

制度や政策手法も多くは経済危機への対応過程を経て様々に創発されてきた。通貨制度は金本位制及び金為替本位制から大恐慌や戦争の危機的状況を経て管理通貨制の確立に至る。信用制度、税制、企業形態や労働者組織なども状況の変化に対応して多様な仕組みが創出されてきた。

とりあえず主要な分野の制度、政策として下表のようなものを考えてみる。  
これら選択肢のうちどの制度やルール、技術が取り入れられるかは蓋然的であるが、主に集団間関係によって決まる。つまりどの集団が主導権を握り、他の集団を従属させるか、あるいは取り込もうとするか、有力集団が他の集団と協調し自主的に歩み寄るか、他の集団と対立・競合しつつも妥協、第三者調停の道を選ぶか、他の集団と棲み分けるか、補完関係にあるか、によって決まる。

表1 主要な政策や制度

貿易政策	生活保障制度	労働政策	市場制度	価格制度	金融政策	財政政策
自由貿易	個人保険	不介入	自由競争	自由価格	通貨安定	健全財政ルール
互惠貿易	家族又は地域共同体依存	自主的協調支持	協議制	協定価格	間接的管理：利子率操作	公債・借入依存
保護貿易	社会保険	上からの仲裁・調停	独占・寡占	独占価格	量的操作	歳入・歳出管理
貿易統制	公的扶助	国家統合＝強制的同質化	国家統制	公定価格	国家統制	国民所得の直接管理

社会的諸集団の勢力関係と制度の変化の関連を単純なモデルを用いて考察してみよう。  
ある社会が深刻な不況に陥ったとしよう。不況対策としては幾つかの選択肢がありうる。  
さしあたり次の政策が考えうる。

第1は緊縮・デフレ政策であり、物価・賃金の引下げにより合理化努力を促し、輸出拡大・投資増大を図る。失業、企業倒産は増える。

第2は間接的な有効需要創出政策であり、金融緩和・信用拡大による景気回復策である。

第3は直接的な有効需要創出政策であり、公的資金を投入し、公共事業を拡充する。

第4は海外支配地域拡大であり、この政策は軍備増強に容易に繋がらうる。

支配的または主導的諸集団がどれを選ぶかによって歴史の方向性は決まる。無論、惨たらしい悲劇の後には大概、揺れ戻し、方向修正があるのだが、その間に被る犠牲は計り知れない。

ここで各社会階層が優先的に重視すべき選択肢は以下の4つがあるとしよう。無論、他の諸政策との連結性や補完関係もあるが、ここでは単純化のため4つに絞る。

- ①雇用拡大
- ②通貨安定
- ③産業保護
- ④軍備増強

ある社会に5つの社会集団があり、それぞれの選好関数が以下のものであるとする。どの集団も単独では多数派を占めることは出来ないが、相対的にはAグループやCグループが優位に

あるとする。AにとりCは最大の対抗勢力だが、Aは単独ではCを追い落とすことは出来ない。Cにとっても同様である。

各グループの選好関数は以下のものであるとする。他の政策（例えば、貿易や福祉政策など）との兼ね合いは無視する。

Aグループ ④>③>①>②

Bグループ ②>③>④>①

Cグループ ①>②>③>④

Dグループ ③>①>②>④

Eグループ ②>①>④>③

単純な多数決では政策は決まらない。グループ間の何らかの連携が必要となる。社会集団間にはA+B+DやC+D+EあるいはB+C+Eといった提携関係ないし同盟関係が生まれうる。第1の場合、AやBが③をより選好するため、DがBやAと組む可能性が高い。第2の場合、Cが①をより選好するDやEと組む可能性がある。第3の場合、BとEが②をより選好するCと組む可能性が高い。こうしたケースでは相対的に少数派のBがキャスティングボートを握っている。社会諸集団がどのような相互関係にあるかによって、またそれがどのように変化していくかによって歴史の進路は決まってくる。

ここでA+B+Dが多数派を占め、政権を握った後、Aグループがまず③を実行すると称してDグループと結託して、Bグループを排除し、次いで多数派となったAグループがDグループを放擲すれば、自らの最優先課題である軍備拡張に走る。支配的勢力となったAグループはその目的に合致する諸制度や政策手法を採用する（積極的資金融通制度、物資、人員動員システムなど）。同時に他の階層を抑え込むか、あるいは取り込む、または馴致する制度も採用される。このケースでは結果的に社会成員の大部分が選好しない④が実施されるのである。

C+D+Eの連合が成立する場合、労資協調路線となろう。雇用重視と産業保護では合意を得やすい。B+C+Eの提携関係となれば、通貨安定、健全財政の政策となろうが、産業保護や雇用問題では齟齬が生じやすい。

集団間の対抗関係がある場合は無論のこと、提携関係にある場合でも政策について大概は簡単には同意が成立しないであろうから、妥協ないし容認が必要となる。

妥協には3つの種類がある。一つは同じ項目についてそれぞれの要求を文字通り足して2で割る類の解決である。賃金交渉がその典型例である。一つは複数の項目についてある項目は一方の要求を容れ、別の項目は他方の要求を容れる類の解決である。取引条件や労働条件がその典型例である（例えば、値引きはしないが、信用期間を長期化する、賃金は下げるが、労働時間は短縮し、雇用は維持する、など）。一つは当事者がいずれも許容できるような別の案を作成することである。例えば、産業合理化と雇用維持を巡り対立しているとき、合理化の結果得られた収益の一部を別会社に回し、整理された人員を雇う、といったことである。これは時間も掛かり、ある程度の犠牲も強いられるから摩擦も大きいかもしれないが、経済危機の深刻な場合は合意に至る可能性は高い。そうした妥協、相互譲歩が適わぬ事態となれば、提携関係は解消され、新たな合従連衡が模索されることになる。諸集団連合政権が内部対立を解消しえぬま

ま、指導力、実行力を発揮できず、混乱状態が続けば、単独の強力な実行力ある政権が待望されるようになることは歴史上間々ある。その結果も歴史上はよく知られている所だ。

歴史的発展というのは単線的・漸進的進化過程ではない。歴史のある段階または状況において、とりわけ社会存続の危機的状況において、岐路に立った社会諸集団が幾つかの可能な制度の選択肢の中からどれを選び取っていくかという能動的な過程である。無論、可能な選択肢の範囲は客観的な要因・条件によって規定されるのではあるが。その能動的過程は社会諸集団がいかなる相互関係にあり、どのような相互作用を通して諸制度を採用し、いかに総合的に組み合わせしていくかという、政治力学のダイナミクスを含んだ動的過程でもある。

政治経済体制とは支配的社会集団に受容可能である社会生活全般に亘る相互に関連し、依存し、補完し合う諸制度（従属集団を取り込み、馴致する制度も含め）の総体である。

環境の変化に対処するために創発された制度が最初は新奇であり、偶発的であっても、支配層にとってさして有害ではないと見なされ、社会の何処かに徐々に滞留・累積しつづけていけば、環境ないし社会集団の勢力関係が変化した場合、受容される可能性が高くなる。それが制度の進化のあり方である。

例えば、失業救済、職業紹介所、障害疾病保険といった国家の社会保障制度のほとんどは過去に労働組合〔や同業組合など〕によって案出された障害疾病給付、失業給付、ストライキやロックアウト手当、老齢年金といった仕組みを倣っている<sup>77</sup>。これらが制度化されたのは労働者階級が国家権力にとって無視できない大きな勢力となったからである。

イギリスが近代的財政制度を確立したと言われているが、イギリスで考案されたのではない。確かに、イングランド銀行が国債を発行し、それを議会が保証する制度を創り出した。また内国消費税をもって戦費に充てた。だがオランダはそれに先立って公信用など財政・金融制度を創発していた（当初は都市公債。金融市場でも先物取引やオプション市場が発達）。そのノウハウがイギリスに持ち込まれた。それがイギリスに定着したのは18世紀のイギリスでは支配層が中央集権的な近代国家を構築しており、その財政基盤を強化するために有益だったからである<sup>78</sup>。

またスウェーデンでは19世紀末頃から福祉制度が考案されてきたが、福祉国家形成を方向付けることができたのは福祉政策実施を主導した労働者階級が戦前には旧中間層、とくに農民層との政治的同盟（「赤緑同盟」）、そして〔第2次大戦〕戦後期には新中間層すなわちホワイトカラー層との政治的同盟（「赤白同盟」）に成功したが故である。これら三つの政治勢力が均衡するか、あるいはいずれかが後退するかは福祉国家の具体的な在り方に重要な影響力を及ぼした<sup>79</sup>。

ドイツにおけるワイマル体制からナチス体制への変異とナチス体制の崩壊後の「社会的市場経済」への移行過程はこの制度変化の内的メカニズムを明瞭に示す事例である〔本稿第1章〕。

ナチス体制は単なる専制国家ではなく、国家独占資本主義の一タイプとみる見方が有力である。栗原優によればファシズムは大衆民主主義の破壊により帝国主義的發展を図ろうとする独占資本主義が採る専制的国家形態である。政党や労組を始めとする自立的組織の解体とファシ



スト的再編＝「強制的同質化」とこれを維持するための恒常的動員体制とテロ体制を構築した<sup>80</sup>。

戸原四郎によればナチス運動は中間層を基盤とする大衆運動的性格をもつと共に独占資本主義の性格も持つ。ナチスは金融資本の独裁ではない。支配的資本としての金融資本がもはやそれ自身の蓄積を通じては社会的編成を達成できず、国家の介入によって初めて可能となる、という国家独占資本主義的状况である<sup>81</sup>。塚本健もほぼ同様の見解である。特に労資関係への国家の介入の強さや政治目的への資本蓄積促進策の従属にドイツ国家独占資本主義の特殊性を見出す<sup>82</sup>。

だが国家と独占資本が癒着していたとはいえるが、「政治目的に従属」したとまでは言えまい。国家独占「資本主義」であるからには如何にパラノイヤ的体制ではあれ資本の論理は貫徹しているはずであるし、実際、資本の利益は十分確保している。

確かに、ナチス体制が独占資本とナチスとが癒着し、中間層や労働者階級を自発的ないし強権的に取り込み、従属させることによって成立しているという意味では国家独占資本主義の異形的タイプと言えるかもしれない。問題はそれが如何にして成立したかであり、その場合、諸社会集団の勢力関係の変動が大きな要因となる。その変動には各社会集団の主体的関わりが決定的作用因となる。その観点からみれば、ナチス体制の成立の事情は歴史上の可能的な複数の選択肢の中から相対多数の社会成員が選び取った、という意味で歴史的必然性ではなく、蓋然性の世界にある<sup>83</sup>。そのナチス体制が崩壊した後、勢力を温存したテクノクラートや熟練労働者層が戦後西独経済体制構築の主力となった。

日本のファシズム体制は大衆的基盤はほとんどないが、軍部、革新官僚、新興財閥が結託して軍備を強化し、海外進出を進め、地主階級がそれに加担し、既成財閥が必ずしも積極的ではないにせよ、彼らを容認し、彼らと共に労働者階級や小作農民層を抑え込むことによって成立した。支配権を握ったファシスト勢力はナチスやソ連の統制経済制度の一部を取り入れ、日本の伝統的社会的土壌の上に、「公益優先」を皇国思想と強引に結び付けて制度として定着させた。

[本稿第2章]

イギリスの福祉国家も同様に保守的支配層が、戦時に国民諸階層を動員するために企画した諸制度が、戦後、労働者階級の勢力が優位となったため定着したものである。[本稿第3章]

アメリカのニューディール体制も国家独占資本主義の労資協調タイプの初期的形態といっよいが、それは単に革新的な諸政策の総称ではなく、経済危機に対処するため創発された諸制度が労働者融和的な支配層が優位となったために受容されたものである。戦時に産軍複合体が勢力を拡大した結果、戦後、ニューディールの諸制度の一部は抹消されるか、骨抜きにされた。とはいえニューディールを支持した諸勢力は消えたわけではなく、アメリカ政治経済の強力なカウンターバランスとなっている。社会保障制度を巡る紆余曲折の動静はそれを典型的に示す。

[本稿第4章]

ソ連における強権的統制経済システムもまた支配権を握った党官僚層が受容しえた諸制度(過去の遺物も含め)の総体である。支配的階層は己の外形に似せて社会の制度的枠組みを創

り出す。共産党官僚が支配する社会の国家機構は党の中央集権的システムの複製である。[本稿補論]

制度の進化とは従って、過去から創発され、残存・蓄積していた制度、ルール、政策手法のうち新たな社会的諸集団の勢力関係において支配的ないし主導的諸集団により採用・受容された諸制度の再構成である。

翻って現代世界経済をみれば、組織労働者の弱体化、中枢都市への富の集中、巨大金融資本優位のグローバリズムの進展の下、開放化と競争による高圧力の下で却って閉塞状態に追い込まれ、偏狭なナショナリズムが台頭し、閉鎖的なローカリズムへの引き籠り傾向も見られる。その状況を漱石の言葉を捩って言えば次のようになる。「グローバリズムに棹させば流される、ナショナリズムに働けば角が立つ、ローカリズムを通せば窮屈だ」<sup>84</sup>。

そうした先の見えない事態からの脱却の途は険しい。少なくとも、現在、必要なことは絶対平和主義の相互承認、労使関係を始めとする社会階層間の協調体制、自立的市民層（一定の財産がある中産階級というよりは、じっくりものを考えるだけの余裕のある安定した生活を営める人々）の遍し定着、地域経済圏の活性化とそれらのトランスナショナルなネットワークの形成ではなかろうか<sup>85</sup>。

1 中村尚司も同様の考えを示している（中村尚司『共同体の経済構造』（増補版）16-7頁。

2 青木昌彦『比較制度分析に向けて』260-5頁。内的な累積インパクトについては木村資生の分子進化の中立説を取り入れている（木村資生『分子進化の中立説』）。また木村雅則「青木『比較制度分析』の検討」参照。

3 いわゆる宇野段階論も明示的ではないが、制度ないし体制の変化や移行を資本主義経済の主たる実体的担い手たる資本と労働の組織化を軸に説明しようとしていると思われる。とりあえず、宇野弘藏『経済政策論』；宇野弘藏『経済学方法論』；山口重克『類型論の諸問題』；加藤栄一『現代資本主義と福祉国家』などを参照。

4 マーシャル『経済学原理』I、31-4頁。

5 ハイエク『個人主義と経済秩序』10-11頁。

6 ハイエク、F. A.『個人主義と経済秩序』27頁。

7 間宮陽介『ケインズとハイエク』（増補）。

8 ハイエク『個人主義と経済秩序』31頁。

9 ハイエク『個人主義と経済秩序』39頁。ここにも新自由主義者にはない思考の深さを感じる。

10 ハイエク、F. A.『法と立法と自由I』17頁

11 ハイエク『法と立法と自由I』19頁。

12 ハイエク『法と立法と自由I』63-4頁。

13 ハイエク『法と立法と自由I』66頁。

14 ハイエク『法と立法と自由I』124頁。

15 ハイエク『法と立法と自由I』129頁。

16 進化経済学会編『進化経済学とは何か』23-4頁。

17 西部忠編著『進化経済学のフロンティア』第1章。

18 ホジソン『進化と経済学』279頁。

19 ホジソン『進化と経済学』247頁。

20 ホジソン『進化と経済学』267-71頁。

21 ホジソン『進化と経済学』329頁。

22 ホジソン『進化と経済学』383頁。

井上義朗は新古典派を形式的自由主義と批判し(井上義朗『エヴォルーションナリー・エコノミクス』27頁)、カオス、複雑系理論を援用して市場経済を内生的な動態過程として把握する構造動学を提起する。一つの均衡過程が別の不均衡の原因となっていく(累積的因果系列)、終点をもたぬまま変化だけ続けていく市場過程論の世界を思い描く(井上義朗『エヴォルーションナリー・エコノミクス』48、193頁)。因果関係の時系列的把握は必要だが、外生的要因をどう取り込むのかは明らかでない。またどのように制度の変化が起こるかも説明できない。絶えず制度の進化が起きているのか。市場経済それ自身が崩壊するまで不均衡ダイナミクスが続くのか。岩井克人の不均衡動学理論の焼き直しであろうか。

ただ、総需要の減退する不況期に構造革命を行ってもうまくはいかない、という指摘はその通りであろう(井上義朗『エヴォルーションナリー・エコノミクス』176-9頁)。この場合、構造改革はどのような脈絡で登場するのだろうか。

23 一定の社会集団のうちに生活することは一定の観念、思考様式、行為様式、先入見、信仰を人々の心に刻印する(パレート『一般社会学提要』125頁)。

24 パレート『一般社会学提要』16頁。

25 パレート『一般社会学提要』115-138頁。

26 森嶋通夫『思想としての近代経済学』176頁。

27 パレート『一般社会学提要』333頁。

28 パレート『一般社会学提要』152頁。

29 パレート『一般社会学提要』257-8頁。

30 パレート『一般社会学提要』250頁。

31 パレート『一般社会学提要』253-4頁。

32 パレート『一般社会学提要』256、262頁

33 パレート『一般社会学提要』272-4頁。

34 パレート『一般社会学提要』292頁。

35 パレート『一般社会学提要』294頁。

36 パレート『一般社会学提要』294-5頁。

37 本訳書の校訂者、板倉達文はあとがきでパレートの理論を纏め、「社会は異質の要素のもつ作用力の均衡——大別すれば求心的に作用する力と遠心的に作用する力——によって成立する」と述べている(パレート『一般社会学提要』383-4頁)。

38 ジンメル、G.『社会学の根本問題』35頁。

39 ジンメル、G.『社会学の根本問題』16頁。

40 ジンメル、G.『社会学の根本問題』39-40頁。

41 ジンメル、G.『社会学の根本問題』72頁。

42 ジンメル『社会的分化論』16-8頁。

43 ジンメル『社会的分化論』24-5頁。

44 ジンメル『社会的分化論』33頁。

45 ジンメル『社会的分化論』35頁。

46 ジンメル『社会的分化論』145-6頁。

47 ジンメル『社会的分化論』67-9頁

48 ジンメル『社会的分化論』69-70頁。

49 ジンメル『社会的分化論』186-7頁。

50 ジンメル『社会的分化論』71頁。

51 ジンメル『社会的分化論』156-7頁。

52 ジンメル『社会的分化論』173-4頁。

53 ジンメル『社会的分化論』203頁。

54 ジンメル『社会的分化論』182頁。

- 55 ジンメル『社会的分化論』205-8頁。
- 56 ジンメル『社会的分化論』213頁。
- 57 ジンメル『社会的分化論』196頁。
- 58 森嶋通夫『思想としての近代経済学』第1部の6。
- 59 高田保馬『勢力論』173頁。
- 60 高田保馬『勢力論』4頁。
- 61 高田保馬『勢力論』178-80頁。
- 62 高田保馬『勢力論』329-31頁。
- 63 高田保馬『勢力論』339頁。
- 64 ポランニー、K.『大転換』207頁。
- 65 ポランニー、K.『大転換』208頁。
- 66 ポランニー、K.『大転換』209頁。
- 67 ブラックボーン, デーヴィド、イリー・ジェフ『現代歴史叙述の神話 ドイツとイギリス』45、50頁。
- 68 ブラックボーン, デーヴィド、イリー・ジェフ『現代歴史叙述の神話 ドイツとイギリス』134頁。
- 69 高田保馬『勢力論』233頁。
- 70 ウェーバー、M.『支配の諸類型』207-8頁。橋本健二によれば階級は「経済的な性格をもった社会的資源(富、威信、権力、情報)の種類や量によって区分された社会階層」と定義される。個人と全体社会をつなぐ中間的レベルである(橋本健二『階級社会』29-30頁)。うち新中間階級は専門職、管理職、管理職に繋がるキャリア組の事務職とされる(同上39頁)。
- 71 ゾンバルト、ヴェルナー『戦争と資本主義』24頁。
- 72 ゾンバルト、ヴェルナー『戦争と資本主義』30頁。
- 73 「戦争にも内生性の要素が存在する。例えば、1930年代に出現したドイツと日本の権威主義的国家は、他の多くの可能性の中から、経済ドメインにおいて発生しつつあった市場関係と伝統的社会構造の間の制度的不整合の進化[深化?]に対する、政治ドメインにおいて選択された愚かな「解決策」であった(青木昌彦『比較制度分析に向けて』261頁)。
- 74 ゾンバルト、ヴェルナー『戦争と資本主義』157-8頁。
- 75 ハウンシェル、D. A.『アメリカン・システムから大量生産へ』参照。
- 76 科学的管理法もフォードイズムも1900~20年にかけてではなく、20年代後半から30年代初期にかけて企業の新たな内部管理体制が模索されるようになってから初めて駆り立て体制[drive system]の質的修正として重要となった(ゴードン、D. M.ほか『アメリカ資本主義と労働-蓄積の社会的構造』104頁。トヨタのカンバン方式はアメリカのスーパーマーケットの在庫管理をヒントに開発されたものだが、すでに1920年代のソ連の一部工場で類似の方式が試みられていた。それが普及する条件はなかった(木村雅則 博士論文『ネップ期国営工業』692-3頁)。
- 77 ノイマン、フランツ『ビヒモス-ナチズムの構造と実際』347頁。
- 78 玉木俊明『近代ヨーロッパの誕生 オランダからイギリスへ』
- 79 宮本太郎『社会的包摂の政治学』96-7頁。
- 80 栗原優『ナチズム体制の成立』72頁。
- 81 戸原四郎『ドイツ資本主義一戦間期の研究』192-5頁。
- 82 ドイツ塚本健『ナチス経済』321-4頁。
- 83 「帝国主義的諸現象をその存在する当該時代の経済的階級的利益によって起こされたものとして説明することも可能だが、この理論は経済史観から論理的必然的に推論されるものではない」(シュムペーター、J. A.『帝国主義と社会階級』31頁)。
- 84 木村雅則「日本における地域経済圏の形成-道州制の経済的基盤」58頁の表現を修正した。
- 85 同上。

## 第1章 ドイツ近現代史の事例

### 1. 帝政時代からワイマール期まで

ドイツ史において帝政時代と呼ばれる1871年～1918年から始めよう。帝政ドイツは18世紀末からの農業革命、19世紀半ばからの産業革命のブレークスルー及び旧体制の解体的危機を経て、ブルジョアジー、特に上層ブルジョアジーが旧体制の支配層<sup>1</sup>（ユンカー、国家官僚及び軍部の上層）と結びついて成立した。従って「立憲君主制」という国家形態をとった<sup>2</sup>。

帝政期のビスマルク政府は「大土地所有分布の階級措置における現状」を凍結した。特に東エルベの大土地所有者の「集団的な所有身分」を擁護し、彼らの特権的な地位を都市下層住民たちを犠牲にして守り通そうとした。

他面で工業関税は重工業を助長したが、輸出志向の完成品工業や軽工業を著しく不利にした<sup>3</sup>。1890年代には急速な工業化が進展する。工業化社会への変化に対し、伝統的な硬直した政治体制は適応力を欠き、ただ競合する権力中心の短命な妥協によって体制を維持しようとして、益々硬直した状態へ入り込んだ。ヴェーラーはそれを「調整なき権威的多頭制」と呼んだ<sup>4</sup>。ただヴェーラーはドイツにおける権威主義的伝統を強調し過ぎたようだ。

ジェフ・イリーによればドイツにおいて自由民主主義が欠如したことは社会的・政治的諸勢力の特殊なバランスに起因する。ドイツ工業家中央連盟内の工業家たちの政治的右翼傾向も彼らの事業を繁栄させた資本主義的合理性という文脈においてのみ理解されうる。重工業の独占資本の経済的権力は労働過程の統制を容易にし、企業家父長主義を導入させた。[しかし、同時に大規模工業であることが労働者の組織化を容易にし、]黄色組合創設、職場での直接的監視や社会保険などによっても労働者政党の成長・発展を阻止できず、その政治的問題性こそが重工業家たちを民主主義に対する対抗のために大土地所有者層の代表者たちと連携させた。

ともあれブルジョア革命とは資本主義的所有関係の発展を保障する法制的政治的構造の確立に成功することであるならば、ドイツにおけるそれは軍事的に強制された統一によってプロイセン国家の後見の下で行われた上からの革命であった<sup>5</sup>。

19世紀中葉には自由主義的感覚をもっていた大ブルジョアジーも存在していた（1861年創立の国民協会）。1870年代にはブルジョア的刻印を受けた公共社会と政治も作り上げられた（限定的ではあれ、法の前の自由、集会・結社の自由など市民的基本権の保障）<sup>6</sup>。しかし、ブルジョアジー内部は政治的に分裂していた。自由主義的、保守主義的、カトリック的な諸グループがあり、インフォーマルだが強固な結びつきのネットワークを基礎にしていた。ブルジョア諸政党は労働者、中間層、農民を取り込めず、彼らの挑戦を受けることになる。帝国議会における男子普通選挙権などの「民主化」は労働者階級の利害を政治の舞台に接合させ、社民党の台頭を齎した。製造業や商業における経済集中過程は大ブルジョアと小ブルジョアへの階層分化を促し、手工業者や商人たちの間での団体結成を進めた。1893年に創立された農業者同盟（それ自身は大土地所有者を中心とした大衆的農業団体であったが）は農民たちの

反エリートの怨恨を取り込むことに成功した。急速な資本主義的变化は様々な形態の不満を生み出し、この不満は政治舞台に転位した。ドイツ国家はそれら諸階層の多くの妥協の結果であった<sup>7</sup>。

労働者階級の組織化は進む。

1875年に自由労働組合が設立された。1900年には組合員は68万人を数えた。1913年には250万人を超える<sup>8</sup>。それを基盤とする社会民主党SPDが勢力を伸長した。

労働協約件数は1909年の約5,700件から1913年には10,900件に増加し、それらがカバーした労働者数は102万6千人から140万人に増大した。だが労組は労働協約締結などに際し、労働者の代表とは認められていなかった。その権利の獲得過程は第1次大戦中に加速し、ドイツ革命を流産させる試みの中で一挙に達成された。

それは大戦中、労組やSPDの戦争協力に対する報償として、また戦時経済編成の必要から、「労働共同体」(資本家団体と労働者団体によって結成)に象徴される労資協調関係の国家による促成という形で進展した。それは労資関係における「域内平和」の拠点となっていた。労組だけでなく、国家ことに軍部は推進派であった。代表的産業の資本家団体が「労働共同体」の結成や労働争議調停制度に抵抗した時に、軍部が介入して進めることもあった。もっとも団結権の行使は規制されていた。重工業部門においては1918年夏までは「労働共同体」は資本家団体が拒否して実現されず、労資関係は基本的に団体協約によってではなく「家父長的観点」によって律せられてきた。公的失業救済制度もごく貧弱であった<sup>9</sup>。

資本の組織化も進む。

業界団体や使用者団体は19世紀後半、特にドイツ資本主義が金融資本＝独占資本主義段階に移行し始める1870年代以降に成立し、その勢力を増した<sup>10</sup>。1876年にはドイツ産業家中央連合が設立される。産業家中央連合と農業者同盟は「生産的諸身分のカルテル」において直接に協同した。輸出志向の完成品工業や軽工業を代表する「産業家同盟」は1895年に設立されたが、1906年に産業家中央連合と利益共同体を形成することを決定した。

1913年には彼らは「ドイツ使用者団体連合」において協力し、更に1914年に「ドイツ工業戦時委員会」で協力した。これら組織は殊に第1次大戦中の1916年から1919年にかけて飛躍的に発展し、1919年に2つの中央団体は合同して「ドイツ工業全国連盟」となった。商業の利害のためには商業会議所が活動していた(1861年以後は「ドイツ商業会議」)。ドイツ工業全国連盟は29年における24業種の企業家団体約1900のうち21業種約700団体(37%)を組織していた。工業に限れば1305団体のうち643団体(49.3%)を組織した。この1305団体には多くの手工業団体が含まれていたから、純粋の工業領域での組織率は更に高い。しかも企業単位で見れば、1企業が複数の団体に加盟しているのが通例であるから、全ドイツ工業企業に対する全国連盟の組織率は70～80%になると考えられている。組織の中心となったのは業界団体であるが、これは主に業種別の企業家団体とカルテル(シンジケート含む)から成る<sup>11</sup>。

第1次大戦前夜の政治状況は緊迫していた。

1912年の帝国議会では社民党は進歩人民党と共に最大のブロックを形成していた(議員397名中152名)。それに対抗して大工業と大農業主が接近する。主力金融勢力は基本的に慎重路線であった。支配的諸集団は攻撃的手段による防衛政策を志向した<sup>12</sup>。

1913年8月、ドイツ工業家中央同盟(大工業)、農業者同盟(大農)、全ドイツ中産階級連盟(手工業者、商業、小家主、都市の小地主などが結集)の連合は「創造的身分のカルテル」を締結する。その目的は勢力を伸ばしてきた社民党や自由労組の活動の弾圧、労働者向けの現行の社会政策の削減、労働者をもっと働かせること、農工生産物の価格保護、経営における権威と秩序の維持、中産階級への十分な社会政策、民族共同体と強大なドイツ国家の建設であった。[こうして点で支配的諸勢力と旧中産階級とは利害の一致を見出したのである]。給与生活者などの新しいタイプの間層はひとまず「自由主義的なハンザ同盟」に向かう<sup>13</sup>。

大戦期に入ると、使用者と被用者の間で域内平和——不安定な妥協が成立する<sup>14</sup>。総動員体制の下で労組は労働の自由を断念する代わりにあらゆる経営に労働者委員会、並びに労働争議の調停-仲裁委員会の設置を求めた。社民党、自由主義左派、中央党が初めてそのために結束した。この多数派が後に1917年7月の「平和決議」を可決したのである<sup>15</sup>。

閉鎖性と高圧力の環境の中、別の形で統合化が進行した。

第1次大戦とその敗北後の深刻な危機的状況に直面し、ドイツ社会が変わる大きな岐路に立った。1918～19年の革命情勢は流動的であった。「社会的抗議運動とこれが生んだ労兵評議会(レーテ)のダイナミズム」が示される<sup>16</sup>。体制的危機に直面して、重工業資本家団体は一転して労資協調に転ずる。

1918年11月10日、社会民主党、独立社会民主党(USPD)、民主党からなる仮政府「人民委員評議会」が樹立された。同年11-12月には労兵レーテが権力を握ったが、当面の目標は社会主義革命ではなく国民会議招集、軍隊民主化、鉱山社会化などであり、第二帝政とその直接的支柱である軍部・重工業の打倒であった。だが社民党・自由労組指導部は18年11月のエーベルト=グレーナー協定(軍部との及びレギーン=シュティンネス協定(中央労働共同体協定)を通じて軍部・重工業と結び、労働者・兵士大衆を圧伏した<sup>17</sup>。

平時経済への移行において企業家と労組の制度的協力を必要として11月15日、中央労働共同体協定が締結された。企業家にとっては社会化に対するリスク保険とも見做され、労組にとっては中央組織が大衆運動に対抗しつつ、社会・経済政策に対する統制を維持するための保証と見做された。従業員50人以上の経営においては労働者委員会が選出され、労働協約の実現に係る共同決定権が保証された。職業紹介所、仲裁委、中央委は労資同数で構成される<sup>18</sup>。

この協約では団結権の完全な公認、団体協約や調停制度確立、8時間労働制施行、労働者の経営「参加」、労働者の「生存権」などが謳われた。そうした要求はほぼワイマル憲法に取り入れられた[反体制勢力の取り込み]。但し、それは「社会主義革命の流産という代償を払ってプロレタリアートが手に入れた」ものであった<sup>19</sup>。

1919年選挙では社民党、中央党、民主党からなる中道左派が勝利し、憲法制定へ向かう<sup>20</sup>。ポイカートによるワイマル憲法の評価は中々に手厳しい。「この憲法は19年の力関係の現実主

義的な表現である。敵対的な社会対立、組織された特殊利害、競合する世界観や価値観の調整であり、競合する諸々の内容を取り集めて1つの意識的に多元的な妥協をつくりあげる。新しい基本権は地方自治や職業官吏制度を保障し、宗教的共同体の権利と文教制度の基本的特質を規定した。「経済生活の秩序」を「公正という原則」と「万人の人間の尊厳にふさわしい存在」という目標に結びつけ、「この限度内で」「個々人の経済的自由」を保障した。

1918年の革命の期待と革命を収束させた階級妥協との両方を反映したこの試みから、とりわけ社会化、労働保護、社会保険、職業紹介と失業者保護、労組の結社の自由、経済評議会における共同決定権が導き出された<sup>21</sup>。

いずれにせよ結果としては文言上、生存権を含むほぼ理想的な憲法が出来上がった。

1920年には中央労働共同体の発展形態として全国経済会議が設立された。中央労働共同体が工業の労資団体のみで構成されたのに対し、これを包摂する形で全経済分野を対象としていた。原則として労資同数の10部門（工業、農業、商業、銀行・保険、手工業）、326名の資本金家団体、労組その他の諸団体の代表により構成された。ただワイマル憲法ではその第165条で全国経済会議に経済大臣に対する社会・経済政策関係の法案に関する諮問答申権のほか、独自の法案提出権が規定されていたが、設置された時には法案提出権は削除されていた。全国連盟はこの権限の制限に批判的であったが、労組幹部との接触を深める場として重視してはいた。栗原優は、それ自身、寡頭支配体制をもつ労資団体の指導部がその代表を任命する非民主的な寡頭支配層の癒着の場となっていた、と断ずる<sup>22</sup>。

経営評議会は1916年の祖国勤労奉仕法による労働者委員会を先駆としているが、その具体的法制化はレーテ運動を取り込んだ後になされた。経営評議会はドイツ革命、とくに19年初めのその第3局面においては労働現場における労働者の権力機関としても機能した。労組は当初、それを競合組織とみて、距離を取っていたが、やがてそれは職場において労働者を動員する道具となり、労組の影響力を高めるのに貢献した。共和国憲法は第165条において各級のレーテ制度を通じた労働者の共同決定権を定めていた。

1920年2月4日には経営評議会法が成立し、経営レベルで具体化した。しかし、共同決定権は一方に偏っていた。労働者代表の権利はむしろ控え目で、彼らの活動は経営の目的と経営内平和を目指すように義務づけられていた。解雇予告に対しての異議申し立て権や社会領域における参加権は与えられていたが、決算書の閲覧権や監査役会1人ないし2人の代表者を派遣する権利は実効的でなかった。経営内の頻繁な選挙闘争は系列別労組の競合的立場を硬化し、経営における社会的対立を極度に政治化した。ことに共産党系や社民党系の対立が激しい<sup>23</sup>。

政情不安のまま、戦争による破壊、賠償問題、ハイパーインフレーションなどのため極度の経済的困窮に陥る。1923年8月以降、街頭闘争や暴動が頻発するようになり、危機的政治情勢の中、政府は決断を迫られた。各勢力の政治的妥協を通して1923年10月15日にレンテンマルク法が制定され、通貨改革を断行し、24年3月には予算均衡を達成した<sup>24</sup>。

1924年の戦後インフレーションの収束は戦後復興の出発点となったが、同時に安定恐慌を伴った。それにより信用関係が整理され、在庫調整が進んだ。その後、外資導入に大きく依存しつつ産業合理化を行い、26年から景気回復に向かう。それは物価安定の下での生産を拡



大するという数量景気であった。それを可能にしたのは生産財産部門における独占的大企業の中位安定価格政策であり、また公共投資及び民間の設備投資の増加であった<sup>25</sup>。

ともあれ、1924年の国会選挙では共和国支持の穏健政党が勝利し、極左・極右政党は敗北した。25年6月、ドイツ工業全国連盟総会で会長のカール・ドゥスベルク（I. G. ファルベン監査役会長）は共和国支持を表明した。26年9月の全国連盟総会でのジルヴァーベルク（『ライン褐炭』の監査役会長）はその演説で次のように述べた「労働者階級との協力なしには統治できない」。「ドイツ労働者階級の圧倒的多数がその政治的代表と考えている社民党の協力なしに統治すべきでない」。「ドイツ社民党は責任ある協力へと歩み寄るべきである」。

大多数は賛意を表明したが（化学、電機、光学、繊維などの業界の大勢は支持した）、鉄鋼業など重工業界の多くは批判的であった。中小企業も抗議した。

民主党、中央党は歓迎した。人民党左派は労働者と協力は正当だが、ジルヴァーベルクが政党政治に介入したことは批判した。社民党はその公的なイデオロギーを考慮して慎重であったが、工業家が労働者階級との協力を望むならば彼らの政治的利益代表の行動と要求を尊重すべきであると主張した。

ドイツ労組総同盟は社民党の入閣には積極的であった。キリスト教労組は基本的に歓迎した。左右両極の共産党と国家人民党は拒絶反応を示す。全国農村同盟は左翼同盟形成による関税引下げを警戒し、会長カルクロイト伯は農業界に右翼戦線の結成を呼び掛けた。

1926年10月、全国連盟幹部会及び理事会は次のような声明を出した。「企業家階級と労働者階級の協力を促進するに適したあらゆる努力を歓迎する。但し、政党政治はドイツ工業全国連盟の任務ではない」。この但し書きにおいて重工業を中心とした「強力な少数派」は全国連盟首脳部の大連合政策におけるイニシアチヴを阻止した<sup>26</sup>。

こうして内部に不協和音を抱えながらもワイマル体制が成立した。アーベルスハウザーはワイマル共和国における社会コーポラティズムの起源は少なくとも形式の上では帝政時代にある、という。団体調整的市場経済は1873年から遅くとも世紀転換期までの間に旧来の生産体制と交代した。それは国家による自由主義的諸改革の結果、生まれてきた。1873年から90年代半ばに労働者や新旧中間層の団結や社会保護を巡る社会問題が発生し、経済的・社会的介入政策が実施された（関税政策や社会保険など）。またこの時期に1860年代までに確立した営業の自由や自由主義経済の原則を制約するようなカルテルや様々な利益団体が台頭し、法的な位置づけを与えられた<sup>27</sup>。

コーポラティズム・モデルでは利害調整の過程は競争原理にその機能を依拠する市場プロセスとしてではなく、緊密な協同のもとで「市場」を分割する「大きな」社会集団のカルテルとして解釈される。これは参加する経済諸団体と労組に関して高度な自律性と自治を前提する。これら団体も同時に国民レベルでの経済政策的・社会政策的決定過程に組み込まれている<sup>28</sup>。

1920年代後半の相対的安定期に労働者が獲得した8時間労働日、失業保険導入といった諸成果は団体調整的な特徴をもった政府、企業者団体、労組の三者間の利害調整システムの枠内において達成された。

ドイツ労働総同盟ADGBは26年初めに毎週開催されていたドイツ工業全国連盟RDIの代表との「形式ばらない」会合なども含む共同作業で内密にイニシアチヴをとっていた。経

営側も輸出指向型の一連の新産業（I. G. ファルベンなど）は労資協調的であった。だが、重工業は否定的であったし、中小企業も大企業の合意が自分たちの負担で進む可能性を恐れた。

また三者間の利害調整システムの軸足は益々国家に置かれるようになった。労働大臣はとくに賃金交渉における法的拘束力声明の取り扱いを通じて仲介者の役割を超えた「指導者機能」を引き受け、それによって利害調整の過程に権威主義的要素を持ち込んだ。労組もブルジョア的に統治された国家の介入が「市場の独裁」からの必要な保護を期待した<sup>29</sup>。

こうした聊か心もとない労資協調体制の下で産業合理化が推し進められた。1924年8月のドーズ案受け入れ後、輸出拡大により得た外貨で賠償支払を行うには国際競争力強化が喫緊の課題となる。そのためには産業合理化を遂行せねばならない。

25年4月、全国連盟は経済綱領特別委員会を設置し、12月初め、『ドイツ財政・経済政策』という覚書を公表した。そこで生産過程の改善と低廉化を図るため合理化のあらゆる可能性を開拓することを提唱した。また合理化の資金源としての内部資本形成強化の要請から財政支出削減を求めた。但し、重工業界はこの綱領に批判的であった。[公共事業拡大を求める?] また賃金決定における国家の「強制的介入」を非難した。

全国連盟と歩調を合わせるかのように、25年9月、ドイツ労組総同盟の大会は経済界に合理化促進を要求した<sup>30</sup>。

26年には労働総同盟、自由職員総同盟、公務員総同盟は連署で『ドイツ経済政策の現在の課題』を発表し、産業合理化を支持した。社民党も組織資本主義論を打ち出して理解を示した<sup>31</sup>。

だが1920年代後半の経済情勢は厳しかった。

ドーズ案による賠償履行は財政支出面で負担を増大させた。何より「外貨送金保護」の規定はドイツ自身の財政・経済管理を外国の指導の下に置いた。相対的安定期におけるドイツ資本主義経済の特徴は外資導入による設備投資の強行にあった。それは世界市場との特殊な結合関係を作り出した<sup>32</sup>。輸出拡大によって外資を返済するため、世界市場に過度に依存し、金為替本位制に固守せざるを得なかった。また賠償金の負担は公共投資や社会保障費を制約した<sup>33</sup>。

相対的安定期において外資が果たした役割は極めて大きい。外資はかなり短期信用偏重であり、1924年から28年までに流入した外資148億ライヒスマルクのうち明白な長期信用は4割強に過ぎず、しかも短資のかなりは設備投資に充用され、これも不安定要因を助長した。またその債権国の構成はアメリカに偏っていた。24年から31年前半に流入した長期資本95億マルクのうち過半はアメリカ資本であった。

大雑把に言えば、ドイツは1924年から31年の間に約110億マルクの賠償を支払い、その間、各種の形態で約180億マルクの外資を借入れ、そのほぼ50%はアメリカからの借入であった。この期間中、戦債勘定におけるアメリカへの支払いは約80億マルクに相当する。

ドイツへの他の債権国の資本輸出も直接、間接にアメリカの海外投資に支えられていた。他方、債務者の構成は、長期の外債だけみれば民間借入は全体の37.6%に過ぎず、その他は多かれ少なかれ公共的性格を持った団体・組織の起債に関わるものであり、民間設備投資を圧迫した。但し、公共投資の不足を補完し、政治的安定には寄与した。

相対的安定期のドイツ経済は特殊な慢性的不況状況を基底に持っていた。慢性的な失業の下における賃金の下方硬直性、大戦とインフレ期に形成され、隠蔽されてきた過剰資本が通貨安

定により一挙的に露呈し、現実資本の過剰の下における貨幣資本の不足、資本不足の非独占企業への皺寄せ、不況状況への国家の介入を余儀なくされた。外資はそうした慢性的不況状況を糊塗ないし緩和し、時に露呈させた<sup>34</sup>。

重工業は長期外資を梃子として「合理化」を進めた。それは同時に独占組織再編の強化を伴った。硬直的な独占価格の設定により過剰資本を温存、隠蔽した<sup>35</sup>。

銀行の産業に対する影響力は著減したとはいえ、銀行と大多数の産業企業との関係では戦前よりもむしろ「癒着」の度合いは強くなった。一部巨大企業との「人的同君連合」personal union関係はより進展した。しかし、戦前と同質のものではない。「相対的安定期の銀行と産業の癒着は金融機構上、発展の展望のない無理な癒着」であった。ベルリン大銀行の監査役派遣数は確かに戦前より急増した。だがそれは主として銀行合併による支店網の拡張に起因しており、比較的規模の小さい企業との関係を深めたことを意味する。派遣数が多いからと言って、銀行の影響力が強まったわけではない。例えば、合同製鋼には民間のベルリン大銀行が全て監査役を送っている。銀行に互いに競争させるという意図も見える。銀行は株式保有だけでなく、預託株式でも影響力を行使しえたが、企業側にも複数議決権付き優先株が登場し、それが防衛株となる。大部分は産業企業の支配者の手元に留められ、大銀行の影響力を制限した<sup>36</sup>。

独占体は再編される。

相対的安定期に成立、発展した独占組織はそれ自身、独占的性格を持つコンツェルン（資本参与関係の存在）及びドイツ流のトラストを軸心とし、カルテルがその軸心を水平的に貫くという重層的構造をもって構成されていた。重工業、電機、化学工業におけるコンツェルン比率（トラスト的結合含む）は公称資本金の80～98%にもなった<sup>37</sup>。

1923年の加速的物価高騰がカルテルの価格規制力を無効化し、カルテルは衰退した。コンツェルン形成運動は既にインフレ期に始まっているが、相対的安定期にコンツェルンが抬頭し、領土割譲、企業設備接収で政府から補償金あるいは外国への売却金を獲得した。また石炭供給のネックを解消するため炭鉄混合が進んだ。

鉄鋼業では1つの中核的独占体として合同製鋼が形成され（トラスト形成の動機は合理化）、1つの強力な石炭カルテル及び粗鋼カルテルを中心として多数の各種鋼製品カルテルが配置された。拡張のための資金源は究極的には外債と自己金融である。

インフレ期に自己の商業部門を新設、拡大した数個のコンツェルンは24年にシンジケートを結成し、市場を非競争地域と競争地域及び両者の中間地域に分け、非競争地域ではシンジケートの独占的販売を認めた。うち製鋼連合は各種カルテルの上部カルテルの性格をもつ（1904年に設立、25年に再建）。粗鋼共同体はカルテル結成時、粗鋼生産のほぼ9割を擁する31社の参加によって結成され、総割当高の95%以上をコンツェルングループが支配した。

26年10月には国際粗鋼共同体が成立した。これは切断されたドイツ重工業統一体のいわば復元運動であった。ローヌ、ルクセンブルグ、ザールといった重工業地帯における資本間の癒着関係が国際カルテル成立の実質的基礎であった。利害対立の調整に主として当たったのがルクセンブルグの巨大鉄鋼コンツェルンARBEDである。これは戦後、抬頭してきたアメリカ鉄鋼業との対抗的行動でもあった。さしあたり生産割当を規制手段とする。

だが大恐慌期にはその脆弱性を露呈した。これはドイツ金融資本の組織性の限界を示す。30年代には国家による国内市場の拡充とヨーロッパ市場の権力的組織化に向かう<sup>38</sup>。

化学工業ではIGファルベン自身の存在がトラスト本来の市場規制的役割を果たす。8大企業が利益共同体的形式により集結したものである。20年代後半にはトラストを中核に参与と利益共同体協約とを主要手段とし、カルテルを補助手段として行われた国内市場のほぼ完全な規制と製造技術の独占化により生産的投資と世界市場的拡張を相互促進的に展開した。また海外で会社を設立し、外資を吸収した<sup>39</sup>。

電機工業では証券的支配を主要手段とした電機コンツェルンつまりAEGとジーメンスによる2元的支配体制が確立していた。ジーメンスは株式資本金の構成比が低く、社債及び各種債務を含む債権者勘定の割合が極めて高い。社債の中では外債が圧倒的に多い(中でもアメリカ債)。債権者勘定では顧客の内金払い、系列会社の預け金などが大部分であり、金融機関からの借入はネグリジブルである。競争激化の恐れがある場合には双方が共同参与やカルテル結成という形で共同行動を採った。例えば、電球では共同で会社を設立した。更に25年にはGEと国際電球カルテルを結成した。潤沢な外資と海外需要の増大という条件の下では両者の摩擦は少ない、という意味で他律的であった。

直接的にヨーロッパ企業と競争するというよりは参与、貸付の強化を通じて、ヨーロッパ諸国の拠点企業を抑えていく多国籍的進出を試みた<sup>40</sup>。

1928年には国内市場は低迷するが、独占資本はカルテル二重価格政策によって輸出を伸ばした。それも国際競争激化のため、28年後半には頭打ちとなる<sup>41</sup>。

ワイマル期の労資関係は基本的に1918年11月に労組と大工業の指導部の間で締結された中央労働共同体協約によって定められた。この協約では団結権の完全な公認、団体協約や調停制度確立、労働者の経営「参加」などが規定され、それらはほぼワイマル共和国憲法に取り入れられ、法的根拠を得た。それにより労組組織は飛躍的に伸びた。[表I-1]

1920~22年には労組員数は1千万人を超えた(3労組)。その後、半減するが、20年代末には600万人台を維持していた。中でもドイツ労組総同盟(自由労組)は組合員約500万人を擁する一大勢力であった。

表I-1 労働組合員数

	ドイツ労組 総同盟(自 由労組)	キリスト教 労組	ヒルシュデ ユンカー労 組
1913	2,804	431	113
1918	2,086	477	125
1919	6,672	1,018	208
1920	9,601	1,292	248
1921	9,086	1,218	248
1922	9,583	1,312	231
1923	8,664	1,168	217
1924	5,539	767	160
1925	4,908	725	170
1926	4,637	645	176
1927	4,801	728	181
1928	5,366	771	182
1929	5,629	799	182
1930	5,507	772	174
1931	5,036	672	—

単位：千人

出典：塚本健『ナチス経済』91頁

労働協約も急速に普及した [表 I - 2]。殊に重工業での普及が顕著であり、20年代、適用労働者の比率は約40%である。軽工業は逆に比率が減り、20%台に留まった。

中央労働共同体協約 (同権的・集团的労資関係の理念) における労資関係は社会的自由の理念に立脚しており、[理念としては] 国家の直接的介入は忌避していた。例えば、全般的な最賃制への指向はなかった。

表 I - 2 労働協約適用労働者構成 (%)

	1912	1918	1920	1922	1925	1927	1929
重工業	16.8	28.0	41.2	37.4	41.5	35.4	32.4
軽工業	32.2	44.1	23.1	18.5	21.0	22.4	22.3
建設業	37.9	12.5	5.3	5.7	1.9	3.1	7.7
その他	13.1	15.4	30.4	38.4	35.6	39.1	37.6

出典：塚本健『ナチス経済』90頁。

労働協約それ自身は重工業を除き、大戦前からかなり普及していたが、1918年の労働協約令は戦前にはなかった「不可変性」(内包的 [=いったん決めたら有効期間中は内容を変更しない?]) と「普遍的拘束性」(外延的 [=個別企業の枠を超える?]) を協約に付与し、労働協約に個別的契約に対する優先性を与えた。その延長上に最賃制も展望していた。実際に23年の家内労働法は家内労働における最賃制を実質的に実現した<sup>42</sup>。

賃金も1927年までは自主協約を主軸に、強制協約を副軸にした労働協約・争議調整制度の下で決定され、労資の摩擦を鎮静しつつ、実質労働収入の着実な上昇が実現された。しかし、27年末、外資流入は停滞の様相を示すと共に資本も余裕を失った。28年に入ると、労組に先制攻撃を加え労資対立が深まった。

国家は労資関係への介入を強めるが、その規制力は弱まっていた。28年下半期、鉄鋼業労働争議に対する国家規制は事実上、破綻した。調停官裁定の労働大臣による拘束力宣言は無視され、政府も使用者側に譲歩せざるを得なかった。

30年までは協約賃金は順調に伸びていた。労働協約締結の普及、国家によるその促進及び協約期間の長期化によって、失業率が高いにも拘らず下方硬直的であった<sup>43</sup>。他方、28年を境に協定外手当は急減し、29年以降は大恐慌の影響で総収入も減った [表 I - 3]。

表 I - 3 賃金

	週協約賃金	協定外手当	総賃金収入	税・社会保険拠出金
1913-14	—	—	31.05	1.80
1924	30.57	1.53	32.10	2.05
1925	38.23	3.06	41.29	2.60
1926	41.07	2.46	43.29	3.05
1927	43.00	4.73	47.73	4.30
1928	46.32	5.10	51.42	5.05
1929	48.54	4.73	52.91	4.85
1930	49.19	1.97	51.16	4.90
1931	46.60	1.85	48.45	—
1932	39.95	1.20	41.15	—

出典：塚本健『ナチス経済』96頁。(単位：マルク)

労働条件を巡る労資の交渉も中々自発的合意は難しい。中央労働共同体協約第9条に基づき、労働時間規制令（18年11月23日のそれは労働者向け、19年3月18日のそれは職員向け）により最大限8時間労働日を定めた。但し、動員解除諸命令の一環としてあくまで暫定的であり、立法の趣旨は労働保護ではなく、労働時間を限定することによって労働機会を増やし、復員に伴う失業を緩和することに重点が置かれていた。

1918年12月17日の補足令で動員解除管理官に超過労働時間の承認権を認め、これを巡り労資が対立した。政府は労働時間問題は労資の労働協約に委ね、調停制度を通じて適宜介入する方向性であった<sup>44</sup>。

仲裁委は19年に復員の諸問題の解決を容易にするため設置された。もし労働協約当事者の双方が同数の調停委において一致しない場合には最終審の裁定を国家の側が拘束力あるものと宣言しうる、という制度である。23年10月30日、仲裁制度令が發布され、23年11月21日、労働時間令により定着した。しかし、実際には国家の強制調停は労働協約当事者双方を非妥協的立場に固執させることになった。国家が妥協締結の労苦を引き受けることになる<sup>45</sup>。

23年の規制令では8時間労働日の原則は掲げているが、適用除外の機会が拡大した。8時間労働日は最大限度ではなく、規範的基準となった[努力目標?]。最大限は事実上10時間であった。他方、法改正によらない（つまり法律違反）労働時間延長の試みも特に重工業で進められた。26年10月現在の工場監督局の調査によると（調査対象75万人の労働者）、週48時間超の就労は53%に達した。その後、景気が悪化する。27年4月14日の労働時間緊急法は25%の超過勤務手当を認めた。健康有害労働の8時間労働の厳守を求めた<sup>46</sup>。

1923年10月、石炭事情の急激な悪化を背景にルールの炭鉱資本家は労働時間の8時間半への延長を通告した。労組側は7時間半まで譲歩するが、当事者間の交渉では合意に至らない。24年5月の労働時間を巡る争議は団体交渉では決着がつかず、最終的に仲裁官の仲裁裁定（7時間の作業方に加え、毎日1時間の残業を行うが、賃金は5%引上げ、労働協約解約不可能期間を短縮）に対し労働大臣が拘束力宣言を行い、労資が受諾した。それ以降、労働争議は自主的な団体交渉によってではなく、国家調停により収束した。労組は国家の助力によって初めて「交渉力」を獲得した<sup>47</sup>。

1923年末、鉄鋼業で3交替制（労働時間が短い）から2交替制への転換が行われた。これは労資双方にとり、暫定的と見做されていた。景気回復に伴い25年1月、政府はコークス炉及び高炉について3交替制の実施を命じた。

27年7月末、ドイツ鉄鋼業の中枢をなす北西地区における労働時間に関する協約が破棄された。27年8月から年末までについては調停官の裁定に対し労働相が拘束力宣言を行った。2交替制の維持を前提に週労働時間を59時間から57時間に短縮するという妥協である。28年初め以降は3交替制を全面实施する。資本側はその延期を申し入れた。調停官の裁定はトマス炉の日曜労働を認めた上で3交替制を即時実施し、冷間圧延、マルタン炉、電炉その他は2交替制を維持する、又は一定の猶予期間を経て、3交替制を実施する、時間賃金率は2%引上げる、というものであった。資本側はこの裁定を拒否した。12月に労働相の拘束力宣言が出され、2%の時間賃金率引上げが行われた。その後、労資対立は賃金率に移った<sup>48</sup>。

28年秋のライン・ルール地方の金属工業の賃金紛争では労働協約当事者双方が妥協せず、国家の仲裁裁定により決着した。だが企業家は強制仲裁制度を公然とサボタージュした。

28年11月、鉄鋼企業は約22万人の金属労働者をロックアウトしたが、ロックアウトされた労働者は国家の社会扶助を受け取った。企業家は新たな裁定（より控えめな賃金規定）を受け入れた<sup>49</sup>。当初、強制的調停制度に反発していたドイツ労働総同盟も28年には「経済民主主義」を標榜してこれを評価した。資本の側は不満が募る<sup>50</sup>。

世界恐慌期にイギリスやアメリカのような他の国では初めて利害政治の団体調整的形態が形成されたが、ドイツでは労資協調のかつての力強さを再び活性化させられなかった<sup>51</sup>。

大量失業のもと、社会的勢力バランスは明らかに企業家に有利に変化した。ただ危機に直面して労資双方の代表者は少なくとも部分的な利益共同体を実現できるとは考えていた。30年5月、6月に将来の経済政策、社会政策、金融政策の諸原理についての共通の基本声明を成立させる意図でドイツ工業全国連盟RDIの委員会とドイツ使用者団体連合VDAにドイツ労働総同盟の代表者を加えた交渉が行われた。社会立法をドイツ経済の達成可能な枠内で維持し、予算均衡、失業保険維持、高収入の職員層と官吏から「特別危機拠金」を要求し、生産コストを低減させ、商品価格を引下げることが合意した（デフレ合意）。

しかし、共同声明草案はRDIとVDAの指導的メンバーが反対し、労組も最終的に声明文に同意しなかった。30年10月には新たな交渉が開始されるが、「デフレ合意」には至らなかった。

31年12月、32年1月と3月、暫定国家経済評議会が「雇用創出による生産向上に関する特別中央委員会」（委員会自体はすでに31年8月に同評議会により設置されていた）の名で経済的な緊急事態に取り組んだ。国家経済委員会は直接的な景気対策を行う方向性を受け入れ、国債による12~18億ライヒスマルクの規模の雇用創出を提案した<sup>52</sup>。労組との自由な労資協調政策の反対者は主として重工業であったが、強力な労働運動と大企業の相互作用の犠牲になっていると感じていた人々も反対陣営に加わった。強固に組織されていなかった自立的な手工業者・商人、小規模な事業主、過度な負債を抱えた農民のような旧中間層及び官吏、職員層のような新中間層である<sup>53</sup>。

このようにワイマル共和国憲法の理念を掲げ、労資協調を基調としたワイマル体制は残念ながら当初から経済的基盤の脆弱性を抱え、不安定な体制であった。その限りではワイマル期はソ連邦ネップ期との類似性を示す。

社会政策の分野では労働組合の立場の強化が雇用主の結束を固くするという結果を生んだし、さらに通貨政策上の混迷は、利益集団が政治の分野までますます深く関与していく誘因を創り出すうえで独自の役割を果たした。社会政策の要求と経済政策の要求との緊張という、近代国家に典型的な抜き差しならない状況が現れた<sup>54</sup>。

加藤栄一はワイマル期ドイツ資本主義を「早生的」国家独占資本主義として歴史的に位置づける<sup>55</sup>。「早生的」の意味は国家独占資本主義展開の条件が充分用意されえない状況のもとで国家独占資本主義の課題（ひとまず危機にある体制の維持）の遂行を余儀なくされたという

ことである<sup>56</sup>。ワイマル民主主義を構成する利益集団の一連の「契約」＝「多元的」妥協を実行するための経済的基盤はさしあたり存在しない<sup>57</sup>。

この「諸利益集団の多元的妥協」の問題は管理通貨制とケインズ主義的政策によって解決できるわけでもなかった。何故なら、ケインズ主義的政策は集団間対立・不平等そのものを解消していくものではなく、それを前提する政策だからである。

ワイマル民主主義はほぼ人民党左派から社民党までの諸政党の協調によって代弁される先進帝国主義勢力と疑似支配層化した労働者政党指導層との公然、非公然の同盟によってその大衆的基盤を調達した<sup>58</sup>。

1918年のドイツ革命は第二帝政に付着した多くの封建的遺制は廃棄したが、それと結びついて発展していた重工業、ユンカーは残った。ワイマル期、独占資本は一層強大化した。また国家・官僚機構の肥大化が国家の経済干渉の増大と結びついた。経済界ではユンカー＝重工業グループと化学・電機・銀行グループとの対立が内在する<sup>59</sup>。

他方の労働側も内部に大きな対立を抱えていたから、労組と大工業の協調関係は危うい非平衡性を免れなかった。

<sup>1</sup> 1900年頃、帝国人口約5600万人のうち土地所有貴族＝旧支配層は2万4千人ほどだったようだ（ヴェーラー『ドイツ帝国』84頁）。1907年の職業調査では官僚は約120万人（家族を含めて240万人）、郵便、鉄道など現業部門を除く狭義の官僚（行政、司法など）は39万人であった。うち上級職は約5万5千人であるが、その出自は貴族が多い。1910年頃、プロイセンの行政官修習生全体の55.5%は貴族であった（ヴェーラー『ドイツ帝国』115-8頁）。1865年にプロイセンの将校の65%が貴族であったが、1913年でもなお30%を占めた。陸軍の中枢部においては貴族が支配的であった（ヴェーラー『ドイツ帝国』235頁）。他方、1911年、新兵の64%が農村出身であった（人口比では農村在住者は42%）（ヴェーラー『ドイツ帝国』237頁）。

<sup>2</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』18-22頁；ヴェーラー『ドイツ帝国』50-64頁。但し、ヴェーラーは「立憲」は外見に過ぎず、少なくとも1890年まではボナパルティズム的独裁統治だった、と断ずる（ヴェーラー『ドイツ帝国』102-3頁）。

<sup>3</sup> ヴェーラー『ドイツ帝国』74-5頁。

<sup>4</sup> ヴェーラー『ドイツ帝国』111頁。Cf. 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』第1部；大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』序章。

<sup>5</sup> ブラックボーン、デーヴィド、イリー・ジェフ『現代歴史叙述の神話 ドイツとイギリス』69-71頁。

<sup>6</sup> ブラックボーン、デーヴィド、イリー・ジェフ『現代歴史叙述の神話 ドイツとイギリス』136-8頁。

<sup>7</sup> ブラックボーン、デーヴィド、イリー・ジェフ『現代歴史叙述の神話 ドイツとイギリス』143-54頁。

<sup>8</sup> ヴェーラー『ドイツ帝国』143-4頁。1869年の北ドイツ連邦営業条例による工業労働者への団結権の一応の承認以来、帝政期においても漸次的に進行してきた（加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』55頁）。団結権の行使はほとんど不可能であったが。

<sup>9</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』55-9頁。

<sup>10</sup> コッカ・ユルゲン『工業化・組織化・官僚化』182頁。

<sup>11</sup> ヴェーラー『ドイツ帝国』138-9頁；栗原優『ナチズム体制の成立』196-9頁。



- 12 ヴェーラー『ドイツ帝国』284-5頁。
- 13 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』15-6頁。
- 14 16年の祖国勤勞奉仕法では中央機関による労働力統制と労働把握に対する労組の同意を取り付けるために比較的大規模な経営では選出された労働者委員会に社会的諸問題における共同決定権を与えるという譲歩がなされた(ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』95頁)。
- 15 ヴェーラー『ドイツ帝国』295-6頁。
- 16 ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』33頁。
- 17 ヴェーラー『ドイツ帝国』314-7頁。19年春には労働者の抗議行動は鎮圧された(ヴェーラー『ドイツ帝国』321頁)。
- 18 ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』95-6頁。
- 19 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』59-61頁。国家機構、社会、経済の根本的改革と民主化ではなく、旧権力エリートも残存した(ヴェーラー『ドイツ帝国』317-21頁)。ポイカートはこれを「ネオ・コーポラティズム的社会体制の枠組み」と呼んだ(ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』33頁)。
- 20 ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』177頁。
- 21 ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』37-40頁
- 22 栗原優『ナチズム体制の成立』229-30頁。
- 23 ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』96-7頁。
- 24 ドイツのハイパーインフレーションについては木村雅則「ソビエト・ロシアにおける貨幣制度の崩壊過程と復興」『松本歯科大学紀要』40号(2013)48-56頁。
- 25 塚本健『ナチス経済』第2章第1節。
- 26 栗原優『ナチズム体制の成立』246-54頁。
- 27 アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』19-23頁。
- 28 アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』51-2頁。
- 29 アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』68-9頁。
- 30 栗原優『ナチズム体制の成立』257-9頁。
- 31 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』99頁。
- 32 塚本健『ナチス経済』28、32-3頁
- 33 塚本健『ナチス経済』89-97頁。
- 34 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』175-184頁。
- 35 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』210頁。
- 36 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』263-7頁。
- 37 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』271-2頁。
- 38 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』278-315頁; 塚本健『ナチス経済』46-54頁。
- 39 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』318-24頁; 塚本健『ナチス経済』39-40頁。ドイツ化学工業独占体の成立と展開については加来祥男『ドイツ化学工業史序説』参照。
- 40 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』329-338頁; 塚本健『ナチス経済』41-3頁。
- 41 塚本健『ナチス経済』第2章第1節。
- 42 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』355頁。
- 43 塚本健『ナチス経済』89-97頁。
- 44 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』348-50頁。
- 45 ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』97頁。加藤栄一も同様の評価である。19年1月、動員解除諸命令の一環としてスト及び解雇規制令を發布し、動員解除官に拘束力ある仲裁権を付与した。23年10月30日の調停制度令は強制協約制への道をほとんど確定的とする。自主的調整の優先を謳ってはいるが、眼目は調停委あるいは調停官の裁定に対し、調停官またはライヒ労働大臣が拘束力宣言を発することができるという規定である。23年12月29日の調停令施行第2命令によれば公益の観点から両当事者の拒否を超えて、拘束力を発することができる。18年協約令では調停委の裁定に拘束力を与えてはいなかった。このことは国家主導型調整制度への道を開く(加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』355-8頁)。塚本はひとまず、

労働協約・争議調整制度や職業紹介・失業保険制度が階級対立激化、国内政治不安を防ぎ、労資協調による産業合理化の進展に資したと評価している（塚本健『ナチス経済』89-105頁）。

<sup>46</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』250-2頁

<sup>47</sup> 野村正實『ドイツ労資関係論』第7章及び終章。背後には機械化に伴う人員整理の問題がある。ルール炭鉱では20年代に至るまでは全体としての立坑設備の大規模な技術や組織と切羽の手工業的で自律的な労働組織とが共存していたが、25年以降の合理化の波が襲う。採炭用空気ピットや電動ベルトコンヴェアが登場し、従業員総数は22年の54万5千人から25年、40万9千人、29年、35万3千人、32年、19万人に減少した。同時に労働の個人主義化が進行し、以前の集団請負賃金から個人別出来高賃金へ移行した（ポイカート、デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』100-101頁）。

野村正實によれば20年代ルール炭鉱における機械化率は13年の2.2%から、25年に48%、29年には92.91%に上昇した（野村正實『ドイツ労資関係論』332頁）。

<sup>48</sup> 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』120-1頁。28年の賃率を巡る大争議では、従来、労働側に有利に機能していた調停制度が一部破綻する。とはいえ賃率はなお集団的な賃率決定方式が機能した結果、30年まで続伸した（工藤章『20世紀ドイツ資本主義』110-112、121頁）。

<sup>49</sup> ポイカート、デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』109頁。

<sup>50</sup> 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』110頁。

<sup>51</sup> アーベルスハウザー、ヴェルナー『経済文化の闘争』69頁。

<sup>52</sup> アーベルスハウザー、ヴェルナー『経済文化の闘争』70-4頁。

<sup>53</sup> アーベルスハウザー、ヴェルナー『経済文化の闘争』76頁。

<sup>54</sup> フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』46-7頁。

<sup>55</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』82頁。

<sup>56</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』67頁。

<sup>57</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』82頁。

平島健二はかなり違った位置づけをしている。「ワイマル体制下では利益団体は国家官僚制との間の伝統的な結びつきを強化するだけでなく、政党と議会との間にも錯綜する組織的提携関係を築き、政治過程に影響力を及ぼした。それらは一定の秩序維持機能をも営んでいた」（平島健二『ワイマル共和国の崩壊』12頁）。

<sup>58</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』62頁。

<sup>59</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』47-8、59-60頁。

## 2. 階層構造と政治勢力

階層構造を検討しておこう。就業者の構成は表 I-4, 5 のようである<sup>1</sup>。

表 I-4 ドイツの就業者の地位別構成

	総数		自営業者		家族従業者		官吏		職員		労働者	
	百万人	%	百万人	%	百万人	%	百万人	%	百万人	%	百万人	%
1882	17.1		4.4	25.6	1.7	10.9	0.5	2.9	0.5	2.9	9.8	57.4
1895	19.9		4.6	23.3	1.8	9.1	0.7	3.5	0.9	4.5	11.3	56.9
1907	25.4		4.8	18.8	3.8	15.0	1.1	4.3	1.9	7.5	13.5	53.1
1925	32.3		5.1	15.9	5.5	16.9	1.4	4.3	3.8	11.8	16.2	50.2
1933	32.6		5.2	16.4	5.4	16.4	1.5	4.6	4.1	12.6	16.4	50.1
1939	35.7		4.8	13.4	5.7	15.8	3.0	8.5	4.7	13.2	17.5	49.1

出典：栗原優『ナチズム体制の成立』142頁。

表 I-5 社会集団別にみた就業者の構成 (%)

	1882	1895	1907	1925	1933	1939*
所有者、経営者等	25.7	23.4	18.9	15.9	16.4	14.0
無給家族労働者	9.9	9.1	15.0	17.0	16.4	16.4
俸給生活者と官吏	7.0	10.7	13.2	17.0	17.1	18.9
賃金労働者	49.4	49.6	47.2	46.0	46.3	50.7
家内労働者	8.0	7.2	5.7	4.1	3.8	

\*旧領土

出典：ノイマン『ビヒモスーナチズムの構造と実際』493頁。

自営業者（所有者、経営者など。個人事業主も含む）は19世紀末から1930年代末まで絶対数こそ増えてはいるが、その比率は大きく低下した。但し、家族従業者は20世紀に入り、急増している。労働者数は大幅に増加したが、その比重は微減である。職員・官吏は最も増加した。中でも官吏がナチス期に激増しているのが特徴的である。国家機構の肥大化によるが、おそらく軍籍の者が急増した。

1925年のセンサスに基づく階層構成をやや詳しく見ておこう。[表 I-6]  
まず支配的階層を構成するのは大土地所有者、資本家、高級官吏であり、利子生活者を加えると全就業人口の0.88%（自営業者の6.1%）を占める。旧中間層はワイマル期にもなお多く、合わせれば1千万人を超える。表 I-2における自営業者の大半を占める。新中間層のうち、自由業者は自営業者の7%を占める。職員・官吏は550万人を数え、その比重は増加している。労働者階級は最も多く1400万人近い。1次産業の労働者は19世紀末に比べ、大幅に減少している。鉱工業労働者は労働者階級の約70%を占め、19世紀末より60%以上増加している。商業労働者も増加しているが、27%弱の伸びに留まる。

表 I - 6 ワイマル期の階級構成 (1925 年)

大土地所有者 (50ヘクタール以上)	約 8 万人
うち家族従業者	4.8 万人
工業資本家 (従業員 20 人以上)	約 8.7 万人
うちトップマネジメント*	1 万人
商業資本家 (従業員 11 人以上) **	約 4.6 万人
うち管理職員	約 5 千人
公益事業経営者***	約 1.2 万人
無職の利子、年金生活者	約 7.5 万人
高級官吏	約 1.1 万人
旧中間層	
農民層	約 690 万人
うち家族従業者	474 万人
手工業者 (従業員 20 人以下)	186 万人
個人小売商	152 万人
新中間層	
職員総数	420 万人
うち事務職員	230 万人
官吏	130 万人
自由業****	36 万人
労働者階級	( ) 内は 1895 年
農林業労働者	260 万人 (370 万人)
鉱工業労働者 (手工業労働者を含む)	980 万人 (590 万人)
商業労働者 (交通労働者含む)	140 万人 (110 万人)
家事使用人	110 万人

注記： \*取締役、支配人、工場長などの管理職員。

\*\*銀行、保険、交通業含む。

\*\*\*病院、学校、劇場経営者、弁護士の一部など。

\*\*\*\*うち医師、歯科医、獣医 4.6 万人、弁護士 1.3 万人、造形芸術家 1.3 万人など、それらに薬剤師、作家などを合わせて 8.3 万人、他に技師、編集者、俳優、歌手などの職業である。自営業の範疇に含む。

出典：栗原優『ナチズム体制の成立』141-7 頁 (T.Geiger の計算に基づく推計である)。

社会的諸階層間の流動性をみてみよう。[表 I-7, 8] 1840-90年には大工業家の出身階級は中間層が多く、教育水準の低い者の比率も高いが、1930年には過半が上流階級であり、教育水準も高いからワイマル期に社会的流動性は大幅に低下したといえる。職員層の出身階級においても労働者の占める割合は1929年には20%強に留まった。大部分は中間層自身から補充された。

また1929年現在の全大学生の社会的出自は資本家階級が11.5%、知識階級が23.4%、中間層が64.2%であった。労働者階級は2%ないし2.6%にすぎない。ワイマル期には階級的対流は停滞していた<sup>2</sup>。ノイマンによれば共和国時代の大学生の社会的構成は上流階級出身が34.1%、中産階級が59.2%、下層階級は5.9%に過ぎなかった(労働者階級は3.2%)。

ナチス時代には大学生数そのものが半減した。ナチス時代も旧支配階級は温存されたが、未組織の労働者や中産階級が党関係の学校を経て、ナチス党や親衛隊の幹部に立身していく道はあった<sup>3</sup>。

旧中間層はワイマル体制で最も打撃を蒙った。大資本と大労組の対立の狭間で勢力が衰退した。

ホワイトカラーなどの新中間層は現代性、プロレタリアートに対する特権という虚構、上昇志向があるが、同時に下降への不安を抱える。合理的未来像への期待が恐慌の中で砕け散ったあと、ナチ党に向かった<sup>4</sup>。ワイマル共和国はユダヤ人の解放を完了した。帝政期には公職などから事実上、排除されていたが、同化が進んだ。他方、東方ユダヤ人が流入した<sup>5</sup>。

以上のような諸階層の構造を背景にして誕生する主要政党の支持基盤や主たる主張を主に栗原優、平島健二、ポイカート、デートレフの業績に依拠して纏めておこう。[表 I-9]

ドイツの政党制はすでに産業化以前から形成されていた纏まり(レプジウス言うところのミリュー)に起源をもち、宗教的、地域的、社会経済的に構成される。ミリューのそれぞれと密接に結びつき、多党制となり、1930年代初めまで続いた。

表 I-7 大工業家出身階層 (%)

		1840-90年の 大工業家*	1930年**	
			経営者	資本家
出身 階級	小市民・労働者	21	12	8
	中間層	65	34	25
	上流階級	14	54	67
	(うち大工業家層)		(20)	(55)
教育 程度	小学校卒	43	5	10
	中等教育	47	43	53
	大学卒	10	52	37

\*400名の標本データより。\*\*1300名の標本データより。

出典：栗原優『ナチズム体制の成立』148頁

表 I-8 職員層(男子)の出身階級 (%)

父親の職業	1910	1929	1958
労働者	19.0	23.9	30.0
職員	12.0	18.8	22.4
官吏	16.4	18.6	21.2
資本家・小生産者・ 自由業	52.6	38.7	26.4

出典：栗原優『ナチズム体制の成立』148頁。

表 I - 9 ワイマール期の諸政党の主張とその支持基盤

主要政党	社会的基盤	主義・主張
国家人民党 DNVP	<p>ユンカーと重工業界。 特に農民、手工業者、商人を中心とした旧中間層及び農業労働者、手工業労働者、家内労働者などの組織化を行った。 農業者連盟、及びその後身である全国農村連盟は大土地所有と中小農・農業労働者間の対立を内包し、分権的性格を強めた。 またドイツ工業全国連盟RDI、あるいは都市部の保守的中間層を代弁するドイツ国家商店員連盟との間にも提携関係を築く。</p>	<p>第二帝制を原点とした保守的復古主義的イデオロギーをもつ。 右翼政党だが、保守党とは性格を異にする。帝政下の保守党は大土地所有者を基盤とする。 DNVPは建前上では反共和国だが、利益団体、とくに農業界の政策要求を議会活動により充足させようとしていた。2度、政権に加わる。</p>
民主党 DDP	<p>電機独占と銀行、商業資本が中心、化学独占も基盤。職員、官吏を中心とした新中間層及び金属労働者を中心とした近代的工場労働者層の一小部分を組織。DDP右派は産業界基盤。左派は労働者、職員、青年層の一部を地盤とする。</p>	<p>大衆民主主義的に労資協調主義を打ち出した。</p>
人民党 DVP	<p>化学独占を中心に電機・銀行独占と重工業独占の結集を図り、支配層の両勢力の架橋を試みつつ都市新旧中間層に組織化の焦点を定めた。シュトレゼマンが指導的人物、産業界を基盤、ドイツ工業全国連盟RDIをバックに持つ。</p>	<p>帝政期の国家自由主義派を前身とする右派リベラル。工業資本主義の立場。19世紀的な反労働者の自由主義であるマンチェスター主義の面影を残しながらも、絶対主義的官僚制の伝統と独占資本主義的肥大化の混合物である強大な国家・官僚機構を前提とした官僚主義的支配の強化。</p>
中央党	<p>基本的に先進帝国主義の側から中間層・労働者大衆の統合を図る。地域の教会を中心とするカトリック社会の諸ネットワークを基盤。当初は農村的な保守的傾向を強く保持、産業化の進展と共に労組派の勢力も伸長。他の階層の利益も代弁しようとした。</p>	<p>カトリック・イデオロギー中心。 より保守的でよりカトリックな人々は1919年に中央党から独立してバイエルン人民党を創設。</p>
社民党 SDP	<p>帝政下では大都市のプロテスタント労働者中心に勢力を伸ばす。ドイツ労働組合総連合ADGBが最大の支持母体。職員層の団体からも支持を得ていた。熟練労働者タイプが優勢、社会的上昇意欲あり。</p>	<p>なお社会主義的要素を残し、一定の左派的部分を抱えながら、基本的には「先進帝国主義」的な大衆民主主義的支配の労働者側のパートナーとして自らを位置づけ。</p>
共産党	<p>比較的若い世代の不熟練労働者や失業者の支持者が多い。</p>	<p>社会主義革命。</p>

出典：栗原優『ナチズム体制の成立』60-1頁；平島健二『ワイマール共和国の崩壊』12-19頁；ポイカート, デートレフ『ワイマール共和国—古典的近代の危機』126-135頁より作成。

ワイマル期には選挙制、閣僚配分や議会委員会構成等に比例原則が一定の定着をみせたり、あるいは帝政期から引き継がれたライヒとラントの間の連邦制特有の交渉様式が紛争処理原理として支配的であった<sup>6</sup>。

こうした階層や政党の勢力関係の中で、20年代末からの政治・経済的混乱・危機に対して諸勢力が如何に対処し、20年代にはなお弱小政党であったナチス及びその支持集団がどのように支配勢力となっていったかを検討するのが次の課題である。

---

<sup>1</sup> 2つの表の原典は同じだと思うが、集計方法が異なるため、両方を掲載した。

<sup>2</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』147-9頁。

<sup>3</sup> ノイマン、フランツ『ビヒモスーナチズムの構造と実際』341-2頁。

<sup>4</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』133-5頁。

<sup>5</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』135-6頁。

<sup>6</sup> 平島健二『ワイマール共和国の崩壊』3頁。平島はこれらの原則が政治社会全体に及んで、多極共存型民主制にみられるような確固とした基盤をもちえなかったのはヒエラルキーモデルをもつドイツ官僚制が長らく政党の支配を妨げてきたからであり、また和解による一致を紛争解決の原理とする政治文化が政治的エリートの中に定着するにはそれ特有の長い歴史的経験の蓄積を要する、と考える。

## 3. ワイマル体制崩壊＝政治経済的危機からナチズム体制へ

ワイマル体制は様々な問題を抱えていた。まずは財政規模の膨張である。国防・治安費は急減したが賠償金、軍人家族手当などの戦争処理費は急増した。福祉費＝補助金は戦後、急増したが、その内容は失業救済費の重圧により制約された。その分、児童福祉や保健衛生の比重が急減した。福祉行政は保険制度に力点があった（戦前からの社会政策的行政を引き継ぐ）。

1927年10月施行の職業紹介、失業保険法により労資折半拠出による完全な保険制度が成立するが、失業増大により保険財政は破綻する。失業者を60%強しかカバーできず、緊急扶助で更に10%ほどを補足し、それからこぼれ落ちた者を生活保護で救済した。また生産的あるいは価値形成的失業者扶助の試みがある。これは公共事業というよりは「緊急労働」に就けて、その労働能力や意志を試験するといったものであった。

投資的経費も伸びるが、限定的である。住宅費の伸びが顕著だが、福祉国家化という積極的なものではない。しかもかなりは公債（州、地方）に依存していた。移転的経費の比重が急増したが、資本形成的経費の比重は低下した。

これは相対的安定期のドイツ経済とそれを補整すべき財政の実態がワイマル体制の建前と全くズレてしまった結果、そのギャップを事後的・受身的に埋めるために余儀なくされたものである。[同権の労資関係に基づく安定的経済成長が実現できなかった]

財政は中央集権化された。福祉的行政は州、地方の仕事であるが、それを国策として地方に委譲した以上は、州、地方の財政力の平準化が要請されるのだが、税収のうち国の収入は約46%であるのに対し、州の税収の5割強、地方のその4割弱が国の課税に拠っている。ワイマル的福祉国家の理念を実現すべく整備された新租税体系とその下での、それ自身は画期的な財政調整制度はその課題を果たせなかった。

経費の相対的急膨張と財政の中央集権化を全体として規定していたのは金本位制という制約であった。その制約下では租税、社会的負担の相対的急増を余儀なくされ、停滞していた資本蓄積過程を更に抑制することになった<sup>1</sup>。[表I-10]

20年代後半、財政支出は膨張する一方で、28年後半には外資流入、特に長期外資の流入は激減した。

表I-10 公共支出の対国民所得比 (%)

	1913年	1925年	1928年
中央・地方政府の財政支出	15.7	23.8	27.6
社会保険	2.7	4.9	6.9
計	18.4	28.7	34.5

出典：加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』383頁

1928年5月の国会選挙では左翼政党が勝利し、社民党を中心とした大連立政権が誕生する（首班は社民党党首ヘルマン・ミューラー、中央党、バイエルン人民党、民主党、人民党と



の連立)。さしずめ労働者階級右派と支配階級左派(電機、化学独占など)との同盟関係の形成である(支配階級右派は鉄鋼など重工業)。

社民党と共産党の対立が深まり、景気の悪化から共産党に有利な情勢となる中で社民党が警察権力を掌握し、共産党を弾圧し、共産党は社民主要打撃論をもって応える。他方で、中間層の既成政党に対する不満は群小政党の台頭や、国家人民党の右傾化を促す。過激化する民衆は次第に共産党とナチスに二極分解化していく<sup>2</sup>。

大連合内閣が当面した最初の重要問題はドーズ案改訂交渉である。29年1月ヤング委員会が正式に発足する(GE社長ヤングが委員長。ドイツ代表は全て独占資本の代弁者)。6月にはヤング案が成立する。ヤング案では負担は軽減するが、外資流入激減の状況下に於いて、従来、連合国の責任においてなされていた外資への振替がドイツの責任でなさねばならなくなった。7月、フーゲンベルク(18年までクルップの取締役。その後炭鉄連盟委員長など歴任。28年、国家人民党党首)は国家人民党、鉄兜団、農村民党、全国農村同盟、ナチスその他を結集して「ヤング案反対ドイツ国民要求全国委」を結成し、国民運動としてヤング案反対運動を推進した。外資導入よりも自己金融強化に方針転換した重工業界(合同製鋼がその急先鋒)はヤング案反対運動に接近していく。この運動はその後分裂する。ドイツ工業全国連盟は専ら外資導入問題に迫られ、ヤング案についての公式の判断は避けたが、ドイツ商工会議は基本的に受諾し、ドイツ銀行・個人銀行業中央連盟は条件付き支持に傾いた。30年3月、ヤング案が最終的に成立した。政府与党は基本的に支持で一致した。その代り、経済、財政、社会政策の改革という重荷を背負うことになる。

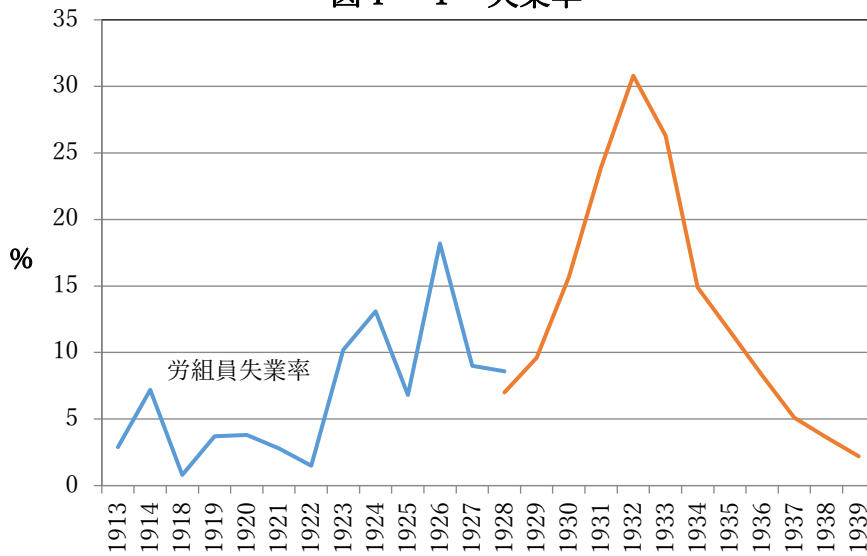
1929年1月、29年度予算案が提出され、増税による増収分3億7900万マルクを計上した。これにはドイツ工業全国連盟、ドイツ銀行・個人銀行業中央連盟、ドイツ商工会議など経済7団体が結束して反対した。彼らは増税撤回、経費削減、公企業への課税などを要求した。

結局、与党内で増税による増収分を1億1000万マルクに抑えることで妥協し、6月、新年度予算が成立した。その後、財政状況が悪化する一方、失業者増大[図I-1]のため失業救済費が急増した。29年度国家予算の赤字4.5億マルクのうち2.9億マルクは失業保険への追加支出であった。ドイツ使用者団体連合と人民党は給付金の削減により、労組と社民党は労資掛金の増額で対処しようとして与党内部で紛争が生じた<sup>3</sup>。

大恐慌時に最も中核的企業である合同製鋼の破綻をも含めた深刻な困難に直面した鉄鋼企業は直接的な企業救済(支配株を政府に売却)を要求するだけでなく、世界市場の根底的再編成とワイマル的残滓の払拭を可能とする強権的体制を強く渴望し、ナチスの成立に最も加担する資本となった<sup>4</sup>。

労組はその体制内化によって抵抗力を弱めた。圧力団体として社民党政権に過大な要求を出し、結果的に同政権を揺るがす<sup>5</sup>。社民党が一方では労組と、他方では国家と密着して協調したことによって、労働運動の官僚制化が進行した<sup>6</sup>。

図 I - 1 失業率



注記：28年までは労働員失業率。28年以後は雇用労働者・職員に対する比率。

出典：塚本健『ナチス経済』94頁。

農業保護政策も実施されたが、成果は乏しかった。東部農業問題も深刻化する<sup>7</sup>。1929年には過激な農村住民運動は全ドイツに広がる勢いを示した。ヤング案反対闘争は中間層の動員に拍車をかけた。ナチスが台頭すると並行して共産党の攻勢が強まり、29年後半の一連の地方選挙で成果を収めつつあった<sup>8</sup>。

農業界では不況を背景に29年2月、それまで対立していた全国農村同盟、ドイツ農民協会連合、ドイツ農民組合、ドイツ農業評議会の農民4団体が共同して「緑色戦線」を結成し、農業保護強化を政府に迫った。ドイツ工業全国連盟は29年6月「農業緊急綱領」を作成した。そこで農業界の要求のうち穀物と家畜に関する関税引上げは承認したが、ドイツ工業製品の主要購買国であるヨーロッパ諸国からの酪農製品については関税引上げを拒否した。穀物生産はユンカー・大農の手で、酪農は中小農の手で行われており、ユンカーと大資本の同盟関係を示す。29年7月と9月の農業関税引上げは基本的に全国連盟の許容する枠内で行われた<sup>9</sup>。

しかし、30年に入ると「緑色戦線」は対象を穀物に限定しない農産物に対する一般的授権法の制定を要求した。全国連盟側は一般的授権法には農業政策の領域だけでなく、財政政策も含めるべきだと主張したが、「緑色戦線」は応じなかった。対応を巡り工業界は内部対立を顕わにした。重工業界は農業界との協調の途を探り、化学独占を中心とした全国連盟指導部は社民党との協力を強化して対応しようとした<sup>10</sup>。

30年3月、閣議決定の財政案は増税、工業賠償負担金増徴（ヤング案では廃止が決定されていたが、それを予算不足分に流用しようというもの）、失業保険掛け金の引上げ（3.5%から4%）を盛り込んだものであった。重工業界は反対したが、全国連盟指導部は一部修正のうえ、基本的に了承した。更に3月には農業関税法が成立するが、それは穀物、飼料、砂糖に限定されていた。これは農業界の反発を招く。29年末にはヒンデンプルグ大統領周辺の国防軍＝ユ

ンカー勢力の間で大統領内閣（議会制によらず、大統領の非常大権を拠り所とする統治）の形成について一致を見ていた。そこでハインリヒ・ブリューニング（中央党の国会議員団長、キリスト教労組最高幹部）が浮上する。キリスト教労組の事務局長だが君主制と国防軍に親近感を抱いていた保守派であり、且つ社民党との協力を望んでいた。要するに当たり障りのない人物、ということのようだ。

失業保険掛け金引上げに関しては工業界は右派（鉄鋼など）が反対し、左派（化学、電機など）は新共和国衛法制定（3月18日）と引き換えに失業保険では譲歩した。ブリューニングは調停案を出した（掛け金は現状維持とするが、不足が生じた場合には借入金で賄う）。中央党、民主党は同意し、人民党は動揺しながらも支持した。社民党は結局拒否し、3月27日、大連合内閣は崩壊した<sup>11</sup>。

こうしてワイマル体制は終焉を迎えた。

1930年3月末、ブリューニング内閣が成立する<sup>12</sup>。

ブリューニング「救済」政策の性格は健全財政思想であり、デフレ政策に固執していた。賠償問題の影響もある<sup>13</sup>。

第1次ブリューニング内閣は経済界左派の進める「新労働共同体」政策に同調して30年5月末、労資代表の協議を行った（ドイツ労組総同盟、キリスト教労組、ドイツ工業全国連盟、ドイツ使用者団体連合が参加。重工業界の代表は欠席）。協議の中心的議題は「中央団体間協定案」に纏められた。それには物価・賃金の引下げと労働時間短縮に関する合意事項を含む。重工業界は反発したが、産業界左派と妥協して、公共負担の削減と賃下げ実施の保証があれば、価格引下げも考慮するという決議を作成し、労組側は価格引下げが賃下げに先行すべきであるという別の決議案を対置した。結局、交渉は頓挫した。

30年7月には「財政的、経済的、社会的困窮を除去するための大統領令」を發布するが、それには急遽、「経済を損なう価格拘束（独占価格）の防止」条項を付け加えた。文言上は政府にカルテル協定を直接廃止する権限を与えるものであるが、実効性は乏しかったようだ。

他方、30年9-10月のベルリン金属労働者の賃金闘争も激しかった。使用者側は協定賃金の15%切り下げを要求し、労働者側は賃上げ、労働時間短縮を要求した。仲裁官は政府の政策に従って協定賃金の8%切り下げ、という裁定を示した。労働者側は猛反発して金属労働者の85%が参加する一斉ストに突入した。11月には切り下げ幅を抑えた仲裁裁定が出され、労資交渉は再開されるが、頓挫する。その過程で共産党は勢力を拡大し、共産党系の金属労働者統一連盟の結成に成功し、自由労組系の金属労働者連盟に脅威を与えた<sup>14</sup>。

30年9月の国会総選挙ではナチスと共産党が台頭し、国家人民党、人民党、民主党は敗北を喫し、中央党も伸びず、社民党も低迷した。労働者階級と対決する「ブルジョア・ブロック」の結成を試みて挫折した重工業界はナチスに期待をかけた。「民衆は指導を求めている」（『ルールとライン』誌）<sup>15</sup>。

ブリューニング内閣はそうした情勢下で財政健全化のため全国連盟との友好関係と社民党の消極的協力関係に依拠して一連の緊急令を發布していく。第1次緊急令は公共支出削減、租税軽減、間接税への重点移動などを命じた。農業政策に関しては工業界と農業界の利害は対立した。後者は農産物関税引上げを求め（30年4月、農相シーレ [全国農村同盟会長。大農側]

は反対を押し切り新農業法を成立させた)、前者は重工業も含め高度の保護主義に反対した。5月、ブリューニングは「東部困窮地域に対する救済措置法」を提出したが、全国連盟は工業負担金の徴収方法や用途について異議を申し立て、結局、法案は流産した。東部農業界の不満が高まった。ブリューニングは31年1月、「東部救済法」を用意して、緑色戦線と会談を行った。ブリューニングは関税引上げより農業生産構造の転換を強調したが、緑色戦線はあくまでも関税引上げを主張し、物別れに終わった。2月、ブリューニングが関税引上げは農業界が合理化、標準化などにより自力更生の領域で一定の条件を充たした場合に行われる、と表明してシーレも同意した。31年3月、関税授權法と東部救済法が成立した(ナチスと国家人民党はボイコットし、共産党は反対した)。結果としては独占資本とユンカーの提携による中小農の切り捨てに終わった<sup>16</sup>。

シュレスウィッヒ・ホルシュタイン州の事例からすると手工業者、小商人、中小農民層、知識人が第二帝政期に社民党や左翼自由派を支持したのは穀物と飼料輸入に対する関税反対、工業品の保護関税反対、軍備拡張抑制、中央党への譲歩反対、反ユダヤ主義克服などの農民的、小市民的要求をこの両党が支持してからであったが、ワイマル期には両党が都市住民に安い穀物を供給するために農民に不利な政策を採り、中産階級の困窮対策に成果を挙げなかった、またこの州の特殊性の尊重にも不熱心であったことから大きく票を失った。農民は保守派に移行した。彼らの多くがナチスに移行したのも他の右翼諸組織を後目にナチスだけが大量組織を動員して中小農民と手工業者の利益を具体的に擁護したからであった(強制競売阻止、債務軽減など)<sup>17</sup>。

1931年6月の第2次緊急令は公務員給与削減、社会保障費削減などの他、所得の1~5%の強行税を定めた。外資引上げが続発し、金融危機が深まる中で政治危機が引き起こされる。しかし、人民党と社民党が内閣支持を決定してひとまず決定的危機は回避した。

31年夏には金融恐慌が頂点に達する。7月のロンドン会議(7カ国政治家の会議)で在独短期外資の据え置きは決議したが、ドイツへの借款供与は実現しなかった。ドイツ経済界は自力更生の途へ進む。8月、ドイツ工業全国連盟は『自力更生綱領』を作成して政府に提出した。そこで「価格の有機的引下げ」、信用コスト引下げ、公共財政支出削減、失業保険における保険原則の廃止と福祉原則の採用、「賃金協約体制の柔軟化」、「拘束性宣言」の廃止などと共に、企業への発注増加とそのための資金調達手段としての免税国債の発行が挙げられた。[ワイマル的体制の否定に繋がる] 但し、重工業が賃金引下げを徹底して自己金融強化を図ろうとしたのに対し、化学、電機工業などはインフレ的信用拡張を望んでいた。

31年10月の第3次緊急令は地方自治体関係の比較的重要性の薄いものだけが出され、肝心の賃金・物価・利子率の同時的引下げは実行されなかった。これは賠償問題の決着までその実施を見合わせていたからである。フランスは引き延ばし戦術に出ている<sup>18</sup>

内閣の下に経済諮問会議が設置され、各種社会団体の代表が集められ、新しい経済政策が審議されたが、纏まらないまま31年12月には第4次緊急令が發布された。ポンド切り下げへの対応、海外競争力強化のため、まずカルテル等による拘束価格(独占価格)の最低10%の引下げを講じて物価引下げを図った。また恐慌勃発と共に資本家団体の労働協約制(協約賃金の

下方硬直性)への攻撃は苛烈となっており、10~15%の賃金引下げを命じた。また長期利子率引下げ、社会保険給付、取引税増税などの措置が採られた。

それらは賠償交渉を有利に進めるためであり、一定の成果は挙げたが<sup>19</sup>、しかし、内閣の支柱である化学産業の信用拡張要求を容れず、賃下げも重工業を満足させるには不十分であったし、政府の介入による独占価格の引下げは彼らの反発を強めた<sup>20</sup>。

こうした徹底したデフレ政策にも拘らず、31年度の国の一般会計は赤字で予算総額107億マルクに対し4.5億マルクの決算不足となった。予算大幅超過費目の主たるものは銀行救済費、農業救済費であり、他方、緊急失業扶助費、戦争処理費は節減された。31年、失業者数は約450万人を数えたが、失業保険でのカバー率は38%、緊急扶助のカバー率は23%に留まった。ほかに第1次ブリューニング内閣期下半期から実施の福祉失業扶助を合わせると85%をカバーした<sup>21</sup>。

このようにブリューニング体制は支配的圧力集団の要求を制御できず、損失の分配過程における階級利害を調整する能力をもちえなかった<sup>22</sup>。

そうした情勢の中、社会的諸集団間の権衡は決定的に崩れつつあった。31年10月の内閣改造直後、重工業界と国家人民党やナチスなどの極右勢力はハルツブルグに結集してブリューニング内閣打倒を呼号していた。大企業家や銀行界の一部もそうした動きに同調した<sup>23</sup>。

労組は弱体化した。慢性的な失業から組合員が離脱し、組合は失業給付を縮減せざるを得なかった。賃金や雇用条件の規制に関して政府の活動が増大し、労組の存在意義を失わせる。

31年にはドイツの労組によって攻撃的なストは一つとして指令されなかった<sup>24</sup>。ワイマル共和制の多元的社会体制は32年までに完全に潰え去った<sup>25</sup>。

1932年に入ると政治的に有力なグループから積極政策の提案が相次ぐ。一つはエルンスト・ヴァーゲマンの信用拡張による間接的労働創出計画である。この計画の背後にはI. G. ファルベンがいる。労組は公共事業の拡大を中心とする直接的労働創出計画を唱えていたが、この計画を好感していた。ルール重工業は労働総同盟の一部幹部と連名で労働創出計画(WTBプラン)を発表した。信用創出により国鉄、国有郵便、地方自治体その他を通じて100万人の失業者を雇用するというものであった。ドイツ工業全国連盟は自由主義的政策基調であったから、直接的労働創出計画には否定的であった。国防相シュライヒャーは軍拡案を提起した。

ブリューニング自身は労働創出計画にも軍拡にも否定的であった。結局、閣内で纏まらず、小規模な公共事業と内地植民、都市近郊植民計画とを合わせて「第5次緊急令」として準備したが、化学産業を代弁していた経済相ヴァルムボルトとシュライヒャーが共謀して辞任し、更に東エルベの大土地所有者たちも内地植民に反対を唱えた。5月末、ヒンデンブルグが「第5次緊急令」への署名を拒否し、ブリューニング内閣の命脈が尽きた<sup>26</sup>。

こうして、共和国支持勢力を結集して共和国の再均衡を実現する最後の機会を失った。

ひとまずパーペン内閣が国家人民党と人民党の支持により成立した(32年5月末)。ナチ党には突撃隊禁止令の廃止と国会解散を約束して「寛容」を取り付けた。フォン・パーペンは貴

族出身で塩坑所有者であり、閣僚10名中、7名は貴族、2名はI. G. ファルベンとクルップの元重役である。ユンカーと独占資本の不安定な連携政権であった<sup>27</sup>。

32年7月の国会選挙でナチスが躍進し、重工業界はナチスに摺り寄ろうとしたが、ナチスは入閣を断わった。首班となったパーペンは君主主義者であり責任の分割と達成を目的とした『職業身分原理』に基づく新国家改造計画を打ち上げる<sup>28</sup>。政党依存を脱却した国家指導を目指した。経済界は早くから身分制秩序によって議会勢力を掣肘しようという考え方に賛意を示していたから、経済界の大部分はこの構想を支持した<sup>29</sup>。

パーペン政府は32年6月4日、次のような声明を発表して、財政政策の転換の意志を示した。「[第1次大]戦後の政府は国家社会主義を絶えず強めることによって被用者や使用者の物質的不安を大幅に減少できると信じていた。つまり政府は国家を一種の福祉国家にしようとしたのであるが、そのことによって国民の道徳的諸力を衰退させた」[放漫財政]。

恐慌期には支出を削るいわゆる「赤い鉛筆の統治」が優勢となった。それを正当化するため給付対象者のランク付けを行った。彼らが扶助事業に「値する」か、彼らに割当てられた扶助が「有益で」あるかどうかにより区別する。こうした選別基準には必然的に「役に立たない者」と「価値のない者」の排除が伴った。例えば、「全てのドイツの子供」に対する「教育の権利」を保障した1922年の共和国青少年福祉法は32年11月の緊急令によって改正された。矯正教育の対象となる年齢の上限を成年以下[18歳]に引下げ、同時に「教育不可能な者」を受け入れ拒否ないし対象としない。[普遍性パラダイムから]選別と排除のパラダイムに転換した<sup>30</sup>。

パーペン内閣は32年9月上旬、「経済振興緊急令」と「労働機会増加及び維持のための緊急令」を發布した。前者は租税証券の交付という企業への特異な減税措置であった。これはパーペン・プログラムと呼ばれた。1年間に一定種類の租税（取引高税・営業税・運輸税）を納入した者に租税証券を交付し、その一部を所得税・法人税を除く租税、関税の納入に充当する。租税証券に市場流通性をもたせるため年4%のプレミアムをつける。租税証券担保貸付も可能とし、全国公債会社宛の手形振出しも認めた。それにより信用創造、景気刺激を目指した。納税を促進し、独占企業にはかなりの減税効果を与えたが、経済全体の回復には繋がらなかった。

後者では前4半期平均より多くの雇用を実現した企業に対し、追加労働者1人につき400マルクの租税証券を交付し、且つ協約貸金率の引下げも認めた。労働協約の形骸化によって企業に雇用プレミアムを与えたのである。

また公共事業（労働振興政策）は恐慌対策の重要な一環として実施された。ここでは特に資金調達として特異な手形金融方法が初めて導入された。これは新たな手法の創発であり、ナチスに引き継がれた。

この立替金融方式の仕組みは次のようである。公共事業の担当者（多くは地方自治体、一部は国政府）から用命を受けた請負業者あるいは資材などの供給注文を受けた業者は立替金融機関に宛てて手形（労働振興手形）を振出し、代金を受け取る。立替金融機関はこの手形をまず貨幣市場に持ち込み、一般金融機関に譲渡するか、ライヒスバンクで再割引する。名目上期限は3ヶ月だが、事実上5年まで延長できる。国政府が手形を支払えば今度は国政府が公共事業の直接的担当者（多くは地方自治体）の債権者となる。貨幣市場に余裕がない場合、ライヒス

バンクの再割に依存する。地方自治体の返済能力は低く、結局、公債に依存することになる。この方式は次のシュライヒャー内閣では雇用創出委員による緊急計画として継続された<sup>31</sup>。

労働振興政策は大量失業対策としては限界があった<sup>32</sup>。このパーペン・プログラムは組織労働者の利益の犠牲の上に実施された。しかし自由労組幹部や総同盟指導部、そして社民党は緊急令に対する反対闘争に消極的であった。反対運動の主導権は共産党に移った。大企業は緊急令の適用には慎重であり、特に化学工業界は労働平和を重視していたが、中小企業、特に金属、繊維、建設などの業界で多く実施された。労働争議もこれらの業界に集中した。そうした争議に際し自由労組幹部の意向に反して、しばしば各経営レベルで赤色労組反対派と自由労組とナチス経営細胞機関の所属員の統一戦線が実現した<sup>33</sup>。

こうした抵抗の激化と共にパーペン内閣を支えていた農工支配層が分裂し始めた。農相ブラウンが農産物に対する輸入割当制や農業の利子負担軽減などの農業保護政策を打ち出したのに対し、工業側は輸入割当制に反対した。32年11月の国会選挙を前に内閣は分解状態となった<sup>34</sup>。国会選挙ではナチスは幾分後退したが、共産党が伸長する。支配層は共産党進出を脅威と感じていた。当時、国家人民党を中心に全工業界を統一化する動きと共に、シュライヒャーを中心とする対角線連合の動きが顕在化していた。これはナチスと軍隊と労組を結びつけるものである。自由労組が31年夏以来、社民党と外交政策や恐慌対策を巡って対立を深めつつあり、また自由労組の労働創出計画をナチスのシュトラッサーが賞賛していたことが誘因になっていた。

パーペン政権からヒトラー政権への移行は間に暫定的なシュライヒャー内閣を挿んだが、さしたる時間も掛からなかった。33年1月30日にはヒトラー内閣が成立した。ここにヒトラーを頂点としユンカーと重工業界の支持を得た右翼統一戦線が実現した。但し、重工業界首脳が目標としていたのは、あくまでナチスとの連合による右翼統一戦線内閣であった。

表 I - 1 1 国会選挙政党別得票率 (%)

	1919. 1	1920. 6	1924. 5	1924. 12	1928. 5	1930. 9	1932. 7	1932. 11	1933. 3
ナチス	—	—	6.6	3.0	2.6	18.3	37.4	33.1	43.9
群小政党	1.3	3.1	8.5	7.5	13.9	14.0	2.6	3.4	1.6
国家人民党	10.3	15.1	19.5	20.5	14.2	7.0	5.9	8.3	8.0
人民党	4.4	14.0	9.2	10.1	8.7	4.5	1.2	1.9	1.1
民主党	18.6	8.4	5.7	6.3	4.9	3.8	1.0	1.0	0.9
バイエルン人民党	—	4.2	3.2	3.7	3.1	3.0	3.2	3.1	2.7
中央党	19.7	13.6	13.4	13.6	12.1	11.8	12.5	11.9	11.2
社会民主党	37.9	21.6	20.5	26.0	29.8	24.5	21.6	20.4	18.3
独立社会民主党	7.6	18.0	0.8	0.3	0.1	—	—	—	—
共産党	—	2.0	12.6	9.0	10.6	13.1	14.6	16.9	12.3
投票率	82.7	79.1	77.4	78.8	75.6	82.0	84.0	84.6	88.7

出典：栗原優『ナチズム体制の成立』176頁。

1933年3月の総選挙でナチスは大勝した。勝利を確信したナチス大衆はその鋒先を左翼だけでなく既存体制そのものに向け始めた。ユダヤ人商店、百貨店、大企業を攻撃し、公共施設を占拠した<sup>35</sup>。

クルップ、ボッシュ、ジーメンス、ロイシュといったワイマル経済界を支配してきた中心人物たちは対角線連合路線の最後の試みを検討し始めたが、すでに労組は弱体化し、重工業界の支持も得られず、頓挫した。3月23日には全国連盟幹部会が政府の事業への協力を表明し、同月20日には自由労組がヒトラーに忠誠を誓った書簡を提出していた<sup>36</sup>。

3月23日、国会では全権委任法（授權法）が成立した<sup>37</sup>。ワイマル憲法に拘束されない無制限の立法権がナチス政府に授權された。名実共にワイマル民主主義に終止符を打った。

5月初め、ナチスは全ての労組本部を襲撃した。巨大な労組はほとんど一瞬にして崩壊した<sup>38</sup>。6月にはキリスト教系労組の事務所が占拠され、11月にドイツ雇用者団体連合会の解散も決定した。7月には政党新設禁止令を發布し、一党独裁を実現する<sup>39</sup>。

こうしてナチス体制が完成した。

それにしても何故、かくも早くナチス支配が可能であったのか。

20年代末からの経済的危機に伴う階級対立の激化、政治的危機の深化に対してワイマル体制が対応しきれず、またそれに代わって主導権を握った保守政治勢力も收拾する力をもたなかったからである<sup>40</sup>、と一応言える。

20年代～30年代初め、ドイツ社会は社会的な紛争規制と共同決定によるコーポラティズム的体制を模索していた。しかし、それは妥協のための物質的基盤の乏しさから実現の要件を準備できず挫折した<sup>41</sup>。加藤栄一は管理通貨制など積極的財政金融政策を実施するに必要な条件の欠如に求める<sup>42</sup>。

だが体制の危機または混乱期にファシズムないしそれに類する思想潮流が登場するのは蓋然性が高いかもしれないが、それが支配勢力となるのは歴史必然的ではない。そうなるのは社会的諸集団の主体的行動及びそれらの間の勢力関係の変動の帰結である<sup>43</sup>。

まずは図式的に社会的諸集団の勢力関係の変動過程をみてみよう。

ワイマル末期の主要な社会的諸集団を分類すれば以下のようなになる<sup>44</sup>。

A<sub>1</sub>. 「進歩派」独占資本グループ。電機、化学など新産業分野が多い。投資資金源は主に内部蓄積に依存する。国際競争力はある。国際特許協定、国際コンツェルンの形成により海外の大企業と世界市場を分割する。

A<sub>2</sub>. 「保守派」独占資本グループ。重工業中心である。外資への依存度が高い。カルテル二重価格政策により海外進出を図る。

B. 大土地私所有者。富農グループを含む。

C. 組織労働者。一枚岩とは言えないが、労働者階級としての利益は共有しうる。

D. 「中間層」、「下層労働者層」などのグループ。ワイマル体制下で利益を享受できず、疎外され、除け者扱いされていると感じていた。彼らがナチスの重要な支持基盤となる。



A<sub>1</sub>は労資協調や間接的総需要拡大を重視。

A<sub>2</sub>は産業保護、公共事業拡大を重視。外資導入のため通貨安定を支持。

Bは農業保護を重視する。海外進出にも関心。

Cは雇用安定、社会保障、公共投資を重視する。

Dは公共事業、軍備拡張を通じて積極的な雇用拡大を図り、海外侵略も辞さない。

ワイマル体制ではAとCを軸として政治経済過程が展開された。

恐慌期には危機に対処しえず、A～Cまでを包含する大連立政権が誕生する。そこでイニシアチヴを採ったのが保守派であり、基本的にデフレ政策を実施するが、かえって経済状態を悪化させ、政治的混迷を深める。そこで抬頭してきたナチスと妥協を図りながら、A<sub>2</sub>とBとが連携してパーペン内閣が成立する。この内閣は組織労働者の利益を犠牲にして経済振興策を実施するが、成功しない。そうした状況で共産党勢力が伸長する。脅威を感じた伝統的支配層はナチスに擦り寄り重工業、ユンカーとナチスの統一戦線が成立する。連合政権の中で組織力・行動力で優位に立ったナチスは軍備拡張を進め、国防軍を掌握し、親衛隊を軍隊と同格化した

こうしてナチス政府は軍部、大農層、重工業界との連携として成立するが、その後、国際関係の緊張の高まり、閉鎖化、軍拡と共にナチスが軍部を支配し、経済分野でも重工業界やユンカーの反発を抑え込み、独裁的体制を築く。

ポイカートはワイマル体制をテクノクラート主導の社会として特徴づけた。

組織された資本主義における官僚機構の肥大化と企業の巨大化、それに伴う科学的マネジメント導入や労働者の工場共同体への統合及び大労組幹部の官僚化は既にみたように階層構造における新中間階層なかでも官吏や専門職の急増に示される。それは官僚的な再分配メカニズムを強め、カルテルや団体の権力の集中的投入を促した。またあらゆる社会問題は国家の干渉と科学の投入によって合理的解決を見出しうる、という社会工学的な操作可能の幻想を生み出したが、工場共同体と国民共同体を同時に目指すテクノクラートの社会改革の失墜はナチスによる工業社会の諸矛盾の暴力的解決に導いた<sup>45</sup>。この幻想の具体性は定かではないが、新中間階層がワイマル体制の受益者であったことは間違いあるまい。この社会改革の幻想はナチス時代にまた別の形で現出する。

他方、ワイマル憲法では農業、工業、商業に従事する独立中間階級の諸利益は立法及び行政に於いて広げられるべきであると規定されているにも拘らず、手工業者はワイマル体制の下で余り顧みられない階層となる。特に「ワイマル期」後半には裏切られたと感じざるを得ない状況に置かれた<sup>46</sup>。この時期には利益媒介システムを前提として展開された連合政治の動態においてリベラル派の政党基盤となるべき中間層の脆弱性、農民層の利益表出の困難性がある<sup>47</sup>。ファシズムや国家社会主義はその支持者の大部分を下層の中産階級から補充する<sup>48</sup>。

世代間対立とジェンダー問題もまた体制転換の遠因となった。

20年代後半、青年の失業問題は極めて深刻であった。社会国家の危機の中で青年に対する援助給付は削減され、失業家族にとって負担となった。若い徒弟や不熟練労働者よりも18-30歳の若年労働者の方が失業率は高い。また大卒者に雇用の道が閉ざされる。後続の世代を就職

させることの出来ない老人の「共和国」への「若い世代」の憤激からナチ党は学生の間で多くの支持を得た。組織された労働運動のミリューにおいて若年労働者は共産党の陣営にあり、急進化した<sup>49</sup>。

また工業労働者中の女性の割合は1907年の18.3%から、25年には23%に上昇した。ホワイトカラーと公務員中の女性の割合は6.5%から12.6%に倍増した。この分野で女性が進出した。ワイマルの全期間に亘り、女性の仕事は男性より収入が少なく、それ故、また24-29年の合理化攻勢及び29-33年の大恐慌時に、より安価な女性労働者の解雇は男性より少なかった。働く女性へのルサンチマンがあったかもしれない。32年、女性公務員の法的地位に関する法律が發布され、共稼ぎの妻を公務員職から解雇しうることになった。反動的なナチスの女性神話が恐慌期に少なからぬ支持を見出した。また性の解放へのリアクションもある<sup>50</sup>。

ポイカートは更にファシズム台頭には1920年代における大衆文化の「新即物主義」の広がりや公共社会の変化、大衆のマス化、画一化といった文化的背景もあるという<sup>51</sup>。

そして何よりも共和国の政治文化の解体過程において重要な役割を果たしたのが伝統的に国家を担うエリートたち、つまり、官僚層、司法当局、国防軍、企業家、大農業家であった<sup>52</sup>。

ドイツ工業全国連盟では妥協的グループが支配的な影響力を保持していたが、恐慌期には労働者を犠牲にした厳しい経済綱領への同意を要求し、妥協に失敗した。

重工業も再軍備促進に関心を示すドイツ企業家は32年にはほぼ一致してパーペン内閣を歓迎した。市民も共和国にうんざりしていた<sup>53</sup>。

ナチ党は、本来の保守派にとっても必要であり、また飼い馴らしうるものと思われた<sup>54</sup>。一部銀行家と重工業を中心とした資本家たちはヒトラー＝パーペン内閣の成立に深くコミットしてはいたが、必ずしも一挙にナチス独裁へと発展するだろうことを予想していなかった<sup>55</sup>。取り込んだつもりが首根っこを押さえられたのは保守的支配層の方であった。

基本的妥協の仕上げに必要なであった行動の余地が狭まったために社会経済的な構造的危機が共和国の政治的社会的システムの不安定化へと転換した。この基本的妥協が徐々に撤回されたことによって新しい正当性の喪失が進行した。旧エリートの代表者たちが30年代初めに追求した権威主義的な転換の構想に基づき大統領内閣は憲法秩序を破壊しえたが、この間にドイツの公共社会が遂げていた高度な政治化と大衆的動員に対しては役に立たず、大衆的基盤も欠き、戦前の状態を回復する力はなかった<sup>56</sup>。

自由主義や保守派の名望家政党が衰退した後に残った巨大な政治的真空状態の吸引力、存在への不安、将来への懸念、救済への憧れ、そうしたものがナチ党支持に繋がった。旧エリート（エリート・カルテル）はナチズムとの同盟に入り、大統領の周りの政治的一派はヒトラーを首相に任命した<sup>57</sup>。他の全ての選択肢が尽きて最後の、そして最悪の選択肢が残った。この歴史過程でものを言ったのはナチズムのダイナミズム、疲れを知らぬ集団行動主義であった<sup>58</sup>。

こうしてワイマル体制は労働と資本の組織化に基づく、労組上部と独占資本（とりわけ化学、電機、銀行など）との協調体制であったが<sup>59</sup>、その基盤は脆弱であり、20年代末には景気後退のなかで財政のみが膨張し、行き詰まる。労組の大衆的基盤は弱く、独占体内部も分裂していた。何よりも中間層の利益を汲み上げる仕組みが欠如していた。長く深刻な不況に対し採ら

れた緊縮・デフレ政策は社会的危機を一層加速した。そうした状況のなかで重工業層やユニカ一層と結託し、中間層を取り込んだナチスが台頭する。

ナチズム運動は大衆民主主義的支配体制や大恐慌の渦中ではや中間層の利益を擁護しえなくなったことへの抗議行動であり、それは「中間層革命」ともいうべき急進主義運動に結果した。運動指導部は早くから後進帝国主義的支配層と結びついて「中間層革命」のエネルギーを反労働者的な後進帝国主義的再興に利用しようとした<sup>60</sup>。だが皮肉なことに、ナチスの行った施策により、結局、中産階級は衰退の途を辿ることになる<sup>61</sup>。

ナチス体制そのものについては詳説しない。

ナチズムにはそれ自体、何らかの系統的な理論や政策体系があったわけではない。イデオロギ一的に代弁していたのはドイツの右翼の間で広く普及していた、決してオリジナルではないルサンチマンと理念の寄せ集めであったし、反ユダヤ主義、反自由主義、反マルクス主義を1つに纏めたものに過ぎなかった<sup>62</sup>。

パーペンからヒトラー政権までの国内膨張政策がそれなりの効果を見込めたのはブリューニングが賠償支払いの中止、外国債権者の返済要求猶予、貿易黒字の達成によって、国内経済拡張が直ちに国際収支の壁に突き当たらないような条件を創り出していたからであり、31年秋には他国に先駆けて外国為替取引の統制を始めていた。賃金引下げはドイツ産業がなお生産コストを低く維持することを可能にしたし、増税は拡張過程における国家歳入増を齎した<sup>63</sup>。

ナチスの雇用創出政策も然りである。31年末以来、景気促進計画と雇用創出によって恐慌の克服を目指す提案が数多く出された。ヒトラー政府は33年には行政によって細部まで準備されていた雇用創出計画に依拠した<sup>64</sup>。ナチスの33年6月及び9月の第1次及び第2次ラインハルト計画に至る労働振興政策ではパーペン以来の立替金融方式が採用された<sup>65</sup>。

再軍備金融のためには特殊手形（前述の雇用創出手形がその一種である）の仕組みを応用した。ライヒスバンク総裁シャハトが関わったメフォ手形制度がそれである。軍事支出の一部がその金額を秘密にしておくため、またライヒへの信用を数億マルクに制限していたライヒスバンク法の適用を回避するため擬制的な商業手形を用いて行われた。その目的のためにライヒスバンクとライヒ国防省は33年5月、冶金研究有限会社（Me f o）を設立し、軍事支出の支払いに対して請求権をもつ企業はこの会社宛の手形を振り出し、この手形はメフォの引き受けとライヒの保証を与えられ、銀行で商業手形として割り引かれ、ライヒスバンクで再割引も可能となった。このメフォ手形は戦争勃発までに軍事支出のほぼ20%を占めたが、37年をもって発行は停止した。その後、再軍備金融の一部は金融機関、とくに貯蓄金庫が買い入れるライヒ長期債に、他の一部はメフォ手形の後継者として登場した納入者国庫証券に転換した。納入者国庫証券は流通期間が6ヶ月で、ライヒスバンクから証券担保貸付を受けることが出来た（割引は不可）。39年初頭以後は再び租税証券が登場し、公的発注者は支払いの40%をこれによって行えるようになった。それまで存続していた法律上の制約はライヒスバンク法改正で除去された。こうしてライヒスバンクは政府に対する独立と対ライヒ信用供与に対する厳格な制限を失った<sup>66</sup>。

33年9月、銀行法が改正され、ライヒスバンクによる公開市場操作が開始された。地方債借換法による地方自治体の起債能力回復策が採られた。他方、34年1月末の法律により州政府は政治的独立性を失い、国の「出先」行政機関に格下げされた。35年春には公債基金形成に関する法律により資本会社の配当制限を通ずる公債消化策が講じられた<sup>67</sup>。

パーペンの立ち上げた責任の分割と達成を目的とした『職業身分原理』に基づく新国家改造計画はナチスにより「職分団（職業身分的な団体構成）的秩序」の形成として焼き直された。

33年9月の法律により農業の新組織として食糧（職分）団が制定された。農業生産者の他、農産物の流通業者や加工業者まで全員を強制加入させ、ナチス教育と農産物の生産・流通・加工の統制を行う。同月、世襲農場法が制定された。「血と土」の結合によって農民経営を安定化させようとした。一定の要件を満たす農場を世襲農場に指定し、一子相続制により経営の細分化を回避し、土地抵当や抵当流れを禁止した。この農業主だけを「農民」Bauerと呼び、自余の「農業者」Landwirtより高い社会的評価を与えた。その要件とは非ユダヤ系で農場の単独所有者であることである。農場規模は7.5~125ヘクタールに制限し（ユンカーは排除できる規模）、土地の集中は抑えた。また新農民創設の入植事業は伸びず、抵当金融の途を閉ざしたために経営合理化を阻害した<sup>68</sup>。だがノイマンによれば一人の農民が複数の農場を所有することは許されていたから、世襲農地の平均規模は33年の12.3haから39年には22.5haに上昇した。小農民は集中過程で土地を失い、世襲農民の間でも集積過程は進行した。名目上は農民保護だが、実際は大富農に保護を与えるものとなった<sup>69</sup>。

労働の分野では労組の解体後、労働戦線を創設し（33年5月）、旧組合員を含めて従業員をこれに吸収した。自由職や公務従事者を除く全ての有給被用者を包括する全体的機関であり、約2,500万人の会員を数えた。だがナチス左派活動家が事実上の組合幹部となり、企業と対立することになる。33年11月には資本の反発を恐れたヒトラーは労働戦線を改組し、労働者、職員、企業家などの諸階層を無差別に経営単位で組織し直し、16の産業別の全国経済団体に分割した。経営共同体は労働戦線を構成する下部組織ではなく、その執行機関である。だが労働者は経営共同体の会員ではなく、あくまで全体的機関たる労働戦線の会員に留まる〔つまり、執行には関与しない〕。労働戦線の指導者は党指導者であり、労働戦線のメンバーは何らの審議権も決定権も持たない。党の施策に盲従するだけの組織となる。労働戦線の全経済的活動は全国経済会議所と経済省に引き渡され、労働戦線は実際には経済的、政治的機能を何ら持たない。精々、労働者階級の教化が主たる活動である。形だけ全国労働会議所、地方労働会議所を設置するが何らの活動もしていない。ナチス党の労働者細胞組織も解散された。結局、労働戦線は職業上、身分上、教育上の区別に関わりのない「全ドイツ国民」なる空虚な統一体であり、労働者階級はアトム化され、究極的な官僚制が創り出された。

34年1月には国民労働秩序法が制定される。企業組織にも「指導者原理」が導入され、経営者を指導者とし、労働者・職員を従属者として位置づけ、職場での資本の支配を保障した。労働条件も団体交渉によってではなく国の労働管理官の定める最低基準を前提に経営者が上から決定した<sup>70</sup>。

資本の分野ではナチスの同質化は進まず、34年2月、ドイツ経済有機的構成準備法によって、職分団化（職業身分的な団体構成）の方向を提起した。最初の実施例は遅れて34年11月である。農業関係以外の全企業は部門別、地域別の二系列で組織され、全国経済会議所に集約される。それを経済省の監督下に置く。33年7月には強制カルテル法が制定され、独占体制は強化されていたから、これは大資本の支配を保障するものであった<sup>71</sup>。

農業分野を除いては「職分团的秩序」は実際には困難であったようだ。中間層についてはこれらの利益諸団体を「ドイツ商業全国職分団」と「ドイツ手工業全国職分団」に統合したが、成果は少ない。ヒトラーらはむしろ大工業家を尊重した。軍事力強化には彼らの力が必要であった。工業には他の経済グループより多くの自由裁量の余地を与えた。それでも工業分野においても指導者原理の導入、取締役会からのユダヤ人の排除を行い、ドイツ工業全国連盟とドイツ使用者団体連合の合体による「ドイツ工業全国職分団」を形成した<sup>72</sup>。

1930年代後半、労働分配率は低下しているが、企業内部留保利潤と企業者利得・財産所得の合計は増大した。重化学工業部門の独占的大企業は主に自己金融によって投資を拡大した<sup>73</sup>。

[表 I-12、図 I-2]

表 I-12 ドイツの国民所得の構成

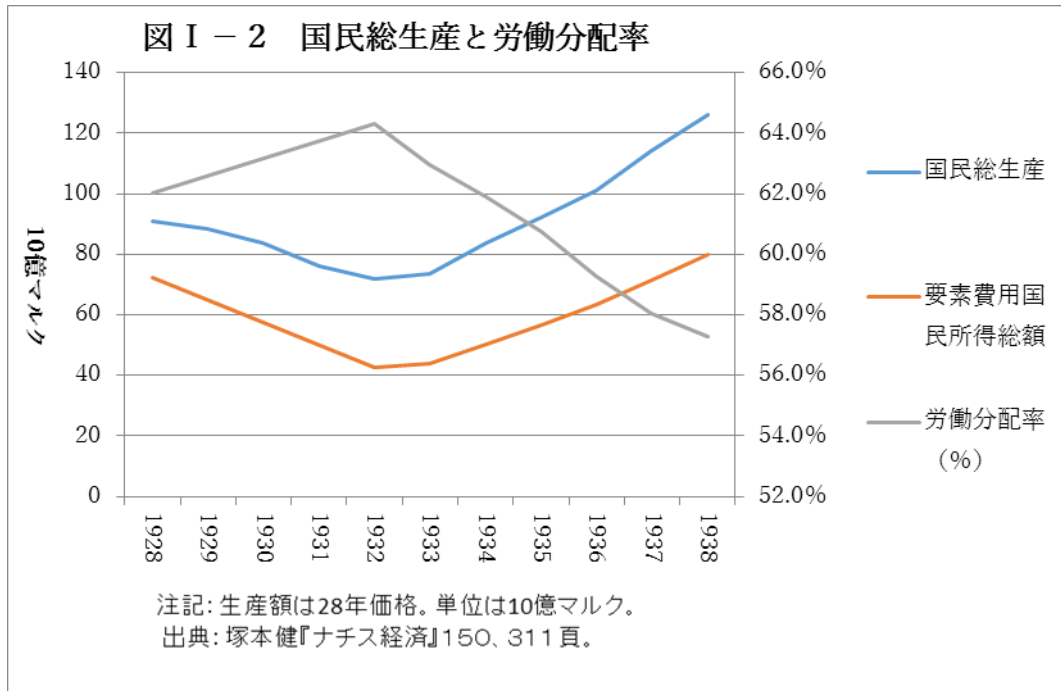
	労賃	企業者利得・財産所得	企業内部留保利潤	企業への直接税	国有財産収入	国債利子支払	要素費用 国民所得 総額	労働分配率
1928	44.9	24.5	1.3	0.6	2.5	-1.2	72.4	62.0%
1932	27.4	16.1	-0.5	0.1	1.0	-1.5	42.6	64.3%
1933	27.7	16.5	0.2	0.2	0.9	-1.5	44.0	63.0%
1934	31.2	18.7	0.7	0.3	1.0	-1.5	50.4	61.9%
1935	34.5	20.6	1.5	0.6	1.1	-1.5	56.8	60.7%
1936	37.7	22.9	2.3	1.0	1.3	-1.6	63.6	59.3%
1937	41.5	25.8	2.8	1.6	1.5	-1.7	71.5	58.0%
1938	45.7	*28.3	3.9	2.4	1.5	-2.0	79.8	57.3%

注記：総額の単位は10億マルク。\*原文は38.3。

出典：塚本健『ナチス経済』311頁。

こうしてナチス体制の大枠は形成された。

その下で33年後半から農業面では負債整理事業、農産物価格維持政策によって農業生産を増大し、公共事業拡大によって失業を減らし、34年後半からは軍備拡張に進んでいった。以後、経済の国家統制を強化していった。超完全雇用状態となっても1935年の青年層の勤労奉仕義務、労働手帳制度導入、36年の全国的な価格停止令公布、労働配置の行政命令、38年の賃金形成法（労働管理官に最高賃金率設定の権限付与）、徴用令等々の労働統制により更に軍需生産拡張を推し進めた<sup>74</sup>。こうしたごり押しは当然、資本の論理と齟齬をきたす。



新計画採用（34年9月。正式に採択されたものではない）から第2次4ヵ年計画発足（36年9月）に至る時期にヒトラーの再軍備政策と経済相兼中央銀行総裁シャハトの経済政策（マルク安定を重視。鉄鋼資本の利害の代弁者でもある）との背離が拡大し、ついに38年から39年にかけてその地位を追われ、ゲーリングが経済分野での独裁的地位を確立し、軍拡に歯止めが掛からなくなった<sup>75</sup>。1933/34年度、ドイツの財政予算のうち軍事費の占める比重は12.6%であったが、36/37年度には67%に上った。この数字はイギリスの24.1%、フランスの29.9%をはるかに上回る<sup>76</sup>。

対外経済関係の閉鎖化も進む。

33年夏に対外債務の元利支払いに対するトランスファー禁止令が発布され、その頃から輸入制限措置が実効性を持ち始めた。当初は包括的な割当制であったから、割当額の範囲内で輸入業者は輸入先と商品種類を自由に選択できた。だが34年初頭に食糧輸入が一般的割当制から分離され、特別な規制を受けることになった。34年9月、シャハトの「新計画」により為替取引の全面的な統制を導入した。相互調整による多角的な商品・資本取引に代わって、それぞれの取引相手国と別個の結ばれる為替清算協定を手段とする貿易・為替取引の完全な双務主義が登場した。国家が決定する緊急性ランクに従った輸入の量的制限と差別的為替レートや国内向け産業に対する輸出賦課金や原料配分に際して輸出産業優遇といった国家的輸出振興策が登場した。ナチスのアウトルキー志向はまた生活及び原料・食糧基盤の空間的拡大であった<sup>77</sup>。その後、ブロック経済化は一層進む。

1936年9月、ナチス党大会は第2次4ヵ年計画を布告した。軍備拡張とアウトルキー化（国内鉄鉱石の開発、人造石油、合成ゴムなど代替品の生産）を目指した。鉄鉱石を輸入に依存していた鉄鋼資本は抵抗したが（国内の鉄鉱石は品質が低いため）、37年10月には鉄鋼大企業側の協力を取り付ける。とはいえその投資制限は継続した。結局、対外

侵略による占領地での工場、資源の収奪に至る。鉄鋼資本は全体としては体制の要求と妥協しつつ自らの利益を貫き得た。

ナチス体制と重化学工業独占体ないし金融資本との間には親和と反発、協力と対立という緊張関係が存在していた。I. G. ファルベンは4ヵ年計画の政策立案から遂行過程に深く関与していたが、人造石油の開発、工業化を巡る対立もあった<sup>78</sup>。

産業界の一部はナチスと「融合」した。37年設立のゲーリング・コンツェルン（帝国企業H. ゲーリング）や第2の国営企業「大陸石油株式会社」へ一部大企業や銀行が参加した。また産業界の一部有力者は「ヒムラー友の会」に参加し、強制収容所からの労働力提供などと引き換えに親衛隊へ巨額の寄付をして、武装親衛隊の装備やヒムラーの各種事業に充てた。

それとは異なった産業界とナチスの関係もある。42年にA. シュペーアが軍需相となった頃から「総力戦」体制への移行、そしてまた「第三帝国」の最終局面が始まる。シュペーアは一方では、それまでの軍需経済に対する国防軍関係の諸機関の「官僚的」介入を系統的に排除し、他方では「工業の自己責任制」（産業界の「自治」）をスローガンにした組織替えを行い軍需生産の飛躍的増大を引き出した。軍需生産に関する中央集権化と利潤動機に支えられた資本家たちの「創意」に基づく「自治」と生産の合理化（大量生産方式導入など）の三つを組み合わせた。I. G. ファルベン、クルップ、フリックなどの巨大企業グループは「産業の自治」の名のもとに自分たちの「独立王国」を築き、利潤を確保しつつ全面的に軍需生産にコミットした。ナチスもまた高度な科学技術を体化した軍備を拡充させるため大企業の資本家、経営者、技術者たちに依存した。こうして両者の間には一種の「共棲」関係が形成された<sup>79</sup>。

ナチ体制の最終局面でフォルクスワーゲンの技師ポルシェに代表されるような新しいテクノクラート・タイプの人々が急速に台頭してきつつあった。大企業の資本家や経営者、技師たちは《第3帝国》の爛熟期（38年～）においては、他のグループに比して、特別に保護された立場にあった。総力戦体制の中で、必ずしも固定観念には縛られず、しかも機動的な組織力をもつ《創意》に富んだ企業家たちと非情な技術的合理性に徹するテクノクラートが評価されるようになった<sup>80</sup>。

ナチス体制の階層構造、勢力関係の変化も現れる。

第三帝国が確立した1937年以降になると体制の官僚化と保守化が進む。ナチス党自身の権力も威信も低下し、親衛隊、国防軍、4ヵ年計画庁、労働戦線その他の公官庁と職業統制団体が力をもった<sup>81</sup>。ナチスが労組に替わるものとして組織した労働戦線も労働者の利益を顧慮せざるを得ないものとなる<sup>82</sup>。農村の伝統的社会はあまり変化しなかった。特にカトリック農村地域ではナチスは弱体であった。地区支部指導者に大衆に対し権威をもつ職業の者を任命した<sup>83</sup>。

ナチスは政権獲得後、政治的地位や権力の分配に際し、多くの点で古い社会的ヒエラルキーを尊重した。中・上流階級に寛容であった<sup>84</sup>。

パーペン『職業身分原理』に基づく身分制的国家への改造計画を構想していたが、職業官僚制は空洞化した。職業官僚制を支える三つの柱は①政治的中立性、②専門的知識と専門的訓練、③個別支配者の恣意を越えた客観的な法に基づく行政であるが、37年1月、閣議決定さ

れた「ドイツ官吏法」と42年4月、大ドイツ帝国議会で採択された「戦争が終わるまでは官吏の身分保障に関する一切の規定が法的効力を停止する」という決議によって①と③は失われ、官吏は行政実務の効率的遂行に専心するテクノクラート集団に変質した<sup>85</sup>。

国防軍についてみれば第二帝政時代には将校団を支配する土地貴族集団（ユンカー）の特権を擁護する独特の身分観念をもった閉鎖的集団を形づくっていた。1913年の将校団のなかの貴族の比率は22%であったが、32年には23.8%であった。20年には将官の50%は貴族出身者であった。

34年に陸軍の現役将校は4千人（実質的には3千人）であったが、その後の急速な軍拡によって38年には将校団の規模は一挙に2万5千人に増えた。将校団の社会的同質性は希薄化された。更に軍事への科学技術の大胆な導入、また38年の武装親衛隊の設置とその後の第2の軍隊化とも相俟ってナチスの国防軍支配はほぼ完成する<sup>86</sup>。親衛隊はナチス党の保守的・官僚的エリートを中心であり、その指導者層のうち40%は上層中産階級出身であった<sup>87</sup>。

ノイマンはナチス体制における支配階級は党指導層、軍部指導層、産業界上層、高級官吏であり、彼らがアトム化、無機質化した勤労大衆を従属させる極限的な官僚制社会と考える<sup>88</sup>。「ナチスの社会政策の本質はドイツ社会に支配的である階級的的性格を受け入れ、それを〔極限まで〕強化することである。従属的社会層と国家との間に介在する全ての独立的な集団を破壊することによって従属的社会層をアトム化し、全人間関係に干渉する独裁的官僚制度を創設することである」<sup>89</sup>。「ナチズムはいわゆる官吏中層（事務員とアカデミックな管理の中間）の感情に喰い入り、それを自らの最強の足場とした」<sup>90</sup>。

これは聊か単純化している。村瀬興雄の次のような見方はおそらく正しい。

「ナチスを成功させ、政権につけたのは、狂信的で異常な国民層ではなくて、功利的で現実的な国民層、すなわち政治的中間層までを含む支配勢力と大衆の広汎な層である」<sup>91</sup>。「ごく平凡な民衆がナチス体制を陰に陽に支えた。彼らは、あるいはナチスに順応し、あるいは抵抗し、あるいは命令を歪め、あるいは支持の振りをして、強かにナチス体制下を生き抜いた」<sup>92</sup>。そこにむしろファシズムの本当の恐ろしさがある。

第三帝国の支配勢力の主要目標はドイツ帝国主義を継承してそれを発展させることであった。第三帝国の現実の支配者は狂信的ナチスではなく、ドイツのエリートとテクノクラートであった。第三帝国は諸支配集団、圧力団体による多元的支配体制であって、ある集団が常に絶対的支配権を握る体制にはならなかった<sup>93</sup>。そうだとするとそれらの集団の利害の合成作用がナチスの独裁と暴走への途を用意したこともまた確かなのである。

技術的専門職・テクノクラートこそがナチスの中核である、という小野清美の説は首肯できない。小野によれば、技術者のアイデンティティの核心は社会全体の福祉を増進する効率への奉仕という使命感である。それを達成するための前提条件が階級対立という摩擦のない合理的な機能＝責任＝権限の連関としての分業体系である<sup>94</sup>。18世紀末から19世紀初め以来、ドイツの近代化を牽引してきたのは教養市民層であるが、被用技術者は増大しても、その経済的地位はむしろ低下した。技術者の同権化要求は遅々として進まなかった。教養市民層の解体的危機に直面し、ことにその下層的部分から新しい保守主義が生まれ、「理性の破壊」に繋がる<sup>95</sup>。多くの技術者イデオログにとり共同体的な思想、全体の優位、全体への義務という考え



はほとんど自明であった<sup>96</sup>。テクノクラートはその理念の実現可能性をナチスに見出したというのである。

だが技術者がイデオロギー中立的に技術的課題に科学的探求心から取り組むことは大いにありうることだが、それが結果的にナチスを支えたとは言えても、ナチスの主体的担い手となったとはいえない。

ナチズムそのものの本質はポイカートらも述べていたように保守主義（本来の歴史過程において淘汰圧を経て残った伝統、慣習、知恵を重視するものではなく、過去の強大な専制的国家幻想やそれを支えた家父長制の復古主義）であり、強権的国家主義であり、排外主義であり、反知性主義（ルサンチマン、反資本主義、反ユダヤ感情への訴えなど）等々である<sup>97</sup>。ナチスはワイマル体制下ではいわば除け者であった下層中産階級、下層労働者層の一部を煽動、糾合して急進的大衆運動を創り出し、それが一定の影響をもつ勢力となるとナチズムを「公益優先」と「指導者原理」という用語で色付けし<sup>98</sup>、何か新しい社会が創造できるかの幻想を生み出した。国家社会主義者は国益と普遍的な正当性との同一化を提案する<sup>99</sup>。ここで「公益優先」とは事実上、強大な軍事帝国の建設を優先することであり、「指導者原理」とは社会の各分野で指導者層と命令に従うだけの従属者層に区分し、その命令系統を国家支配機構に集約することであった。

大連合政権や保守政権が大恐慌への対応に失敗し、ますます危機が深まると、先の見えぬ底知れぬ不安から、知性あるはずのテクノクラートを始め、支配的勢力が取り込まれ、あるいは懐柔しようとしてナチスの要求を受け入れ、あるいはその流れに乗っかることによって恐るべき「ビヒモス」が誕生した。

第2次大戦期の総力戦＝総動員体制は強圧的な統合化を進め、農村の伝統的社会をも破壊していく。そして終末を迎えることになる。

1 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』383-414頁。

2 栗原優『ナチズム体制の成立』268-71頁。

3 栗原優『ナチズム体制の成立』272-84頁。

4 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』361-2頁。

5 戸原四郎『ドイツ資本主義一戦間期の研究』129頁。

6 ノイマン、フランツ『ビヒモス—ナチズムの構造と実際』24頁。

7 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』371-81頁。

8 栗原優『ナチズム体制の成立』293-4頁。

9 栗原優『ナチズム体制の成立』295頁；戸原四郎『ドイツ資本主義一戦間期の研究』134頁。

10 栗原優『ナチズム体制の成立』295-6頁。

11 栗原優『ナチズム体制の成立』296-307頁。

12 ブリュニング内閣は大統領により議会なき政府を義務づけられていた。憲法で企画されていた議会と大統領の二元主義から議会は事実上、排除された。権威主義的転換の政策に過ぎなかった（ポイカート、デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』219-221頁）。ブリュニングは

議会で多数を得ることが出来なかったため、ワイマル憲法で予め定めていた緊急命令権を用いて政治を行った（フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』62頁）。

<sup>13</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』417-8頁。

<sup>14</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』308-9、317-26頁。ブリューニング政権は階級均衡的指向であり、賃金切り下げと同時に価格引下げを企画した（加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』443頁）。

<sup>15</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』327、331-2頁。

<sup>16</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』337-46頁；ノイマン、フランツ『ビヒモスーナチズムの構造と実際』337頁。cf. 塚本健『ナチス経済』東大出版会、1964、162-6頁。

<sup>17</sup> 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』44-5頁。

<sup>18</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』352-71頁。

<sup>19</sup> 賠償問題はフーバー・モラトリアムによって決着を見た。第1次大戦に起因する政治的債権を事実上断念した。その後ローザンヌ会議で30億マルクという賠償一時金を対価にして賠償の最終的な中止が決定された。この成果はブリューニングの努力に帰すべきものであろうが、次のパーペン内閣が自らを飾るものとして宣伝した（フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』67-8頁）。

<sup>20</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』419-31頁；塚本健『ナチス経済』166-8頁；栗原優『ナチズム体制の成立』371頁。第4次緊急令の際、経済相のヴァルムボルトはデフレ政策を転換して国内信用の拡張を図るべしという提案を行ったが、退けられた。この緊急令は多くの階層の既得権益—協約賃金、カルテル協定などを根底から揺るがす内容であった。労組は賃金引下げを黙認する形で労働時間短縮を唱えたが、600万人もの大量失業には有効ではなかった（平島健二『ワイマル共和国の崩壊』305-6頁）。

<sup>21</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』420-2頁。

<sup>22</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』423頁。恐慌勃発と共に資本家団体の労働協約制への攻撃は激しくなった。内閣は10~15%の賃金引下げを命じた。また強制的利子率引下げを行った（加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』431-4頁）。

<sup>23</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』354-9頁。

<sup>24</sup> ノイマン、フランツ『ビヒモスーナチズムの構造と実際』352頁。

<sup>25</sup> ノイマン、フランツ『ビヒモスーナチズムの構造と実際』354頁。

<sup>26</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』384-91頁；塚本健『ナチス経済』170-72頁。この労働創出計画の作成過程でヴァルムボルトとシュライヒャーは信用拡張計画と軍拡計画を介して結びついた、と考えられている。但し、両者のナチスに対する立場は相容れない（栗原優『ナチズム体制の成立』387-8頁）。

<sup>27</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』394-7頁。1932年3月と4月の大統領選挙はヒンデンプルグが社民党の支持を取り付けてヒトラーに辛勝し、32年6月1日、首相としてパーペンを任命したが、その支持基盤は脆弱であった（ポイカート、デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』223-4頁）。

<sup>28</sup> これはビスマルク時代の「国家維持的、生産的諸身分のカルテル」構想との連続性をもつ。ヴェーラー『ドイツ帝国』Ⅲ。

<sup>29</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』398-8、421-2頁。

<sup>30</sup> ポイカート、デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』124-5頁。

<sup>31</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』444-63頁；塚本健『ナチス経済』173-9頁；栗原優『ナチズム体制の成立』447-52頁。

<sup>32</sup> 32年の失業者は558万人となる。就業者は1258万人であったから失業率は44%である（楊井克己編『世界経済論』67頁）。

32年7月末、失業救済支出のうち、保険制度からの給付は17%であり、過半が福祉的失業者扶助として支出された。失業者1人当たりの給付は減り、地方自治体の負担が増加した（加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』453頁）。

<sup>33</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』452-8頁。

<sup>34</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』459-61頁。

<sup>35</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』519-20頁。

<sup>36</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』525頁。

<sup>37</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』525頁。政府に、ワイマール憲法に拘束されない無制限の立法権を授権した。

<sup>38</sup> 「巨大な労組構造が崩壊するのはただ30分を要しただけであった。何らの抵抗もなく、何らのゼネストもなく、何らかの意味を持つ示威行動すらなかった」(ノイマン、フランツ『ビヒモスーナチスの構造と実行』354-5頁)。

<sup>39</sup> 戸原四郎『ドイツ資本主義一戦間期の研究』176頁。

<sup>40</sup> 政治的危機はワイマル的=ニューディールの危機吸収機構の崩壊の結果である(加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』464頁)。

<sup>41</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』110頁。

<sup>42</sup> 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』387-8、443頁。

<sup>43</sup> 平島健二は議会制民主主義国家としてのワイマル共和国崩壊の歴史的過程は決して必然的なものではなく、他の選択肢を許す開かれたものと考え。「権力喪失」段階では民主制の実体を救う(再均衡の)可能性が存在するが、この可能性が生かされず、民主制の回復がほぼ不可能となる段階が「権力真空」である。この権力喪失段階はブリューニング政権の崩壊とともに終わったのではなく、共和国擁護勢力の結集を促す国制改革の実現の可能性が失われた(再均衡の失敗)時点で終焉したのである。その時期に共和国勢力を結集し、その正当性を回復するには多様な主体間での合意形成という難題が解決されねばならなかった。それに成功しなかった、と述べる(平島健二『ワイマル共和国の崩壊』4-5頁)。なお「権力喪失」、「権力真空」、「権力掌握」はK. D. ブラッハーの用いた概念である。

<sup>44</sup> 独占資本の類型については塚本健『ナチス経済』第1章第1節;加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』第2章IVによる。

<sup>45</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』100、116頁。

<sup>46</sup> Bessel, R. and Feuchtwanger, E. J. (eds.), *Social and Political Development in Weimar Germany*, pp. 182-3, 191, 195.

<sup>47</sup> 平島健二『ワイマール共和国の崩壊』5-6頁。

<sup>48</sup> ハイエク, F. A. 『隷従への道』151頁。

<sup>49</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』80-84頁。

<sup>50</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』85-92頁。

<sup>51</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』第6~8章。

<sup>52</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』188頁。

<sup>53</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』193-4頁。

<sup>54</sup> ヴェーラー『ドイツ帝国』159頁。

<sup>55</sup> 山口定『ナチ・エリート』100-1頁。

<sup>56</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』IV。ポイカート自身は基本的には伝統的保守主義を重視しており次のように述べている。「共和国を揺り動かしたのは旧エリートに絡みついた伝統による近代化過程の妨害ではなく、むしろ近代化の、とくに危機的なダイナミズムであった。それが旧エリートを1918年の基本的妥協に対する敵対に追いやった。イギリスも同じような経済危機を経験しているが、社会の基本的ムードは伝統主義的であり続けた。1940年代まで伝統が社会体制の正当性を作り上げていた第3共和国のフランスも名望家層の連続性とそれに依拠するブルジョア中道派の生命力に基づいていた」(ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』206頁)。それ故、「進歩の概念は破局の観念の中に基礎づけられるべきである。物事が『どんどん』進むこと、それ自体が破局である」というヴァルター・ベンヤミンの言葉を肯定的に引用している(同上232頁)。

<sup>57</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』202、226-7頁。

<sup>58</sup> ポイカート, デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』199頁。

30年には党員の1/3以上が30歳以下と若く、プロテスタントの地域、農村、都市の市民層居住区で勢力が強かったが、労働運動の伝統的な中心地では弱く、カトリック地域でも弱かった(同上199-202頁)。

<sup>59</sup> コーポラティズムとはプルーラルな社会的利益をバランスさせるものである(Bessel, R. and Feuchtwanger, E. J. (eds.), *Social and Political Development in Weimar Germany*, p. 193) とする

ならば、「上からのコーポラティズム体制」といえるであろう。平島健二はコーポラティズムとみる見解には否定的である。ワイマール期には政労資の代表が協議の場を設けて経済政策を調整するというような第2次大戦後、先進国で広くみられるような現象はみられなかった。いわゆるネオ・コーポラティズム的な政策が実行されるにはケインズ主義的経済政策の有効性が広く認められ、議会制民主主義の正統性が広く浸透せねばならない(平島健二『ワイマール共和国の崩壊』5頁)。だが定着しなかったとはいえ積極的な試みであったには違いない。その歴史上の影響は小さくはない。少なくとも萌芽ではあった。

<sup>60</sup> 栗原優『ナチズム体制の成立』63頁。

<sup>61</sup> ノイマン、フランツ『ビヒモスーナチズムの構造と実際』490-4頁。

<sup>62</sup> ポイカート、デートレフ『ワイマール共和国—古典的近代の危機』199頁。ナチ党はドイツ祖国党(第1次大戦中の主戦派の大衆組織)の嫡出子であり、ドイツ祖国党は以前の右派同盟である(ヴェーラー『ドイツ帝国』157頁)。

<sup>63</sup> フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』82-3頁。

<sup>64</sup> ポイカート、デートレフ『ワイマール共和国—古典的近代の危機』217頁；塚本健『ナチス経済』238-9頁。

<sup>65</sup> 加藤栄一『ワイマール体制の経済構造』455頁。

<sup>66</sup> フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』99-102頁；塚本健『ナチス経済』258-9頁。

<sup>67</sup> 戸原四郎『ドイツ資本主義—戦間期の研究』177頁；加藤栄一『ワイマール体制の経済構造』463頁。

<sup>68</sup> 戸原四郎『ドイツ資本主義—戦間期の研究』177-8、230、235-40頁；フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』99-102頁。

<sup>69</sup> ノイマン、フランツ『ビヒモスーナチズムの構造と実際』337-9頁。

<sup>70</sup> 戸原四郎『ドイツ資本主義—戦間期の研究』178-9、206-13頁；工藤章『20世紀ドイツ資本主義』302-3頁；フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』119-21頁；ノイマン、フランツ『ビヒモスーナチズムの構造と実際』355-7頁。ノイマンの特徴づけは聊か単純化している嫌いはあるが、全体主義の特徴は示している。

<sup>71</sup> 戸原四郎『ドイツ資本主義—戦間期の研究』179-80頁；雨宮昭彦、シュトレープ、J. 編著『管理された市場経済の生成』34-5頁。

<sup>72</sup> フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』114-9頁。

<sup>73</sup> 塚本健『ナチス経済』310-20頁。

<sup>74</sup> 戸原四郎『ドイツ資本主義—戦間期の研究』181-7、215-30頁；塚本健『ナチス経済』250-1頁。

<sup>75</sup> 塚本健『ナチス経済』250-1、238-9頁；工藤章『20世紀ドイツ資本主義』385-6頁。国家の企業統制機構、原料統制、投資規制、物価統制については塚本健『ナチス経済』286-309頁参照。

<sup>76</sup> 塚本健『ナチス経済』250頁。

<sup>77</sup> フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』105-6、111頁；塚本健『ナチス経済』223-6頁。

<sup>78</sup> 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』385-395頁。

<sup>79</sup> 山口定『ナチ・エリート』240-50頁；フィッシャー、W.『ヴァイマルからナチズムへ』126-9頁。「大陸石油株式会社」の監査会はある一定の条件のもとで党、軍、官僚及び産業から構成された。支配者層の相互依存を示す(ノイマン、フランツ『ビヒモスーナチズムの構造と実際』339-40頁)。鉄鋼業における独占資本とナチスとの関係については工藤章『20世紀ドイツ資本主義』第4章参照。

<sup>80</sup> 山口定『ナチ・エリート』251-3頁。

<sup>81</sup> 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』229頁。

<sup>82</sup> 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』192頁。

<sup>83</sup> 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』215-24頁。

<sup>84</sup> 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』277頁。

<sup>85</sup> 山口定『ナチ・エリート』225-231頁。大政翼賛会の実践要綱においても「無上絶対普遍的真理の顕現たる国体を信仰し、歴代詔勅を奉戴し、職分奉公の誠を致し、ひたすら惟神の大道を顕揚す」と述べている。

- 
- <sup>86</sup> 山口定『ナチ・エリート』231-40頁。
- <sup>87</sup> 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』272頁。
- <sup>88</sup> ノイマン、フランツ『ビヒモス—ナチズムの構造と実際』357、496頁。
- <sup>89</sup> ノイマン、フランツ『ビヒモス—ナチズムの構造と実際』318頁。
- <sup>90</sup> ノイマン、フランツ『ビヒモス—ナチズムの構造と実際』494頁。
- <sup>91</sup> 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』317頁。
- <sup>92</sup> 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』参照。
- <sup>93</sup> 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』340—1頁。
- <sup>94</sup> 小野清美『テクノクラートの世界とナチズム』1、42頁。
- <sup>95</sup> 小野清美『テクノクラートの世界とナチズム』57—8頁。
- <sup>96</sup> 小野清美『テクノクラートの世界とナチズム』64頁。
- <sup>97</sup> だからナチス時代には大学生数そのものが半減した。32年には在籍数は10万人近かったが、38年には5万人強である。大学はもはや教育制度の拠点ではなくなった（ノイマン、フランツ『ビヒモス—ナチズムの構造と実際』341-2頁）。教育に必要なのはナチス・イデオロギーの刷り込みと技術・技能習得であった。また反営利主義を標榜するが、これは大衆的支持を得るためのレトリックであり、奇形的ポピュリズムである。
- <sup>98</sup> 柳沢治はナチズムを公益優先と指導者原理という概念で特徴づけているが、余りに一般的、抽象的すぎる（柳沢治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』）。
- <sup>99</sup> ハイエク、F. A.『隷従への道』238頁。

#### 4. 第2次大戦後のドイツ経済

第2次大戦後、西ドイツはアメリカの圧倒的な影響の下で、企業解体から労働改革までナチス体制の払拭に努めた。それは少なくとも結果的にはドイツの伝統への復活を促す面があった。企業解体は第1次大戦前の企業体制の復元を促し、労働改革はワイマル期に実現されていた団結権と団交権の回復であった。その結果生まれたのは成長に適合的な経済体制であり、大衆消費社会に適合的な労資関係であった。企業解体は石炭・鉄鋼業、I. G. フェルベン、大銀行に限定されたが、戦前よりも競争的な独占体制に再編された。農地改革はソ連占領地域以外ではほとんど意味をもたなかった<sup>1</sup>。ナチス関係者は徹底的に追放されたが、古い世代の経営者が日本とは比較にならないほど大量に残った。同族支配も広汎に残存した<sup>2</sup>。

1947年の占領政策の転換を受け、48年6月、西側占領地全域で通貨改革及び税制改革を実施し<sup>3</sup>、以後、経済復興の途を進む<sup>4</sup>。

復興に際し、経済政策については主に二つの潮流があった。

まずは社会的市場経済の理念である。エアハルトらの「整序された社会」の構想では政府と労資の協調を通じて市場機構を補完する組織された社会の構築を目指す。コーポラティズム的体制を軸とし、国家が調整、補完する政策である。但し、エアハルトは「協調」や「秩序」より自由主義に軸足を置いていたから後の「社会的市場経済」路線とは一線を画す。

それに対し、社民党や労組の経済専門家（K. シラーら）はケインズ主義に立脚した「総体的誘導」を唱道する。産業や企業への個別的介入はしない。企業の自由競争による市場機構の機能が果たされることを前提しつつ、経済の安定を確保するためにマクロ経済指標を政策的に管理する、というものである<sup>5</sup>。

だが社民党は59年秋の党大会で新たにゴードスベルク原則綱領を採択し、路線を変更した。社会主義的路线に代えて社会的市場経済論を受け入れた<sup>6</sup>。それにより「社会的市場経済」はドイツ経済の公式の統一路線となる。

この社会的市場経済という概念は40年代に成立していた。49年の連邦議会選挙でキリスト教民主党CDUがその経済プログラムとして最終的に採用した<sup>7</sup>。

その定着の経緯をみてみよう。

1945年以降、なお数年間は団体調整的市場経済の自律的なアクターを欠いていた。占領軍はナチ体制によって強制解体させられた諸団体の再活性化に躊躇していたが、50年代初期、冷戦激化に伴い、団体調整的利害政治のかつてのモデルを復活させた<sup>8</sup>。

その頃には原料問題や投資問題において経済団体と労組は国家権力的課題を引き受けざるを得ず、それによって社会的市場経済の秩序政策的措置は根本的に変化した。エアハルト的市場経済の考え方とは訣別した。

西ドイツは50年代初めに利害調整・経済政策のコーポラティヴな枠組みを再形成し、経済上部団体・労組を経済政策形成に参加させ、彼らにオートノミー的な自己管理により重要な経

済政策的・社会政策的な措置実施を委ね、彼らを〈国民的〉重要性を有する大問題解決のために責任をもたせる、というものである<sup>9</sup>。

1951年の石炭・鉄鋼共同決定法、52年の経営制度法において労資同権的な共同決定方式が導入された。共同決定は産業安定化の手段として創出された。統制の方が信頼よりも高つくのである<sup>10</sup>。これはその通りであろう。

このコーポラティズム体制の維持には生産力的基盤を必要とする。それは戦後の経済成長の下で達成された。

戦前もドイツ工業の発展は目覚ましかつたが、熟練労働への依存度が高かった。19世紀末に機械工業、電気技術工業、化学工業で多様化した高品質製品が生まれた。その生産の重心は新産業の大企業にあるが、大企業は中小企業をよく調整された下部構造に依存していた。それらは各々の部門に含まれる手工業企業に属する。手工業企業は19世紀末に新たな団体結成の権利が与えられ、1930年代に至るまで教育された工業熟練労働者の主要部分を供給した。1938年の国家学校法によって工業労働者の職業教育が完璧に導入された後にも手工業は高度な熟練工業労働力の重要な貯蔵庫であり続けた<sup>11</sup>。

20年代にドイツの合理化運動が目指したのは高度な資格をもつ熟練労働者から成るかなりの基幹的従業員を生産過程においてより有効に活用することであった。流れ作業とベルトコンベア作業の導入はドイツ自動車工場ではゆっくりとしか進展しなかった。38年、ナチスによりフォルクスワーゲン社が設立され、略奪した労組資産から融資してアメリカ製の高度に専門化された単一目的の機械を装備した。

戦時期、多くの軍需工業は大量生産方式を速成的に身につけねばならなかった。44年には新しい大量生産の採用はしばしば専門工の不足や原料不足により挫折した<sup>12</sup>。

しかし、戦後にドイツの特殊性に適合させつつ定着していく。フォルクスワーゲン社では1954～55年にフォーディズムのドイツ的なバージョンが現出した。同社は産別労組IGメタル（金属産業労組）と緊密に企業内部で協同することによって特殊な労資関係モデルを発展させた。大量生産に特有な諸条件をドイツにおいて優勢な多様化高品質生産の体制に対応した慣行に適應させた。その労働協約にフォーディズム的賃金妥協（賃金増と生産性増をリンク）を含め、先任権も認めた。だがドイツの伝統に従って企業は共同体と見做され、職場のコントロールは労資の協同作業により行われた<sup>13</sup>。

またドイツの自動車メーカーは歴史的に育まれた地域的な産業集積とそれに対応した部品サプライヤーの高度に専門化した稠密なネットワークの中に埋め込まれていた。それも製品の多様化や高品質化に適合的であった<sup>14</sup>。こうして生産力的基盤を確立していった。

既述のようにアーベルスハウザーはコーポラティヴな枠組みの萌芽を帝政時代にみる。工業の急速な発展は一般に社会的摩擦を生む。後進工業国では生成途上にある産業社会を工業のダイナミズムの破壊的作用から守るために特殊な制度的組織的解決が試みられてきた。ドイツ帝国の労働者保護政策は「社会における革命的痙攣の除去のためのリスクの掛け金」の役割を果たした。1890年2月、皇帝ウィルヘルム二世の指示で労働者委員会の共同決定権を法的規

則とすることを約束した。1905年のプロイセン鉱山法改正により少なくとも鉱業において企業内の健康保険の運営に労働者が関与しうる制度（労働者委員会）の導入を義務づけた。機械製造業でも普及していく。

その後、1916年の祖国勤労奉仕法を経てワイマル期には経営レベルの経営委員会、産業部門レベルの中央労働共同体ZAG、国民的レベルの臨時全国経済委員会において共同決定権が実行された<sup>15</sup>。[だが帝政期の労働者宥和または馴致政策と革命期を経た後のワイマル体制との距離は小さくはあるまい]

ワイマル期には団体調整的市場経済は分配闘争が激化し、挫折した。その要因の一つは団体調整構造の官僚制化と自己満足（ヘーゲルの「自閉」化）である。ヴァルター・オイケンはそれを「資本主義の沼沢化」と呼んだ<sup>16</sup>。

そこからの打開策として「リベラルな介入主義」（アレクサンダー・リュストウ）という主張が出てくる。従来のような国家の介入ではなく「市場法則に沿った、新しい状態を促進するための、自然の過程を延期させるのではなく、加速させる」介入である。

第2次大戦後、西ドイツは経済秩序政策における特殊な道—社会的市場経済—を選択した。これは伝統的な自由主義でもケインズ的な包括的誘導政策でもない。強力な国家が市場に対し生産の支配的社会的システムに対応した制度的な基礎条件を保障する、というものである。

アーベルスハウザーはこの改革自由主義もドイツ帝国以来の生産的秩序政策の伝統のなかに位置づける。社会的市場経済は長期的な学習過程の結果であり、ドイツ産業経済の一連の危機と成功から教訓を引き出した。つまり、経済全体の生産機能は非物質的な生産要素である「国家」の優位なくしては長期的には安定できない、という認識である。国家の経済的役割が社会的生産システムの機能と効率性にとってなお重要である<sup>17</sup>、という。

ともあれワイマル期にはなお未成熟であったコーポラティズム体制は生産力的基盤と国家が生産的秩序を維持する制度的枠組みを得て、戦後、定着した。

ドイツの社会的市場経済は確かに過去に創発された制度の一面を継承しているとはいえ、それ自身は1940年代末から50年代初頭にかけて形作られた新秩序である。1952年に事業所組織法により労資協議会が設置された。そのメンバーは労組ではなく従業員全体によって任命された。協議会の役割は経営側と労働側の仲介者として行動することである。経営の自由を著しく侵害せずに経営者と労働者の双方の協調を促すように設計された法的枠組みの中で労働者の権利が守られ、工場内での日常的な問題は労資協議会の管轄であった。地域や産業レベルでの賃金交渉とは分離された。労組は少数の産別組合に再編された。1949年、ドイツ労働総同盟が各産業で労働者全体を代表して交渉している自律的な少数の産業組合から成る連合体として結成された。

新しい秩序の構築に貢献した利益団体のほとんどはワイマル期でも同じように存在していたが（政党、労組、雇用主団体）、ワイマル共和国で効率的に機能することを妨げていた弱点が戦後改革によって修正された<sup>18</sup>。

社会的市場経済の成立において「キリスト教連帯主義」は大きな役割を果たした。



キリスト教民主党CDP (CDU) は第2次大戦後、旧中央党 (カトリック) を基盤としてプロテスタントをも包括する超宗派的政党として結成された。ナチズム崩壊直後に作成された暫定綱領案 (『ケルン原則』) によれば社会的公正と社会愛により神によって与えられた個々人の自由と共同体の要求とが共通善の要請と結びつけられうる国民共同体の建設を目指す。これはキリスト教社会主義の考えである<sup>19</sup>。

45年9月、各地のキリスト教民主主義グループ (キリスト教系労組派やルター派中心の工場経営者、自営業者などのグループ) が合流してラインラントCDPが成立した<sup>20</sup>。そこには様々な潮流が混淆していた。先のキリスト教社会主義もあればルター派プロテスタントの「キリスト教リアリズム」や「キリスト教連帯主義」も存在していた。「キリスト教リアリズム」の考えによれば、自由主義的経済秩序が最善ではあるが、それが全体の福祉を損なってはならない。「規制された競争秩序」を目指す。経済民主主義については労資同数構成による公法上の経済代表機関を主張するが、共同決定の場ではなく、国民経済上の問題に対する共同責任を確認させる場である。

「キリスト教連帯主義」は自己責任的個人の相互的な顧慮に基づく社会の建設を目指す。使用者と被用者の階級的区別 (職能的身分秩序) ではなく、同一の職業、「共通善」に対する同一の寄与に協力する者同士が集まって作る社会団体 (職能団体) を基礎とする社会秩序を目指す。個別企業を超えた各産業部門内の固有の問題は労働者側と企業者側が同権的な形で処理する。この超企業的共同決定の性格をもつ職能団体の自治が国家全体の経済政策の基礎である。国家の役割はそれを助成することに留まる<sup>21</sup>。

1945年9月の『第2ケルン原則 (綱領)』はカトリックとルター派の妥協として作成された。そこでは最初の『ケルン原則』では経済の基礎とされていた「自由な団体的自治」 (職能身分的団体の印象が強い) が「経営及び公法上の経済機関代表における全ての働く者の社会的同権」に修正された (労資共同決定制を軸とする経済民主主義に傾斜した)<sup>22</sup>。

46年1月、アデナウアーがイギリス占領地区党委議長となり、その主導で『ネーハイム＝ヒュステン綱領』を採択する。そこでは個人の自由が強調されていた。その後、党内を纏めるため46年7月、労組派の主張を容れた妥協的な内容の『アーレン綱領』案を提出した。その内容は次のようである。労働者及び職員は企業家と同様に経済政策の決定に責任をもって参加する。労資の協議は経営内に限定されず、更に上位のレベルにおいても行われ、そのための経済協議会には消費者も平等に参加する。国有化には反対する。それに代え「共同経済的・協同組合的諸形態」を優先する<sup>23</sup>。

46年8月、『エッセン原則』 (CDUの経済社会政策のための諸原則) が公表された。それは反独占と経済民主主義という2つのシンボルを掲げ、「純粋な国有化努力に対し、混合経済的・協同組合的経営形態が優先される」という妥協的定式を含んでいた<sup>24</sup>。47年春には先の『アーレン綱領』が成立する。

47年4月、モスクワ4ヵ国相会議の決裂後、占領軍当局は英米両地区の経済・政治的統合に乗り出す。「執行評議会」や「経済評議会」を新設し、地区統治機関を統合する。47年12月のロンドン4ヵ国相会議の決裂後、英米は西ドイツ国家樹立に動いた。経済評議会の「議会」としての性格を強化する。

経済評議会ではCDU+CSU（バイエルン・キリスト教社会同盟：バイエルン州を地盤とする地域政党。キリスト教民主同盟とは姉妹政党の関係。前身はバイエルン人民党）が相対多数を占め、FDP（自由民主党。中道右派）の支持を取り付けるためにそれが推したエアハルトを経済長官として擁立する。またビュンター（ワイマル期にライヒ官房長官）を行政評議会議長として擁立した。それぞれ48年3月の経済評議会で選出された<sup>25</sup>。

エアハルトは48年4月の経済評議会総会で自らの経済政策プログラムを開陳し、通貨改革と自由市場経済秩序導入の構想を示した。6月には通貨改革が実施され、膨れ上がった流通通貨量の過剰分が一挙に廃棄された<sup>26</sup>。

それと共に同月、経済評議会は「通貨改革後の統制と物価政策の諸原則に関する法律」（原則法）を可決した。それは広範な統制権限を経済長官に与えるもの（実際には統制撤廃の権限）であったが、統制に対し市場を優先し、国家の経済への介入は経済的弱者の保護、公共利益のための経済プログラムの実施、独占規制に限定した。この原則法を与党のCDU/CSUと労組派が支持した。原則法による経済の自由化も断行された。その後、急速な物価上昇が進むが、48年末～49年初頭には沈静化の兆しを見せた<sup>27</sup>。

こうした自由主義的路線への転換過程において、党内の様々な諸勢力の統合をも実現した。「転換による統合」を可能にしたのが「社会的市場経済」概念であった。この概念はその多義性の故に「キリスト教連帯主義」やオールド・リベラリズム、そして「キリスト教リアリズム」にも受容可能であった。「社会的市場経済」コンセプトは西ドイツ第1回連邦議会選挙に向けたCDUの選挙綱領である49年7月の『デュッセルドルフ原則』に定式化される<sup>28</sup>。その選挙綱領は経済の「計画化や統制は断念する」が、「貨幣、信用、貿易、関税、投資、社会政策などの措置の有意義な組み合わせにより、経済を全国民の福祉と需要の充足という最終目標の達成に役立つように導く」と述べる<sup>29</sup>。

従って現実の「社会的市場経済」体制は自由主義的路線と「社会的」の名のもとに展開された社会政策の特殊な複合体として現れることになる。「社会的」観点から自由主義路線に対する修正が行われた。57年の福祉国家的年金改革がそうであり、労資共同決定法の成立がそうであった<sup>30</sup>。国家は市場経済の枠組みや条件を設定し、維持し、それが国民の福祉を阻害するか、十分実現できない場合には補完するが（補完性原理）、基本的には経済過程には介入しない。経済活動に生じうる様々な調整問題については諸団体の協同によって対処する（連帯性）。政府は賃金には介入せず、労資の協約自治に委ねた。但し、労資が対等に交渉しうる制度的枠組みは設定した（51年の石炭鉄鋼業共同決定法、52年の経営組織法など）。後に[67年]成立する経済成長安定法は景気後退への対処として諸団体の「自発的な共同行動」に問題解決を期待していた。国家も入ってのネオ・コーポラティズム的な経済運営が行われたのである<sup>31</sup>。

こうした制度的枠組みの下でテクノクラート（専門経営者層や技術者層）や熟練労働者層を中心に社会各階層は必死の経済復興に取り組む。

1950年代の生産性向上運動は20年代の産業合理化運動の伝統を引き継ぎ、行政や家計までを含む国民運動的色彩をもって展開された。50年にドイツ経済合理化協議会RKWが設立された。その前身は20年代初頭に設立されたドイツ経済性協議会である。そのメンバーは商工業団体、技術・経営管理の専門家組織、使用者団体、労組、学会、企業及び個人も含み幅

広い。その目的は既設の合理化機関の助成、その機関の得た成果の総合調整、合理化に関する知識・経験を集めて、実践に移すことである。

労働総同盟はしばしば生産性向上に対し積極的に発言した。但し、議題は技術的問題が中心で発言の余地は少なかったようだ<sup>32</sup>。

1960年代以降、アメリカ的管理が導入されていくが、経営者層も含めたドイツ側の政治アクターの抵抗によって改革は不徹底であった。[というよりはドイツの実情に合わせた受容であった]。例えば、ヘキストはドイツ的伝統を踏まえたアメリカ的管理受容の成功例であった<sup>33</sup>。

60年代初め、労働力供給制約とインフレ懸念が顕在化する。63年8月の法律に基づいて、政府（エアハルト首相）は64年2月、全経済の発展を鑑定する5名の専門家会議を設置し、経済の現状と予測、その対策などについての見解を毎年定期的に答申させ、政策に反映させることにした。同会議設置法の第2条によると、その答申には「市場経済秩序の枠内で物価水準の安定、高度の雇用水準、対外経済の均衡が、不断の適度な成長の下でいかに同時に保証されるか」の研究が求められた。この物価、雇用、対外均衡、成長の4項目は相互に背反しがちであったから、その同時達成はしばしば「魔法の四角形」と呼ばれ、その後の経済政策の目標とされた<sup>34</sup>。

その延長線上に67年5月、CDU/CSU・SPDの大連立政権の下（CDUのキージンガー首班）、経済安定成長促進法が成立する。政労資の「協調行動」の枠内での労働側の賃金引上げ要求の自粛や輸出増を目指す<sup>35</sup>。

69年にはSPD首班のブランド連立政権（自由民主党FDPとの連立）が発足した。東洋外交を展開する。東西の緊張緩和を志向し、東独との関係正常化に道を開いた。また内政面でも教育改革や企業の意思決定への従業員の参加を推進した（石炭・鉄鋼業では51年以来、従業員の企業参加が法制化しており、労組はその不備の是正と他業種への普及を要求していた。企業や保守派は反対していた）。72年の経営組織法改正を経て、76年には一般業種での共同決定法が成立した。これにより従業員2千人以上の法人企業では監査役の半数が職員を含む労働側から選出され（うち2名以上は組合代表）、この監査役会が労務担当取締役を労働側代表として選任することになった。更に社会保障制度改革にも取り組んだ<sup>36</sup>。

では「社会的市場経済」の思想的系譜は何か。

一方で、「社会的市場経済」の起源はW. オイケンらの競争秩序の構想にある、と言われる。その系譜上にある社会的自由主義の代表格がミュラー＝アルマックである。ミュラー＝アルマック（エアハルト経済大臣の時の次官）は「市場経済における自由の原則を社会的平衡の原則（もしくは社会的安定性の原則）と統合する」と主張した<sup>37</sup>。

他方で、SPDはワイマル体制末期にボルシェビズムに反対して自由社会主義の旗印を掲げていた。自由と共に公正、正義、衡平を強調し、また連帯性や共同体の必要性を主張した。

1959年の『ゴードスベルク基本綱領』には「できる限りの競争、必要な限りの計画」という原則を盛り込んだ。それは67年の「経済安定成長促進法」に結実する。私有制を原則とするが、連帯性の基本価値に対応して経済民主主義——共同決定や各種の参加方式に具体化さ

せた。当初は社会主義的市場経済と呼んだが、社会主義が不人気となり、政権掌握後も「社会的市場経済」路線を継承することになる<sup>38</sup>。

『ゴードスベルク基本綱領』は述べる。「社民党はいつも競争が支配している自由市場を是認する。しかし市場が個人ないし団体により一方的に支配されるときには経済の自由を保つために様々な措置が必要となる」<sup>39</sup>。

雨宮昭彦によればオールド（秩序）自由主義はナチス解体後の自由主義復活の中で浮上してきたものではない。世界恐慌期に経済的リベラリズムの構想が生まれている。A. リュストウはネオ・リベラリズムの旗手の一人であった。危機の主要な原因を経済の自然的進行を妨げ、深刻化させる伝統的な介入主義と補助金主義に求める。経済の自然的な経過に於いて発生する「均衡状態」を政策評価の無二の判断基準と考え、その状態を迅速且つ有効に齎す手段として「強い国家」によるリベラルな介入主義を唱えた<sup>40</sup>。

ドイツ法律アカデミーは1933年にバイエルンの公法団体として設立され、34年にライヒの公法団体となるが、これがL. ミクシュ、W. オイケン、F. ベームらドイツに残った新自由主義エコノミストの公的活動の主要舞台となった。これは立法者の諮問機関となり、ライヒ政府価格形成委などの政府機関との協力関係に置かれた。彼らは競争原理を国家の価格操舵に役立て、競争の秩序付けによって実績競争のメリットが戦時経済に役立てられるべきだと考え、オールド自由主義からナチズムへの架橋を試みた<sup>41</sup>。要するに自由主義者たちはその理論とナチス体制との強引な異種接合を図ったのである。

L. ミクシュはナチス期、ドイツ労働戦線・労働科学研究所でも活躍していたが、第2次大戦後、経済官僚となり、エアハルトの知恵袋と言われた。ミクシュは37年刊行の『課題としての競争—競争秩序の諸原則』ではそれまで「自由経済」と等価とされてきた「競争経済」を分離し、「経済を秩序づけることを国家の課題とする」。「国家の強化された指導意志は競争政策的な要求を満たす」。「競争は今日、国家によって設定され、国家の目標や課題と共にのみ変化しうるような秩序の本質的要素として理解されねばならない」と述べていた。47年の再版ではこの部分は削除された<sup>42</sup>。削除された、という所に接ぎ木的性格が示されている。

W. オイケンもネオ・リベラリズムの旗頭であった。オイケンもビスマルクがドイツ帝国における経済と社会の分離を「国家理性」のイニシアチヴによって克服した「介入主義」を高く評価する。ワイマル期には資本主義経済における価格メカニズムの十全な作動は資本と労働の組織化によって妨げられた。国家を道具化する利益集団の力を削ぎ、価格メカニズムの機能を回復させるための自立的な国家介入は正当化しうる、と考える。雨宮はここにナチズムの強制的画一化との「親和性」を見出す<sup>43</sup>。

F. ベームは更にナチズムに摺り寄る。37年に公刊した『歴史的課題としての法の創造的成果たる経済秩序』で述べる。「国家の経済政策は経済の進行を精神的・権力的にコントロールし、また国民同胞の中に潜在する生産力を刺激、励起し、それを全体のために利用するものである。その場合、経済全体の利害関心を代表して経済政策を立案し、市場の管理・操作にあたる官僚や学者の機関を重視する」<sup>44</sup>。雨宮によればベームの考えは次のように纏められる。市場における理想的な自由競争によって得られる経済成果を熟達した市場操舵の技術を身につけ

た国家の政治的指導による市場制御を通じて人為的に実現しようとするプラグマティズムの世界観である<sup>45</sup>。

近年、ドイツではナチス経済像の再評価が行われているようだ。従来、ナチスの私法改革は私的自治の原則や経済的自由を否定するものだとされてきたが、むしろ経済的自由の再定義だという。ナチス・エリートは私的所有のみがコスト意識を育て、効率性上昇と技術進歩を促す、と考える[その方が公益に寄与する]。ナチス契約法でも「契約の自由」は認める。但し、「正しい契約」でなければならない[誰が正しいと判断するのか?]。大筋としては近代私法の基本原則は受容しているが、契約、競争、所有に関する私法の諸原則に対し、意識的にある条件[限定]を付与し、経済生活の秩序を生み出そうというのである。強制カルテル設立法では公益の観点から必要と思われる場合には国家経済相にカルテルなどを設立、加入させる権限を付与している。他方、カルテルなどが公益を阻害する場合にはカルテル契約は無効となる<sup>46</sup>。ここでは「公益の優位」の大原則は何ら修正されてはいない。ナチスは総力戦時の軍需品生産拡大のため[「公益」?]に企業の利潤動機を最大限利用しようとしたのである、という(特に42年にシュペーアが軍需相に着任して以降はそうであった)<sup>47</sup>。

だが経済的自由主義とナチズムとを結びつけようとしたオールド自由主義が戦後の経済再編に適用されたとは到底思われぬ。「現代自由経済(社会的市場経済)の逆説的出自がナチス時代である」という雨宮昭彦の説は強引すぎる<sup>48</sup>。何より社会的市場経済の根幹は労資を軸とした協調関係にある。国家の役割は経済を秩序づけるのではなく、協調関係の維持、調整、補完にある。

オールド自由主義はその起源はともかくナチス期に法律アカデミーに残った自由主義の経済学者や法学者たちが自由主義の立場からナチス体制を正当化するために練り上げたものであろう。そうした適応能力のあるインテリゲンティアが敗戦後の状況にもその能力を発揮したであろうことは想像に難くない。

ナチス期に発布された経済法の重要な法令が基本的に戦後西ドイツに引き継がれた<sup>49</sup>、というが、それは日本で戦後の混乱に対処すべく戦時経済統制の手法がしばらく使われ、旧日銀法が高度成長期において成長資金を供給する枠組みとして適合的であったがために、改正されなかったのと同様である。

社会的市場経済の構想にはオールド自由主義の影響もあるかもしれないが、継承性よりも断絶の方が大きいと思う。社会的市場経済論にはカトリック教説にある連帯性原理や補完性原理が取り入れられている。だからアングロサクソン流リベラリズムとは本質的に相容れないものがある<sup>50</sup>。黒川洋行はミュラー＝アルマックの「社会的市場経済」はむしろオイケンのオールド自由主義の超克として位置づける。ミュラー＝アルマックは「社会的市場経済の原理は一つの『包括的な様式哲学』であり、単に競争の分野だけではなく、共同体社会的な生活の相対的空間について用いられることが可能である」、と述べている。社会的市場経済はいわば幅広い国民階層全てからコンセンサスを得ようとした和解的形式または統合的形式である。よりプラグマティックで経済・社会政策のフィージビリティを想定して考案されている<sup>51</sup>。

それ故にか、この「社会的市場経済」という用語は2007年12月に調印されたEUリスボン条約に於いて初めて明記され、ヨーロッパ諸国において共有されるようになった。その第

3条3項は述べる。「EUは均衡のとれた経済成長と価格安定、完全雇用と社会的進歩を目的とする競争力の高い社会的市場経済、並びに環境の質の高水準の保護及び改善を基礎とする欧州の持続可能な発展のために活動する」<sup>52</sup>。その意味ではアングロサクソン流新自由主義とは一線を画する一定の普遍性をもった概念であろう。

第2次大戦後のドイツ戦後経済体制について戦前との連続性・非連続性を巡る論争がある。これは戦後改革及び経済再建が主に占領政策という外部からの圧力によるものか、ドイツ内部の主体的条件によるものかという問題と絡んでいる。これは日本でもお馴染みの議論ではある。ドイツは敗戦後、非軍事化、ユンカー階級の消滅とそれの伴うエリート層の交代、過度経済集中排除・カルテル解体、アウトルキー的体制から開放化へ、といった改革が進められた。

非軍事化はむろんだが、東部ではソ連の占領政策によって大経営は無償で没収され、公有地化されるか、零細農、農業労働者に分配された<sup>53</sup>。またI. G. フェルベンや合同製鋼などの巨大コンツェルン、ドイツ銀行など3大銀行は1948-50年に改組され、カルテルは原則的に禁止された。57年には競争制限禁止法が制定された。とはいえ、実際には大幅に骨抜きにされている。骨抜きにされたのはまずもって冷戦激化に伴う英米の占領政策の転換によるが、結局、トラストなどの合同は除外され、カルテルの原則禁止に留まった。アウトルキー的経済体制の解体と貿易自由化といった国際的依存度の高まりはドイツ以外の国にも共通の事柄である<sup>54</sup>。

敗戦後の一定の開放化と圧力低下のなかで、多様な集団の利益表出や行動パターン、思考様式、政策手段が登場する。労組も力強く復活する。エリート層については貴族的大土地所有者は消滅したが、テクノクラート（専門経営者、技術者、官吏）はナチス時代から継続して増加していた。彼らにとって「社会的市場経済」はその多義性も含めて最も受容可能な思想であった。テクノクラートは労組系勢力と共に戦後政治を担った。戦後西独は異質な存在への許容度の高い協調主義的体制であり、国家がそれを支える連帯性と補完性を旨とする体制であったといえる。

アーベルスハウザーは誇らしげに言う。「ドイツ経済は非常に強力に『中間層に指向した』分権的な国民経済である」<sup>55</sup>。おそらくこの点にドイツ経済の成果のアルファがありオメガがあった。それが揺らぎ始めた所に現代ドイツひいてはヨーロッパの苦悩の核心的問題がある。

<sup>1</sup> 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』451-2頁；。戸原四郎・加藤栄一編『現代のドイツ経済』5-15頁。

<sup>2</sup> 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』507-8頁。

<sup>3</sup> 戸原四郎・加藤栄一編『現代のドイツ経済』第1章。46月11~12月には米占領地区で州議会選挙が行われ、47年4月には英占領地区で州議会選挙が行われた（野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩

序の形成』116-7頁)。48年9月1日、各州議会からなる憲法制定会議が設置され、49年5月、ドイツ連邦共和国の基本法が採択された。

<sup>4</sup> アーベルスハウザーは西ドイツの再建の起動力とされてきたマーシャル・プラン、通貨改革、競争制限禁止法の意義を相対化し、戦後、相当に残存していた資本ストックと東部難民を含めた熟練労働力を重要な経済的条件と考える(アーベルスハウザー, ヴェルナー『現代ドイツ経済論』II)。

<sup>5</sup> 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』458-9頁。

<sup>6</sup> 戸原四郎・加藤栄一編『現代のドイツ経済』18頁。

<sup>7</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『現代ドイツ経済論』93-4頁。

<sup>8</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』77頁。

<sup>9</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『現代ドイツ経済論』106-12頁。アーベルスハウザーによれば皇帝時代に成立し、ワイマル期に十分に作り上げられたが、ナチス政権期に権威主義的に歪曲されたドイツ経済のコーポラティヴな枠組みが新たに確立し始めた。

<sup>10</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』136-144頁。

<sup>11</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』102-3頁。

<sup>12</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』110-1頁。

<sup>13</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』122-8頁。

<sup>14</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』134頁。

<sup>15</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』136-7頁。

<sup>16</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』149頁。

<sup>17</sup> アーベルスハウザー, ヴェルナー『経済文化の闘争』150-3頁。

<sup>18</sup> オーウェン, ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』33-4、374頁。

<sup>19</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』16頁。

<sup>20</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』35-6頁。

<sup>21</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』43-52頁。

<sup>22</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』35-7頁。

<sup>23</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』61-2、79頁。

<sup>24</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』81、99頁。

<sup>25</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』第3章。敗戦後の経済の混乱や占領軍の政策との関連については古内博行『現代ドイツ経済の歴史』第2章。

<sup>26</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』148-52頁。

<sup>27</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』154-9頁。

<sup>28</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』161-4頁。

<sup>29</sup> 黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策』18頁。

<sup>30</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』178-80頁。

<sup>31</sup> 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』199-205頁。

<sup>32</sup> 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』468-72頁。

<sup>33</sup> 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』507-9頁。

<sup>34</sup> 戸原四郎・加藤栄一編『現代のドイツ経済』22-4頁; アーベルスハウザー, ヴェルナー『現代ドイツ経済論』142-9頁。

<sup>35</sup> 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』460頁; 古内博行『現代ドイツ経済の歴史』146-8頁。67年の「経済安定成長促進法」については黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策』第6章参照。

<sup>36</sup> 戸原四郎・加藤栄一編『現代のドイツ経済』25-7頁; アーベルスハウザー, ヴェルナー『現代ドイツ経済論』154頁。80年代に入ると産業構造の変貌や成長政策の限界が顕在化し、82年、CDU首班のコール連立内閣(FDPとの連立)が成立する(戸原四郎・加藤栄一編『現代のドイツ経済』37-8頁)。

<sup>37</sup> 古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』33-8頁。

<sup>38</sup> 古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』44-5頁。

<sup>39</sup> 黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策』20-1頁。

<sup>40</sup> 雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス』102頁。

- 41 雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス』196-8、205 頁。  
 42 雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス』208、217-20 頁。  
 43 雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス』115-41 頁。  
 44 雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス』149-94 頁。  
 45 雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス』153 頁。  
 46 雨宮昭彦、シュトレープ、J. 編著『管理された市場経済の生成』第 1 章 (雨宮稿)。  
 47 雨宮昭彦、シュトレープ、J. 編著『管理された市場経済の生成』63 頁。  
 48 雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス』299 頁。  
 49 雨宮昭彦、シュトレープ、J. 編著『管理された市場経済の生成』9 頁。  
 50 黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策』49 頁。  
 51 黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策』149、155-9 頁。  
 52 黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策』259-60 頁。

古内博行は 60 年代後半には社会的市場経済の理念が揺らぎ始めたと考える (古内博行『現代ドイツ経済の歴史』第 4 章)。

53 第 2 次大戦後の東ドイツについてはヘニング、フリードリヒ・ヴィルヘルム『現代ドイツ社会経済史』第 3 章参照。

東ドイツでは 1945 年、大経営は接収された (大工業、銀行、保険及び農業大経営)。その後、あらゆる経済部門で社会化が進む。その過程で党・国家と企業幹部との同一化のための専門官僚及び行政官僚という新しい集団が発展した (ヘニング『現代ドイツ社会経済史』247 頁)。

東ドイツの社会主義体制の崩壊後、その腐敗を物語るおぞましい事実が暴露されている。1963~89 年に 3 万人以上の囚人が連邦共和国に移動させられ、35 億 RM を獲得したという (一人当たり約 10 万 RM での一種の人身売買である)。また外貨獲得のためイタリアの極めて毒性の強い廃棄物が極秘にシェンブルグ付近のゴミ処理場に貯蔵されていた (ヘニング『現代ドイツ社会経済史』275-7 頁)。

54 柳沢治『資本主義史の連続と断絶』第 5 章。

55 アーベルスハウザー、ヴェルナー『経済文化の闘争』194 頁。但し、それを維持するために強力な国家が必要だともいう。

彼にとってフィンランド経済は理想に近いようだ。フィンランドは高度の福祉国家であり、団体調整的な労資関係が支配的であり、国家が生産的秩序政策の領域で中心的役割を果たす。自己の本来のグラウンドでアメリカ・モデルに完全に抵抗している。IT 企業は 3 千社以上ある。そうした産業クラスターをもつ。労組の組織率も高く、80%である (アーベルスハウザー、ヴェルナー『経済文化の闘争』188-9 頁)。



## 第2章 日本近現代史の事例

### 1. 明治維新から近代資本主義へ

近代化への始動は明治維新前後から始まる<sup>1</sup>。

江戸時代は閉鎖性と低圧力の環境の下で、それなりに安定した社会であったが、後期になると商品経済が浸透していく中、パックス・トクガワの幕藩体制の経済的基盤は次第に揺らいでくる。一方で商品経済の拡大により経済的に困窮した農民や下級武士らが散発的ながらも反抗的行動に走るようになる。他方、「黒船来航」＝外国干渉の圧力を受け、末期には内部に危機的状況を抱えながら部分的にせよ門戸が開放される。内圧と外圧に対する政権側の場当たりの適応行動である。それにより一層混乱した状況のなかで下級武士層が封建制的身分秩序の再建・強化を望む上級武士層と対決しつつ、公家の一部と結託し、商人層や金貸層の一部の支援を受けつつ、倒幕運動を進める。農民層や町人層の多くも積極的ではなかったにせよこの運動を支持した。

維新後、それを主導した下級武士階層の中から近代国家建設に積極的に取り組もうとする指導的部分が登場してくる。彼らは知識層であり、幕末期に藩の経営に携わった実務官僚たる武士が多い。長州の伊藤博文、薩摩の大久保利通、黒田清隆、土佐の後藤象二郎、福井藩の油井公正らがその代表である。他方で武士としての地位の維持に固執する部分も残る。

下級武士層は徴兵制の実施により武士階級としての存続基盤を奪われる<sup>2</sup>。だが士族の4分の1ほどは官吏や教職に就き、新社会建設の担い手になった。1881年現在、士族42万余戸のうち5万余が軍人や警察官を含む国と府県の官員に、1万5千が郡区町村吏に、約3万が教師になっていたという<sup>3</sup>。官員の7割、教師の4割を占めた。事業で成功した者もいるが、残りの多くはプロレタリアート群に加わっていく。パレートのいわゆる周流現象が起こるのである。

その後、頻発した士族反乱は武力をもって鎮圧された。猪飼隆明は維新初期の士族の反乱は単に士族の特権の回復を求めたものではなく、一部官吏が国家の意思決定過程を独占していたことへの反発であり、それは自由民権運動に繋がるものがあると評価している<sup>4</sup>。実際、自由民権運動を始めたのは土佐の立志社であり、それが全国に波及した。その両翼を担ったのが富農層と士族層であった<sup>5</sup>。

維新政府は中央集権国家を創出して強引に体制転換を進めようとした<sup>6</sup>。それを主導した下級武士＝実務官僚層は諸藩の殖産興業の試みや藩札を発行して藩経営にあたった経験を生かすと共に西欧の技術、文化を積極的に取り込み、新たな諸制度、ルールを模索し、構築していく。それらのうち日本社会的土壌に融和し、環境に適合したものが近代社会の構成要素となっていた。

明治政府は政権の正統性を確保するためには尊皇を旗印にせざるを得ず、プロイセンに倣って立憲君主制を政体とした。大衆の広範な参加を見ることなく上から進められた体制変革であったから長老支配＝藩閥政治が定着していく。そのことは事大主義を助長し<sup>7</sup>、天皇制を頂点

とした家父長制的社会の色彩を強めていった<sup>8</sup>。明治国家における天皇統治——天皇への大権集中とは、実際には天皇に直属した文武官僚が議会から独立してその権力を行使するシステムの威を保つためのものである<sup>9</sup>。

ともあれ明治維新が封建制度の枠組みを壊し、資本主義経済発展に道を開いたことは間違いない。その下で封建体制に寄生し、また商業特権に胡座をかき、旧来の取引制度を守ろうとした大商人や大名貸しに入れ込んでいた金貸が衰退する一方、一部は維新政府と結託しながらも変転著しい厳しい状況に直面して先取的、能動的に事業、経営組織の革新や近代化を企てた商人層や製造業者＝手工業者たちが族生する。彼らのうち環境に適合しえた者たちは生存競争を生き抜き、その勢力を拡大した。

地主階級は存続し、地租によって明治政府の財政基盤を支えると共に、政党政治の一角を担った。その資金の一部は銀行などを通して産業に投下された。

その後の資本主義経済の発展は目覚ましい。日露戦争前後から重工業化も進展すると共に独占資本、特有の財閥が形成されていく。1910年代には帝国主義段階に移行する<sup>10</sup>。

以上を前置きとして大戦間の社会的諸集団の構成とそれらの間の関係の変化を通して如何にしてファシズムに向かったかを検討してみたい。

<sup>1</sup> 以下、とりあえず大内力『日本経済論 上』；中村隆英『明治大正期の経済』；速水融・宮本二郎編『日本経済史1 経済社会の成立』；新保博・斎藤修編『日本経済史2 近代成長の胎動』；梅村又司・山本有造編『日本経済史3 開港と維新』；楫西光速ほか『日本資本主義の成立I』；楫西光速ほか『日本資本主義の成立II』；森嶋通夫『近代社会の経済理論』序論などを参照。

<sup>2</sup> 1873年1月、徴兵令が發布され、武士という身分の経済的特権と名誉が奪われた。76年3月には廃刀令が出される（北岡伸一『官僚制としての陸軍』6-8頁）。

<sup>3</sup> 鈴木淳『維新の構想と転回』185頁。一部は士族授産事業により開墾・帰農化したり、金禄公債を元手に事業を起こし、これに政府が援助を与えたりした。多くの国立銀行の設立にも関わった。政府から貸与を受けた士族授産結社は製糸業や製茶業などで先駆的役割を果たした者もいるが全体としては成功した者は少なかったようだ（鈴木淳『維新の構想と転回』257頁；落合弘樹『秩禄処分』第5、6章）。長州の奇兵隊員であった藤田伝三郎、富山藩下級武士の子であった安田善次郎などは財界の成功者の代表である。日本歴史学会編『明治維新人名辞典』などが参考になる。

<sup>4</sup> 松尾正人編『日本の通史21』286-302頁。

<sup>5</sup> 中村隆英『明治大正期の経済』32頁。

<sup>6</sup> その形成過程については中村隆英『明治大正期の経済』第1章。

<sup>7</sup> 南博は日本人の国民性の本質的要素を次のように纏めた。特有の島国性、閉鎖性のもと、日本人の国民性という結晶体の心理的中核にあるのは自我不確実感——その表現である自我の未熟、自己主張の欠如、服従的心性（権力を恐れる一方で、権威主義的傾向と結びついている）である（南博『日本人論』392頁）。中々に手厳しい。

<sup>8</sup> 観念としての家族国家観や単一民族国家観が強制注入された。[虚構の]国民統合によって、明治国家は身分階層から成る国民（「臣民」）として編成された（岩波講座『日本通史 第17巻』145-7頁）。

<sup>9</sup> 岩波講座『日本通史 第17巻』138頁（山室信一稿）。

<sup>10</sup> こうした発展過程については柴垣和夫『日本金融資本分析』；大内力『日本経済論 上』；楫西光速ほか『日本資本主義の発展III』；楫西光速ほか『日本資本主義の没落I』；楫西光速ほか『日本資本主義の没落II』など参照。

## 2. 第1次大戦後の社会諸集団の構成

まず第1次大戦後の階級構成を見ておこう<sup>1</sup>。[表Ⅱ-1]

表Ⅱ-1 日本の階級構成 (%)

	1920	1930	1940
<b>I 政治的・経済的支配層</b>		<b>1.32</b>	<b>1.19</b>
1. 高級官公吏	0.44	0.58	0.40
2. 陸海軍武官	0.06	0.08	0.09
3. 地主層	0.67	0.47	0.31
4. 法人経営者	0.18	0.20	0.40
<b>II 中間層</b>		<b>13.24</b>	<b>11.66</b>
5. 農林漁業主層	**14.38	7.59	7.62
6. 自営業主層	5.32	4.83	3.19
7. 独立技能者	1.04	0.81	0.85
<b>III 準中間層</b>		<b>58.57</b>	<b>56.86</b>
8. 職人層	3.77	6.44	4.89
9. 名目的自営業層	5.74	6.01	4.94
10. 俸給生活者層	4.83	5.37	9.70
11. 貧農層	**	6.78	6.46
12. 農林漁業家族従業者	33.60	29.38	25.39
13. 非農林漁業家族従業者	***1.69	4.48	4.89
14. 下士官層	*	0.09	0.59
<b>IV 労働者</b>		<b>26.24</b>	<b>25.97</b>
15. 近代的生産部門	5.27	6.62	12.07
16. 家内工業部門	****6.89	3.18	2.81
17. 商業部門	2.23	2.82	1.51
18. その他サービス業	1.65	2.01	1.03
19. 農林漁業労務者	6.38	5.37	2.58
20. 単純労働者	3.35	3.61	3.89
21. 家事使用人	2.40	2.64	2.08
<b>V その他</b>			
22. 兵卒	*	0.64	4.32
総数	27.3 百万人	29.6 百万人	33.9 百万人

注記：\*1920年は下士官、兵卒を合わせると0.85%。\*\*貧農を含んだ数字。

\*\*\*商業のみの数字。\*\*\*\*商業以外の非農林漁業家族従業者を含む。

出典：安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』343-354頁；社会経済史学会編『1930年代の日本経済』205頁。

政治的支配層である貴族院議員互選人は1920～30年代は地主層出身者の比重が高いが、30年代末には商業者が、次いで工業者が多くなる。経済的支配層も地主層が多いが、40年になると法人経営者が上回る。旧士族ないしその係累の者が一般の「平民」出身層に比し、平均的学歴と社会的移動率が高い。彼らが「近代的」経営組織や官僚機構の担い手となる。自小作、小作層、都市の職人層の子弟からの輩出率は極めて低い。1910年代半ばまでは株式会社の大企業（主に製造業）のトップ・マネジメントの40%は士族出身であった。だが第1次大戦後の企業規模の拡大、新技術導入・資本集約化に伴い高等教育機関出身者に代わっていった。20年のトップ118社及び35年の121社の調査によれば企業の内部経営者（資本所有者などが外部から派遣した者でない）の比率は67.7%から72.3%に上昇した。内部経営者の中では専門経営者の比率が58.7%から70.8%に上昇した。30年代半ばの調査では非金融大企業の約1/3が経営者支配であった。とはいえ依然、資本所有支配が優勢である。

軍人は無論、戦時期には増え、全有業人口中の約5%である。青年将校の出身は貧農が多い。農林漁業家族従事者の全有業人口に占める比重は高く、1920年には1/3を占めていたが、40年には減少して1/4となった。

地主層は巨大寄生地主、在村耕作地主、地主型自作大農、地主型自作零細民、在村不耕作地主、零細不在村地主に分かれる。農民層は自作農、自小作農、小作農に分かれる。

20年代には小作経営の上向傾向がある。30年代には零細地主層が増加する。5反未満の土地所有層は37年まで増大し、以降ほぼ安定した。5反～3町層はそれ以降も増大した。都市及び農村工業などでの就業機会が増え、兼業農家は39年には54.3%となった。多就業構造による農家経営の回復が見られた。「土地持ち労働者」も形成された。

表Ⅱ-2 日本の農家 自・小作割合 (%)

	自作	自小作	小作	小作地率
1883-4	39.3	41.8	20.9	35.5
1888	33.3	45.1	21.6	39.5
1908	32.9	39.9	27.2	45.5
1926	31.2	41.7	27.1	45.8
1930	31.1	42.4	26.5	
1935	30.9	42.0	27.1	

出典：中村政則『近代日本地主制史研究』123, 211, 267頁。

労働者層は階級として確立していく。一部の重工業部門では1917年には都市における労働者家族の世代的再生産が可能となりつつあった。第1次大戦後に新設した工場及び大戦後に拡張した工場へ入職した職工の前職の調査によれば、全体で農業を前職とする者が39.1%、工業を前職とする者が36.0%であったが、機械器具工業では後者が48%強となっている<sup>2</sup>。

近代的生産部門の労働者の比重は1920年には5%強に過ぎなかったが、40年には重工業化の影響で12%を超えた。但し、重化学部門も広汎な労働集約部門を底辺に置きつつ拡大した。官営工場や一部財閥系企業を中心として「直接的管理体制」が進む一方で新興の中島飛行機などでは職人頭に依拠した現場管理が続いていた。常用工には制度上の厚遇措置も採られた（諸手当付加、昇給制度、退職金制度、共済制度など）。臨時工の雇用は35～6年には一旦停滞するが、37年から再び急増する。彼らはしばしば請負人の管理下に作業していた。「社外工」

となる事例もある。職人層も根強く残っているが、40年にはかなり減少した。特に工業の居職人層は分解された。家内工業部門の労働者は20年代にかなり減った。

準中間層といえる俸給生活者層は20年の5%弱から、40年には倍増している。特に事務技術職員の増加が著しい。

中間層についてみれば、農林漁業の業主層の比重はさほど変化せず、自営業主層は減少傾向にある。都市の中間層の上層部分は不動産所得に依拠したり、工業経営を行う場合も多い。商業自営業層の大部分は貧困層（名目的自営業）である。中小零細工業の自営業層は居職人層や賃労働者出身が多い。国内向け消費財工業では伝統的生産様式が残り、職人層が担う。輸出向け中小工業部門では問屋制的支配が見られるが、戦間期に製造問屋（一部の小生産者が立ち上げる）も登場してくる。また商人資本自身が工場経営に乗り出す場合もある。中小機械金属加工及び同部品生産部門では小生産者が固有の技術的基礎を確保する機会もあり、メーカーに上向する事例も散見される。この部門でも職人から自営業者となるケースもあるが、多くの自営業者が賃労働者に転化していった<sup>3</sup>。いずれにせよこれら中間層が不安定な地位にあったことは間違いない。

表Ⅱ－3 有業者の構成

	男子				女子				都市失業者 (%)
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不明	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不明	
1928	8072	4562	5249	575	6315	1560	1615	878	
1929	8205	4635	5280	593	6387	1553	1631	895	4.33
1930	8206	4741	5489	594	6442	1532	1720	895	5.23
1931	8329	4709	5659	582	6431	1502	1803	921	5.92
1932	8478	4707	5838	468	6518	1401	1914	899	6.88
1933	8399	4910	5985	444	6484	1436	1966	920	5.67
1934	8307	5104	6114	450	6366	1541	1965	980	5.01
1935	8224	5302	6246	480	6226	1680	1993	1060	4.66
1936	8132	5465	6229	475	6343	1773	2116	1074	4.35

単位：千人

出典：中村隆英編『戦間期の日本経済分析』336-7、351頁。

部門別有業者数をみれば、30年代、第2次産業と第3次産業の伸びが著しい。これに対し第1次産業は減少傾向にある。特に男子が顕著である。女子も同様ではあるが、安定的な増加ではない。景気変動のバッファの役割も果たしていたのであろう。失業率は32年をピークに減少に転じた。

[表Ⅱ－3]

以下、有力な社会的集団について幾分詳しく見てみよう。

まず財閥。

鴻池、三井、住友は幕藩体制の確立期にそれと歩調を合わせて発展し、幕藩権力と共棲関係に立っていた。うち三井、住友は明治維新後の環境変化にも適応して更なる発展を遂げた<sup>4</sup>。鴻池は保守的で維新後、さしたる改革も行わず、新しい時代への適応力を欠いた<sup>5</sup>。

財閥の改革は企業組織の近代化と多くの鉱工業分野への進出及び西欧技術の移植であった。一定の開放化、外圧の影響と国内の混乱に伴う内圧の高まりはそれまでの政商的資本蓄積方式に胡座を掻いているわけにはいかず、何らかの対応を余儀なくされた。対応を間違えれば、あるいは不十分であれば、没落を運命づけられる。

三井の場合は1872年、越後屋呉服店を三井の本流から切り離し、1876年、三井銀行を創業した。また同年に井上馨と益田孝によって設立された商社先収会社の解散を機に益田に三井物産会社を創設させ、さらに三井組内の商事組織である三井組国産方と合併させた。政府は1880年頃から官営工場を三井や三菱などに安く払い下げた。そのため紡績業などが盛んになり、日本の産業革命を担う事になる。

三井の転機は、明治十四年の政変で下野した慶應義塾出身者が多数、経営に関わった所である。商業派の益田孝に対し、工業派であった中上川彦次郎（三井銀行理事）によって『家』から『企業』に変革した三井は、不良債権問題に立ち至った三井銀行の建て直しをはかり、私鉄経営にも意欲を見せた（山陽鉄道、箕面有馬電気軌道）。1893年には三井鉱山が設立された。

商業主義と言われた益田孝も三池炭鉱や神岡鉱山に進出した。益田孝は、三井合名理事長に團琢磨を選出し、芝浦製作所を三井の傘下に置いた。三井物産は、自ら三井船舶や三井造船を分離していく一方、海外からのノウハウをもとにして東洋レーヨンなどを起こして多角化していった。1895年の三井工業部は、『芝浦製作所』、『三重紡績所』、『名古屋製糸所』、『大崎製糸所』、『富岡製糸所』、『前橋絹糸紡績所』、『新町絹糸紡績所』の7つを直系傘下に置いていた。

三井は職工に対する教育を銀行等ホワイトカラーと同じように優遇した。この姿勢は武藤山治によって引き継がれ、職員層（ホワイトカラー）と工員層（ブルーカラー）を選別しない「経営家族主義」「温情主義」と呼ばれた。

三井財閥は他の財閥に先駆けて、1909年、三井家の出資により持株会社・三井合名が設立され、参加の中核企業を有限会社から株式会社へ移行し、三井合名会社を頂点とするコンツェルン体制を確立した。

第一次世界大戦時の好景気を経て産業が伸びていくが、1920年代末には三井は直系会社、傍系会社、支配権の確立していない関係会社合わせて約130社を傘下に収めていた。こうして日本最大の財閥へ成長する。

だが恐慌と社会不安に揺れる1932年、財閥批判が強まり團琢磨が血盟団員によって暗殺される。財閥攻撃の嵐の中で三井財閥を防衛するため、その改革を託された池田成彬は、大胆な財閥転向施策を行う。財閥一族を経営から退かせ、株式を公開するなど組織改革を行うと共に1933年、東洋高圧・日満アルミニウム、1934年、レーヨン曹達を設立して化学工業を拡大し、石川島タービン・玉造船所（のちの三井造船）を新設して機械工業に力を入れ始

めた。満州事変以後は三井物産や三井鉱山は、満州・中国・南方占領地域へ進出し、諸事業を経営するようになった<sup>6</sup>。

三菱の創業者・岩崎弥太郎は県から土佐藩所有の船三隻を買い受け、1873年に三菱商会と改称し、海運と商事を軸に事業を展開した。80年には三菱為替店を開き、荷為替だけでなく、通常の為替業務、預金、貸付業務も行った。三菱は特権政商の仲間入りをして、政府への協力と引き換えに、政府資金の提供や保護政策による独占的地位を利用して巨額の資本蓄積を実現した。1880年代には官業払下げにより多角経営の礎を築いていく。明治政府は旧幕府諸藩から軍需機械工業、鉱山、運輸通信事業を引き継いで事業を行っていたが、それらの多くは不採算となっていた。三菱はそれらのうち長崎造船所、高島炭鉱、佐渡・生野の鉱山などを弥太郎と後藤象二郎の縁故も利用しつつ、引き受けた。これにより90年代には鉱山業が三菱の事業の中枢をなしていた。造船業も日清戦争の影響もあって発展していく。

93年には三菱社を三菱合資に改組し、直系の事業の統轄を図る。95年には三菱合資内に銀行部を設置し、本格的な銀行業務を開始する(1919年に三菱銀行となる)。とはいえこの銀行部は預金の吸収に努めるよりは三菱系の各事業に資金を供給することに重点をおいており、概して日銀からの借入に依存していた。1900年頃には金融、保険、商事、海運、鉄道、石炭・鉱業、造船、製紙業などの鉱工業を包含する大総合事業体を形成する。1908～11年には傘下事業部の独立採算制を採用し、運営の合理化を図った。17年には各事業を株式会社として独立させ、18年には三菱合資を持株会社に改組した。但し、直系諸会社の株式は全て非公開であり、三菱合資により独占的に所有された。外部の社会的資金を集中・動員する機能は持たず、主に自己蓄積により事業を拡大した。

1920年代末には三菱の関係する企業は合資会社及び岩崎家の直接関係する者も含めて約120社となった。うち65社はほぼその支配下に編入されていた。こうして三菱も三井と同様に巨大なピラミッド型総合コンツェルンを完成させた<sup>7</sup>。

住友の資本としての発祥は16世紀末の銅業への進出にあるが、18世紀に入る頃、江戸で両替商、札差として活動するようになった。維新前後の苦境を経て、別子銅山の関連事業を中心に経営多角化を進めた。別子銅山の加工事業たる住友伸銅鋼管・住友電線製造が独立し、住友製鋼所がつくられた。更に銅山の電気部が独立して吉野川水力発電となり銅熔錬上の副産事業として住友肥料製造所が独立し、燃料確保のために石炭業に進出して住友九州炭鉱・住友坂炭鉱が創立される、というように事業が拡大していった。他方、1895年に住友銀行を創立し、その周辺に住友倉庫、住友生命保険、住友信託などを配していった。1921年、それまでの統轄機関であった住友総本店が持株会社として住友合資に改組された。20年代末には直系会社13、直系子会社20、傍系会社6を擁する総合コンツェルンを実現した<sup>8</sup>。

安田財閥創立者の安田善次郎は幕末に露店の両替商、安田商店を開業し、維新政府の官金御用などを通じて財を成し、1876年に第三国立銀行を設立し、1880年には安田商店を安田銀行に改組する。

明治期に援助・救済・整理引受などを通じて16行の地方銀行を支配下に置いた、といわれる。他方、東京火災など銀行以外の金融機関の設立・買収などにも手を広げ、1912年に持株会社として合名会社安田保全社を設立して、代表的な金融中心型コンツェルンを確立した。

20年代末には直系会社12(うち金融機関7)、直系子会社13、傍系会社18、傍系子会社3、浅野系で安田の影響下にあるもの20社というコンツェルンを構成した<sup>9</sup>。

浅野財閥はセメントを中心とした産業コンツェルンである。様々な事業分野に手を広げ(石炭業、造船、製鋼、電力、鉄道、不動産、海運など)、一時苦境に陥ったが、安田などの金融資本への依存度を高めた。

大倉財閥はその事業範囲が広いが、有力な金融機関はもたない。繊維、製紙、鉱山、土木、ホテル、劇場、自動車運輸など、「雑然たる中小事業の群立」と揶揄されたほどである。

古河財閥は重工業に集中したコンツェルンである。1887年に取得した足尾銅山を中心に有機的な事業体制をとっている。渋沢栄一の後ろ盾もあって発展した。古河工業合名を持株会社として古河石炭鉱業、古河電気工業などを擁していた。その傘下に古河銀行を有していたが、1931年に第一銀行に吸収された。帝国生命などの会社もあるが、規模は小さい。

川崎財閥は安田に似た金融中心のコンツェルンである。江戸時代、水戸藩の金銭御用を務め、回漕問屋も兼ねていたが、維新後、川崎組を興し、為替業を営んだ。1874年、これが川崎銀行と改称され、川崎貯蓄銀行と共に第1次大戦後まで金融畑で発展した。金融恐慌の際に第百銀行を合併し、以後、生命保険、損害保険、電鉄事業にも進出した。川崎定徳合資会社を持株会社として多くの企業を擁してはいるが、一流企業は少ない。支配下の全会社払込資本額に対する金融業の比重は70%近い<sup>10</sup>。

新興財閥について主に宇田川勝の研究に依拠して主要なコンツェルンを見ておこう<sup>11</sup>。

#### ① 日産コンツェルン

藤田伝三郎(長州、奇兵隊員。維新後、実業界入り、長州系政商)は1873年、長兄の藤田廉太郎を次兄の久原正三郎と共に事業経営に参加させ、1881年、3兄弟のパートナーシップの組織に改組した(商号は藤田組)。

1884年、政府から小坂銅山(秋田県)を払い受け、これが発展の足掛かりとなった。経営は悪化するが、久原正三郎の嫡子、房之助が建て直しに成功した。房之助は茨城県下の赤沢鉱山を買収し、久原鉱業所日立鉱山と名付けて開業した。久原鉱業所は改組して久原工業(株)を設立した。以後、産銅業非関連分野にも進出し、経営多角化を図る<sup>12</sup>。

1920年、久原本店は合名会社に改組し、傘下企業の持株・統括機関となる。第1次大戦後の不況で久原鉱業の業績は悪化し、房之助は事業経営の一線から退き、盟友の田中義一を介して義兄の鮎川義介に久原家諸事業の再建を託した。義介は山口県の士族の家に生まれ(母親は井上馨の姪)、東京帝大工科大学卒業後、アメリカの工場で働いて経験を積み、1910年、戸畑鋳物(株)を設立した。以後、事業を拡張していった<sup>13</sup>。久原家の事業再建を委嘱された鮎川は1928年、久原鉱業を純然たる統括的特殊機関に改組し、株式を公開し、社名を日本産業(株)とした。こうして久原財閥は新興財閥=日産コンツェルンとして再出発した。日産は満州事変後の株式ブームに乗って既存企業を吸収合併していく。



1933年、自動車製造(株)を設立し(翌年、日産自動車と改称)、GMと提携交渉に入るが、当時、陸軍省は外国自動車会社の排斥と自動車製造事業の許可制を主眼とする自動車製造事業法制定を画策しており、商工省内の「革新官僚」と組んで、1936年、自動車製造事業法を強引に制定した。そこで1937年、許可会社の資格を得て、アメリカから機械設備を購入し、トラックを中心とする量産体制を確立した<sup>14</sup>。

日産コンツェルンは傘下企業の株式を公開、売り出しを順次行い、得たプレミアムや自社の増資分を利用して異種の多彩な企業を傘下に収めた。高配当のため内部資金の蓄積は困難であったから手持ち株式を担保に金融機関から借り入れた<sup>15</sup>。

1937年、「満州国」へ進出し、本社＝日産は満州に移転し、半官半民の満州重工業開発(株)に改組された。この満業は満州の産業開発を独占的に担当する国策会社となった。満州国政府・関東軍の開発計画に呼応して、重工業の発展のため、外資の参加や技術導入を図った<sup>16</sup>。

日産コンツェルンの傘下企業は1937年に49社であったが、1946年には172社に増加した。各企業は比較的独立性が高く、分野ごとに統括する支柱会社を設け、それ自体を持株会社化した。また傘下主要企業の役員から構成される日産木曜会(後に日産懇談会と改称)などによって意思疎通を図る横断的管理体制を敷いた<sup>17</sup>。

## ② 日本窒素コンツェルン

野口遵(父は加賀藩士。帝大工科大学電気工学科卒)は1906年、曾木電気(株)を設立し、水力発電所を建設し、その余剰電力を使ってカーバイド製造事業を起す。友人と共に日本カーバイド商会を設立し、水俣に工場を建設した。その後、ヨーロッパの技術を導入し、三菱財閥の支援もとりつけて日本窒素肥料を立ち上げた<sup>18</sup>。1922年、人絹工業にも乗り出す。

1926年には朝鮮へ進出し、朝鮮水電(株)、翌年にはその電力を利用する朝鮮窒素肥料(株)を設立する<sup>19</sup>。電源開発を巡り三菱系重役と対立するが、野口は三菱財閥と手を切り、33年、長津江水電(株)を設立し、開発事業を進めた。他方、人絹、火薬、鋳業など事業を多角化した。1937年には傘下企業26社を数え、うち12社が朝鮮を基盤に事業活動していた。日窒コンツェルンは垂直的統合(株式所有により傘下企業を支配)と製品多角化を基軸に経営されていた。金融政策については大正末期までは自己資本と内部留保が中心であったが、昭和期には社債金融が活発化する<sup>20</sup>。戦時下、軍部・植民地行政官僚は植民地や占領地域(中国や東南アジア)の開発事業に日窒を勧誘し、野口もこれに応え、満州での石炭液化事業などを手掛けた。

1941年には傘下企業は64社に増えた。こうして事業版図は拡大したが、それに伴いグループ内の技術的連関性が乏しくなると共に、資金面で国家金融機関への依存度が高まり、軍部・植民地行政官僚の事業への介入も強まり、経営も行き詰まる<sup>21</sup>。このように日窒コンツェルンは軍部との深い関係にどっぷりと漬かっており、敗戦後、解体された。

## ③ 森コンツェルン

森轟昶(高小卒。カジメという海藻からヨードを製造する家業に従事していた。火薬の原料となる)は1917年、東信電気を設立した(ヨードの副産物の塩化カリを電気分解して塩素酸カリを製造し、マッチなどを生産)。19年には破産寸前の総房水産を吸収合併する。東信電気

の電力専業会社への転身に伴い、その水産部、化学部の所属工場を譲り受けて、22年、その引き受け機関として持株会社＝森興業を設立する。更に1926年には日本沃度（株）を設立し、ヨード事業を再開した。

森は1927年、東信電気の専務となっていたが、過剰となっていた電力を使う事業を立ち上げようと考え、アルミ精錬と合成硫酸を選んだ。翌年、東京電燈と東信電気の協議を経て、両者の折半出資により昭和肥料（株）を設立した〔後の昭和電工〕。その川崎工場は1931年、日本最初の国産技術と機械によるアンモニア合成に成功し、全国硫酸シェアの16.8%を占めるに至った<sup>22</sup>。1933年には森は大町に電解工場＝昭和アルミ工業所と横浜に日本アルミナ工場を個人事業として設立し、翌年、アルミ国産化の一番乗りを果たした。同年、両工業所と日本沃度を合併して日本電気工業と改称した。その後、垂直的統合を進め、製品多角化や原料資源確保戦略を展開した。

37年には持株会社＝森興業の下に直系7社、傍系6社、関係会社6社を擁する森コンツェルンを形成した。但し、森一族の持株比率は低く、昭和肥料や日本電気工業の株式を公開して社会的資金を動員し、また安田銀行などの金融機関に所要資金の多くを依存した<sup>23</sup>。

戦時下の1940年、傘下の昭和鋳業はその株式を国策会社の帝国鋳山開発に譲渡し、東信電気も翌年、国策会社の日本発送電に設備を提供し、解散した。昭和電工は軍需会社として発展していたのである<sup>24</sup>。

#### ④ 日曹コンツェルン

中野友礼は京都帝大理工科大学・実験助手として勤めながら1913年、中野式食塩電解法の特許を取得し、複数の会社で技術面を担当した後に1920年、日本曹達（株）（第2次）を設立した。以後、会社新設や既存会社の買収し、異種事業分野にも進出した。主要傘下企業の多くは株式を公開し、日曹の持株比率も低かった。資金需要の多くは金融機関から借り入れ、グループ企業間で株式を持ち合った。傘下企業は業種ごとに4グループに分け、支柱会社を統括管理機関とした<sup>25</sup>。

1937年以降、戦時体制となると中野は鋳業と金属工業を拡大し、軍部から多額の受注を受け、巨利を得た。しかし日曹自身は不振であった。そこで軍部の了解を得て、39年、日曹製鋼を日曹に合併した。もともと資金蓄積の乏しい日曹コンツェルンは金融機関への依存度が高く、高配当政策によって増資し、その払込金を返済に充てていたが、戦時経済の進展からコンツェルン各社の大半が業績不振に陥り、興銀への依存度が高まった。興銀の発言力が強まると共に中野の方針と合わなくなり、1940年、中野は日曹社長を辞した<sup>26</sup>。

#### ⑤ 理研コンツェルン

大河内正敏（東京帝大工科大学造兵学科卒）は1921年、理化学研究所・所長に就任し、その運営は寄付金や政府補助金に依存していたが、財政難に陥る。研究費を稼ぎ出すため同年、理化学興業（株）を興し、同研究所の発明・特許を工業化し、その工業化を行う会社への投資とその会社及び研究所の製品の販売、研究所の工業所有権などの譲渡と実施権許諾の仲介などを主要業務とさせた。1937年上期には直系23社、傍系8社の企業集団を形成した。その中核企業＝理化学興業の総株数の24%は理化学研究所と理研ピストンリング（株）が所有した。

他の大株主は三井合名を始めとする財閥本社である。直系 23 社の払込資本金の過半は株式持ち合い方式であった。

理化学興業は持株会社というよりは研究成果を工業化する「育ての親」というべきものであり、大河内個人が企業活動を指導した。月報を発行して情報を伝達したり、経営理念などを周知徹底した。また懇話会を主要会社単位ごとに設けて組織の統一性を図った。

戦時下に傘下企業は急膨張し、1940年末には58社となった。しかし傘下企業の多くは業績不振で39年には深刻な金融難に陥っていた。興銀を中心とした8銀行から成るシンジケート団を結成し、同時に日銀理事が代表取締役就任して理研コンツェルンの再編成を図り、統括強化、傘下企業の整理統合、株式相互持ち合い比率を縮小した。その結果、1945年10月には理研関連会社は25社に減り、グループ会社間の関係も希薄化した<sup>27</sup>。

これらのコンツェルンに代表される新興財閥は三井、三菱、住友などの既成財閥が進出を躊躇した重化学工業分野で活躍した。とくに満州事変以降の景気回復過程で大きな役割を果たした<sup>28</sup>。それらは概して「技術者集団」的企業であり、その最大の経営資源は技術者の能力、技術の蓄積・熟練であった。それを元に製品多角化、原料資源確保戦略を追求した。その経営理念も「技術進歩」重視である。内部蓄積は少なく、株式を公開し、株式市場から資金を調達し、株式持ち合いも進めた。借入、社債など外部資金への依存度は高い。

新興財閥の急成長は軍部と革新官僚が台頭していく過程と軌を一にしていた。彼らは巨大財閥の保守的ビヘイビアと閉鎖的経営を批判し、新興財閥の積極的企業行動と公開的経営体質を高く評価していた<sup>29</sup>。

だが戦時下、軍事関連事業の拡大に圧迫されて新興財閥の民需部門が縮小し、株式ブームが沈静化して銀行借入依存度が高まり、株式市場からの社会的資金動員に依存していた「経営者支配」体制は掘り崩された。巨大財閥が軍需部門にも進出してくれば、それに対抗する力はなく、植民地や占領地に進出して、一時的に独占的権益を得たとしても軍部や植民地行政官僚の介入によって空洞化された<sup>30</sup>。

第2次大戦後、新興財閥は企業集団として再起することはできず、その中核企業の多くは芙蓉、第1勸銀、三和などのグループに吸収されるか、独立的企業として発展していった<sup>31</sup>。

以上の財閥の日本経済に占める比重は大きい。1937年、財閥の傘下企業数と払込資本額の全国に対する割合は表Ⅱ-4、5のようである。8大財閥は資本額の20%超を占める。中でも三井財閥、三菱財閥は群を抜いており、合わせて13%超である。傘下企業数でも他を圧倒している。大倉、浅野は傘下企業数は多いが、資本額中比重はそれほど多くはない。傘下に大企業が少ないからである。新興財閥は5グループを合わせても資本額中比重は6%に満たない。しかし、重化学工業の一部部門での比重は大きい。日産グループは資本額中比重も高く、傘下企業数も多いが、多角的で比較的分散的な企業集団であった。

産業部門別の事業の比重をみてみよう。[表Ⅱ-5]

金融業では金融資金に占める比率は、1936年末に3大財閥が24.8%、8大財閥が55.0%である。鉄鋼業では国家資本が圧倒的であるが、財閥系大企業を合わせれば、それに匹敵する。20年代末、八幡を含めた上位10社で銑鉄の94%、鋼83%、鋼材76%という累積集中度を占める。石炭業では1936年、内地採炭高のうち三井系が25.1%、三菱系が14.9%である。セメントでは1929年、浅野・安田系が全国生産額の41.3%を占め、三井系と三菱系を合わせると実に83.1%となる。造船業については三菱、川崎、大阪鉄工（日産系）、鶴見製鉄造船、浦賀ドック（山下系）、播磨造船（台湾銀行系）、三井の7社で1936年、全国造船所の100頓以上の新水船トン数の86.3%を占めた。自動車工業では日産が過半を占める（1937年）。

綿糸紡績業ではいわゆる「6大紡」を中核とした自立的カルテル（紡績連合会）が形成されているが大財閥の影響力は大きくない。合成染料では財閥系3社で40%超である（1939年）。製糸業では1936年、王子製紙一社（三井系）で洋紙製造高の81.3%を占めた。製粉業では三菱系の日清製粉と三井系の日本製粉は内地製粉生産能力の約70%を占めた。海運業では三菱の日本郵船は所有船舶総トン数の対全国比で20%、大阪商船（一応、住友系だが、関係は薄い）が19.4%、三井系が4.7%であった。硫安、ソーダなどの化学工業や人絹では新興コンツェルンが優位である<sup>32</sup>。

このように主要産業における財閥の地位は大きい

表Ⅱ-4 各財閥支配下の主要会社数及び払込資本（1937年上期末頃）

既成財閥	三井	三菱	住友	安田	大倉	浅野	川崎	古河	合計
払込資本 (千円)	1,177,200	848,204	383,800	263,816	133,485	236,261	99,211	101,994	3,243,971
全国総計に対する比率(%)	7.7	5.5	2.5	1.7	0.9	1.5	0.6	0.7	21.1
主要会社数									
直系会社	6	6	12	12	19	8	12	6	81
直系子会社	47	29	9	13	11	16	11	11	147
傍系会社	12	15	12	16	20	21	4	2	102
傍系子会社	36	23	1	3	1	5	1	—	70
合計	101	73	34	44	51	50	28	19	400
新興財閥									
	日産	日窒	森	日曹	理研	合計			
払込資本 (千円)	473,632	197,700	141,996	84,751	30,591	928,670			
全国総計に対する比率(%)	3.1	1.3	0.9	0.6	*0.2	5.9			
主要会社数									
直系会社	18	12	7	4	23	64			
直系子会社	59	—	7	7	—	73			
傍系会社	—	14	6	11	8	39			
傍系子会社	—	—	—	—	—	—			
合計	77	26	20	22	31	176			

\*明らかな計算ミスのため修正。

出典：高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』春秋社、1938、151-2頁。

表Ⅱ-5 8大財閥傘下企業の払込資本金の事業部門別対全国割合(1937年)(%)

	三井	三菱	住友	安田	浅野	大倉	古河	川崎	8財閥計
鉱工業	14.2	9.2	2.7	—	1.2	1.4	3.3	—	32.0
金属工業	2.6	0.9	15.2	—	1.5	1.2	4.5	—	25.9
機械・器具	11.0	5.1	2.4	0.5	0.9	3.0	3.3	—	26.1
造船	—	35.6	—	—	11.9	—	—	—	47.5
化学・ゴム	8.8	6.5	4.1	0.3	0.1	2.0	0.8	—	22.7
窯業	16.1	7.5	—	—	33.4	—	—	—	57.0
製紙	63.4	2.6	—	2.9	0.3	2.0	—	—	71.2
繊維	15.5	4.1	—	1.5	—	1.3	0.1	—	22.5
食料品・水産	7.6	13.8	—	—	—	—	0.0	—	21.4
電力・ガス	2.9	2.4	0.8	2.3	1.9	0.0	—	—	10.3
鉄道	2.8	0.7	—	3.1	—	—	—	3.4	10.0
海運	0.9	23.0	14.7	—	1.6	—	—	—	40.1
金融業	4.3	8.8	3.7	8.6	—	0.0	0.1	4.2	29.7
商事・貿易	8.0	1.7	0.7	0.5	0.1	0.4	—	0.2	11.6
不動産その他	1.4	1.0	2.5	0.9	1.2	2.1	0.1	0.0	9.2
合計	7.3	5.2	2.4	1.7	1.5	0.9	0.7	0.6	20.3

出典：柴垣和夫『日本金融資本分析』274頁(原典は高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』166-7頁)。

財閥と政治との繋がり深い。

三井は長州閥と結び、三菱は薩摩閥と結んでいたが、財閥の政治的支配力が表面化し始めたのは日清戦後である。例えば、1895年には営業税法案反対のため全国商業会議所が大会を開いた。日露戦争に際しては軍費1億円の公債募集のため当時の蔵相が1904年、都下の大銀行家を蔵相官邸に招いた。政府の金融資本への依存度が高まる<sup>33</sup>。

既存財閥の場合、明治初期の政商の系譜をひいており、長く藩閥政治の中枢部と親密な関係にあったが、政党政治の下、政友会、憲政会＝民政党との結びつきを強めていた。両党の幹部には三井、三菱の出身者や縁故者が何人か含まれ、貴族院の勅撰議員になっている財閥関係者もあった。またエリート官僚との結びつきが強く、そのOBで財閥系企業の役員に天下っている者も少なくなかった。いわば政官財複合体が形成されていたのである。

他方、新興財閥の場合、むしろ軍部と結びつきが強く、官についても軍人と結びつきつつ、旧体制の改革を目指す、より若い世代の「新官僚」ないし「革新官僚」との結合関係が目立った。新興財閥の経営者は新産業や新技術、新しい経営方式などの導入により積極的であり、財界の旧体制の打破にも熱心であった<sup>34</sup>。

昭和年代初期、財閥の政党別色分けをみると、三井、安田、住友、古河、久原、藤田、中橋一派の商船系、若尾、片倉、島徳などは政友会系であり、三菱、山口、根津日本電力系、東邦電力系などは民政党系とされていた。例えば、三井は山本悌二郎、山本条太郎、森格らを政友会に送り、中橋徳五郎、久原房之助は政友会内閣の大臣となった。三菱系は加藤高明、幣原喜重郎、仙石貢らによって民政党に根を張っていた。また、実業家、なかでも三井、三菱系のそれらが貴族院に勅撰議員として推薦されることが多くなった。財政政策、金融政策、関税政策、大資本のための産業統制、産業合理化推進、カルテル助成などにその影響力が示された<sup>35</sup>。

カルテル形態での資本の組織化も進んだ。

産業構造の重化学工業化に伴い1930年代には独占組織の普及、定着が見られた。組織化の中心となったのがカルテルである。カルテルは主要産業の多くで組織され、32年末に83を数えた。うち重工業部門が63であった。それにより需給調節や価格規制を行った。カルテル組織の多くで財閥系企業は重要な位置を占めた。国家はカルテルを助成すると共に公益の観点から規制する（例えば、需要者への低廉な物資供給の保証）こともあった（31年制定の重要産業統制法の適用）。中小企業でも工業組合が普及し、政府は行政指導を通して輸出振興を主な目的として生産・価格統制を行った<sup>36</sup>。

業界団体も設立される。

第1次大戦後、重化学工業の成長が目覚ましく、エネルギー産業や軽工業も発展した。それに伴い多くの分野で同一業種・同一産業における事業主団体が続々と誕生した。すでに製糸所連合会、大日本紡績連合会（紡連）、台湾糖業連合などがあつたが、大戦後、一挙に増えた。これらは大戦前の同業組合よりもカルテル的な色彩を強め、労働問題、経済問題について業界、経済界の利益を主張するものである。中には政治的組織化の動きもある。銀行倶楽部（1899年創設）、商業会議所（1910年代には60を超える。27年には商工会議所に改組）の他、1917年に京浜地帯の工業資本家を中心とする日本工業倶楽部が結成された。そこには財閥の代表が参加していた。この倶楽部は製鉄業保護、戦時利得税新設、所得税法改正、軍需工業動員法、関税法改正問題などについて建議した。31年には労働問題を扱うために全国産業団体連合会（全産連）が結成された。

財界の組織化はフォーマルとインフォーマルの両面で進行した。その中でも特に重要なのは1917年成立の財界のインフォーマルな権力核である八日会と団琢磨を団長に経済界の大物を網羅して派遣された英米訪問実業団（21年10月～22年5月）であり、その結果として1922年8月創立されたフォーマルな制度としての日本経済連盟会（経連）である。八日会は有力実業家と政府との非公式な連絡・調整装置として成立した。政治的影響力ももつ。経連は各業界団体を網羅的に組織化したものではなく、有力経済人から成るネットワーク組織であつたが、各経済団体のフォーマルな統合を図つた<sup>37</sup>。

欧米での科学的管理法の普及に踏まえ、農商務省が1922年、能率課を設置するが、産業界でも能率推進運動が進められた（新技術導入、規格統一など）。それは激化する労働争議への対応として労働側の生産性向上への協力とそれによるパイの拡大を通して実現される労資協調を意図して行われた。その方向性において19年、協調会が結成される。

そうした流れの上に1929年7月成立した浜口民政党内閣は産業合理化を新たな看板政策として掲げる。商工審議会の諮問に基づき30年6月、商工省に外局として臨時産業合理局を設置し、中島久万吉始め民間から5人を顧問として招いた。中島は新設の日本工業協会の会長として民間経済界における産業合理化運動を強力に推進した。更に統制経済や「経済的国家主義」——国家の私経済への介入による資本主義修正を唱道した<sup>38</sup>。

1932年5月成立の齊藤内閣(挙国一致内閣)では中島が商工大臣として入閣する。32年3月、経連会頭に就任した郷誠之助は高橋蔵相と協力して日本製鉄株式会社法を成立させ、34年1月、半官半民の日本製鉄が誕生した。中小企業については綿織物業を中心に工業組合を組織化し、石油・自動車などの分野では保護育成のため事業法を制定させた。

業界首脳はその強い政治力の故に、商工省行政当局を越えて直接、蔵相らに意見表明するか、商工会議所、帝国議会を通して政党内閣の施策に関与した<sup>39</sup>。

こうして商工会議所などの一般経済団体や財閥は戦前の政策決定に大きな影響を与える存在となり、そうした産業横断的な組織が個々の企業の情報や利益を集約し、その代表が経済調査会など各種審議会の中心メンバーとなって政府とのコーディネーションに当たった<sup>40</sup>。

例えば、浜口民政党内閣が金解禁準備のため産業合理化を推進すべく設置した臨時産業審議会の答申の際(30年4月)、巨大銀行出身の審議委員たちは造船業と製鉄業の合同促進については具体的な合同の方策や資金融通の問題を提起した。これに対し同審議会小委員会は全体として統制強化に否定的であった。ここで商工局長の吉野信次がイニシアチヴを發揮して「ある種の重要工業品の製造加工に対し、一般的に許可主義を採る、つまり重要輸出品に限って企業統制上、必要ある時は組合地区内に於いて同種工業を開始する者に対して相当制限取締をなす」という提出議案を通した。また金融改善のため工業組合中央金庫を設けて工業組合を通して資金貸付を行うという議案も答申に採用された<sup>41</sup>。政策決定にあたり財閥がその利益を表出し、官僚が利害調整をしていた様はわかる。

次に官僚層。

日清戦後、藩閥・士族官僚に代わって専門官僚群が国家行政の中枢に座るようになる。彼らは「早熟的な帝国主義政策」を演出したプロデューサー、すなわち「古典的」帝国主義官僚であった<sup>42</sup>、という。

彼らは「その出自において藩閥的結合に基礎を置かず、高度の専門的知識をもち、資格任用によって登用され、……その機能において藩閥的利害を超えて帝国主義的政策体系を立案、遂行していく官僚群」(鈴木正幸)であった。専門官僚が官僚機構の中で主要ポストを占めるようになったのは経済官僚では日清戦後、内務官僚では日露戦後である。政党内閣は帝大出身の彼らを主要ポストに抜擢していった<sup>43</sup>。

大蔵省の人事は自立的であり、入省後、退職時まで同一官庁に帰属するのが基本である。地方部局から始まるキャリアを積んで、本省の政策部局に配置される。年功序列を原則とする。退職後、高等官は貴族院の勅選議員や政府系企業、とくに政府系金融機関のトップに就くことが多かった<sup>44</sup>。天下り慣行の歴史は古い。

大蔵官僚と政党との関係についてみると、大正・昭和前期には次官を除き、主要局長は内閣の異動とほとんど関わっていない。但し、大蔵官僚出身の衆議院議員は圧倒的に民政系が多い(右翼系)。また内務省官僚は政党との関わりをもつものが多い<sup>45</sup>。

1920年代となると元老が官僚機構の頂点に立ち、支配的諸階層間の利害調整を図りながら、政策を決定する寡頭的メカニズムに代わって、政党政治の展開を背景に調査会方式により支配階層間の利害を斟酌しつつ政党が意思決定をするというメカニズムが定着した。この調査

会では事前に官僚によってアジェンダが決められ、官僚が原案を作成した。政党による政策の選択は結局、大蔵省の作成した諸案のうちからなされた<sup>46</sup>。

大蔵省の主導性が示されたのは昭和初期、とくに満州事変から日中戦争の開始に至る時期である。当時の複雑な財政問題に対処するに相応しい専門能力ないし専門知識をもっていたからである<sup>47</sup>。

1929年現在、主要官庁の人員は以下のようである。

大蔵省官吏が1万7455名、外務省が2千名、内務省が4500名、植民地官庁では朝鮮総督府が4万8千名、台湾総督府が3万5千名である。また鉄道が21万3千名、逓信が19万6千名だが、いずれも現業部門が大部分である<sup>48</sup>。ともあれ大きな勢力には違いない。

2.26事件後、広田内閣の馬場鉄一蔵相は大蔵省の主要人事を一新した。大蔵省の幹部は軍部抑制派から迎合派に入れ替わった<sup>49</sup>。

商工系官僚も次第に力をつけてくる。

1881年以来、農商務省が農業、商工業全般を統括していた。その改編論が1916年に出現する。口火を切ったのは帝国農会などに結集する地主層である。帝国農会は16年以降、政府に対し農林行政担当部局の分離＝農務省独立の建議を繰り返した。直接の背景は米価、外米輸入関税など食糧政策全般を巡る対立があった。地主側は日露戦後から20年代前半にかけて米作保護・増産のための米価設定を主張してきた。これに対しブルジョアジー、特に非特権的中小ブルジョアジーは物価安定のため低米価を主張した。対立は農商務省内部の農務系官僚と商工系官僚の間に再現された。帝国農会は執拗に議会の働きかけた。結局、25年4月、農商務省を分割し、農務省と商工省が成立する<sup>50</sup>。

1890年には行政官僚における藩閥の情実人事ネットワークは残存していたが、1920年代初め以降、次官ポストは高文官僚農商務省、商工省生え抜き組が独占し、官僚の自律性を高めた。

1932年、文官分限委員会が設けられて官吏の身分保障が強化され、その延長線上に登場した革新官僚は政治不信の背景の下で政策立案を主導し、独走するようになる<sup>51</sup>。

1920年代にはなお商工省の権限は小さく、カルテル活動への介入は無理であった。商工省のカルテルへの介入が強化され、臨時産業合理局の革新性が形成されるのは、昭和恐慌期の31年に成立した重要産業統制法の適用過程においてである。30年代初めまでは政党政治のブレーンとしての役割に留まった。1930年代前半、とくに32～35年にかけて、政党が退潮するなか、軍の発言力が未だ限定的な状況で政党、軍、官僚、さらに天皇・重臣らの間に不安定な力の均衡〔というよりは総竦み状態〕が成立していた時期に、やがて商工系官僚の中から「革新官僚」(岸信介ら)が登場してくるのである<sup>52</sup>。

海外進出政策において軍部と行政官僚は政策上の一致がある。但し、大蔵官僚のコミットメントはそれほど深くはなく、一種の必要悪と見做す。同時に専門知識を盾に軍部への抵抗の姿勢を示す。



軍部について触れておこう。

徴兵制導入によって士族という階級は名目となり、国家機構としての軍隊が登場してくる。吉田裕によると軍部が軍事官僚機構の自立化によって独自の政治勢力として成立するのは日露戦後の時期である<sup>53</sup>。

まずは1907年9月に「軍令」が制定される。軍令は総理大臣の同意なしに陸海軍大臣の副署だけで成立するものである。これは同年1月に発布された「公式令」<sup>54</sup>への対抗として出されたものであるが、他の国務とは別の法体系が成立したことになる。

更に同年、「帝国国防方針」が裁可された。これは陸主海従の「攻勢主義」的な軍事戦略を採用した。その策定には政府が部分的にしか関与できず、陸海軍の統帥部が主導権を掌握する。兵力量の決定は統帥部の責任に属し、それが天皇によって直接受け入れられ、権威づけられるものとなる。首相が参加できるのは「日本帝国の国防方針」レベルのみとなった（田中義一の説明）。これらによってシビリアン・コントロールが排除されていく<sup>55</sup>。

またほぼこの時期に専門的軍事官僚層の形成が完成する。陸軍大学校で幕僚教育を受けた軍事テクノクラートが台頭し、この時期以降、陸海軍大臣ポストは陸軍士官学校—陸軍大学校、海軍兵学校—海軍大学校の卒業生が占める<sup>56</sup>。

同時にこの時期に独自の軍事思想や組織原理が軍内部で確立していく。それまでは陸軍の典範令は基本的にはフランス陸軍やドイツ陸軍の典範令を模倣し、それを日本の現状に合わせ、若干修正を施したものであった。しかし、1908年に軍隊内務書改正、09年の歩兵操典改正、12年の騎兵操典改正、13年の軍隊教育令などによって精神主義、硬直的攻撃至上主義、歩兵の白兵突撃万能主義などが刷り込まれ、「天皇親率の軍隊」として天皇制イデオロギーとの接合が図られた。1910年には皇族身分令が出され、皇族男子の陸海軍武官への任官が義務づけられた<sup>57</sup>。

第1次大戦後はある程度見直しが行われた。1926年の「戦闘綱要草案」では科学技術や火力の重要性についてかなり配慮している。また大正デモクラシー状況に適応して「国民の軍隊」でもあろうとした。しかし、時代状況に柔軟に対応しえぬまま、15年戦争期には大正期の様々な模索は否定され、社会体制は軍国主義的に再編された<sup>58</sup>。

兵士（現役志願兵）の供給源としては高等小学校卒が多い。天皇制イデオロギーの浸透度が相対的に高かった<sup>59</sup>。陸海軍の現役徴集数は1891年に2万人であったが、1919年には12万人に増加し、36年には約15万人となった<sup>60</sup>。

兵力は表Ⅱ-6のようである。1934年から著増した。

表Ⅱ-6 陸海軍人員

	1909	1914	1919	1924	1929	1934	1936
実数 (千人)	141	109	251	229	265	417	467
男子就業者中比率 (%)	0.9	0.7	1.5	1.3	1.4	2.1	2.3

出典：石井寛治ほか編『日本経済史 3. 両大戦間期』220-1頁

労働者階級も組織化される。

19世紀末頃から労働者組織は散発的に生まれる。1897年に高野房太郎が中心となって労組期成会が設立され、その指導の下、鉄工や印刷工などで小範囲ながら労組が結成された。日露戦後、特に重化学工業の大企業を中心に労働運動が展開される。20世紀初頭、社会民主党、平民社、日本社会党などの労働者政党も結成されるが、間もなく解散させられている<sup>61</sup>。

表Ⅱ－7 労働運動

	同盟罷怠 案件数*	参加人員	労働争議 件数	参加人員 (千人)	労働争議 中調停比 率 (%) **	労働組合 数	組合員数 (千人)	組織率 (%)
1912	49	5,736				5		
1913	47	5,242				6		
1914	50	7,904				6		
1915	64	7,852				4		
1916	108	8,413				13		
1917	398	57,309				14		
1918	417	66,457				11		
1919	497	63,137				187		
1920	282	36,371				273		
1921	246	58,225				300	103	
1922	250	41,503	584		13.2	389	137	
1923	270	36,257	647		18.1	432	126	
1924	333	54,526	933		16.8	469	228	
1925	293	40,742	816	89	14.7	457	254	
1926	495	67,234	1260	127	21.8	488	285	6.1
1927	383	46,672	1202	103	29.2	505	309	6.5
1928	393	43,337	1022	102	24.5	501	331	5.3
1929	571	77,281	1420	172	27.2	630	?	6.8
1930	900	79,791	2289	192	28.8	712	354	7.5
1931	998	64,536	2456	155	27.9	818	369	7.9
1932	893	54,783	2217	123	28.2	932	378	7.8
1933	610	49,423	1897	117	31.6	942	385	7.5
1934	626	49,536	1915	120	31.3	965	388	6.7
1935	590	37,734	1872	104	39.9	993	409	6.9
1936	547	30,900	1975	93	41.4	973	421	6.9
1937	628	123,730	2126	214		837	395	6.2
1938	259	17,853	1050	56				
1939	354	72,713	1120	128				
1940	270	32,917	732	55				

注記 \*ストライキ・サボタージュ・ロックアウトなどに至った争議件数。但し、38～40年のデータはストライキ・サボタージュのみ。

\*\*事実調停（労資代表、中立の3者から成る調停委によるものではなく、調停官や警察官による事実上の調停）

出典：西成田豊『近代日本労資関係史の研究』232頁；楫西光速ほか『日本資本主義の発展Ⅰ』140頁；楫西光速ほか『日本資本主義の発展Ⅱ』405頁；楫西光速ほか『日本資本主義の発展Ⅲ』705-9頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落Ⅰ』226-8頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落Ⅱ』588,606頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落Ⅲ』831,845頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落Ⅳ』1156頁。

1907年には印刷工の組合・欧友会が結成される(後に信友会)。1916年には職工組合期成同志会が機械工、電気工を中心に結成された。17年には解散するが、19年に大阪鉄工組合として復活した。初の全国組織である友愛会が発足したのは1912年8月であった。相互扶助と労資協調を理念としていた。18年には2万人規模の組織となる<sup>62</sup>。

労働運動は第1次大戦後、急進展する。1911年には40であった労組数は20年には273を数えた。[表Ⅱ-8] 19年8月には大日本労働総同盟友愛会が結成されるが、20年代に分裂し、鼎立状況となる。左派は日本労組評議会を組織し、中間派は日本労組同盟に、右派は総同盟に結集する。他方、資本の側は重化学工業の大企業を中心に工場委設置などの形で「団体交渉権」を認め、企業内福祉なども行うようになる<sup>63</sup>。労働運動が分裂していく中、30年代、弾圧が強まり、37年以降、労働組合は一斉に解体されていく<sup>64</sup>。

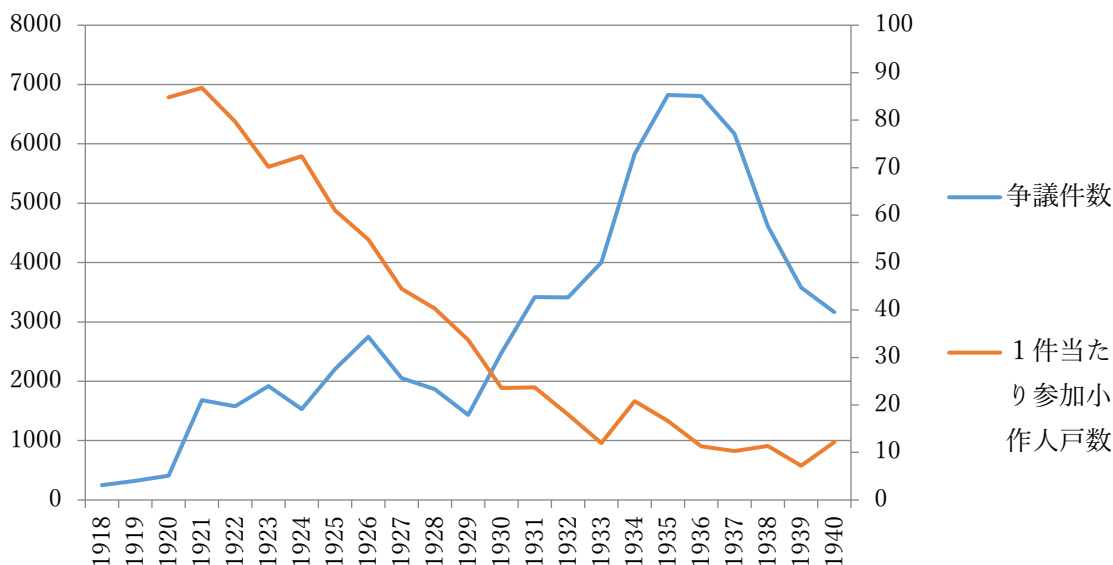
地主層の動向を見てみよう。

1872年の田畑売買解禁の布告及び地券交付と1873年の地租改正により地租金納化と私的土地所有権が設定され、地主制が確立されると共に、地租は明治政府の主要な財政源となり、政治的発言力をもっていく。更に1873年の太政官布告の「地所質入書入規則」、「動産不動産書入金穀貸借規則」及び1877年の「租税怠納者処分手続」の布告が地主層の土地金融活動を助長、保証し(土地抵当金融方式を明確化)、1880年代以降、資金運用を積極化した。1881年からのデフレ期、米価下落、公租公課負担増にあえぐ一般農民は地主的貸金と地方金融機関などから借り入れ、経営の立ち直りがみられないと土地を手放し、地主・小作関係が拡大した<sup>65</sup>。

小作地率は1883~4年の35.5%から1903年には43.6%に上昇した。地域差はあるが、地主的土地集中が全国的規模で完了するのは1886年から1897年頃である。50町歩以上所有の大地主(寄生地主)は1908年に2,217戸であったが、1920年には2,435戸に増加したが、その後減少傾向に転じて1927年には2,173戸となった。特に近畿地方は減少が著しく27年には12年の約7割となった<sup>66</sup>。5町歩未満の零細地主は地主層の歴大な底辺をなし、31年には約79万戸存在した。5町歩以上は約16万戸である<sup>67</sup>。

地主は小作料収取者、小作米販売者だけではなく、1890年代以降は商人層と共に公債所有者、地方銀行や地方産業企業の株主となっていく<sup>68</sup>。1900年代、明治政府は農政面に於いて地主層の地代搾取の条件を保障しつつも(1898年の明治民法の制定、実施により小作権を物権から債権へ変更した。ほかに1899年の府県農事試験場国家補助金法、農会法、耕地整理法、不動産登記法など、1900年の産業組合法、農会令などがある)、他方で財政金融政策面ではその収入が資本蓄積に流れる様な方策を講じた(例えば、本来、農政の一環として1896年設立された日本勸業銀行や農工銀行の貸付の多くが実際には工業その他に向かった。それらは地主のための資金運用機関となった。税制改正により地租、個人所得税増徴、配当所得優遇などを与えた)<sup>69</sup>。日露戦後の日本の帝国主義段階への移行と並行して地主の植民地企業投資が開始されていった。朝鮮、満州の京釜鉄道、南満州鉄道、東洋拓殖会社などの株式に投資した<sup>70</sup>。その面では資本の帝国主義的海外進出と利益を共有した。

図Ⅱ-2 小作争議の推移



出典：表Ⅱ-8と同じ。

表Ⅱ-8 小作争議の推移

	争議件数	1件当たり参加小作人戸数	1件当たり関係地主戸数	争議に関係した小作人・地主総数の総農家数に占める割合
1918	249			
1919	321			
1920	408	84.8	12.8	1.0
1921	1680	86.8	20.2	4.7
1922	1578	79.7	18.4	4.1
1923	1917	70.2	16.5	4.4
1924	1532	72.4	17.8	3.6
1925	2206	61.0	15.0	4.3
1926	2751	54.9	14.4	4.9
1927	2052	44.5	11.8	2.9
1928	1866	40.3	10.4	2.4
1929	1434	33.7	9.7	2.7
1930	2478	23.6	5.7	1.8
1931	3419	23.7	7.0	2.6
1932	3414	18.0	4.9	1.9
1933	4000	12.0	3.6	1.5
1934	5828	20.8	5.8	3.7
1935	6824	16.6	4.2	3.4
1936	6804	11.3	3.4	2.4
1937	6170	10.3	3.3	2.0
1938	4615	11.4	3.3	1.9
1939	3578	7.2	2.5	1.0
1940	3165	12.2	3.5	1.3

出典：中村政則『近代日本地主制史研究』228-9頁；中村隆英編『戦間期の日本経済分析』394頁。

農民運動は次のように展開していった。

1920年代に入ると近畿地方を始め小作争議が激増する。東北地方で農民運動が台頭するのは遅れて28年頃である。地主制下で高い小作料の重圧を最も敏感に受け止めやすいのは農業生産に全力を投入している精農的性格の農民である。彼らの多くは耕作規模1.5~2町歩ほどの自小作・小作上層に属していた。彼らは農事改良にも熱心で産業組合、農会の役員、部落の重立ちを兼ねるなど村落内の発言力をもつようになる。

1910~1920年代の小作争議は小作料減免を要求する攻勢的争議が主要な形態だが、彼らとそのリーダー的存在であることが多い<sup>71</sup>。小作農家の子弟が工場労働を体験し、労働運動の発展に触発された面もある<sup>72</sup>。1922年4月には日本農民組合という全国的農民組合が創設された。各地に誕生していた小作組合を指導し、小作争議を展開した<sup>73</sup>。[表II-8、図II-2]

小作争議の高揚に対して地主側も組織化の試みで応じた。地主層は帝国農会(1910年)などに結集し、政府へ圧力をかけた。また新潟県北蒲原郡の大寄生地主の団体、協和会(22年12月)などの地主団体が結成され、25年には関西地方の中小地主を中心に大日本地主協会を結成した<sup>74</sup>。政府は1920年11月、農商務大臣の諮問機関として小作制度調査委員会を設置し、農林官僚が中心となって小作立法を企画した。委員会は20~23年に小作法案、小作組合法案、自作農創設制度、小作争議調停法案などを検討した。中でも小作法案は地主的土地所有に一定の制限を加え、小作権に一定の保護を与え、農業生産の事実上の担い手として成長しつつあった自小作中農層を社会的支柱とする改革案であった。地主団体は政府に陳情活動を行って、見直しを迫った。当時の内閣を構成していた政友党には地主層を代表する農村出身議員が多く、小作法案は廃案となった。結局、24年の小作調停法と26年の自作農創設維持補助規則のみが制定、施行された。同時に25年の治安維持法、26年の暴力行為等処罰ニ関スル法律などによって農民運動は弾圧されていく<sup>75</sup>。

<sup>1</sup> 以下、原朗と竹内常善の研究による(社会経済史学会編『1930年代の日本経済』206-259頁; 安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』第8章)。

<sup>2</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』198-9頁。

<sup>3</sup> 社会経済史学会編『1930年代の日本経済』206-259頁; 安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』第8章。なお1920年の原朗の推計では軍人について下士官と兵卒の区分がなく、農林漁業主について貧農との区別がなく、非農林漁業家族従業者には商業以外が含まれていない(安藤良雄編『両大戦間の日本資本主義』342-357頁)。ここでは竹内常善の階級区分に従うことにしよう(社会経済史学会編『1930年代の日本経済』206-7頁)。兼業農家については大内力『日本経済論 上』565-70頁参照。経営者については中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』114-5頁。

<sup>4</sup> 安岡重明『財閥形成史の研究』1-2頁。

<sup>5</sup> 安岡重明『財閥形成史の研究』第1部。

- 6 三井については安岡重明『財閥形成史の研究』第2部が詳しい。柴垣和夫『日本金融資本分析』47-55、80-1、104-10、217-9頁；高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』168-70頁；大内力『日本経済論 上』287-92頁。
- 7 柴垣和夫『日本金融資本分析』56-76、82-4、110-5、219-22、255頁；高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』171-3頁；大内力『日本経済論 上』293-4頁。
- 8 柴垣和夫『日本金融資本分析』262頁；高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』173-5頁；大内力『日本経済論 上』295-6頁。
- 9 高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』175-7頁；柴垣和夫『日本金融資本分析』263頁；大内力『日本経済論 上』298-9頁。
- 10 柴垣和夫『日本金融資本分析』263-4頁；高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』177-182頁。
- 11 宇田川勝『新興財閥』日本経済新聞社、1984。また高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』春秋社、1938、中編第2章、大内力『日本経済論 上』430-1頁参照。
- 12 宇田川勝『新興財閥』21-7頁。
- 13 宇田川勝『新興財閥』31-7頁
- 14 宇田川勝『新興財閥』45-52頁。
- 15 宇田川勝『新興財閥』60-64頁。
- 16 宇田川勝『新興財閥』65-71頁。
- 17 宇田川勝『新興財閥』59、80-4頁。
- 18 宇田川勝『新興財閥』89-94頁。
- 19 宇田川勝『新興財閥』102-6頁。
- 20 宇田川勝『新興財閥』108-122頁。
- 21 宇田川勝『新興財閥』129-137頁。
- 22 宇田川勝『新興財閥』141-52頁。
- 23 宇田川勝『新興財閥』154-62頁。
- 24 宇田川勝『新興財閥』168-70頁。
- 25 宇田川勝『新興財閥』173-188頁。
- 26 宇田川勝『新興財閥』189-194頁。
- 27 宇田川勝『新興財閥』198-214頁。
- 28 宇田川勝『新興財閥』234-7頁。
- 29 大内力『日本経済論 上』430-1頁、447-451頁；中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』124-6頁；宇田川勝『新興財閥』第7章。
- 30 宇田川勝『新興財閥』270-7頁。
- 31 宇田川勝『新興財閥』279-80頁。
- 32 高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』中編第3章；柴垣和夫『日本金融資本分析』後編第1章第2節；橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』355頁。鉄鋼業については岡崎哲二『日本の工業化と鉄鋼産業』参照。紡績業については渡辺紀子『産業発展・衰退の経済史』参照。
- 33 高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』122-8頁。
- 34 大内力『日本経済論 上』450-1頁。
- 35 高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』129-31頁。
- 36 橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』339-66頁；柴垣和夫『日本金融資本分析』318-25頁；松浦正孝『財界の政治経済史』119、202-3頁。すでに28年末には28のカルテルが存在していた（石炭連合会、大日本紡績連合会など）。更に29-30年の大恐慌の過程で19のカルテルが結成された（中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』117頁）。柴垣は綿工業を除けば日本のカルテルはコンツェルンの支配を補完するものに過ぎず、それ故にまたカルテルそれ自体の統制力は脆弱である、と述べる。橋本はより独占的組織としてのカルテルを重視し、財閥商社がカルテルの販売機構を代位することによってそれを補完したと考える。また重要産業統制法や工業組合法に国家独占資本主義の萌芽をみる。重要産業統制法第2条による強制カルテル規定の発動はセメント工業においてのみである。
- 37 松浦正孝『財界の政治経済史』92-107頁；安藤良雄編『两大戦間の日本資本主義』21-2頁。
- 38 松浦正孝『財界の政治経済史』111-3頁。

- <sup>39</sup> 松浦正孝『財界の政治経済史』115-6頁。郷や中島らは「修正資本主義」論を唱道していたようだ(松浦正孝『財界の政治経済史』115-7頁)。
- <sup>40</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』117頁。
- <sup>41</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』117頁。\*27年3月の金融恐慌による混乱した経済を再建するために設置された「商工審議会」は、これに続く世界恐慌の発生によってその活動を一層活発化させたが、30年5月まで活動し、同年7月5日をもって廃止された。その対策の最も重要なものとして産業合理化を取上げたのである。30年2月3日開催された臨時産業審議会第1回総会において、浜口内閣総理大臣は、臨時産業合理局を設置し、ふたたび「産業の合理化」を掲げた。
- <sup>42</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』iv頁。
- <sup>43</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』6頁。
- <sup>44</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』7、8-9、17-9頁。
- <sup>45</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』13-7頁。
- <sup>46</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』35-6頁。
- <sup>47</sup> 伊藤大一『現代日本官僚制の分析』170-1頁。
- <sup>48</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』4-5頁。
- <sup>49</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』11頁。
- <sup>50</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』94-5頁。
- <sup>51</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』103-4頁。
- <sup>52</sup> 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』118-120頁。
- <sup>53</sup> 岩波講座『日本通史 第17巻 近代2』51頁
- <sup>54</sup> 公式令は伊藤博文が発し、軍事勅令も含めた全ての勅令には首相の副署が必要だとするものである。
- <sup>55</sup> 岩波講座『日本通史 第17巻』152-4頁；北岡伸一『官僚制としての陸軍』13-4頁。  
これ以前にも1889年に内閣官制により陸海軍大臣の帷幄上奏権が制度化され、1900年には陸海軍省官制改正により軍部大臣現役武官制が確立している(岩波講座『日本通史 第17巻』152-3頁)。明治期には藩閥主導による政治の軍事に対する優位は確保されていた。陸軍大臣一次官一軍務局長一軍事課長のラインは圧倒的に長州閥が占めていた。1916-7年の寺内内閣まではなお軍民未分化の藩閥によるコントロールが続いていたようだ(北岡伸一『官僚制としての陸軍』28-59頁)。
- <sup>56</sup> 岩波講座『日本通史 第17巻』155頁。
- <sup>57</sup> 岩波講座『日本通史 第17巻』156-7頁。
- <sup>58</sup> 岩波講座『日本通史 第17巻』156-7頁。1918年に原敬内閣が成立し、田中義一が陸相となる。田中は軍備近代化予算獲得を狙って、政友会に接近した。原は積極的な産業化政策の提唱者であり、軍備増強にも比較的寛大であった(北岡伸一『官僚制としての陸軍』64-5頁)。  
20年代には陸軍の中には軍備近代化を親政党的な方向で目指そうとする田中・宇垣路線に対する反対派が形成されつつあった。30年代に入ると皇道派が力をもつ。31年には犬養内閣の陸相荒木貞夫の下で憲兵制度が出現する。34-5年には永田鉄山を中心とするいわゆる統制派が台頭する(北岡伸一『官僚制としての陸軍』83-5頁)。
- <sup>59</sup> 岩波講座『日本通史 第17巻』174-5頁。
- <sup>60</sup> 岩波講座『日本通史 第17巻』162頁。因みに日清戦争に動員された陸軍兵力は約24万人、日露戦争では約109万人であった(同上160頁)。
- <sup>61</sup> 大内力『日本経済論 上』334-6頁。
- <sup>62</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の発展Ⅲ』707-8頁。
- <sup>63</sup> 大内力『日本経済論 上』383-5頁；橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』135-48、332-9頁；橋本寿朗『現代日本経済史』63-4頁。工場委員会は20年代初頭より重工業を中心に普及していった。20年に23であったが、25年10月~26年3月の調査では121を数え、約34万人の労働者を組織した。これは重工業の発展に伴い、教育水準の比較的高い「新型熟練工」が量的に増大してきたからであり、企業にとっても彼らを企業内に定着させる必要があった。そのため「人格尊重を建前とする新しい家族主義的労資関係」の確立を必要とした。工場委員会は特定の工場内における未組織労働者の代表と経営との「意思疎通」を図るための協議機関であった。協議方法としては懇談制

をとり、協議事項からは出来るだけ労働条件に関するものは排除し、作業能率の向上、共済制度拡充、保健・衛生・安全などに協議を集中しようとする傾向があったようだ。協議会の決議に拘束力はなかったが、経営側も労働者側の要望を無視することは出来なかったであろう。その点は例えば、賃金水準の切り下げが困難であったことにも示される（橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』136-42頁）。

<sup>64</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落IV』1154頁。

<sup>65</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』18-25頁。

<sup>66</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』123-7, 211-2頁。

<sup>67</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』274頁。

<sup>68</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』28頁。

<sup>69</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』39-66頁。

<sup>70</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』78頁。

<sup>71</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』233-4頁

<sup>72</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』244-5頁。

<sup>73</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』251頁。

<sup>74</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』252頁。

<sup>75</sup> 中村政則『近代日本地主制史研究』254-7頁。



### 3. 大戦間の政治経済状況—ファシズムへの途

こうして形成された日本の社会的諸集団の関係は環境の変化の中でどのような歴史的ダイナミックスを辿っていくのか。1920年代と30年代を中心に考察しよう。

第1次大戦後、重化学工業化が一定程度進展し、比較的高い教育を受けた男子労働者やホワイトカラーの比重が高まり、新しい中産階級も台頭する。それを背景に護憲運動も盛り上がり、1925年には男子普通選挙法が成立し、政党政治も伸長する。また労働運動や農民運動、そして社会主義運動も活発化する。だが結局、農民や労働者の地位や勢力は確保されず（小作権に一定の保護を与える小作法や労組法は成立せず）、支配的勢力の諸集団間の妥協のもと、治安維持法が制定され労働運動や農民運動の弾圧の方向に進む<sup>1</sup>。

その刃はやがて自由主義勢力にも向けられるようになる。

1920～30年代には農民層の分解が進行した。農家中、兼業の割合は24年の30%から35年には25%強に減った。兼業農家の一部は脱農家化した。自作農家や自小作農家は31-2年をピークに漸減したが、小作は30年を転機に漸増に向かう<sup>2</sup>。

耕地面積別の階層的推移をみれば[表Ⅱ-9]、5反未満層、3～5町層が減少し、それ以外の階層は漸増した。但し、5町以上が増加したのは北海道だけであり、それ以外の地域では大幅に減った。1～2町層は増加したが、それは2町層以上の落層と1町未満層の一部が経営的に上昇したからである。この1～2町層の過半は自小作であった（39年に51.7%）。

彼らは多肥多労型の中農下層であり、昭和恐慌後の農民運動激化期に高率小作料の負担の重圧を撥ね返すべく貧農的農民運動の戦列に加わった。その後、次第に生産力主義、精農主義に方向転換していく。

表Ⅱ-9 耕作面積別農家構成

	総数	5反未満	5反～1町	1～2町	2～3町	3～5町	5町以上
1928	5,576	1,947	1,895	1,210	321	133	70
1935	5,611	1,909	1,919	1,255	323	128	78

単位：千戸

出典：中村政則『近代日本地主制史研究』268頁。

30年代、小作争議件数は激増するが、争議は小規模化した。[図Ⅱ-2] 中小地主の土地引上げが活発化し、これに反対する小作貧農の土地返還要求が急増したと関連する。争議の結末は昭和恐慌を境に変化した。それ以前は要求貫徹が全国平均5%以内であったのが、恐慌以後は16.1%となった。特に東北型は20%を超えた。近

表Ⅱ-10 地主層戸数

	5町未満	5町以上
1931	794	163
1933	835	163
1935	895	169

単位：千戸

出典：中村政則『近代日本地主制史研究』274頁。

畿型は低く、10%強である。妥協は近畿型が最も多い<sup>3</sup>。

1932～4年には治安維持法による農民運動・労働運動の指導者の検挙が相次ぎ、以後、小作人組合数は急減した。農民運動が衰退する一方で、33年には日本農道会や皇国農民同盟などが結成される。彼らは軍部（特に陸海軍の青年将校グループ）との結びつきが強く、反財閥、反都会主義、農本主義を謳う<sup>4</sup>。

1932年から各種農業団体の農村救済請願運動が展開される。農山漁村経済更生計画を立案、推進したのは農林官僚である。まず農家債務整理問題に取り組む。負債整理組合法が制定されるが、救済の対象は結局、償還能力のある中農以上の農民（中小地主含む）に限られ、貧農には及ばなかった。また32年の産業組合拡充5ヵ年計画を巡っては農村の産業組合と都市の商工業者が対立した。中小商工業者は政府の「農村偏重」政策に強く反発した。独占資本も後者に与した。結局、米穀自治管理法案などは成立しなかった<sup>5</sup>。

大恐慌期以降、危機感を強めた中小地主は一方で大地主の指揮下に入りつつも、他方で農村中堅層＝自作農・自小作農と共に経済更生運動の推進主体となっていく。この運動の最大の眼目は農村の経済・精神両面における建て直しを図ることであり、ことに自力更生・隣保共助の精神が強調された。こうした考えは産業組合運動の主流的イデオロギーに共通してみられることであった<sup>6</sup>。そこに日本型ファシズムとの親和性を見出すこともできる。

こうして1920年代から30年代の農村の危機的状態や社会不安に対処すべく農林官僚を中心に行われた小作権の保護や農民組合の助成の試みは地主層、中小商工業者そして独占資本の反対にあって挫折した。彼らは同時に労働運動や農民運動の抑制という点では利害が一致していたため治安維持法を始めとする弾圧立法は容易に成立した。

1920年代には労働争議が広がりを見せ、それに対し、労働組合法や労働争議調停法などが立案検討されていた。

1926年(大正15年)の労働争議調停法は公益事業での労働争議は強制調停しうること、それ以外の事業の場合には任意調停しうることを定めた(1946年の労働関係調整法の制定に伴い廃止された)。争議ごとに労資・第三者各3名、合計9名からなる調停委員会を設け、労働争議を解決するために、利害関係人・参考人に出席説明や説明書類の提示を求めたり、争議の関係場所へ立ち入りできることなどを定める。しかし、調停委員会による調停が行われた事例はわずかであり、むしろ調停実務を担当させるために本法と共に設けられた調停官が事実上の調停を行うことのほうが多くなり、やがて警察官吏による事実上の強制調停が一般化していった。また本法では、公益事業で調停手続が開始された場合に、第三者による当該争議行為の助勢を禁止していた。当時の争議行為が労働組合の上部組織や社会活動家の援助の下に行われていたことに対処するためであった。

本法が制定されたのは、労働運動が高揚し、労働組合法を制定するか否かにつき盛んに議論されていた時代である。また本法制定の1926年は、それまで労働者の団結ないし争議行為に伴う暴行脅迫、誘惑、扇動を禁止していた治安警察法第17条、第30条が廃止された年でもあった。しかし、このことは争議権の承認を意味せず、争議行為を通じて労働争議を自主的に解決することは結局できず、官憲の介入による強制解決へとつながったのである<sup>7</sup>。

結局、労働組合法は成立せず、労資同権化は実現しなかった。

国際環境に触れておこう。

日本資本主義の発展期にはすでに諸列強が帝国主義段階に入りつつあったから、三井物産を始めとする財閥資本の海外市場への進出は、すでにアジアに進出していた列強との対抗や駆け引きが避けられなかった<sup>8</sup>。

日露戦後、資本輸出は本格化する。財閥商社を先頭とする商業的活動は現地の在来商人層を下部機構として組織し、前貸しを通じて生産者を支配し、土地を買い占め、倉庫や輸送施設を押さえるというものであった。植民地となった台湾、朝鮮、南満州では交通、通信、電力、農業関連などのインフラ投資が積極的に展開された。まず国家資本もしくは国家信用に裏付けられた国策会社＝半官的資本が中心となってインフラ整備が行われ、それがある程度進んだところで民間資本が進出するという形が目立った。進出企業には国策会社から資金が提供された。実際には現地の農地を大規模に収奪し、日本人移民の地主化を図った。中国への投資も拡大した。地域ごとの軍閥政府に対する政府借款も行われた。1908年には対中投資専門の国策会社の東亜興業（鉄道、電信電話事業向け）などが設立された。それらは多くを政府資金に依存していた。在華紡の進出も拡大する（1887年には内外綿が進出している）。1908年には三井系の上海紡織が上海周辺に進出を始めた<sup>9</sup>。

中国市場でのアメリカ資本との競合から日米関係も悪化する。1906年頃から日本人移民排斥運動が起こり、24年には移民法が成立し、日本人移民は全面的に禁止された。アメリカの労組が移民による労働条件の悪化を懸念したのである<sup>10</sup>。

1920年代に持続的に進出した外資導入は1931年7月の台湾電力ドル債募集を最後にほぼ消滅した。資本輸出は相対的に停滞していた。30年代に入ると満州・朝鮮に対する植民地投資は累積的に増加した。重化学工業品を軸とする当該地域への商品輸出に対応する形で展開した。重化学工業化の進展は外貨節約・資源確保を益々要請し、円ブロックの暴力的な拡大を進めた<sup>11</sup>。

経済危機に対しどのような政策が考えられていたか。

1920年代の厳しい状況に対し、支持基盤の違いを背景に政友党と憲政党＝民政党は異なった政策メニューを選択した。政友党の政策路線は基本的には膨張政策である。産業基盤育成（交通、通信、治水港湾整備、産業奨励）、高等教育機関拡張、義務教育費の国庫負担、軍備充実のため財政資金は積極的に国内に撒布する。撒布にあたっては政友会の支持基盤の重要な構成部分を成す地主層や中規模の資産家層など地方名望家層の利害を配慮した。歳入面では公債発行も辞さず、間接税・所得税中心の税体系を基本としつつ、地方的利害に配慮して地租・営業収益税は国税から地方税に委譲することを主張した。金解禁は行わず、低為替政策を基調として国内産業を保護する（特に第1次大戦後に勃興してきた民間重工業を維持）。地方中小銀行に対しては大蔵省が銀行合同政策を中心とする監督政策を強化した。全体として金融市場は緩慢基調であり、物価は国際的に割高であり、弱体企業の合理化は不徹底であった。第1次大戦末期から昂揚してきた労働運動・農民運動へ対処するため協調会を設立し、内務省・社会局を新設

したが、全体としては社会政策には消極的で、労組立法よりも治安立法を、小作立法よりも自作農創設維持に力点を置いた。原敬内閣は対米協調を大前提として中国への介入は抑制的であったが、田中義一内閣は対中強硬路線を貫いた。但し、ワシントン体制の枠内で許容される限度内一杯の冒険主義的政策を追求した<sup>12</sup>。

これに対し憲政党＝民政党の政策路線において基軸をなすのは財政緊縮や不良企業の整理を行って物価を下げ、国際競争力を回復して輸出増大により国際収支の均衡を図り、金解禁の実行により国内経済と国際経済を結びつけて経済を安定化することである。非募債主義あるいは公債償還を進め、税制改革を併用して緊縮財政を徹底する。輸出指向中小工業の組合への組織化や大企業部門でのカルテル化を援助し、産業合理化を進める。他方、関税率全面改定と一部産業への補助金制度を併用して国内産業の保護を図る。歳出削減のため行政整理や軍備制限を行い、対中強硬路線を転換する。緊縮政策の実行に伴い増大する社会的摩擦に対しては労組法の制定を準備し、農民には小作立法やその他の農村漁村振興を行い、中小商工業者には金融を整備し、義務教育費を増額して地方財政を救済する、というものである。社会政策に関しては政友会よりやや積極的であるが、実体法は成立せず、労働争議調停法と小作調停法が成立するに留まった。それにより治安維持法＝調停法体制が確立した。外交面では対米英協調、対中外交では内政不干涉を基調としていた<sup>13</sup>。

政友党の膨張政策と憲政会の緊縮政策は対照的であるが、1924～26年の憲政党政権は関東大震災からの復旧のため財政支出を余儀なくされ、さほど緊縮できなかつたし、27～28年の政友党政権は不況による財源難に制約され、膨張政策は十分に展開できなかつた<sup>14</sup>。

産業政策面で憲政党（民政党）は合理的な大企業の育成を志向し、政友党は中小企業や地方産業も含めた各種産業の保護を目指していたが、「政策基調は共に膨張的である」ともいわれた<sup>15</sup>。

1920年代の日本資本主義経済は相対的には実質的GNP成長率が低く、物価も低落傾向にあり不況基調であった。その中で重化学工業が輸入代替工業として展開し（一部、外資導入）、産業合理化も進んだ。だが23年9月には関東大震災に見舞われ、27年の金融恐慌によって打撃を受けた。その後、田中政友党内閣が積極的な財政政策を行い、27～9年には軍事費が増大し、震災復興事業が促進され、農村救済事業が拡大し、植民地経営が膨張した。それらは主として公債、借入金によって賄われた。その結果、インフレーションが増進し、輸出不振、輸入拡大につながった。

卸売物価の低落は29年初めから始まり、国際収支は回復に向かっていったが、実質国民総生産は停滞した。29年半ばから不況局面に入り、30～31年には世界大恐慌の影響を受けて恐慌状態となった<sup>16</sup>。

1929年7月、民政党の浜口内閣が成立し、その政策理念に基づき、緊縮政策を推し進め、30年1月には金輸出解禁を実施した。金輸出解禁は最悪の国際環境において断行された。それには財界ことに金融資本の強い要求があった。彼らは金解禁に近いこと、従って為替高騰、物価低落を見越して輸入、生産、仕入れ、建設などを極度に控えており、それ以上待機姿勢を続けることが出来なくなっていた。金解禁をすれば思惑通りの利益を確保できると考えた。民

政党も総選挙を目前に控え、財界の要請を受け入れた<sup>17</sup>。財界や井上準之助蔵相らは金本位制の自動回復力を過大評価していたのかもしれない。31年9月、イギリスの金輸再禁止以来、再禁止の不安からドル買いが殺到する。銀行はドル買いの円資金を調達するために新規貸付を極端に制限し、既貸付の回収を強行し、コールその他を借り漁り、手持ちの公社債・株式を売却した。そうした行動は一般金融を逼迫させ、そうでなくとも厳しい経済危機を一層、深刻化させた<sup>18</sup>。

大恐慌期の日本経済は失業率からすれば欧米諸国より軽微にみえるが実際には窮迫の度合いは激しい。30年1月には失業率は4.93%であったが、31年12月には6.68%に上昇した<sup>19</sup>。それだけでなく、帰村や都会の「低位就業」ないし「潜在失業」への滞留など、数字には表れない問題を抱えていた。

農村危機は深刻であった。世界大恐慌と30年秋からの豊作と相俟って農産物価格が暴落し、農家所得は半減する。民政党は緊縮政策を推し進めていたから、デフレ下で農家は負債累積・高利に苦しむことになる。

1931年12月、政友党の犬養内閣が成立し、以後、斎藤、岡田の挙国一致内閣の下でも蔵相を務めた高橋是清（34年7月の岡田内閣発足時には藤井真信が蔵相に就任するが、病に倒れ、11月には高橋が再登場）が主導するいわゆる「高橋財政」時代となる（36年、金輸再禁止が即行され、低為替政策により輸出を促進すると共に輸入防遏を図って32年に関税定率法を改正して、輸入税率を引上げ、33年には船舶輸入許可制を布いて、外国中古船の輸入を制限した。また低金利政策を実施し、日銀券の兌換を停止し、保証発行限度の大幅拡張を行った。財政規模は膨張した。軍事費と共に32～33年に行政費が大幅に伸びた。これは「時局匡救事業」実施と関連している。農村救済の請願運動の盛り上がりを受けて32年6月の議会で政友会と民政党は共同で「時局匡救」（通貨流通の円満、農村その他の負債整理、公共事業の徹底的実施、農産物その他の重要産業統制など）を政府に要求し、同年、「時局匡救」農村政策が成立する。それにより困窮した農村、中小企業向けに低利融資、財政資金撒布を行い、また時局匡救土木事業が内務省・農林省主導で農村中心に実施された。対外面では32年7月に資本逃避防止法を実施し、外貨証券などへの投資を制限したが、成功しなかったようだ。33年2月、外国為替管理法を制定し、5月施行した。横浜正金銀行は日銀の低利資金の供給を受けて為替操作を積極化した。

鉱工業生産は32年以降、上昇に転じ、雇用も回復したが、実質賃金はその後も低下を続けた。だが、34年にはインフレーション懸念から公債削減方針、財政支出抑制方針に転じた。同時に円ブロック強化、輸出組合法の改正などの輸出統制、日本製品輸入制限に対する対抗措置などを行った。生産力強化のため、製鉄合同成立を進め、34年には石油業法、36年には自動車製造事業法などを成立させた。だが緊縮政策への転換は軍部の反発を買った<sup>20</sup>。

結局、積極政策は財政収支と国際収支の限界に突き当たり、緊縮政策もまた不況深化により社会不安と対外侵略への衝動を触発することになる<sup>21</sup>。

社会的危機状態に直面してどのように経済統制が制度化されていったのかという経緯は制度的進化の事例として興味深い。日本における経済統制の思想及び実践の発展は30～31年の大恐慌期に発祥がある<sup>22</sup>。

浜口民政党内閣は1930年1月、金輸出解禁に伴う中小工業部門の不況圧力を懸念して、それに対処するため内閣諮問機関として臨時産業審議会を設立した。だが、30年半ば過ぎ、世界大恐慌の影響が産業全般に波及し、深刻化すると、産業分野の大小を問わず、産業全般を対象とする統制法制定の動きが現実化する。まずは過燐酸肥料工業で統制問題が顕在化する。この部門では1900年代から大日本人造肥料を中心としたカルテルが形成されていたが、住友肥料などのアウトサイダーが存在しており、大恐慌に直面した際にはカルテルの市場規制力は弱く、製品価格が急落した。「産業の自治」による事態の收拾は困難であった。カルテル各社は政府に対応策を求めた。政府はひとまずアウトサイダーの行動規制を有する重要輸出品工業組合法を援用することで対処した。だがこの工業の輸出比率は低く、その適応には無理があった。そこで大工業部門をも対象とし、むしろ恐慌への対処を主目的とする新たな法の制定を図った。

そのため30年10月に商工省臨時産業合理局内に統制委員会を設置し、その任に当たることになり、11月に政府原案を提出した。それは工業組合制度による統制方法を基本的枠組みとし、組合の設立を政府が強制することもできたし、大工業部門のカルテルも同法の対象とした。協定内容がまとまらない場合には協定の強制をなした。組合運営における議決権を企業規模に拘らず、加盟者各一票とし、多数決で決める。また独占価格の形成が公衆の利益を害することがないように取り締まる公益規定を設けた<sup>23</sup>。

この政府原案は大企業には受け入れがたく、産業・企業サイドは政府の権限を必要最小限に留める修正案を提出した。修正案の内容は事実上、次のようである。大工業部門は中小企業部門とは別個の法により統制し、後者には従来の組合法を存続させる。カルテル結成においては政府は斡旋するにとどめる。カルテル内の紛争は政府が仲介する。員数原則は止め、大手企業のイニシアチヴを重視する。公益規定を根拠とした政府の介入は排除する。この案では大手企業に有利であり、相対的に不況抵抗力の弱い企業が多数存在する場合、両者の対立があれば、後者の実効的救済が望めない。また強固なカルテルが労働者や関連企業を圧迫する場合、統制法の対象外となる<sup>24</sup>。そこで更に再修正された。

30年12月、統制委員会は「企業の統制に関する法制についての決定」を決議し、それを受けて商工省が31年1月、法案を作成し、帝国議会で可決された。この重要産業統制法は対象業種を予め特定しない産業統制の一般法である。あくまでもカルテルによる自主統制が前提であり、政府による協定内容への直接的介入権限はなく、協定への服従を命ずる強制力の発動に限って認める。統制委の指定した産業〔統制委が社会的に重要と認めた産業〕において同業者の半数以上がカルテル協定に参加する場合、届け出る〔認可ではなく届出制〕。届け出た協定について2/3以上の加盟者から要請があれば〔員数主義〕政府は協定への服従を強制しうる（非加盟者も含め）。法文上、政府の協定成立斡旋や紛争仲裁行為に関する規定はないが、商工省は実際の場において行政指導という形で行った。協定が弊害を生じる場合〔例えば、中小企業の大量破産や失業増大〕の政府の監視や公益規定による介入権限の規定は残した。

1936年の改正では大企業サイドの見解を一部受け入れて強制権の発動要件にそれまでの員数規定と共に生産額の大小を加味する数量規定を併記した<sup>25</sup>。

綿紡績業における重産法適用の事例をみてみよう。紡連は圧倒的シェアを誇っていたが、恐慌下で綿糸価格が暴落し、1929年6月以来、全廃されていた操短が30年2月に復活し、同年末以後、操短率は30%超となった。綿糸在庫は急減し、価格は維持された。これに対し需要者側の日本綿織物工業組合連合会と日本労働総同盟などが反対運動を起こした。20年代には政府はカルテル行為の監視・規制を行わなかったが、31年には操短問題が保税倉庫許可問題と結びついて社会問題にまで発展したため、商工省は機業者側の主張を容れ、紡連が操短を続ける限り、中小機業者が中国糸を輸入するのも止むを得ず、とした。実際、31年4月には紡連は操短率を34.4%から30.8%まで緩和した<sup>26</sup>。

輸出電球工業でも輸出統制の試みがある。

政府は恐慌以前には電球工業の組織化に消極的であったが、恐慌下で投げ売りの輸出が展開されたため業界の共倒れを回避するため工業組合設立を積極的に慫慂した。1933年11月、日本電球工業組合連合会（電工連）の設立が認可され、輸出統制を行った。輸出販売価格及び製造原価に関する協定を結び、生産数量を調節し、共同販売（電工連が輸出商及び輸出組合から一手に注文を引き受け、一手に販売する）を行った。この共販制に対しては関係各方面から反対の声が上がった。中でも下請業者が部品業者（電球ガラス）や日本労働総同盟と共に反対した、もしくは見直しを求める運動を展開した。共販制の実施は従来の問屋・下請関係を変えた。それ以前は問屋は輸出が落ち込む時期にも下請から製品を買い上げて在庫を増やし（買い叩かれはするが）、輸出繁忙期に備えた。だが共販制が実施されると輸出閑散期の問屋からの見越し注文が減少し、下請業者の存立、従業員の生活を脅かす。また共販制実施による受注の割当分は問屋が直営工場に優先的に配分し、下請け業者は生産調整のバッファーとされる。

1934年12月、下請業者は独自の関東電球製造工業組合を設立して、電工連や東京輸出工業組合と団体協約締結などを求めて交渉した。商工省は団体協約締結を求めたが、電工連側は応諾しなかった。商工省や東京府は当初は共販制実施を支持していたが、電工連や東京輸出工業組合が下請メーカーの加入を拒否し、団体契約締結にも応じないとすると、政策当局は下請メーカー支援にシフトした。35年5月、東京府商工課は電工連所属組合や東京輸出工業組合及び関東電球製造工業組合を招いて官民協議会を開催し、関東組合を連合会に加え、「権利の均等化」を行うことを電工連側に求めた。商工省も同様のスタンスであった<sup>27</sup>。

いずれの場合も大企業に対して配慮しつつ、官庁は社会の他の勢力（需要者側中小企業や下請け企業や労働者）の利益とのバランスをとりながら経済統制の仕組みを考えた。

平沢照雄はこの重産法を積極的に評価する。それがカルテルの統制力を利用して業界内に相互信頼を前提とする協力関係を形成し、市場経済の破綻を回避するセーフティーネットの役割を果たしていたという。大手企業と共に中小経営の安定化を図りつつ雇用・失業問題の深刻化を回避する意図をもっていた。そこに戦後の福祉国家体制の萌芽をみる<sup>28</sup>。福祉国家かどうかはともかく戦後に繋がる要素はありそうだ。

だが準戦時体制に入ると公益の観点による統制は戦時動員のために利用されることになった<sup>29</sup>。

内外の圧力の強まりと閉鎖化がすすむ中で、革新官僚と軍部が結託し、新興財閥の支持を得て、海外侵略に走る。1931年9月には満州事変が勃発し、翌年1月には第1次上海事変が起こる。政府は政党政治の混迷から、そうした海外侵略を抑制する力を失っていた。

既成巨大財閥はそうした動きに対し警戒感を示し、むしろ静観的、中立的であったといっただけで、準戦時経済体制化が進み、財閥への攻撃が激化するなかで軍需生産や満州開発に活路を見出すようになる。三井の総帥・池田成彬は日銀総裁就任の際(1937年)に次のように語った。「軍部の中でも最も力をもっている中堅層の望み通りにしなくちゃならないということになって、現在の経済機構をぶち壊されたら滅茶苦茶になるし、さればと言って国防を軽んずるわけにはいかんし、非常に危ない、大事なところにあるんだから……まあ一つ結城氏〔結城豊太郎。林内閣の大蔵大臣〕を助けてやりましょう」。軍の要求をある程度受け入れながら自らの存続を図ったのである<sup>30</sup>。いわゆる財閥転向である。

その後の政治経済の経緯は松浦正孝が詳細且つ生き生きと描き出している。

1936年の2.26事件以降、36年3月に広田内閣が成立し、馬場鎧一が蔵相となる。高橋を支えていた大蔵省主流派は主要ポストから一掃され、軍事費中心の膨大な予算が作成される。公債の消化率を高めるための低金利政策や増税政策などが採られた。これと並行して内閣調査局などの報告に基づく電力国家管理法案など、革新官僚や軍部を基盤とする「革新」政策を次々と発表した。36年は大幅な入超となり、外為銀行の中心であった正金銀行の手持ち在外資金はほとんど枯渇した。金現送が再開され、37年5月からは日銀金準備は取り崩されていく。

短命な林内閣の後に、37年6月、第1次近衛内閣(挙国一致内閣。39年1月まで)が成立する。近衛内閣が採用したのが「池田(成彬)路線」である。池田路線の根底には日本経済に対する深刻な危機意識がある。日本経済の強さの指標とみなされる対外為替相場の維持と公債消化率の向上とを重視し、対外信用の回復を図る。それは軍事基盤強化に要する軍事物資・機械などを英米から輸入するために必要であった。そのためには第3国向け輸出により外貨を獲得せねばならず、輸出振興のためには低物価政策を実施し、インフレーション抑制のため経済統制、貯蓄奨励などを行う。経済の管理は民間経済界の戦時体制への参加と官僚による強権的統制により実現する。対外政策としては日中戦争での日本の圧倒的優位を背景に戦争収拾の交渉を行う。和平交渉は英国を仲介として蒋介石政権と行う。従って対英米協調は維持する。戦後は財政健全化、インフレーション収束、対外膨張縮小を進める。これが池田の描いたシナリオであった。「池田路線」の体制統合方式は高橋路線の延長上にある。卓越した「財政政治家」を中心として官僚、軍部、政党の緩やかな結集を図るものであり、三井財閥の代表である池田がその任に相応しい、というわけである。池田路線の準備の場となったのが37年10月に設置された内閣参議官制(陸海軍、政党、財界、官僚から10名が任命された)である。そこで日中戦争収拾の準備を行うことになった。更に近衛内閣は38年5～6月に内閣改造を行い、五相会議(首相、外相、蔵相、陸相、海相)を設置し、その強力なリーダーシップにより戦争収拾を進めようとした。また議会をバイパスした危機管理型の政治機関、政策実施の迅速性を高めようとした(例えば、中央物価委員会を設置し、低物価政策を推進。あるいは対中国問題の集中処理のための「対支委員会」)。議会や内閣参議会では民政党と政友党の穏健派の指導者が



池田路線を支えた。池田が大蔵省と商工省を統べることで事実上、「戦時経済省」が実現した。また宇垣一成が「対支委員会」を統轄しており、陸軍の強硬派に対しては宇垣と共に石原派、皇道派や海軍と連携して対抗した<sup>31</sup>。

この方針は主力財閥が金融資本の利益を守るために、軍部を取り込みつつ自らのイニシアチヴで戦争の早期決着を図ろうとしたものである。

だが、事態の推移は池田の描いた筋書き通りには進まなかった。そもそも軍事力を強化し、蒋介石政権に徹底的な軍事的打撃を与えて屈服和平に入るという、という構想自体、軍部を増長させるものであり、そうした対中強硬路線は中国市場に権益と貿易関係をもつ英米との協調路線とは両立不可能である。事実、現地軍などの強硬派は武漢攻略を和平の目的とは考えてはいなかった<sup>32</sup>。

1938年10月、武漢三鎮が陥落すると軍部は更に攻勢を強めた。中国側も徹底抗戦に入り、戦局は長期持久戦＝消耗戦へ移行した。中国における占領地の拡大は日本経済を大きく動揺させた。まずは外貨獲得のために厳しく抑えられていた円ブロック向け輸出の制限緩和を求める動きが強まる。これを制限すれば占領地の物資不足を激化させ、これを放置すれば占領地に輸出された物資は蒋政権側へ流入し、外貨獲得可能な第三国への輸出が抑えられ、内地のインフレーションを昂進させる。実際に38年には第三国向け輸出は大幅に減少した。それは石油などの資源、軍装備、機械の輸入を制約し、日本経済に深刻な打撃を与えた。戦争を継続する限りはその打開の道は円ブロックの拡大とそこでの資源の収奪に求められる。

英米も日本への態度を硬化させ、「対日経済制裁」を招く。一時の英国の対日宥和もドイツとの戦争に注力するためであって、本気で対日協調を考えていたわけではあるまい。対日経済制裁は資源不足を一層激化すると共に大規模且つ広範な反英米運動が再燃する。長く中国市場においてイギリスと熾烈な競争を行ってきた繊維産業などの産業資本は陸軍強硬派との連携を強める<sup>33</sup>。

結局、池田路線は日本の軍事的・経済的侵略や膨張主義の流れに棹をさしただけであった。国内的には金融資本優位の路線であり、産業資本家や農村の反発を招き、労働者に戦時体制化の負担と犠牲を過度にしわ寄せし、大企業・大資本中心の産業合理化を進めて、没落しつつあった中小企業には冷淡であった<sup>34</sup>。

満州事変勃発の頃から労組組織は分裂し、総同盟はいち早く戦争支持を打ち出し、全国労組同盟は反戦派と戦争支持派に分かれた。農民組合も1919年、全農から皇国農民同盟が分離し、平野派の日農も右傾化した<sup>35</sup>。

旧中間層は経済的に窮迫し、存立基盤が危うくなる状況で、社会主義の勃興に対する危機感を抱き、ファシズム運動に同調していく<sup>36</sup>。

その後、戦時体制化の中で軍部、官僚の側から財界主導の経済再編成に対し、国家が統制法によって直接、各業界を掌握しようという急迫的な経済改革案が浮上する。経済統制は戦争経済に不可欠な鉄鋼、軽金属などの重工業を中心とするものに変化し始め、金融資本の発言力は低下した。戦時経済の進展に伴って産業への資金供給も民間金融資本による融資から、国家主導の融資ないし国家による直接融資へと重心を移した。官僚制が資金、物資、労働力などを管理し、官僚統制と直接親和的な関係をもつ分野の業界代表が力をもつようになった<sup>37</sup>。

こうして閉鎖性と高圧力の環境の下で統合化作用が働き、軍部強硬派、革新官僚、新興財閥、中国市場に基盤を置く産業資本が旧中間層の一部をも糾合して、金融資本、大蔵・外務官僚、軍部内の慎重派を圧倒し、戦火拡大と大政翼賛体制への道に突き進むのである。

柳沢治はナチズムの日本ファシズムへの影響を強調する。日中戦争開始時に日満財政経済研究所で作成された計画は私的所有を前提した国家的統制を想定しているという意味でソ連の計画経済だけでなく、それ以上にナチスの統制経済の影響を受けている<sup>38</sup>。1938年の国家総動員法も33年のナチスの授權法を範としている<sup>39</sup>。

企画院の革新官僚を中心に企画された「経済新体制」はナチスの公益優先と指導者原理を受け入れており、広域自給圏も然りである。経済団体の職能的編成計画構想のモデルもナチスの経済有機的構成準備法である<sup>40</sup>。

39年に会社経理統制令などが施行されるが、これはナチスの配当制限政策に相当する。財界がこうした革新官僚の構想に強く反発したことは想像に難くないが、日本では権力的指導体制が弱体であったから革新官僚は指導者原理と公益優先原則を国民統合のために日本の伝統主義・天皇制イデオロギーとを結びつけようとした。財界も伝統主義的観念を重視していたから非協力を貫くことはできなかった<sup>41</sup>。

33年のナチス労組解体、それに代わるドイツ労働戦線の登場、34年1月の国民労働秩序法も日本の産報運動に大きな影響を与えた<sup>42</sup>。

日本ファシズムはナチスから制度の多くを学んだであろうことは間違いあるまい。だが、それを実行できる経済力や人的資源に不足しており、近代合理主義も社会に定着していたわけではないから精神主義で補うしかなかった。それは先に触れた陸軍の改正歩兵操典などが雄弁に物語っている。ナチスは「血と土」の観念で精神的高揚を図ることはあっても、火炎瓶で戦車に立ち向かったり、特攻隊が戦艦に突入するといった類の非合理的発想は絶対にもたないであろう。日本ファシズムの実質的基盤は農村社会とその共同体的諸関係及び家父長制（その頂点が天皇制）にある<sup>43</sup>。それにナチスの諸制度を接ぎ木した。農村出自の軍部中堅を中心としたファシズム運動に新社会設計に意欲を燃やす革新官僚と海外進出に活路を見出す新興財閥が同調し、旧財閥はそれを取り込もうとして後に引けなくなった。他の社会階層の多くは流れに抗せず引きずり込まれたのである。

<sup>1</sup> 大内力 『日本経済論 上』 379-82 頁。

<sup>2</sup> 中村政則 『近代日本地主制史研究』 266-8 頁。社会経済史学会編 『1930年代の日本経済』 では39年の兼業比率は過半となっているが兼業の定義が異なるかもしれない。

<sup>3</sup> 中村政則 『近代日本地主制史研究』 277-80 頁。

<sup>4</sup> 中村政則 『近代日本地主制史研究』 290-1 頁；中村隆英編 『戦間期の日本経済分析』 124 頁。

<sup>5</sup> 中村政則 『近代日本地主制史研究』 312 頁。

<sup>6</sup> 中村政則 『近代日本地主制史研究』 315-7 頁。

<sup>7</sup> 西成田豊 『近代日本労資関係史の研究』 226-234 頁。

<sup>8</sup> 大内力 『日本経済論 上』 307-11 頁。

<sup>9</sup> 大内力 『日本経済論 上』 345-8 頁。

<sup>10</sup> 大内力 『日本経済論 上』 350-2 頁。

- 11 社会経済史学会編『1930年代の日本経済』66-75、87頁。産業構造の重化学工業化と資本の組織化については橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』第5章。
- 12 中村隆英編『戦間期の日本経済分析』100-2頁。
- 13 中村隆英編『戦間期の日本経済分析』103-4頁。
- 14 中村隆英編『戦間期の日本経済分析』104-7頁。
- 15 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』25-6頁。
- 16 大内力『日本経済論 上』第4章、第5章；橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』第3章；1920年代史研究会編『1920年代の日本資本主義』第2章。
- 17 高橋亀吉『財界変動史』938-9、945頁。
- 18 高橋亀吉『財界変動史』1360-1頁。
- 19 楫西光速ほか『日本資本主義の没落Ⅱ』580-2頁。
- 20 社会経済史学会編『1930年代の日本経済』311-9頁；中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』306-15頁；高橋亀吉『財界変動史』1369-394頁；大内力『日本経済論 上』516-28頁；中村隆英編『戦間期の日本経済分析』124-32頁。製鉄合同の経緯については岡崎哲二『日本の工業化と鉄鋼産業』第5章の5、第6章。
- 21 中村隆英編『戦間期の日本経済分析』107-8頁。
- 22 高橋亀吉『財界変動史』1222頁。
- 23 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』48-55頁。
- 24 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』56-62頁。
- 25 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』64-75頁；橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』345-6頁。
- 26 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』103-10頁。
- 織物業では保税倉庫を利用すれば、安価な外国糸を購入し、ひとまず輸入税は支払うが、それを織物にして輸出すれば戻し税法で税が払い戻された。そこで国内紡績業の操短に対抗して割安な中国糸を輸入し、積極的に保税倉庫を利用しようとした(平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』114-5頁)
- 27 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』153-171頁。
- 28 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』8、271-2頁。
- 29 高橋亀吉『財界変動史』下巻第15章。
- 30 竹内宏『昭和経済史』46頁。
- 31 松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』29-34、77-89頁。
- 32 松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』135-7頁。
- 33 松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』第4章。
- 綿紡績工業は軍とも結びつき在華紡を基盤に植民地投資を拡大していた。戦時体制下、企業整理を行って10大紡を形成し、事業を多角化することによって乗り切った。(渡辺紀子『産業発展・衰退の経済史』第1、第2章)。
- 34 松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』247-50頁。
- 35 大内力「ファシズムへの道」『日本の歴史 24』212-9頁。
- 36 大内力「ファシズムへの道」『日本の歴史 24』480頁。
- 37 松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』208-11頁。
- 38 柳沢治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』119頁。
- 39 柳沢治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』144-5、181-3頁。
- 40 柳沢治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』155、162-4、180-1頁。
- 41 柳沢治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』210-5頁。この統合は非常に外在的である。財界の労働者の協力を求める思惑と一致しただけで皇国精神はただの理由づけに過ぎないのではないか。
- 42 柳沢治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』229-231頁。
- 43 丸山真男は日本型ファシズムのイデオロギーの特徴を家族主義的傾向、農本主義思想の優位、アジア民族主義として纏めている(丸山真男『現代政治の思想と行動』38-52頁)
- 大内力は日本の右翼には農本主義的思想が強いこと、また青年将校の多くの農村との繋がりを重視している(大内力「ファシズムへの道」『日本の歴史 24』)。

#### 4. 準戦時・戦時統制経済

貿易統制や為替管理は比較的早くから始まっているが、1936年には戦時体制に向けた生産力拡充政策が本格的に検討され始める(日滿財政経済研究会に於いて)。1937年5～6月には軍部の要求が陸軍省の計画として総合的に策定されるようになった(例えば、陸軍省「重要産業5年計画要綱」)<sup>1</sup>。37年5月に総合計画立案機関として企画庁が設置され、計画立案が始まる。企画庁の作業は日中戦争で中断し、10月には企画庁と資源局を統合して企画院が設置された。38年10月に「自昭和13年至昭和16年生産力拡充4ヵ年計画(案)」を作成した。

その後、各省の資材要求と企画院・物資動員委員会との折衝が繰り返され、供給可能総額の枠内での資材配分の優先順位をつけたうえで、39年1月、「重要産業生産力拡充4ヵ年計画」が閣議決定された<sup>2</sup>。計画遂行は早くも昭和14年度から躓き始める。干ばつにより発電[水力]能力が低下し、対外依存度の高い機械・原材料の輸入が欧州戦争の影響で遅延し、労働力・国内資材の不足により設備拡充が遅れた。不足する原材料は軍需に重点的に投入されたから、他の生産部門を委縮させ、同時に当時採られた強制的な低価格政策が稼働率を抑えた。産業界は低価格政策の見直しを求めた。この問題の一つの妥協点として低生産性企業の収益を保証したプール平準制が採用され、素材産業での更なる稼働率低下を回避しようとした<sup>3</sup>。

日中戦争開始後、経済統制は本格化する。37年9月には「軍需工業動員法」が公布実施され、それに伴う工場事業場管理令が公布され、軍需工業の経営は軍部の統制下に置かれることになった。38年4月には国家総動員法が公布され、軍需工業動員法は廃止された。これは政府に対しあらゆる経済行為に対する命令権を与えた白紙委任立法であった。38年9月、国家総動員法が実施された<sup>4</sup>。

1940年12月に閣議決定された「経済新体制確立要綱」では「資本と経営の分離を推し進め、企業目的を利潤から生産目的に転換すべきである」とされ、利潤動機は否定された。資源を重点的に集中するため37-8年度にアドホックに設立されてきた企業の各種の統制団体を統制会として再編した(41年9月の重要産業団体令)。とはいえ原材料の割当は益々減少していたから、劣位の企業は操業停止または企業統合に追い込まれていった。一方、統制強化のため41年10月に工務官制度を発足させた。工務官は「生産その他経営に関する斡旋・指導及び監督」を行う任を負った。だが陸海軍の利用率の高い工場はあまり工務官を相手にせず、陸海軍の監理官・監督官とは行政機能上、差があった<sup>5</sup>。

太平洋戦争以降は更に統制が強化された。1942年11月、内閣直属の機関として臨時生産増強委員会が設置され石炭、鉄鋼、軽金属、航空機、船舶などの重要物資増産に関わる重要施策を即断即決する行政機構の枠組みを超えた強力な政策指導を行った。生産を促すため43年6月には従来の全般的低価格固定政策を見直し、重要物資増産に価格刺激を導入し、優良生産性企業に報奨金を与えた。だが既に状況からして余力はなく効果は望めない。同年10月に、軍需会社法が施行された。これは重要物資の会社生産責任者をして計画に基づく生産義務を負わせるものである。11月には商工省と企画院が廃止されて軍需省が設置され、軍官発注が一

元化された。軍需との関連が薄い分野については農商省を設置し、交通関係の官庁は新設の運輸通信省に統合した<sup>6</sup>。こうした屋上屋を架す統制機構は結局、統制経済の機能不全を齎す。

物価に対する行政指導的介入が始まるのは1936年末頃からである。業界のカルテル団体を強化し、自主的統制を促す。37年10月から最高価格公定制が導入され、38年4月には物価委員会令が公布され、6月末、本格的な物価統制に乗り出し、刑罰を伴う強制的公定価格（最高価格）制が実施された。39年4月には中央物価委員会決定「物価統制の大綱」が公布された。10月には閣議は物価を39年9月18日の水準に釘付けする9.18価格停止令を決定し、これを価格統制令として法制化した<sup>7</sup>。

財政制度についてみれば軍事支出は主として公債が財源である。戦時における公債発行の7～8割は軍事目的であった<sup>8</sup>。増税政策も採られた。1937年には臨時租税増徴税が施行された。40年の税制改革では収益税を所得税に吸収し、単一化した。所得税は分離課税と総合課税に分けた。前者はそれぞれ税率一定の比例税とし、後者は累進課税とした。資産所得に重く、勤労所得に軽くした。但し、株の現物取引に関しては個人・企業が所有株式を売却し、簿価と時価の差額を取得しても課税されなかったから、資産家が投資資金を捻出する手段は残されていた。法人税も創設された。税率は18%であったが、44年4月には30%に引き上げられた。企業の利益金は強制的に圧縮された。これは資本規模が大きいほど、税額が相対的に少なくなる仕組であったから、企業間結合を促した。またナチスの制度を採り入れ、源泉徴収制度を導入した。

地方税に対しては標準税率を設定して中央統制を強め、地方の財政力に応じた平衡調整（国税の一定部分を交付）を導入した<sup>9</sup>。

金融面では1937年9月、臨時資金調整法が制定され、政府は企業の設備資金調達をほぼ全面的に統制下においた。不要不急産業への設備資金供給を制限し、軍事関連産業及び国債へ資金を集中させようとした。とはいえ運転資金の形で貸出され、設備資金に流用されるのを抑えることは難しかった。38～9年には共同融資が活発化した。共同融資団の幹事行が融資先のモニタリングを行い、融資リスク管理の効率化を図った。幹事行は興銀及び有力都市銀行であるが、前者が過半を占める。40年10月、銀行等資金運用令が制定され、銀行の資金運用計画に対する変更・指定を命じる権限を政府に与えた。一定額以上の貸出を許可制とし、政府が融資を命じることのできる金融機関を興銀一行から銀行全般に拡張した。41年7月、「財政金融基本方策要綱」が閣議決定され、共同的投融資による事業会社を拡大し、8月には興銀と都市銀行10行により時局共同融資団が結成された。ライヒスバンク法を範として42年2月に制定された日銀法は日銀は「専ら国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ」と定め、株式・社債を担保とする貸出をその業務として認めた。42年5月、大蔵省は業種別統制会、更に全国金融統制会を設立し、全国金融協議会を解散させた。時局共同融資団の事業はこの全国金融統制会に移された。44年1月には軍需会社指定金融機関制度が発足した<sup>10</sup>。

労働力動員体制も強化された。

1937年には工場法体制が機能を停止し始める。軍需工業において就業時間制限などの労働者保護規定が緩和された。労働市場の統制も強まる。38年4月には職業紹介所が国営化され、

8月には学卒者使用制限令が公布され、新卒者の割当制が採用された。39年1月には国民職業能力申告令が出され、国民の職業能力が登録された。同年3月には賃金統制令、従業員雇入制限令（時局重要産業の技術者、熟練労働者の移動制限）、工場事業場技能者養成令（16歳以上男性労働者200人以上の事業所に技能者養成を義務づけた）が発布された。39年7月以降は国家総動員法（38年公布）による総動員計画の一環として労務動員計画が策定された。同月、国民徴用令が公布された。職業紹介所その他の募集により目的を達しえない場合、先の職業能力申告者の中から厚生大臣が徴用した。徴用先はほとんど陸海軍の諸工場であった。この時点では女性は対象外であった。40年10月には政府の管理する民間工場にも徴用された。農民が多い。この時期には女性も初めて労働力動員の対象とされた。

40年に「勤労新体制確立要綱」が閣議決定され、「勤労」を国家的な「人格性」をもつものとして称え。42年9月の「勤労管理基本方策」により国民皆働体制の確立を目指した。その後も多くの動員に関する決定が出されるが、「強制された自発性」ともいふべきものに依存した<sup>11</sup>。

1945年3月ともなると国民動員計画の策定は中止され、労働力動員は本土防衛、食糧増産、「決戦兵器」生産などに重点的に絞られた。45年8月、敗戦時の労働者総数は約1310万人であったが、うち徴用者は616万人（47%）であった。動員学徒は193万人、女子勤労挺身隊員は47万人を数えた。強制連行された朝鮮人、中国人も36万人近い。大戦末期の44年第1四半期からは学徒が急増し、女性も増えた。しかし女性に対する国民徴用令の適用は日本の家族制度に鑑み、結局実現されなかった。労働力動員は家父長的家族制度と零細農耕によって制約された面がある<sup>12</sup>。

準戦時及び戦時期の労資関係を見てみよう。

1938年3月、協調会時局対策委員会の「労資関係調整方策」を発表し、産業報国運動が発足した。当初は既存の企業内組織（工場委、共済会など）で産報精神を体現したそれを報国会に代替する方針であった（実際に住友電線製造所などの大企業で産報会が結成された）。更に道府県産業報国連合会が成立する。40年11月には大日本産業報国会が創立され、以後、産報会の強化、再編成の諸施策が実施された。垂直的な部隊組織的な構造をもつ職制機構と一体となった生産力増強組織として再編成された。職場規律の確立、機械実働能率増進を目指した。とはいえ、機械工業の労働の基本形態が依然、手工的性格を残している以上、精神主義的性格を帯びざるを得なかった。

だが勤労働員は労働力のダイリューション（希釈化）を進め、労務管理体制も動揺・弛緩していく。産業報国会の機能も物資配給や国民勤労働員の補助活動に矮小化されていった。労働争議件数も43～4年に再び増加した。但し、争議形態は同盟退職、転職、欠勤など孤立分散的、消極的なものが多い。大方、警察の介入によって処理された<sup>13</sup>。欠勤率も高い。42年10月には重要事業所全体で14%を超えた（病欠も含む）。新規徴用者に限れば17%超である。労働力不足を反映するが、徴用忌避も多い。当初、出頭要求者数は徴用者数の2倍半から3倍であった。その後、更に開き、ことに経験工では4～5倍となった<sup>14</sup>。こうして日本ファシズムの労働支配＝労働者の強制的同質化はその内的脆弱性を露呈した<sup>15</sup>。

準戦時体制以降、ある程度は社会保障制度が整備された。

1938年には厚生省（内務省が母胎）が設置され、同年に国民健保、41年に労働者年金保険といった制度が創設された。戦時下では戦前にそうした制度の実現を阻んでいた利害集団（健保における医師会、売薬業団体と年金における経営者団体）の抵抗は抑え込まれた。とはいえ医療保険は総力戦における「健兵健良」政策が決定的要因であったし、年金制度の厚生年金保険と官業の共済組合は労働者の短期移動防止、消費抑制・貯蓄増強、積立金の軍事費利用といった要素が大きかったから、そのまま戦後に繋がったわけではない<sup>16</sup>。

<sup>1</sup> 原朗編『日本の戦時経済』45-7頁；高橋亀吉『財界変動史』1674頁。外為管理法は1933年3月に公布されている。34年4月には「貿易調整及び通商擁護に関する法律」が公布された（高橋亀吉『財界変動史』1548—1621頁）。

<sup>2</sup> 原朗編『日本の戦時経済』47-8頁。

<sup>3</sup> 原朗編『日本の戦時経済』72-8頁。

<sup>4</sup> 中村隆英編『日本経済史7「計画化」と「民主化」』74-7頁；高橋亀吉『財界変動史』1827頁。

<sup>5</sup> 原朗編『日本の戦時経済』75-7頁。統制会については橋本寿朗『現代日本経済史』103-9頁。

<sup>6</sup> 原朗編『日本の戦時経済』77-8頁；中村隆英編『日本経済史7「計画化」と「民主化」』91-8頁。

<sup>7</sup> 高橋亀吉『財界変動史』1786—1801頁；中村隆英編『日本経済史7「計画化」と「民主化」』79-80頁。

<sup>8</sup> 原朗編『日本の戦時経済』27頁。

<sup>9</sup> 石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』102-10、155-6頁。

<sup>10</sup> 原朗編『日本の戦時経済』111-37頁；石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』169-76頁；中村隆英編『日本経済史7「計画化」と「民主化」』87頁。

岡崎哲二はこうして形成された金融システムに戦後のメインバンク制の萌芽を見る（原朗編『日本の戦時経済』133-37頁）。これは外観上の類似性を誇張しているように思える。支配権を握った軍部は自らに似せて制度を作った。中央集権的な体制で下部組織の活動を監視する仕組みが作られるのは特別なことではない。形だけは似ていてもそれと利潤重視のメインバンクのモニタリングを重ね合わせることはできまい。また岡崎は戦前が内部金融中心であったに対し、戦時期を通じて間接金融の比重が高まり、その構造が戦後、受け継がれた、と主張する。だが、復興期・高度成長期に企業が資金不足から外部資金に頼るのは当然であり、それが企業集団再編成の要になったとはいえ国家主導の再編ではない。成長率の低下する成熟期に入れば、産業における内部金融の比重は高まる。また戦前にも新興財閥は重化学工業が主要な基盤であったこともあって外部資金への依存度が高かった。それが支配勢力の一翼を担っていた。

<sup>11</sup> 西成田豊『近代日本労働史』7章。

<sup>12</sup> 西成田豊『近代日本労働史』301-4頁。

<sup>13</sup> 西成田豊『近代日本労資関係史の研究』386-422頁。

<sup>14</sup> 西成田豊『近代日本労働史』347頁。

<sup>15</sup> 西成田豊『近代日本労資関係史の研究』427頁。

<sup>16</sup> 石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』152-4頁；鍾家新『日本型福祉国家の形成と「15年戦争」』176-7頁。鍾家新は日本型福祉国家の骨格が戦時下に国家総動員の一環として形成されたと考える。仕組みも意図も異なるのだが、どういう意味で「日本型」なのか定かでない。国家主導で家父長制的性格を帯びているというのだろうか。

## 5. 第2次大戦後の社会諸集団と体制転換

国内外の無辜の人々に計り知れない犠牲を強いた太平洋戦争は1945年8月、日本の無条件降伏をもって幕を閉じる。

敗戦後、日本の政治経済の舞台に新しい強力なプレーヤーが登場する。1945年10月、太平洋陸軍総司令部が転用されて連合国最高司令官総司令部SCAP/GHQが設置された。司令部は民生局GS、経済科学局ESS、民間情報教育局CIE、天然資源局NRS、民間諜報局CIS、公衆衛生福祉局PHW、統計資料局SRSS、法務局LS、民間通信局CCSから成る特別参謀部から構成された。これらに対し軍事事項及び庶務事項に当たる一般参謀部が設置され(第1部から第4部までである)、中でも情報、保安、検閲を担当したのが参謀第2部G2である。民生局や経済科学局はニューディール派が主力であったが、G2とは対立していた。また46年7月以降、地方軍政機関が設置された<sup>1</sup>。

占領下で、日本の社会的諸集団が如何に危機的状況に対応し、GHQも含めた諸集団が対立、協調、補完といった相互作用を通じて、いかなる勢力関係を築き、どのように経済を再建し、戦後の政治経済体制を創り上げていったかを検討しよう。

戦後改革の第1歩は何よりも非軍事化である。

占領軍による日本軍の武装解除と共に物的戦争能力除去政策が実施された。軍需工業が解体され、その機械・設備は賠償支払いのために撤去された。1947年秋からの三次にわたる賠償撤去で軍工廠の主要機械・設備のおよそ30%が海外に搬出された。それと並行して兵器製造用の設備がスクラップ化された<sup>2</sup>。

1946年1月4日、GHQは軍国主義者の公職追放、27の超国家主義的団体の解散を指令した(47年1月には第2次公職追放が行われ、地方公職者も含む保守系指導者が対象となった)。48年5月までに政界、財界、官界から言論界に至るまで各界指導者21万人が公職を追われた。但し、追放の主たる対象は職業軍人と政治家であり、官僚や実業家の追放は部分的であった。追放者総数21万人のうち、軍人が79.4%、政治家が16.6%、超国家主義者1.6%、官僚0.9%、事業家0.9%、言論報道関係者0.6%であった<sup>3</sup>。

更に、日本を帝国主義的戦争に駆り立てたそもそもの原因を除去する政策が考えられた。アメリカ政府は特権的な財閥支配による富の集積と労働者や農民の低所得が国内市場を狭隘化し、対外進出衝動を高めた、と認識していた(終戦の前からそう論じていた)。だから初期の対日政策ではGHQ内のニューディール派を中心に社会保障の充実、労資同権化、高い累進所得税による所得再配分、反独占政策などが策定された。だがそれぞれの政策は様々な利害状況、利害意識の対立と調整の中から生まれた<sup>4</sup>。

アメリカ陸軍省はおそらく軍事的配慮によって、非軍事化から経済復興への政策転換を主張していた。47年2月に賠償の緩和を勧告した。反発もあったが、内部調整の上、アメリカ政府は極東委員会の中間賠償計画の30%中間取立実施を指令する、と共に日本に対する産業規制



は49年10月をもって適用期限とするという妥協案を提示して極東委員会が受け入れた。タイムリミットを設定することで賠償計画は骨抜きにされ、中間賠償計画が最終計画となった<sup>5</sup>。

反独占政策の実施も紆余曲折を辿る。

GHQはまず1945年9月、4大財閥に自発的解体案の提示を要求した。経済科学局の基本方針を盛り込んで「安田プラン」と呼ばれる財閥解体案が作成され、11月、統合参謀本部はこれを承認し、「持株会社の解散」を発した。11月末、「自発的解体」により4大財閥は本社の統括機能を停止し、財閥家族、本社役員が退陣した。その後、指定範囲を次第に拡大し、各種中小財閥も本社解体、傘下子会社に対する株式と人事による支配関係が切断された。46年4月に持株会社整理委が設立され、最終的に83社が「持株会社」に指定された。11月に会社証券の保有制限や財閥家族の財産の持株会社整理委へ移譲が決められ、12月には財閥家族の資産処分と役職辞任を決め、財産総額の約半分が財産税として物納されることになった。47年4月には「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(原始独禁法)が公布された。これはコンツェルンのみならず全てのカルテルやトラストを禁止する厳格なものであった<sup>6</sup>。

1947年5月、アメリカ政府は「日本の過度経済力集中排除に関する政策」を極東委員会に提案し、47年7月、三井物産、三菱商事、の徹底的な解体を指令した。陸軍省は「民主化」[の帰結]を懸念し、集中排除の緩和や立法化の延期を求めた。GHQは方針変更に反対した。47年12月、過度経済力集中排除法が成立するが、政策実施過程では本国から派遣される集中排除審査委員会の勧告を受けるといふ妥協を行った。

48年10月、国家安全保障会議NSCで「アメリカの対日政策に関する勧告」が採択され、対日政策の転換がアメリカの政策として確定した。その結果、過度経済力集中排除法で指定を受けた325社のうち、最終的に再編成の指令を受けたのは18社に留まった。賠償撤去も中間賠償の前渡し分までで中止された<sup>7</sup>。但し「企業再建整備法」に基づいて自発的に分割、工場処分などを行ったケースも多い。その分析によれば83指定持株会社のうち財閥本社などの「純粋持ち株会社」が29社であり、その解体は財閥解体政策との関連で実施された。残り54社の「産業持株会社」と集排法指定325社(うち51社は持株会社と重複指定)を合わせれば328社である。うち83社が企業再編成(広義の企業分割)措置を受けた(内訳は会社分割が31社、営業一部分離が24社、工場・資産処分が4社、会社組織縮小・変更が20社、会社閉鎖が4社)。それ故、企業再建整備法による多数企業の再編成は不徹底に終わった集排法による企業再編成を補完した<sup>8</sup>。

47年1月、公職追放令により2千人超の財界人が追放され、48年1月には「財閥同族支配力排除法」が公布された。だが「財閥指名者」8625名のうち追放されたのは145名に過ぎなかった<sup>9</sup>。

こうして集中排除は不徹底に終わったとはいえ、産業集中度は低下し、寡占的競争構造を定着させたには違いない<sup>10</sup>。また経営陣も入れ替わった。

財界では経営者の団体も作られた。46年8月結成の経済団体連合会(経団連)は修正資本主義、労資協調路線であった。日本経営者連盟(日経連)(48年4月結成)は非協調路線であった<sup>11</sup>。他の有力な団体は日本商工会議所や経済同友会である。

修正資本主義者を中心とする経済団体連盟は日本労働組合総同盟を中心とする労働者と共に経営協議会制度や経済復興会議を立ち上げる。それらは「経営参加」=産業民主主義を目指すものであった<sup>12</sup>。

労働改革は比較的早くから進められた。

労働組合法は1945年12月に制定された。これは大正期に内務省や農商務省で検討が開始され、31年には衆議院を通過しながら、貴族院で審議未了となった法案の再現というべきものであり、「末広意見書」を基に作成された日本案にGHQが若干修正を加えたものである。これは行政監督権限が強大であり、団体交渉における誠意誠実条項が欠如している、などといった問題点をもってはいたが、ともかくも団結権、団交権、争議権を法的に承認したという意味では画期的であったといえよう<sup>13</sup>。その後、状況の変化もあって次々と改正されていくのだが。

1945年11月、厚生・内務両省は「労働争議の調整に関する件」という通牒を出し、都道府県毎に労働争議を調停・仲裁する労・資・公3者構成の調停委を設置し、警察の争議調停機能をそこに移すことを指示した。労働法制審議委は労働関係調整法案要綱を46年4月、GHQ経済科学局・労働課に提出した。これは強制的争議調整や労働委による一元的調整制度などを含んでいたために労働課は拒否し、労働課作成の法案を提示した。これを基に法案を作成し直し、9月、労働関係調整法が議会を通過した。

更に労働側は46年5月より労働保護法制定を要求し、経済科学局は日本政府に労働保護法制定の必要性を提示した。厚生省・労働保護課は46年6月に草案をGHQに提出し、労組や事業主団体からの意見を聴取し、労務法制審議委の諮問を受けた上で47年4月、労働基準法が成立する。47年6月、片山内閣の下で労働省設置準備委が設置され、9月、厚生省から労働省が分離・新設された。労働行政は戦前以来の「役人が労働者を取締るための行政」からの脱皮を意図していた。47年には失業保険法、職業安定法などが成立し、失業問題の深刻さを幾分は緩和しえた<sup>14</sup>。

1945年10月頃から労組が結成され始める。46年には組合数は1万3千を超え、組合員数は400万人近くなり、組織率は46.8%となった。その後、急速に発展し、49年にはそれぞれ約2万9千組合、660万人超、55.8%となった。但し、従業員数ではほぼ7割を占める中小企業（従業員100人未満）での組織率は8%に満たなかった<sup>15</sup>。

46年8月には右派の連合体として日本労働組合総同盟が復活し、それと踵を接して左派系の日本産業別労働組合会議が結成された。産別会議は産別10月闘争において「産業別統一的団体協約締結」を柱の一つとしていた<sup>16</sup>。

こうして大企業を中心に労資同権化への途が準備されたが、情勢の変化により屈折を余儀なくされていった。

農地改革は最も成功裏に進められた改革といえよう。

日本の農政官僚は戦時中から改革案を準備していたが、戦争末期に構想していた大規模な自作農創設案を更に進めて、戦後の幣原内閣の松村謙三農相のもとで農地改革案が作成され、45年12月、議会に自作農創設特別臨時措置法案及び農地調整法改正法案を上程し、修正の上、可決された。ともかくも自前で第1次農地改革に踏み切ったのである。だが改革案の内容はな

お地主の利害を尊重しており、在村地主の保有限度は5町歩と高く設定され、上限以上の地主による富農的経営を容認していた。強制譲渡の対象も限定された。

GHQ天然資源局は46年3月、農地改革の徹底化を指示した。46年8月、農地調整法改正案と自作農創設特別臨時措置法案が閣議決定された。不在地主の土地全部と1町歩以上(北海道は4町歩)の在村地主の土地は2年間で国家が買い上げて、農民に売り渡す。代金の支払いも24年間年賦を認め、残存する自小作地での小作料を金納化した。農業委員会の構成は小作5人、地主3人、自作2人とし、小作人の比重を高めた。農業委員会による解除・解約・更新拒否の承認なども規定された。これが第2次農地改革案であり、46年10月、議会を通過した。

農地改革実施の後、小作地率は46%から10%に低下し、地主的土地所有は解体した。全国農家の2/3近くが低廉な価格で農地を購入し、400万人弱の農家が自作農となった。52年7月、農地法(3町歩を上限として農地移転を制限)により農地改革の成果が保障され、戦後自作農体制が成立した<sup>17</sup>。

GHQは農地改革の一環として戦時の農業会を解散して自由、自主、民主を原則とする農業協同組合を創らせようとした。だが農協法の成立は難航した。農林官僚の当初案は農業会の機能を戦後も継承し、行政官庁の監督権を保持し、且つ生産面では共同化の契機を加味し、農業実行組合を基本単位とする生産協同体構想(購買・販売・指導事業やそれに関連する統制事業をおこなわせるもの)を打ち出していた。GHQはそれを拒否し、修正を指示した。日本政府はその意向に沿った法案を作成し、47年12月、農協法が成立した。だが農協の設立自由の原則から農協は乱立した(50年末、出資組合〔総合単協〕数は1万7千にも達し、他にも各種の特殊農協があった)。それらの自己資本は乏しく、ドッジライン実施の影響もあって経営が悪化した。府県及び郡の連合会も千を超え、各種の全国連合会も20以上に及んでいた。それらの事業は分散化し、資金的基盤も脆弱であった。そこで50年、農林省は改正案を作成し、5月、公布した(第4次改正)。これは農協への行政庁の援助と監督権を強化した。食糧不足の下で農産物の統制は続いていたから(農産物価格支持など)、食糧集荷といった統制業務を事実上担う組織として農協体制が再整備された<sup>18</sup>。

官僚層はしぶとい。

日本ではドイツと異なって占領政策は間接統治方式を採ったから、陸・海軍省や内務省を除き国家機構はほとんど残存した。官僚も戦犯を除き、強かに残った(官僚で公職追放されたのは約1800人に留まった)。それどころか戦犯の責を負うべき官僚ですら上手く立ち回った者は生き残った。例えば、敗戦直後、当時の軍需省次官の椎名悦三郎(その前任者は岸信介)は軍需省を解体し、商工省を復活させた。軍需省の文官たちは、占領軍による免職や逮捕を免れるため、あらかじめ、商工省出身者と軍人を区別して準備していた。その結果、商工省はほとんど無傷で存続できた。

官僚は勅任官が主たる対象となったため、中堅の局課長級はほとんど追放を免れた。GHQが占領統治に官僚を利用しようとしたこと、また追放令の運用を官僚が行ったことが大きいようだ<sup>19</sup>。

内務省はGHQの手によって1947年12月31日に解体されたが、内務省解体後に地方自治庁・自治庁から自治省へ昇格し、1970年代中期頃までは戦前入省の内務官僚達はその幹部であった。公職追放により、内務省では審査者数564名のうちの340名(60%)が罷免・排除された。それは皇族に次ぐ高率で、官庁の中で最高であった。警保局関係者の多くが追放されたためであった。

戦後10年間ぐらいは、多数の先輩が飛ばされたこともあって、(本省の)課長の年齢は若く(30代もおり)、したがってまた課員の大半は20代であった。

敗戦時から1955年頃までに入省した官僚は、自国のあまりの惨状に直面したことから、概して国家の建て直しの使命感と意欲に燃え、それに自己に厳しい倫理観が表裏一体化していたが、1955年頃以降から1960年代に入省した官僚には、「サラリーマン化」が目立つようになったと官僚OBは嘆く<sup>20</sup>。

伊藤大一は穿った見方をする。戦後、しばらくは「自民党の保守本流は固有の組織的基盤を欠き、その弱点をカバーするために行政官庁に依存した」が、官僚は保守本流が「寄生するに足るだけの勢力となるように育てた」<sup>21</sup> [?]。

ともあれ社会が安定化するにつれて官僚はその本領を発揮する。とりわけ大蔵省の権限は絶大であり、戦後、予算編成を通じた政策決定方式が定着する。国民の各部門、各階層の利害の対立を調整し、いわばその最大公約数をとる形となった<sup>22</sup>。

J. キャンベルは大蔵官僚の生態を研究してその第1義的目標はその特権的地位と自律性を守る所にある、と結論した。これに対し伊藤大一は「財政活動を通じて社会的価値が創造されるとする信仰」が「大蔵官僚の意識と行動動機を第1義的に」規定し、「これを支える技術の蓄積」がその権力基盤をなす、という<sup>23</sup>。

官僚機構の役割が一般的に多元的利害の集約とその調整にあることは間違いないが、建前論と修辞法を駆使したその自己保存手法の巧みさと強さは社会的階層の中でも図抜けている。とはいえ誰しも自己の存在意義を自ら納得せずには生きていけないことも確かである。

敗戦直後の主要な政党を概観しておこう。

敗戦後、様々な政党が族生する1946年4月の総選挙で大小363の政党が登場した。中でも有力なのは進歩党、自由党、日本協同党、社会党、共産党である。

進歩党は解体された政友・民政の旧既成政党の主流によって構成されていた大日本政治会(最後の帝国議会の衆議院における最大派閥)を母体としており、公職追放で代議士はほとんど失脚した。「生産の旺盛と分配の公正」を目指して「農工商を総合調整」する修正資本主義を標榜していた。

自由党は、戦中、鳩山らを中心に集まったグループで日政内の反主流派というべきだが、表面的には無活動状態であった。敗戦後、新党結成を目指すのが、やはり公職追放で多くの代議士が失脚した。一応「自由主義」を標榜し、自由経済の復活を目指すのが、必要止むを得ざる場合は自主的統制を存続させるという方針である。

日本協同党は旧護国同志会の議員が参加した。旧日政からの参加者の多くは産業組合関係の指導者であり、「革新」派との繋がりがある。その綱領は皇統護持、勤労自主相愛を基調とする

協同主義であり、農業立国を国策とする。代議士のほとんどが追放されたが、その後、諸派無所属を吸収し、協同民主党となり、更に国民党と合同し、国民協同党となる。

社会党は旧無産党が合同して結成された。その綱領は社会主義的計画経済実現、労働者階級の計画経済への動員であり、そのために重要産業の国有化と産業管理に対する労働者、従業員の参加を目指す。所有権や経営権は資本家階級に属すると認める。後日、労資による「経営協議会」を提案した。様々な潮流の寄せ集めであり、当初から左右の対立を抱えていた。

共産党は45年12月の第4回大会の「行動綱領」で天皇制打倒、軍事的警察的帝国主義の根本的掃討、重要企業に対する労働者管理と人民共和国による統制、資本側の経営権の否認を謳った。46年2月の第5回党大会で路線を転換する。生産管理闘争を「労働者が参加する経営協議会による産業の管理」を実現するための戦術として位置づけ、民主主義革命の後に議会的手段を通じて平和的に社会主義に移行する方針を採った。この政策転換は中堅・下部党員たちが現場で激しい闘争を繰り広げている最中に行われた<sup>24</sup>。

敗戦直後の経済混乱期から経済安定化への道程は険しい。経済回復過程において社会的諸集団の相互関係は変化していった。主要なプレイヤーはGHQ（それも本国の政治情勢を背景に大きくはニューディール派と陸軍など反ニューディール派に分かれる）、経営者層、労働者層、農民層及び官僚層である。いずれも内部に対立を抱えていた。敗戦後の混乱からいかに立ち直り、どのような社会的諸集団の相互関係を築いていったかを概観してみよう。

敗戦後、まずもって人々が直面した最大の問題は食糧危機と膨大な失業、悪性インフレであった<sup>25</sup>。悪性インフレへの対処として1946年2月、金融緊急措置令と日銀券預入令が公布・施行された。同年3月には物価統制令が公布される。米価を起点に賃金を算出し、更に石炭価格を算出し、その上で諸商品価格を決定するという方式で公定価格体系が作成された。賃金統制は基準を示すだけに留めた。47年7月に公定価格体系は全面的に改定されたが、財政赤字が続き、復興金融債の日銀引受けも多く、「財政インフレ」、「復金インフレ」が昂進する<sup>26</sup>。

戦時統制立法は廃止されていったが、46年9月までは多くの物資で戦時末期の統制会社による配給統制が継続された。46年3月、GHQは各省に優越する統制権限をもつ経済安定本部の設置を求めた（政変の影響を受けず、民意を反映して強力な指導力を発揮できる人材を長とする）。これには諸官庁が反発するが、存続期間を1年とすることで合意し、同年8月、経済安定本部と物価庁が発足する。

国家総動員法に基づく諸法令が消滅した46年10月から47年3月頃までは割当作業への需要者団体の参加は制限されていたが、商事会社に過ぎない配給会社が政府の指示に従って自治的に統制販売を行った。47年度からは指定生産資材割当制度が実施され、一手買取・販売方式が排除され、問屋の復活が始まった。統制会社及びその系譜を引く配給会社のほとんどは47年度半ばに順次閉鎖された。

この割当制度では多くの物資で切符制を前提に販売業者の自由営業を原則的に認める配分方式が採られた。需要逼迫が著しい指定生産資材、指定配給物資などで需要者が分散される重要物資について日本政府側は一手買取・販売を行う配給公団の設立をGHQに求めたが、広範な

設立は認められなかった。さしあたり47年6月に配炭公団、石油公団が設立され、47年度末には食糧営団に代わる食糧公団を始め、食料品などの配給公団が設立された。

49年7月からは一挙に臨時物資需給調整法指定の解除が始まり、50年度内には事実上、統制はほぼ全面的に解除された<sup>27</sup>。こうして敗戦後数年は戦時中に開発された経済統制手法を一部、活用しながら混乱期を乗り切ろうとした。

経済安定化には様々な方策が考えられた。

大別すれば一挙安定論と中間安定論とがある。例えば、47年秋、経済安定本部「7人委員会」（都留重人が中心となって作成）案は統制経済的発想に基づく。通貨措置による購買力の切り捨てによりインフレを終息させ、単一為替レート設定に導く。闇経済で肥大化した「新円階級」に課税して所得再分配を行う。公定価格を守れば所与の賃金で生活必需品需要は賄われる、というものである。ここには如何に壊滅状態にある生産を回復させるかという発想が欠落している。価格を安定させれば自動的に経済が回復に向かうというのであろうか。

これに対し、有沢広巳はまずは生産を戦前の60%以上に回復させた後に安定化を図る構想である。賃金統制には批判的である。まずはまともな考えというべきであろう。

48年6月、経済安定本部の「中間安定第1次試案」が出された。これは大蔵省、経済安定本部の中堅幹部が作成した。安定恐慌を避けつつ、徐々にインフレを政府がコントロールできる範囲に収めようというものである。そのためにアメリカの経済援助により国民の生活水準を確保した上で賃金統制を実施し、併せて賃金に関する労働争議を禁止し、共産主義勢力の影響を排除するため労組法改正を行う。この案はしかし閣議決定を経た正式の案とはならなかった。

GHQの政策立案の中心にいたのはニューディーラーであった。経済科学局の経済顧問シャーウッド・ファインは物価統制には積極的であったが、賃金統制には消極的であった。労働運動の力を弱めるような措置は避けたいと考えた。だが48年春には積極論に転じた。労働運動の高揚がその契機である。

48年5月、ファインが中心となって立案したマーカットGHQ経済科学局長の覚書『賃金安定計画』が日本政府に提出された。労働者代表者、経営者代表者、公益代表の三者が自発的に賃金安定委を設け、賃金水準を決定する。公定価格を改定した上で、主要産業の賃金水準を釘付けし、他の産業の賃金水準をこれに連動させる。賃金問題に関する団体交渉はこの賃金構造の範囲内に限定する、というものであった。一応、自主規制という形を採った。だが日本政府は賃金統制に消極的であった。

48年6月、連邦準備制度理事会調査局次長ラルフ・ヤングを団長とする調査団が訪日し、報告書を提出した。それは現在のインフレは政府補助金により労働者や企業家が付加価値以上に所得を得ていることから生じたコスト・プッシュ・インフレと認識し、それを可能にしている複数為替レートの下での「隠れた補助金」を一掃し、48年10月1日までに単一為替レートを設定すべきだと主張した。

マッカーサーは早急な単一為替レートは失業や社会不安を齎すとして単一為替レートの設定に反対した。その代り、48年11月、GHQのヘプラー労働課長は日本政府に「企業3原則」（労働者にとっては「賃金3原則」）を示達した。それは賃金引上げの方策としての復興金融公

庫の赤字融資、政府補助金支出、物価への転嫁を禁止し、放漫な企業の財務体質を改め、自立化を促すものであった。労働者側は強く反対した。

日本政府が何らかの方策を講じる前に48年12月、アメリカ政府はマッカーサー宛に「経済安定9原則の中間指令」を送ってきた。それは財政均衡、徴税強化、融資制限などを行い、単一為替レートを早期に実現しうる条件を整えることを求めた。

49年2月、その中間指令実施を監督するためデトロイト銀行頭取ジョセフ・ドッジが派遣され、その後、マッカーサーの最高財政顧問として日本の財政経済問題の処理にあたる。

その頃には、すでに占領政策の主導権はニューディーラーにはなく、GHQ内のマネタリストやドッジの手に移っていた。49年度予算はドッジの指導の下に編成され、9原則の実施が進められた。そのため49年以降の日本の経済政策はドッジ・ラインと呼ばれた。これは国内総需要を抑制し、過剰購買力を削減し、輸出を拡大すると共に、単一為替レートを設定し、補助金の廃止によって市場メカニズムを回復し、自助努力、合理化を促進する、民間投資資金は政府貯蓄と対日援助から供給し、生産を拡大する、という一種のショック・セラピーであった。徹底した市場主義路線である。アメリカ金融資本の主流グループの利益に沿った制度設計といえる。

49年度は超均衡予算が編成され、復興金融債発行も禁止されるなど、まずは通貨安定を目指した。49年4月、1ドル=360円のレートが設定され、輸出補助金は廃止し、輸入補助金は大幅削減され、国内市場では価格調整補助金の漸減と経済統制の縮小が図られた。総合予算の歳入超過分を復興金融債を始めとする政府債務の償還に回し、対日援助物資の対価相当分を見返資金特別会計で管理しながら政府債務償還と民間投資に向けた。50年度予算も超均衡予算が継続された。

その結果、資金需給が逼迫し、「金詰り」と経営危機、倒産が顕著となった。賃金カット、人員整理が広がり、労資対立が激化する。

それへの対処のため大蔵省は49年7月15日、GHQに「金詰り緩和策」を提示した。ドッジは大蔵省への不信感から日銀政策委員会を設け、大蔵省の圧力を排除し、「健全な金融」を維持しようとしたが、ドッジの帰国後の7月から金融緩和政策が本格的に始動した。大規模な日銀の買いオペレーション、貸出高利率適用制度の緩和、金融機関資金融通準則の改正（商業への銀行貸出緩和）等を行った。GHQは概ねこうした政策に肯定的であり、情報開示範囲を限定するなどしてアメリカ本国側の反対を回避しようとした。

しかし50年2月頃になるとGHQは日銀の金融緩和政策に警戒感を強める。対日援助に対するアメリカ議会の反応が激しさを増したこともある<sup>28</sup>。

折しも50年6月に朝鮮戦争が勃発する。それに伴う特需は日本経済復興の強力な追い風となった。同時に工業の保護育成政策や合理化促進政策の後押しもあって、主要産業で企業再編成、合理化、設備近代化が進められた。

特需ブームは日銀信用のオーヴァーローンを増加させ、通貨安定を脅かした。そこで長期金融制度の整備が図られる。復興金融公庫閉鎖後の51年には日本開発銀行が設立された。50年3月には「銀行等の債権発行に関する法律」が公布されており、銀行の金融債発行が認められ、日本興業銀行等による債券発行が活発化した。51年に証券投資信託、52年に貸付信託

が発足し、長期資金の吸収が促される。52年には長期信用銀行法も制定された。53年度より財政投融资が制度化され、郵貯、簡保、各種社会保障基金を財源とし、それに見返資金からの引継ぎを加え、一元的に運用するようになった<sup>29</sup>。

アメリカの対日政策は国際環境とアメリカ自身の国内事情によって大きく変化した。アメリカ国内では産軍複合体と日本を投資対象と考える民間大企業との確執があり、アメリカ政府内には民主化を優先するか、防衛上の観点から経済復興を優先するか、という問題を巡る財務省、国務省と陸軍省との対立など官庁間の対抗関係があった。とりわけニューディール派と保守派（反ニューディール派）の対立は根深い。GHQ内にはニューディール派を始め様々な思想潮流があり、その内部の力関係は本国での政治的勢力関係を反映して変化した。

国際環境の変化の勢力関係への影響は大きい。既に47年6月には米ソ冷戦の兆しがあった。48年1月、ロイヤル陸軍長官は防共の観点から日本経済の自立化を求めている。48年10月には国家安全保障会議NSCで「アメリカの対日政策に関する勧告」が採択され、対日政策の転換がアメリカ政府の政策として確定した。GHQ内ではアメリカ本国の占領政策の転換により保守派が優勢となる。

48～9年の国際緊張の激化から非軍事化、民主化政策は骨抜きにされ、経済復興政策が強力かつ優先的に実施されていった<sup>30</sup>。

こうして日本政府は占領軍の方針の動揺につけ込み、アメリカ本国の勢力間対立の間隙を縫いながら、経済復興の諸条件を整えようと努めた。

農業生産は戦後急速に回復するが、戦前水準（34～6年平均）に達するのは1950年である。46年後半から48年にかけて農民運動も昂揚し、48年には農民組合数も1万を超え、組合員数も約250万人を数えた。しかし農地改革の進行につれて運動の目標も失っていった。大部分が小土地所有自作農となった農民層は保守政権の支持勢力となっていった<sup>31</sup>。

工業の回復は困難を極める。1946年8月以降、繊維など「平和産業」の復興による失業者の吸収を意図してそれら産業向けの資材輸入をGHQに要請していたが、ほとんど容れられず、国内生産への依存度の高い選択肢を余儀なくされた。傾斜生産構想はこれが契機となる。傾斜生産方式の評価は分かれる所であるが、重工業の増産の好循環の礎を築いたとはいえない。とはいえ他の産業分野は犠牲を強いられた<sup>32</sup>。あるいは農業及び農産物加工への資材の集中配分が、より摩擦の少ない有力な選択肢であったかもしれない。いずれにせよ工業の回復は悲しむべき事情ではあるが朝鮮戦争時の軍需ブームが決定的要因となったことは間違いない。

工業生産の破局的状況の下で、労働者達が直面したのは生活困窮、生産再開、首切りといった深刻な課題であった。46年以降、労働争議が急増するが、なかでも労働者達は自ら生活を守るために生産（業務）管理闘争を始めた。敗戦後から46年半ばまで日本人による争議のうち最多だったのは生産管理闘争である。その実態は以下のようなものである。生産の指揮系統は通常のみで工場長クラスの位置に組合が座り、管理の指令を発するケースがほとんどである。当時は組合に課長層も属していた。生産管理を実施した組合は後の産別会議系が多かったが、総



同盟拡大中央準備委員会の46年4月1日付け「当面の運動方針」にも「産業管理及び経に対する従業員の参加」や「労務管理の労組への委譲」が掲げられていた。

経営者の中にも生産管理を合法とみる者がいた（経済同友会の郷司浩平などは生産主義の立場から合法と考えた）。日本政府内では商工省は少なくとも炭鉱や公益事業では生産増強を重視する立場から合法と見做し、厚生・内務省などと対立した。GHQ/SCAPは労働課を中心に生産管理に不干涉の立場を採った。

しかし、日本政府は46年6月、社会秩序保持に関する政府声明を出し、生産管理は放置すると「企業組織を破壊し、国民経済を混乱に陥れるようになる恐れがある」として否定的態度を採った。経営者の生産サボタージュには反省を促し、止むを得ない場合には公権力が介入する、つまり生産命令を発したり、適当な第三者に委託経営させる。そして「国家的見地に立ち整然たる秩序の下に生産増強のため」「経営者側及び労働者側の代表者で構成される経営協議会」を各企業に設けることを提唱した。

ほとんどの組合はその行動綱領のなかで『労働者の手による生産復興』を謳っていた。経営協議会は46年、とくに7月以降、締結された労働協約に従って設置された。経営協議会の議題は賃金を始めとする労働条件に関するものが最も多いが、生産計画に関する事項も多い。経営側は内規制定や生産性向上を要請し、組合もそれに応じた<sup>33</sup>。

更に47年2月、経済復興会議が結成された。総同盟左派（高野実ら）と経済同友会が中心となり、労資双方の主要団体を網羅して結成された。主たる目的は生産復興への労資の協力体制の構築であり、賃金問題は事実上、議題から外されていた。産別会議も参加したが、傘下組合が団交権やスト権を放棄し、自らの主導権が奪われると懸念していたようだ。結局、労資の思惑の違いもあり、政府との協力関係も構築できず、殆ど成果を挙げることなく、48年4月には解散した<sup>34</sup>。

GHQの対日労働政策の基調は「近代的労働関係」の育成であった。但し、「占領目的違反スト禁止」条項（輸送、通信、石炭などの部門のストは禁止）も留保されていた<sup>35</sup>。GHQ内ではアメリカ本国の占領政策の転換により、保守派（反ニューディール派）が力を増した。労働運動の高揚や冷戦激化から労働側への攻勢に転じた<sup>36</sup>。

1946年後半から労働側は官公労を中心に幅広い共同闘争を展開し始めていた。46年9月には国鉄ストが中止させられたが、もともとは経済要求から計画された全官公庁ストを支持して、47年1月18日、産別会議及び総同盟の2.1ゼネスト突入宣言が出された。しかし1月29日、総同盟が不参加を決定し、31日、GHQの中止指令が出された。以後、労働運動は後退していく<sup>37</sup>。

GHQは前述のように48年10月、労組運営の3原則を、11月には賃金3原則を指令した。それは賃上げのための補給金の支出、赤字融資を禁止し、物価上昇を齎す賃上げは否認し、労働協約の自動延長条項を削除し、労働者側に有利だった労組協約、労働協約を破棄して新労働協約を締結することなどを指示した。49年6月には労組法は改正され、労働側に有利な労働協約の自動的継続は不可能となった<sup>38</sup>。

公務員の労働基本権制限を巡ってGHQ内部で見解が対立したが、GHQの経済復興優先への政策転換から、国家公務員法改正(48年7月)、公共企業体等労働関係法制定(49年4月)により、公務員の団交権、争議権は剥奪され、また公共企業体職員の争議権も否認された。

レッドパージによる左派組合活動家の排除と49年6月の労組法改定による非組合員の範囲の拡大、職員上層の組合からの離脱があり、労資は対峙し合う関係となる。

経営者側は労働協約を相次いで一方的に廃棄し、これにより多くの経営協議会が開かれなくなった。経営側は攻勢を強め、経団連に代わって対労働者強硬派の日本経営者団体連盟(48年4月結成)が抬頭する<sup>39</sup>。

労働界では再編成が進む。組合員数は50年の約577万人から55年には約599万人に微増したが、組織率は40%ほどに低下した(48年は50%超)。48年2月には最大勢力であった産別労組内に政党の組合支配に反対する産別民主化同盟が組織された。49年に入ると民間労組では産別から脱退するものが増え、49年7月、新産別を結成した。総同盟を含めた民同派は50年7月、総評を結成し、276万人を擁する労働運動の最大勢力となった(新産別や一部単産の参加は遅れた)<sup>40</sup>。

総評は産別会議の政治路線とは一線を画してはいたが、軍事経済化に抗して「平和経済プラン」づくりを試みた。それは53年の平和経済国民会議開催と「労働プラン」運動(イタリア総同盟のそれからアイデアを採った)に繋がった。しかしこの運動は47~8年の経済復興会議運動の延長上にもあり(労働者が自ら進んで産業の再建を引き受ける)、具体的な成果は得られなかった。53年後半から朝鮮戦争ブームの反動で、企業の合理化や人員整理が強行されたが、それを巡る労働争議に対し指導力を発揮できなかったこともあって、総評内部の対立が表面化する。55年7月の総評第6回大会の事務局長選挙では高野実が敗れ、岩井章が選出された。以後、政治主義から賃金闘争を中心とする春闘方式へ転換していく<sup>41</sup>。

経営者側は企業内労資関係の再編(「職場内秩序の確立」と生産性向上における従業員の協力を確保しようとした。日本の場合、大部分は企業別組合であり、産別組織もそれらの連合体であることが多い。総評型の労働運動は労働協約の産業別統一を目指しており、共同戦線を張ったが、資本家側の攻勢に加え、労働側の分裂もあって敗北し、その過程で企業別組合が定着していった<sup>42</sup>。

1956年の労働省の調査によると約1万9千組合のうち85.6%、組合員数646万人のうち89%が企業別組合であった。とくに大企業はほとんど企業別の組織であった。日本経済の中枢をなす大企業の労働者はほとんど組織化されていたから、その労組の影響力も大きかった<sup>43</sup>。

こうして復活した大企業集団と企業別組合との間の労資協調を軸とし、多様・広範な中小企業や小規模自営農層の広い裾野をもつ復興期日本経済の基本的枠組みが確立された。

50年代に産業は成長した。34~6年の工業生産指数を100として46年には28.9に落ち込んでいたが、50年に82.0に回復し、55年には159.7となった。既述のように農業生産も50年には戦前水準を上回った<sup>44</sup>。

国内市場の実質規模は34~6年を100として50年に71.0、53年には160.8となった<sup>45</sup>。1955年の階級構成を1930年と比較してみよう。有業人員は33%増加しているが、法人

経営者は94%増となり(構成比では1.6%)、高級官公吏は約2.5倍となった(構成比0.3%)。個人業主や職人など旧中間層は停滞しているが(構成比は24%)、技術者、職員、公務員などの新中間層は2.7倍となった(構成比では12.7%)。生産労働者は33%伸びた。特に鉱工業、建設業などは69%の伸びである(構成比21%)。運輸通信分野の労働者も92%の伸びを示した(構成比2%)。第1次産業就業者の比率は家族従業者も含めれば依然として過半を占めてはいるが、着実に工業化・産業高度化の進展や国家機構の膨張傾向はみられる<sup>46</sup>。

この戦後日本の経済体制をどのように位置づけるかについては諸説あるが、日本経済の歴史的発展経路論としては2つの見解が有力である。一つは第2次大戦後の経済体制が戦前、ことに大戦間期の発展の延長上にある、という考えであり、その時期に国家独占資本主義が形成されつつあったが、戦争で中断されたという議論である<sup>47</sup>。もう一つの見解は戦時経済体制から戦後の高度成長期への連続性を主張する。この40年体制論ないし戦時源流論は戦後日本の経済体制が戦時の遺産を背負っていることを強調し、新自由主義体制への転換を後押ししようというものである<sup>48</sup>。

だが、経路依存性があるとしても、それは必ずしも直接的ではない。戦前戦時を超えた長期的な歴史的経路の影響もある。また制度進化は連続的・漸進的であるとは限らない。断絶的な場合もある。つまり社会の危機的状況において新しい選択肢の模索と進化的淘汰圧力を通して制度の大きな変化が起こりうる。何よりも敗戦という事実は大きい。戦勝国はイギリスやアメリカがそうであるように戦時の遺産(制度や戦債など)の多くを引き継ぐことになるだろうが、日独の場合、敗戦によって戦時の制度の多くは解体された。日本の場合、ドイツと違って占領軍の間接統治であったから、国家機構は残ったとはいえ、軍隊・治安機関は解体され、平和主義が日本社会の大きな柱となる。地主制度はほぼ完全に消え、自作小農が大量に創出され、その組織は強力な圧力団体となり保守政権を支えた。戦争を主導した政治家や官僚は退陣し、英米協調派や若手官僚が台頭する。革新官僚の一部は巧妙に立ち回って追放を免れたが、変身するか、本音は隠した。独占体の解体は戦後世界政治情勢から不徹底に終わり、独占体=企業集団が再編されるが、旧支配層は追放されるか、少なくとも第1線からは姿を消し、若手専門経営者が台頭した(永野重雄ら)。労組は力強く再建・拡大され、大きな政治勢力となった。高度成長を経て長期安定雇用の労働者が増大し、農民の生活水準が高まり、技術職・専門職をはじめ分厚い中流階層が形成され戦後民主主義の礎となった。これは体制転換の決定的要因である。

産業報国会が企業別組合の元になったというのは噴飯ものの議論だ。そこまで上から押し付けられた帰属意識が浸透していたわけでもなく、労働者が能動的に受け入れていたとは言えない。戦後、占領軍の育成政策もあって勃興した労働組合の多くはひとまず自分の生活基盤である会社を守ろうとして企業別に組織された。まもなく産別労組とそのナショナルセンターである産別会議が設立され(46年8月)、それらに主導された激しい労働争議が起こり、労資対決路線を進む。それへの弾圧と挫折を経て労資協調路線が定着していくが、その過程において企業内部で労働者が生産性向上に協力することと引き換えに賃金を引上げ、企業の特徴に合わせ内部で労働力を養成し、昇進していくという仕組みが形成されていく。年功序列というが利益重視の民間企業で単純に年功だけで昇進できるわけではあるまい。年功に業績が伴う場合に昇

進できるし、経験・能力ある従業員を確保していくために企業内福祉にも配慮してきたのである。企業別組合の原型を求めるならば、1920年代に普及し始めた主に重化学大企業の労資協調的な工場委員会や企業別組合であろう。また産業報国会下において、特に戦時末期、非組織的ではあるが様々な形をとった労働者の経済的反抗の闘争エネルギーが戦後の労働組合に連続するという見解も説得力がある<sup>49</sup>。

そうしたシステムはその後の産業構造の変化や低成長下において変容し始めるが、それは戦時の遺産の清算というわけではない<sup>50</sup>。

とはいえ戦争という危機的状況に対応すべく創発された経済統制や資源・労働力動員の制度や手法は戦後においても、特に混乱期にはそうであるが、存続する場合がある<sup>51</sup>。異なった環境においても一旦、創り出された制度や管理手法に利用価値があれば使われる。1942年の日銀法がほぼそのまま存続したのは、高度成長期において成長資金を供給していく上で、変える必要がなかったからである。

工場の疎開が地方工業の発展の礎を築いたこと、労働力動員が農民に工場労働の経験をさせたこと、都市における女性の職場進出を促したこと、戦時に形成された企業間の協力・下請関係、企業と銀行の人的ネットワークの形成、経済統制手段の適用の経験などは確かに戦時体制からの遺産といえよう。

また戦時期に法制により細分化され「仕切られた」業界ごとにおける業界団体と官僚制とが形成する政策協議・調整の「場」は存続する。業界が統制会—統制組合—統制会社という枠組みの中で生産向上のために官僚と協力した経験によって戦前からあった業界内部の協調と自主調整のシステムを強化した。業界によっては官庁の所管課と業界、自民党の政務調査会との間に緩やかな政策ネットワークが形成された。

しかし基本的に産業政策も業界による自主調整に任された。事実、1958年の独禁法改正案、63—4年の特定産業振興臨時措置法案は閣議決定され、国会に提出されたが、民間経済界の反発にあって葬り去られた<sup>52</sup>。ただ、産業団体と官僚機構による裁量的行政システムは戦後に引き継がれ、長期的取引関係に基づく日本の経済的システムを最終的に補完したとはいえよう。また多元的な利益が官僚機構を通して調整される政治経済体制——「仕切られた多元主義」体制の形成には寄与したかもしれない<sup>53</sup>。

戦前と戦後のフォーマルな財界団体にも継続性がある。経団連や日経連は戦前の日本経済連盟会、全国産業団体連合会の後継団体として誕生し、戦前から継続する日本商工会議所があり、戦後誕生した経済同友会、これに関西経済連合体を加えた財界5団体が制度化された「団体政治」を行う。「財界世話業」のようなインフォーマルな人的ネットワークもあるが、戦前のような強い求心力や権力核は持たない<sup>54</sup>。

こうした点については戦時体制を受け継いだ面もあるとはいえ、戦後体制の本質的要素をなすものではない。

戦後の政治経済体制は若手経営者、若手官僚そして労組、農民団体の社会的諸集団を基本的担い手として形成され、戦前・戦時・敗戦後において創発・導入された諸制度、手法、ルール（GHQにより導入が促されたそれも含め）のうち環境に適合し、彼らの利益にとって受容可能なものを採り入れ、利益が競合、対立する場合には諸集団間の妥協・調整を通じて修正・変

形されながら体制を構成した。諸政党は各社会階層の利益を代弁し、利害調整を媒介し、原局と調整局から成る官僚機構が制度的具体化と調整の実行に当たった（青木昌彦のいわゆる「官僚制多元主義」<sup>55</sup>）。

こうして高度成長期を前にして戦後日本経済の基本的な制度的枠組みが形成された。いわゆる「1955年体制」である<sup>56</sup>。

- 
- <sup>1</sup> 石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』272頁。
- <sup>2</sup> 中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』112-3頁；吉田裕編『戦後改革と逆コース』42頁。
- <sup>3</sup> 吉田裕編『戦後改革と逆コース』52-4頁；雨宮昭一『占領と改革』48頁；岩波講座『日本通史 第19巻 近代4』63-4頁；雨宮昭一『占領と改革』129頁。
- <sup>4</sup> 中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』116-8頁。
- <sup>5</sup> 中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』120-2頁。
- <sup>6</sup> 石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』277-81頁。
- <sup>7</sup> 中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』123-6頁；東京大学社会科学研究所編『戦後改革7. 経済改革』71-8頁。
- <sup>8</sup> 中村隆英編『占領期日本の経済と政治』203-5頁；中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』208-9頁。
- <sup>9</sup> 中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』133-4頁。
- <sup>10</sup> 中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』209頁；武田晴人編『日本経済の戦後復興』第2章。武田晴人は競争環境の形成は集排法の影響というよりは産業の民需転換や朝鮮戦争ブーム、個々の企業の主体的努力などに求める。
- <sup>11</sup> 中村隆英編『占領期日本の経済と政治』302-3頁。
- <sup>12</sup> 中村隆英編『占領期日本の経済と政治』302-3頁。
- <sup>13</sup> 東京大学社会科学研究所編『戦後改革5. 労働改革』250頁；中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』129頁；中村隆英編『占領期日本の経済と政治』306-25頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落V』1318-21頁。
- <sup>14</sup> 東京大学社会科学研究所編『戦後改革5. 労働改革』250-5頁；石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』282-3頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落V』1323-38頁。
- <sup>15</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落VI』1741-3頁。
- <sup>16</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落V』1731頁；東京大学社会科学研究所編『戦後改革5. 労働改革』329頁。更に10月に日本労組会議が結成されたが、その勢力は比較的小さかった。
- <sup>17</sup> 石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』285-8頁；中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』129頁；中村隆英編『占領期日本の経済と政治』177-81頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落V』1343-1367頁。戦前から農地改革の動きがあったとしても社会諸団体の勢力関係からそれを実現できなかったという事実は大きい。
- <sup>18</sup> 中村隆英編『占領期日本の経済と政治』190-8頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落V』1376-86頁。
- <sup>19</sup> 吉田裕編『戦後改革と逆コース』52-4頁；岩波講座『日本通史 第19巻 近代4』63-4頁；「日本の官僚制度は何故残ったのか」(Electronic Journal 第3827)  
<http://electronic-journal.seesaa.net/article/401114241.html>

47年10月に「国家公務員法」が成立し、官吏制度から公務員制度へと転換するが、この公務員制度には戦前の官吏制度との「連続性」が認められる。「幹部職」への任用状況を見ると、依然として東大出身者・法律職・事務系の優位といった閉鎖的な人事システムが戦前の高文試験の場合と同様に認められ、また、戦前からの早期退職の慣行に基づく上級公務員の天下り人事も、官の優位現象を示すものとして存続している。

<sup>20</sup> 佐藤俊一「日本における内務官僚達の戦前と戦後(下)」自治総研通巻377号 2010年3月号；中村隆英『昭和史』529-30頁。

<sup>21</sup> 伊藤大一『現代日本官僚制の分析』187頁。

伊藤は大蔵官僚の地位が自民党の政治的発言力に少なからず寄生すると同時に「不当な要求を押し付けてくる」自民党に抵抗する姿勢を示す、相対的独立性ももっていた(伊藤大一『現代日本官僚制の分析』187-8頁)、というが、政党を少し買い被りすぎではないか。

<sup>22</sup> 伊藤大一『現代日本官僚制の分析』189頁。

<sup>23</sup> 伊藤大一『現代日本官僚制の分析』198頁。

<sup>24</sup> 中村隆英編『占領期日本の経済と政治』88-113頁；東京大学社会科学研究所編『戦後改革5．労働改革』186-7、204-228頁。

<sup>25</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落VI』第5章第1節。

<sup>26</sup> 中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』140-4頁。

<sup>27</sup> 原朗編『復興期の日本経済』第3章。宮崎義一『日本経済の構造と行動』上、8-20頁。

<sup>28</sup> 浅井良太『戦後改革と民主主義』30-41頁；中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』148-58頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落VI』第5章第5節；宮崎義一『日本経済の構造と行動』上、4-6頁。為替レートは当時の購買力平価での設定を意図していたが、実際には1ドル=360円のレートは主として輸出平均価格を基準に作成された。予想される輸入物価の高騰については輸入品への補助金を設けて対処しようとした。このレートはNAC(国際通貨基金問題に関する国家諮問委)の勧告による。やや円安に設定されたから日本側は概ねこれを歓迎した(浅井良太『戦後改革と民主主義』184頁)。

<sup>29</sup> 中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』290-313頁；浅井良太『戦後改革と民主主義』179-83頁。

<sup>30</sup> 中村隆英編『占領期日本の経済と政治』302-3頁；中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』120-6頁；宮崎義一『日本経済の構造と行動』上、7頁、35-45頁。

<sup>31</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落VI』第5章第6節。

<sup>32</sup> 原朗編『復興期の日本経済』第2章。傾斜生産方式については宮崎義一『日本経済の構造と行動』上、21-4頁。宮崎によれば傾斜生産方式は戦時の『物資動員計画』の手法を採用したものである。石炭増産に有効であったのは労働者(彼らへの食糧などの優先的供給)や資金の集中的動員であったようだ(橋本寿朗『現代日本経済史』173頁)。また1948年、アメリカ南部の余剰綿花をアメリカ政府の設定した綿花回転資金を利用して日本が輸入し、それを製品にして輸出し、再び綿花を輸入するという形で日本の紡績産業が復興していく切っ掛けとなった経緯もある(中村隆英『昭和経済史』192頁)。

<sup>33</sup> 石井寛治ほか編『日本経済史4．戦時・戦後期』376-384頁；楫西光速ほか『日本資本主義の没落VI』第5章第5節。敗戦後の軍需から民需中心の経済への転換過程については岩波講座『日本通史 第19巻 近代4』108-120頁。

<sup>34</sup> 浅井良太『戦後改革と民主主義』37、135-40頁。

<sup>35</sup> 東京大学社会科学研究所編『戦後改革5．労働改革』139-40頁。

<sup>36</sup> 浅井良太『戦後改革と民主主義』38頁。

<sup>37</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落VII』1733-6頁。

<sup>38</sup> 石井寛治ほか編『日本経済史4．戦時・戦後期』284頁。

<sup>39</sup> 吉田裕編『戦後改革と逆コース』V；楫西光速ほか『日本資本主義の没落VI』第5章第7節；浅井良太『戦後改革と民主主義』173-4頁。

<sup>40</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落VII』第6章第6節三参照。

因みに国家公務員法改正に際し、GHQのキレン労働課長は公務員の団交権は認め、行政職員の争議行為は禁止するが、政府企業職員の争議権は否定しない方針であった。

12月、鉄道と専売を行政機構改革により公社化し、その労使関係は公共事業体等労働関係法によることとされ、団体交渉権は認められたが、争議権は否定された。労働委員会制度も49年の労組法改正により公労資による妥協的解決から公益側委員中心に運営されるようになった(東京大学社会科学研究所編『戦後改革5. 労働改革』302-3、306頁;石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』283-4頁。官公労資関係については東京大学社会科学研究所編『戦後改革5. 労働改革』314-48頁。産別会議に対抗して組織された民主化同盟の誕生から総評の結成までの経緯については吉田裕編『戦後改革と逆コース』V参照。

<sup>41</sup> 浅井良太『戦後改革と民主主義』179-83頁;楫西光速ほか『日本資本主義の没落VII』第6章第6節三。

<sup>42</sup> 中村隆英編『占領期日本の経済と政治』302-3頁;石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』368-86頁;東京大学社会科学研究所編『戦後改革5. 労働改革』138-80、302-52頁;楫西光速ほか『日本資本主義の没落VI』第5章第7節。

<sup>43</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落VI』1743-5頁。

<sup>44</sup> 大内力『日本経済論 上』(1962年版)282頁。

<sup>45</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落VII』1803頁。

<sup>46</sup> 楫西光速ほか『日本資本主義の没落VII』1955-60頁。

<sup>47</sup> 大内力、橋本寿郎らがその代表である。

<sup>48</sup> 野口悠紀雄『戦後日本経済史』;野口悠紀雄『1940年体制—さらば戦時経済』(増補版);岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』など。

<sup>49</sup> 西成田豊『近代日本労資関係史の研究』428-9頁。

<sup>50</sup> 因みに雨宮昭一が描く脱戦後体制理念は経済では非営利・非政府の協同主義経済と市場主義経済の混合経済、社会的には非政府・非営利領域と社会的連帯の拡大である(雨宮昭一『占領と改革』iv頁)。この理念の現実性はともかく、戦時を含めた過去の遺産を引きずってきた、「戦後体制」を無反省に清算すれば未来が開けるわけでは絶対でない。

<sup>51</sup> 原朗編『復興期の日本経済』第3章;中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』140-6頁;石井寛治ほか編『日本経済史4. 戦時・戦後期』161頁;青木昌彦/奥野正寛編著『経済システムの比較制度分析』310-11頁。

<sup>52</sup> 松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』213-4頁。

<sup>53</sup> 青木昌彦/奥野正寛編著『経済システムの比較制度分析』317頁;青木昌彦『日本経済の制度分析』永易浩一訳、第7章第3節。

<sup>54</sup> 松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』216-9頁。

<sup>55</sup> 青木昌彦/奥野正寛編著『経済システムの比較制度分析』262頁。

<sup>56</sup> 橋本寿郎は「1955年体制」の特徴を簡潔にまとめている(安場保吉・猪木武徳編『日本経済史8 高度成長』75-85頁)。

浅井良太は独自の見解を提示する。戦後、ケインズ主義的経済システムと大衆民主制の結びついたケインズ主義的福祉国家の萌芽が形成されるが、「時代を経るにつれて議会制民主主義を前提としたコーポラティズム体制へ進化していった」と述べる。但し、同時に「それは特定グループの既得権益の保護やマイノリティの排除という傾向をもつ」と付け加えることを忘れない(浅井良太『戦後改革と民主主義』42-3頁)。現状では労組や農民団体が弱体化し大企業と官僚の力が圧倒的である以上、「コーポラティズム体制」という規定は首肯し難いが、政党と官僚機構を通じて諸階層がそれらの利益を表出し、調整する仕組みは一応出来上がっていたといえよう。浅井自身、「労組はマクロ政策への関与の途は閉ざされ『労働なきコーポラティズム』(国家[官僚機構]と大企業よりなる支配的連合体であり、農業と小企業部門も劣位のパートナーとしてこの体制に組み込まれる)へ変質した」と述べる(浅井良太『戦後改革と民主主義』40頁)。

### 第3章 イギリス近現代史の事例

#### 1. 金融帝国主義の成立

イギリスという国は捉えどころのない所がある。融通無碍というべきか、柔軟というべきか。外交面では平然と2枚舌、3枚舌を使うし、経済面では無原則ともいえる行動を採るし、自由主義と言われる時代に帝国主義者として振る舞った<sup>1</sup>。世界に冠たる民主主義国であるにも拘らず旧き階級社会を維持している。世界中に侵略の爪痕を残しながら、相変わらず世界の正統的指導者たることを自負している。岐部秀光は多面性と変わり身の早さにイギリスの政治経済システムの「矛盾の力」を見出す<sup>2</sup>。侵略や植民地の軍事的支配を通じて蓄積した金融資産の余裕のなせる業だろうか。ならば、自由貿易帝国主義というより金融帝国主義とでも定義する方が良い。

何より、世界最初の工業化に成功した最先進資本主義国であったにも拘らず、産業資本家グループの影が薄い。20世紀初頭まで伝統的エリート＝地主貴族は社会的にも文化的にも強い影響力を持ち続け、政治、外交の世界で支配的役割を演じた。穀物法撤廃などに示される自由貿易政策の採用も必ずしも産業資本の旧支配者層に対する勝利ではなかったのである。ケインやホプキンズはこの有産階級の支配するイギリス資本主義を「ジェントルマン資本主義」と名付けた<sup>3</sup>。

とはいえ支配の実体は時代と共に変化していった。

まずは旧支配層の権力基盤であった土地制度の歴史を振り返ってみよう。

18世紀中葉までにヨーマンは衰退し、土地所有の集中化が進んだ。2次にわたる囲い込みだけでなく、宗教改革期及びその後の国王と議会の闘争時代に起こった修道院の解散、破産した貴族の所領の分散、王領地の払い下げがそれを促した。地所を購入したのは都市商人や官吏などであった。大土地所有に基礎を置き、所有地の大部分を賃貸し、そこから不労所得を得ていた人々が支配的社会勢力となっていた。借地農経営者は自己資本を農業に投じて土地生産性を向上させた。1830年以降は100～500エーカーの大規模な借地農場がイギリスの農産物の大部分を生産した<sup>4</sup>。

1790年の時点で全ての農業用地の3/4以上が4000～5000ほどの貴族かジェントリによって所有されていたが、18世紀後半から彼らは一連の改良技術を導入して生産性を高め、地代収入を増大させ、土地価格上昇に努力した。その行政政府における支配力は19世紀半ば以降も巧妙に維持された。彼らの社会的閉鎖性はグループ内での婚姻により維持され、イデオロギー上の統一性は国教会への支持によって表され、その文化的同質性はパブリックスクールによって形成された。

他方、1690年からの金融革命過程でイングランド銀行創設、国債発行に次ぐ事実上の金本位制成立、シティ内での専門分化したマーチャントバンクの成長、抵当証券市場拡大、国内及び国際債務決済のための為替手形使用の増加、株式取引所興隆、海上・火災保険の発展が続くが、18世紀末以降、アムステルダム衰退と共にロンドン世界の主たる金融センターと



なっていった。土地と金融が結びつき、銀行家、商人、地主にとり国債は利益をもたらす投資先となった。

1726年の時点で、貴族の1/4が政府や裁判所の仕事に就く。18世紀後半には貴族の息子たちが東インド会社を含む植民地に職を得ていく傾向が強まった<sup>5</sup>。

イギリスでは伝統主義勢力と資本主義勢力とが特異な国内的「支配の」「実体」を創造し、更にはその結果としての特異なタイプの海外膨張と帝国主義を生み出すことで妥協してきた。17世紀、18世紀のイギリスの支配者たちは彼らの職業と機能とを大きく変化させてきたのである。土地と市場との特殊な同盟関係が生まれたことから「ジェントルマン資本主義」が現れてきた。ジェントルマン資本主義は一方の土地・金融・サービス部門と、他方の製造業部門との間の距離を拡大するようなやり方で発展してきた<sup>6</sup>。

シティにおけるマーチャント・バンキング、保険、手形引受、証券取引などは製造業の慣習や理念よりは地主階級により促進されたジェントルマン資本主義の理念に似た諸原理に則って経営されていた。

ほとんどのイギリスの高級官僚は国内外に於いて産業との結びつきをもつ層からではなく、土地、ランティエ、サービスと結びついた層から選抜された。その集団は共通の社会的、教育的経験をもつ人脈を形成し、ロンドンに集中していた。18世紀末にはシティの指導的な金融業者や商人はジェントルマンの身分を与えられていた。

その頃には新しい形の保守主義が生成した。財産に基づく秩序が国内の急進的な批判の脅威に対して「産業資本の勃興に伴うリベラルなトーリーと進歩的なウィッグ＝改革派の登場」、また外からの共和主義の侵略「フランス革命」に対してその地位を守ろうとした。支配階級の生き残りの代償は政体、パトロネジ・システム、社会立法、経済政策の改革を受け容れることであった。他方、ロンドンと近郊のホームカウンティの興隆するサービス部門内からジェントルマン身分への参加要求が出てくる。

地主階級とシティの大商人、大銀行家との結びつきは強まり、拡大した（教育を通して）。それはまた専門職や新しいサービス産業からの代表者も含んでいた。

第1次大戦後はトップの産業家（その多くはロンドンに本社を構える大企業の経営者）はジェントルマンに昇格した。「イギリス人の天分は古いものと新しいものを混合し、それによって古いものを保存していく点にある」（パーク）。

その出自をヨーマンや小ジェントリに遡ることができる産業家たちは自らに本来の成功を齎した彼ら独自の生活態度や職業を棄てることによるのみジェントルマンとなることができた。産業資本家たちは彼らがとりわけ1815年以降、生み出した階級間の敵対意識から財産所有階級との妥協を強いられた。これに対しジェントルマン資本家層はこの間、生産過程との非直接的関係、また彼らが雇っている分散的ではるかに階級意識の乏しい労働者との関係から、より容易に社会の「自然な」指導者として振る舞うことができた。

19世紀中葉においても権力は伝統的な階級の人々の手に残り、エリートはその政策を変化する時代に合わせて適応することができた。金本位制の再導入、政府財政均衡、自由貿易への最初の動きも世界の工場としてのイギリスの立場よりも国際的サービス・センターとしてのその地位を考慮したエリートによって打ち出された。

地方の製造業利害は19世紀に於いて政治的主流派とはなりえなかった。19世紀中葉以降のダイナミックな経済変化の中心は北部の輸出産業から南東部のサービス・消費産業融合体へと移動し始めた。1914年以降も政策担当者たちはほとんど本能的に彼らの最優先事項は国際的な金融国家としてのイギリスの地位の保護と考え、そのように行動した。製造業者の政策への影響力は20世紀初頭になってもまだ非常に限られたものであった<sup>7</sup>。

1870年代半ばに実施された全国土地調査によると4200～4300人の貴族・ジェントリがイングランドとウェールズの全所有地面積の53.7%を所有していた。1884～5年の第3次選挙法改正まで依然、庶民院議員の2/3以上は地主階級から選出されていた。しかも工業化の進展、輸送網の整備、都市の発達により所領の資本価値は増大していた<sup>8</sup>。

地主階級とシティの結びつきを強めた大きな要因は財政問題である。

18世紀、軍費調達などのための財政支出が増大した。そのため公的信用の効率的運用、税基盤の拡大、財政管理システムの改善が国政の優先的課題となる。シティは国債への投資によって体制と結びついた。地方ジェントリは国債に積極的ではなかったが、地税は低い水準に留められ、税収の大部分は消費税や関税であった。また製造業者たちは国内産業を保護しうる水準の輸入関税を要求していたが、支配層はそれを受け入れた。その関税は国債償還の収入源となった。18世紀、国債の支払いは平時、歳出の50%以上を占め、輸出総額のおよそ半分であった。こうして有力な社会諸集団の利害を調整しながら、国債と消費税・関税を軸とする財政制度が固められた<sup>9</sup>。そのことはまた、イギリス金融資本及びイギリス帝国主義の制度的特質を規定した。

だが、税負担増、失業、食糧不足などから急進主義的運動も起こってくる。アメリカ植民地の反乱、フランスの共和主義、ジャコバンとの対抗から新しい保守主義（新しいトーリー）が形成される。地主階級はトーリーの同調者を再編入する。金融と商業による新しい富の所有者も支配層として社会的に認知される。他方、イデオロギー面の体制強化も進む。道徳上の再武装は主として再び活性化されつつあったキリスト教に任された。精神上的の平等を唱えるキリスト教のメッセージは社会的連帯感を生み出すように練り上げられた。1807年に奴隷貿易の非合法化法案が可決されるが、これは主として福音主義者や博愛主義者たちによって提出された。19世紀に入り、現状維持派と改革派との緊張関係が増す。対仏戦争終結時に中心的な論争点はジェントルマン体制が興隆しつつある産業ブルジョアジーに道を譲るか否かではなく、依然として権力を維持している伝統的支配層が新しい勢力に対応してどのように政策を転換していくか、であった<sup>10</sup>。

1815年の穀物法は保守的な政策であったが、それ以降、国庫支出の大幅削減、19年の金本位制復帰、20年代の関税引下げ、経済過程への政府の直接介入の抑制などトーリー党主導の進歩的政策が進められた。彼らの主要目的は信用システム及び政府そのものに対する投資家と財産保有層の信頼を回復することであった。自己保存行動ではあるが、ジェントルマン的伝統意識に資本主義的観念の浸透しているエリートのみが下からの圧力に柔軟に対応し、ドラスティックな政策転換を試みることができた<sup>11</sup>。

北西部の新興工業と農業保護反対運動との連携は早くから始まり、1830年代終りの不況時代に緊密な関係となり、1838年、綿業の中心部マンチェスターで反穀物法協会（翌年、反穀物法同盟となる）が結成された（マンチェスター商業会議所が反対運動に資金を提供した）<sup>12</sup>。

ピールの支援を得て46年、穀物法は撤廃された。穀物法反対運動は主として中産階級（商工業者ら）の運動であった。労働者階級の中の急進論者は農村の地主、教区牧師、借地農に猜疑の念をもっていたために自由貿易を支持した<sup>13</sup>。

とはいえ、マンチェスター商業会議所は1774年に始まった機械禁輸政策の続行を主張していた。ドイツなどが保護関税の下で自らの綿工業を発展させることへの危機感もある。これに対し機械製造業者たちは機械禁輸に不満であった。1843年には輸出解禁を勝ち取る<sup>14</sup>。

コブデン（マンチェスターの綿捺染業者）は自由主義的経済政策思想の始祖的存在であったが、武力を用いての他国の市場開放には反対であった。これに対しパーソンは自由貿易による市場の拡大と文明の伝播のために武力行使を是認していた。いわゆる「自由貿易帝国主義」である。北部工業地帯の産業家たちは基本的に後者を支持した<sup>15</sup>。

自由貿易の定置、「グラッドストーンの均衡財政原則」の確立、特許会社の独占の終了といった1840～60年代の諸改革はジェントルマン・エリートにより行われた。政策担当者たちは以下のように考えた。関税引下げは輸入穀物を増大し、食糧供給問題を解決し、その供給者はイギリス製品の購買者となる。貿易の拡大はロンドンの金融、保険、運送業を潤し、その関税収入によって税を緩和し、国債を削減しうる。

確かに1846年の穀物法撤廃は地主階級の富に基盤を置いたジェントルマン資本主義を揺るがした。しかし、一連の改革の最終的な受益者はロンドンのシティとサービス部門の関係者であった。

他方、地主階級の影響力は定住植民地に強く見られる。定住、非定住を問わず、英帝国に於いてはパトロネジ・システムが大地主やジェントリの子息たちに雇用の場を提供した。また植民地権力に1850年以降も長く残る軍人氣質や父権主義といった性格を与えた<sup>16</sup>。

19世紀半ば以降、自由貿易は旧植民地体制に打撃を与え、農業を衰退させ、地主貴族階級の富と影響力は低下した。だがシティを中核とした新しいジェントルマン資本家が現れた<sup>17</sup>。雇用に占めるサービス部門の比重は1841年の26.3%から1881年には30.2%、1911年には

表Ⅲ－1 イギリス経済における産業別雇用比率 (%)

年次	1861	1881	1901	1921	1961
工業/製造業	40.9	43.0	43.9	44.4	47.8
サービス業	20.7	23.6	30.2	41.3	41.2
農業	26.5	18.5	12.6	9.0	3.9
その他	11.9	14.9	13.3	5.3	1.1
年次	1981	1987			
工業/製造業	37.5	30.6			
商業	25.4	35.5			
公務・その他のサービス業	34.8	32.5			
農業	2.3	1.4			

注記：1961年の数字はおそらく誤り。

出典：ルービンステイン、W.D. 『衰退しない大英帝国』43頁。

33.1%に上昇した。とりわけロンドンのあるイングランド南東部ではそれぞれ35.8%、41.8%、45.8%に上昇した。サービス部門には運輸、配給、保険、金融、専門・科学職、公務、軍務その他を含む。広義すぎる嫌いはあるが、その重要性はわかる。貴族の力と権威はサービス部門から生まれてきた新しいジェントルマン階級に移譲された<sup>18</sup>。

[表Ⅲ-1, 2]

イギリス経済は1815～70年の時期ですら何より商業と金融に比較優位を置く経済であり、1870年以降は、この傾向が次第に強まっていく<sup>19</sup>。

表Ⅲ-2 イギリスの総労働力構成 (%)

	農林水産業	製造業・鉱業・建設業	商業・運輸業	家事・個人	公務員・自由業・その他
1801	35.9	29.7	11.2	11.5	11.8
1821	28.4	38.4	12.1	12.7	8.5
1841	22.2	40.5	14.2	14.5	8.5
1861	18.7	43.6	16.6	14.3	6.9
1881	12.6	43.5	21.3	15.4	7.3
1901	8.7	46.3	21.4	14.1	9.6

出典：吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』12頁。

1850～70年代に官僚の採用制度は改善され、能力主義的選抜が開始され、政府、社会、軍におけるジェントルマン的専門職に対する貴族的権力の影響力は喪失したが、それは単に権力がそうした勤め先を求める非産業的中流階級に手渡したただけであった。その供給ルートを保障したのが主要なパブリックスクールと伝統的大学であった。そこで貴族的理念と都市型社会に必要な管理能力や技術を身につけて、支配エリートとして養成された<sup>20</sup>。

1890年代までには大マーチャント・バンカーは貴族や上層専門職と同じ教育を受け、地主階級との婚姻も稀ではなくなり、社会の上層部分では大金融業者と貴族階級の融合が始まっていた<sup>21</sup>。実業家の貴族化は1880年代になって初めて多くみられるようになった。80年代に授与された非王室系の爵位は60ほどであるが、うち実業家は25%であった。90年代には34%、1900～1909年に41%であった。ヨーロッパ大陸諸国より特に多いというわけではないようだ<sup>22</sup>。

地方の製造業者は概して貴族やロンドンの金融業者に対する反感や疑念が根強かったが、それでも富裕層の中にはジェントルマン的の行為規範に順応していく者も出てくる。一部の者は土地を購入してその社会的地位を高めようとした。幾つかの大企業は株式銀行と同様なジェントルマン的取締役を獲得し始めた<sup>23</sup>。

1873年以降の大不況に際し、85年、下院に商工業不況調査委員会が設置された。多数派は不況克服は保護主義や帝国特惠関税によるのではなく、起業精神の一層の発揮による生産費低下や競争力強化に求めた。少数派は輸入関税賦課、インドと自治植民地産食糧品への特惠関税と外国産食糧品への関税賦課に求めた（帝国内自由貿易制度）。

多数派は綿業を中心とする伝統的基幹的輸出産業及びシティの利害を代表していた。貿易赤字はイギリスの海運・保険など対外サービス収入と海外投資収益により相殺して余りあると考えた。少数派は外国との激しい競争に晒されていた梳毛工業、鉄鋼・金属加工、機械工業などの立場を代弁していた<sup>24</sup>。

少なくとも第1次大戦までは多数派の方向で進む。

19世紀において自由主義的資本主義制度が確立される。また19世紀中に財政均衡化が進む。グラッドストーンは予算決定プロセスの集中化に努め、大蔵省の各省への支配力は強まった(財政支出抑制)。政府支出(地方政府への配分基金含む)のGNP中比重は1814年の29%から、1841年の11%、1870年の9%に低下した。1861年には郵便貯蓄銀行を設立し、大蔵省はイングランド銀行とは独立した基金運用を目論んだ。

1819年には金本位制が再建され、1844年のイングランド銀行法によって発券部と銀行部が分離された。イングランド銀行の主たる関心はシティのコスモポリタニズムとイギリスの貿易外収支の基盤たる金本位制の保持であった。金流出があれば、バンクレートを引き上げ、信用収縮を齎す、逆に金流入があれば、バンクレートを引き下げ、信用拡張を齎すという自動調整メカニズムが経済体制に嵌め込まれた<sup>25</sup>。

更に、国内信用を抑制しすぎないように金準備を保持する新しい管理技術も開発していく(例えば、金価格の引上げにより国内外での金流出を抑える)。またロンドンはその手形市場の特異な性格と在ロンドン外国銀行の増加によって大陸の短期資金を引き付ける能力をもった。

株式銀行はイングランド銀行が最後の貸し手の役割を引き受けることに消極的であったため、産業への長期融資を躊躇し、その資金の多くをロンドン市場のコール貸しのような非常に流動的資産に投資した。また株式諸銀行は合併運動に走り、全国的な支店網をもつ大株式銀行が形成された。

シティの成功は自由貿易というより金本位制や財政の厳格な統制に負っていた。ポンドの兌換制と低率の直接税、強大な海軍及び政治社会構造の安定により支えられていた<sup>26</sup>。

シティは全体として金本位制支持で一致しており、大蔵省と商務省の事務官僚たちも支持していたが、産業界は必ずしも一致していない。輸出産業の大部分の利益(開放的自由貿易)はシティの望んだコスモポリタンの経済政策と一致した<sup>27</sup>。

1890年の有力なマーチャント・バンカーの一つ、ベアリング兄弟商会在アルゼンチンへの過剰な貸し込みによる債務負担に耐え切れず破産の危機に瀕した時、シティの指導的な引受会社の協力と政府の承認を受けてイングランド銀行は素早く動いた。巨額債務をカバーしうる保証基金を集め(直接的な金融支援ではなく、保証基金を組織化し、足りない分を支援)、ベアリングの破産とそれに伴う信用の広範な破綻を食い留め得た。これは政府、大蔵省、イングランド銀行及び金融商社内における緊密な非公式の関係を示すものである<sup>28</sup>。

19世紀後半、工業品の輸出は伸びず、貿易収支は赤字であったが、それはサービス輸出や海外投資収入でカバーされた。

[表Ⅲ-3]

表Ⅲ-3 イギリス連王王国の国際収支

年度	商品貿易尻	海外投資純収 入	その他の貿易 外収入	金・銀移動	海外投資に向け うる収入
1871-80	-91	53	90	-3	49
1891-1900	-141	97	96	-5	47
1906-1910	-141	151	137	-3	144
1911-13	-132	188	160	-8	208
1927-29	-374	250	226	1	103
1933-35	-273	172	109	-68	-60
1938	-388	175	142	141	70

単位：百万ポンド

出典：コート、W. 『イギリス近代経済史』394頁。

1865～1914年、ロンドンで調達された資金の6割が外国に、4割が帝国に向かった。エリートたちは国内で有利な投資先が得られなくなると海外に投資先を求めた。他方、地方の事業家たちは1914年以前には自らの国内ネットワーク内での活動で満足した。彼らは国内証券への投資の方が多い。銀行や保険会社のような機関投資家も1890年以降は収益を維持するために海外に目を向けざるを得なくなった。

19世紀半ば、イギリスの富の多くは企業家や産業王たちの手中ではなく、富裕な農業主、聖職者、学者、地方の名士、未亡人、不労所得生活者たちの手中にあった<sup>29</sup>。[表Ⅲ-4]

1870年以降、主要な株式銀行は産業への直接介入の道よりもロンドン金融市場との接触によって齎される流動性の方を選んだ。製造会社の株式の発行にはほとんど関わらなかった。1865～1914年にイギリス国内での企業活動に調達された資金のうち平均18%のみが製造業に向かった。これはこの時期にロンドンで調達された全資金の6%に過ぎない。地方産業の資金需要はロンドンによってではなく、地方証券市場や様々な私的で地域的な資金を含む一連の手段により充足された。国内での企業間競争が激しく、証券保有者への高配当を余儀なくされ、それはまた利潤の再投資を弱めた。そうした事情は1870年以降のイギリス産業の危機の原因となった<sup>30</sup>。

海外投資ブームは繊維のような伝統的輸出産業には利益を齎したが、新産業における投資は妨げた。低率の産業投資は化学、機械といった基軸産業における技術的、組織的停滞を齎した。他方、この開放経済はサービス・消費産業（高級消費財）混合体の生成を保障した<sup>31</sup>。

政治動向をみておこう。[表Ⅲ-5]

1870年以降、地主階級ばかりでなく全ての事業利害が保守党支持へ移動した。1867年（第2次選挙法改正）と1884年（第3次選挙法改正）における選挙権の拡大と労働者階級内の反貴族主義、反資本主義、労働組合主義の拡大による脅威から1880年代、シティ出身の下院議員の内部で自由主義は支持を失った。自由党は1914年まで製造業利害の支持政党であ

ったが、彼ら内部での保守党への移動も進む。土地所有者、軍人、金融、商業に関わる人々に於いて早くも1880年代には保守主義の優位が明確化した<sup>32</sup>。

表Ⅲ-4 イギリスの国民所得構成 (%)

	農林水産業	製造業・鉱業・建設業	商業・運輸業	家事・個人	レント	海外からの所得	公務員・自由業・その他
1801	32.5	23.4	17.4	5.5	5.3	—	15.8
1821	26.1	31.9	15.9	5.7	6.2	1.0	13.1
1841	22.1	34.4	18.4	6.0	8.2	1.4	9.6
1861	17.8	36.5	19.6	5.2	7.5	3.0	10.4
1881	10.4	37.6	23.0	4.9	8.5	5.8	9.9
1901	6.4	40.2	23.3	4.8	8.2	6.5	10.7

出典：吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』13頁。

表Ⅲ-5 イギリスの政治動向：庶民院（下院）の構成 (%)

	1868	1880	1885	1886	1892	1895	1900
(1) 土地所有者							
自由党	52	45	27	31	17	18	16
保守党	67	66	41	48	55	43	45
リベラル・ユニオニスト	—	—	—	37	34	27	22
(2) 工業関係者							
自由党	21	35	34	48	43	40	45
保守党	4	8	16	20	22	21	24
リベラル・ユニオニスト	—	—	—	28	30	51	38
(3) 金融関係者							
自由党	32	37	30	37	30	28	22
保守党	15	32	37	42	46	46	46
リベラル・ユニオニスト	—	—	—	38	62	58	43

出典：米川伸一『現代イギリス経済形成史』13頁。注記：数字は重複しているように思われる。ただ、どの階層がどの党を支持する傾向があるかは凡そ判る。

1880年代と90年代初頭において全国公正連盟が生まれ、それ以降、関税改革運動が起こる。1880年代の公正貿易派は工業製品輸入に対する低率の関税導入を要求した。帝国とのより緊密な結合の必要性を主張し、白人植民地への低率の特恵関税を提案した。植民大臣となったチェンバレンは1896年、外国に対して共通の関税をもってする自由貿易帝国を提案した（関税同盟の考え方）。この考えはイギリス内の自由貿易主義と衝突した。獲得し始めた経済的独立が脅かされると考えた白人植民地からも反発があった。彼らは自らの産業を保護する相互特恵システムを提案した。

チェンバレンはその後、帝国特惠よりも国内産業の保護を重視するようになった。帝国の名のもとに所有者階級と労働者階級を結びつけ、社会主義を目指す大衆政党の結成を防止する「社会帝国主義」のプログラムを提案した。ジェントルマン階級の手から産業資本家と労働者の同盟に国家の舵取りを移そうとするものであった。

保守党内の伝統的勢力は関税を支持したが、それは財政収入の増大を直接税よりも関税の増加に求めたためである。産業労働者の多くは帝国経済内での雇用と高い賃金の約束よりも「高いパン」に関心を寄せた。産業資本内も分裂していた。綿織物工業や造船などは自由貿易を支持したが、鉄鋼、機械工業などは関税を支持した。保守党内の反対者も少なくなく、また選挙に勝利した自由党の多数は根本的な産業危機の存在を否定していた。こうした社会的諸集団の勢力関係の結果、関税改革運動は失敗した。

20世紀に入るとチェンバレンの関税改革＝帝国統合運動が起こる。膨張する帝国財政を従来の自由貿易政策＝直接税増税で賄うのか、それとも保護貿易政策に転換し、間接税（関税）で賄うのかを問うものであった。チェンバレン達は関税改革同盟を結成し、「関税改革で全員雇用」をスローガンに労働者階級の引き入れを図った（これは「社会帝国主義」構想の具体化である。つまり労働者階級を既存の政治・社会体制に取り込むために社会政策を実施し、その財政的・経済的基盤を確保するため領土拡張政策と軍備増強を行う）。その背後には国際競争力を失い国内市場保護を要求したバーミンガムの金属工業利害や一部地主の利害があった。これに対し統一党内の自由貿易派及び自由党は自由貿易政策を擁護した。その背景には綿工業利害やシティの金融利害があった。

1906年の総選挙で、自由党は勝利した。チェンバレン・キャンペーンに対し地主は国内農業の保護効果を疑い、産業資本は自治領側の特惠関税を疑問視し、保護貿易の必要性を巡り分裂した。労働者階級は「パンへの課税」を嫌い、食糧自由輸入体制の継続を支持した。自由党と労働派（労働党となる）は選挙協力を行った（グラッドストーン＝マクドナルド協定。リブ＝ラブ連合と言われる協定）。決定的要因は本国とインド間の自由貿易を基軸とする貿易黒字の獲得と好調な貿易外収支が国際収支均衡と帝国体制存立の必須条件となり、自由輸入体制の維持がポンドの円滑な世界循環を可能としたことである（多角的貿易決済機構）。当時は海外投資も急増し、金融・サービス利害の優位が確立していた<sup>33</sup>。

保守党の伝統的勢力と鉄鋼、機械工業などは関税を支持したが、シティ・金融資本と綿織物工業や造船などの産業資本及び労働者階級は自由貿易を支持したのである。

チェンバレンは敗北したが、選挙協力もあって自由党政権は「社会帝国主義」的路線を推し進めた。1906年、労働争議法が制定された。労働争議を巡る訴訟に対して労組に独自の法的免責を与えるものである<sup>34</sup>。更に一連の社会改革が行われた。1908年には炭坑夫8時間労働法、老齢年金法が成立し、09年には職業紹介所設置法、賃金委員会法（最低賃金制）が成立した。11年には国民保険法（健保、失業保険）が成立する。労働者・雇用主、国家がそれぞれ一定額を供出するものである。失業保険は一部の産業労働者に限定されたが一律強制加入制である。友愛組合や労組は認可団体として社会保険制度の運用に組み込まれ、給付金も組合を通じて支払われることになった。他方で海軍が増強された。以上により財政負担が増大した。



1909年、ロイド・ジョージ蔵相はいわゆる「人民予算」を提出した。所得税率引上げと超過税導入、相続税率倍増と累進性強化、土地課税新設を柱とする。土地課税は都市化の進展に伴う土地評価額高騰を理由にした都市部の大土地所有者を狙った増収策であった。貴族院はこれを否決した。そこで自由党(アスキス)内閣は1910年、議会を解散して総選挙を行い、辛うじて勝利したのちに議会法案(「憲政の危機」)を提出した。これは財政法案を巡る貴族院の拒否権を廃止し、それ以外の法案は庶民院で三会期連続で可決した場合、貴族院の反対に拘らず法律として成立する、といった内容である。アイルランド国民党がアイルランド自治法案の成立のため貴族院の拒否権制限を働きかけた、という政治事情もあり、翌11年、議会法が成立した。こうして帝国財政を土地課税を中心とした直接税で賄う「社会帝国主義」路線が定着した。抱き合わせのような形でアイルランド自治法案も14年3月に成立した<sup>35</sup>。

イギリスは競争関係にある諸産業国家との巨額の貿易赤字を貿易外収入と複雑な多角的決済システムを通じてカバーした(産業的ヨーロッパと合衆国は低開発国や新しい定住地域との間の取引では赤字であったが、イギリスはそこでは黒字を計上しており、低開発地域への債権で諸産業国家への債務を決済した)。1914年までには新しい定住地域との間の黒字も減少していった(それらのイギリスへの第1次産品の輸出増とイギリス工業製品の輸出の減少のため)。イギリスの産業の競争力の低下から多角的決済パターンが脅威に晒される<sup>36</sup>。

以上が第1次大戦前夜のイギリスの政治経済状況であった。

労働者階級の形成とその組織化の動向をみてみよう。

工業化の主要な前提条件は18世紀のイギリスにおいて整えられつつあった。単一の国民市場が形成されていたし、広範でかなり発達した製造業部門とそれ以上に発達していた商業装置が存在していた<sup>37</sup>。

産業革命の旗手となったのは綿工業であった。それはしばしば地域的にはきわめて分散していたが、中規模の高度に特化した諸企業の複合体として成立した。各種の商人、紡績工、織布工、染色工、仕上げ工、漂白工、プリント染め工などがしばしば、それぞれの部門内でも更に特化し、「市場」における個々人の商取引の複雑な網の目によって相互に結びついていた。綿工業では一般的には主に女性、児童、不熟練移民などから成る労働力を使うために流動性が高く労働組織は弱体で不安定であるが、ランカシャー綿業では少数の熟練男子ミュール紡績工を基盤とする強力な労組運動が発展した。彼らは機械化が進んだ段階でもその強力な交渉力を奪われなかった。彼らはやがて彼らの周辺にいる不熟練の多数者を下部組合として組織することに成功した。それはこの多数者が概ね彼らの妻子であったからである<sup>38</sup>。

「職人」は急進主義(後にはオーエン的な初期社会主義)と討論と民衆高等教育(職工学校、科学学院、様々なクラブ、協会を通じて)の先駆者であり、労組やジャコバン派やチャーティスト、その他の進歩的運動の中核であった。それも1840年代以降、大きな役割を演ずることが出来なくなった<sup>39</sup>。

石炭業も発展しており、18世紀半ばにはイギリスの基幹産業になりつつあった。なお手作業が中心であったが、1770年前後からウォットの蒸気機関が堅坑内の捲揚や牽引で利用され始めた。その頃から鉄工業も発達し始める<sup>40</sup>。

北東部の炭鉱業における労働条件は極めて厳しかった。「年間契約」という長期に亘る硬直的な契約で隷属されていた。「トラック」(現物賃金、つまり企業の経営店での強制的物品購入)や罰金による搾取が行われていた。またこの時期の雇用関係(主従法体制)では雇用義務違反に対して労働者は収監されたが、雇用主は無罪か、罰金で済んだ<sup>41</sup>。

賃率決定は自由放任とされた。1563年のエリザベスの徒弟法(治安判事による賃率裁定を規定)は1813-14年に撤廃された。またロンドン絹織物業において協定された賃率に拘束力を与えようとした1773年のスピトルフィールズ法は1824年に廃止された。それ以来1909年までどの産業でも法律によって賃率を決定しようという試みはなかった。

1815~32年は周期的な不況や社会不安の中で、その後の長期に亘る議会改革運動と参政権拡張運動の走りとなるような問題提起や運動もあった(ウィリアム・コベットやロバート・オーウェンらの試み)。大きな勢力とはならなかったが、それにより多くの賃金労働者の政治的関心が喚起された<sup>42</sup>。

議会改革運動は1830年頃から始まるが、ひとまず1832年の第1次選挙法の改正により中産階級上層には選挙権が与えられた。除外された中産階級や労働者階級は議会外でチャーティスト運動と呼ばれる成年男子普通選挙要求運動を繰り広げた。32年に選挙権を与えられた中産階級が自らの利益に適う立法を勝ち取るためには労働者階級が選挙権を得る必要があった。そのため救貧法、労働条件、穀物法などに対する社会的不満が民主的選挙制を目指す広範な基盤をもった一つの全国的運動に包含された。そこに急進主義的思想が浸透する余地があった。それ故また政府は30年代末から40年代にかけてこの運動に弾圧を加えたのである。チャーティズム自体は19世紀中ごろには衰えるが、議会改革は進んだ。1867年には都市労働者が選挙権を得て、1884年には農村の労働者や炭坑夫が得た。

1834年には救貧法が改正された。その意図は失業者に対し強制労役場以外での救済を拒絶し、労役場内で救済を受ける人々の生活状態を院外の最低賃金労働者のそれより上回らないようにすることであった。それは失業者に貧民の烙印を押し、過酷な労役や生活条件を強いるだけでなく賃金切下げの手段となりえた。それ故、その後の選挙権拡大と共にその廃止を求める運動が起こる<sup>43</sup>。

1840年代から投資や雇用が拡大すると共に労働環境も変化していく。1847年には10時間労働法が施行された。出来高払いが普及し、雇用契約も短縮化、伸縮化する。1867年には工場法が初めて繊維工業以外にもまともに拡張された。北東部における「年間契約」は1872年に廃止され(炭鉱)、選挙制の「重量査定人」により出来高払いの妥当性を査定する鉱夫の権限も正式に認められた<sup>44</sup>。

労働者階級の組織化は機械制大工業の発展と共に進展する。毛織物工業では1700年から1780年にかけて最初の労働組合が結成される(梳毛工、織布工など)。まもなく綿織物工業に組合をもつようになった。1789年には綿業織布工組合が存在していた。1792年、オウルダムやストックポートの紡績工組合が設立され、1796年には毛織物労働者の協会が設立された。1787年、シェフィールドで鉄工業労働者が最初の同盟を作った。1795年にはケントの製紙労働者が同盟罷業を行った、等々。こうした労働者の動きに対応して議会は

1799年、団結禁止法を採択した。これは労働者との取引を資本家の自由＝専横に任せることであった。産業資本家の利害によるだけでなく支配層は社会不安に対しほぼ一致して「危険な団結」を防止しようとした。こうした弾圧はしかし、窮迫していた労働者の抵抗を抑えることはできなかった。例えば、各地の紡績工組合は「共済組合」という隠れ蓑を纏って存続していた。そしてこうした組織を基にして1810年にはマンチェスターの同盟罷業には数千人の労働者が参加した<sup>45</sup>。ミッドランド(最大都市がバーミンガム)では労働条件が悪化しており、1825～41年に坑夫たちによる端緒的な炭鉱労組組織化の動きがあった<sup>46</sup>。

そうした状況下で先に見た新しい保守主義が形成され、社会安定、階級融和の政策を打ち出すようになる。1824～5年には団結禁止法は撤廃され、製造業者層の反対を押し切り、労働者団結法が制定された。これは保守的伝統的支配層が社会の安定のために社会政策などによって対応せざるを得なくなったからである。これにより労働組合の結成が初めて法的に認められた。10時間労働法は地方農村のジェントルマンが工場主たちと対立しており、議会において地主階級が賛成に回ったため成立した<sup>47</sup>。

19世紀の労組は主に職種ごとの熟練工組合であった。1840年代は熟練機械工の同職クラブは数千人の規模であったが、51年には複数の組合が合同して合同機械工組合A S Eが結成された。全国各地の支部も合わせると1万人以上となる。こうした熟練工組合はクローズド・ユニオンの形態をとっており、入職規制や過剰労働力の移動によって供給制限を行い、その地位や労働条件を確保し、また共済機能も果たしていた<sup>48</sup>。

他方、使用者団体が出来高給を管理するために結成されることもあった。使用者間の賃金カルテルを結び、労組と賃率交渉をするためである。争議の起こった際には当時の使用者団体は争議参加労働者の雇用を禁止した。

1850～70年代、双方の団体が成長し、主要産業で大争議が発生する。調停仲裁制度への期待も高まるが、1825年の仲裁法も、1867年制定の調停委員会法も団体間の交渉関係を育成するという意味では無力であった。既述のように1870年までは労資間の法的関係については主従法と共謀罪の法理が支配していた。1823年制定の主従法は使用者を「雇主」(master)、労働者を「従僕」(servant)とする身分的差別を含み、労働者がストを行ったり、良い条件の他企業に移った場合、使用者は雇用契約違反を理由に労働者の逮捕を治安判事に要求できた。他方、使用者が雇用契約に違反しても民事責任に問われるだけであった。またコモンローの「取引・営業制限の共謀」や「他人を害する共謀」の法理に基づけば、要求が満たされない場合に予告してストに入っても共謀罪に問われた。

1867年に「労組及びその他団体の組織と規約を調査する委員会」が国王により任命され、その最終報告は個人の自由を承認することを前提に団結する自由も承認すべき、登録された労組の基金は法の保護を受ける、労資が自主的に形成する調停仲裁制度を助成すべきことを勧告した。その勧告に基づいて1871年に労働組合法が制定され、労組や使用者団体を違法とせず、団結権が事実上承認された。しかし同時に制定された刑法修正法は使用者側の要求を容れて争議行為(ストやピケティング)の違法性を再確認した。68年に結成された労組会議TUCは刑法修正法の撤廃と主従法の改正を求めた。75年、共謀法及び財産保護法は事実上、

争議権を承認し、同年、主従法は廃止され、その不平等性が解消され、労資の雇用契約履行義務を平等に定めた使用者・労働者法に改められた。とはいえ団体交渉権や団体協約の法的拘束力は明確化されなかったし、使用者側も直ちに労組を交渉相手として認知したわけではなかった。

その一方、1860～70年代に多くの地域で業種別使用者団体が形成された。70年代前半の好況期には団体交渉や調停仲裁が実現したが、70年代後半に不況が深刻化すると、一方的な通告で労働条件を変更する使用者も現れた。双方が承認する労資関係のルールが定着するにはなお時間を要した<sup>49</sup>。

実業家グループは政治的影響力を行すべく様々な団体を結成した。1882年には「自由・資産擁護同盟」が、1905年には「イギリス立憲協会」、1908年には「反社会主義連盟」が創設された。1916年には「商業連盟」(後の{イギリス産業連盟})が設立された。これは大きな団体となる(1939年までに会員は2900社、180の同業組合を擁していた)。30年代までには「全国製造業者連合」、「商工会議所連合」など多数の団体が結成された<sup>50</sup>。資本の組織化も進んだ。

1880年代後半から労働運動に新たな動きが起こる。非熟練工組合の組織化が進展する(織布工組合や農業労働者組合など)。それらはオープン・ユニオンの形態をとり、入職規制は行わない。一般的に横断的組合で最初から大規模で中央集権的な組織構造をもっていた。職種、業種を問わず加入できる一般労組が結成され、新しい潮流(新組合主義)が登場する。既存組合が労働条件や経済への国家介入を要求しなかったのに対し、新組合主義は1週48時間労働の法制化を要求した。社会主義者は土地や産業の国有化を主張し、政治的影響力を強めた。ASEなど既存の大組合も加入制限を緩和したり、下部組織の自主性を高めた。90年代には労働運動が再活性化する。労資双方のかつてない力の対決が始まり、団体交渉や調停仲裁の結果が文書として残され、交渉や争議のルールが明確化していった。機械産業では労組は個々の使用者の経営権(非組合員の雇用、出来高制導入、労働者の選任・訓練・配置などを使用者の専権事項とする)を認め、使用者側はそれと引き換えに労働者の組合加入の自由、団体交渉権などを承認した。1896年には調停法が制定され、自主的な調停仲裁制度を国が助成することになった<sup>51</sup>。

1906年に労働争議法が制定され、労働争議を巡る訴訟に対して労組に独自の法的免責を与えられた。1913年の労働組合法は労組の組合員が明確に政治活動をしないう旨の協約をした場合を除き、組合基金を政治活動に使用しうると定めた<sup>52</sup>。

1890年代から20世紀初頭までは労資関係は比較的平穏であった。20世紀に入り、先に見たように自由党政権下で一連の社会改革が行われ、労組の地位は高まった<sup>53</sup>。

こうした経緯を経て労組及び組合員数は増加し、1900年までに1300を超える労組が結成され、組合員数は200万人を数えた。1910年、250万人、1917年、550万人、1918年、650万人、1919-20年、約800万人である。第1次大戦が終わるまでに女性労組員は125万人となった<sup>54</sup>。

こうして労組は一大政治勢力となった。

R. S. モリスはイギリスの階級関係において労働貴族の存在が安定化要因となっていたことを強調している。ランカシャーの工場主たちは産業技術が安定すると労働者全体に接近し、工場共同体内部にパターンリズムの構造を再構成した。所有者と労働者の結合はグラッドストーン的自由主義とオレンジ党トーリー主義のような政治的同一性によって強化された。1850年代、オウルダムのブルジョワジーはその工業力を使って労働者を分裂させ、上層の人々を買収して政治的に黙従させた。綿紡績では成人男子の紡績工はペースメーカーに転化し、石炭業では60年代における採炭量査定人の導入とスライディング・スケールの協定によって労資間の直接対決を緩和した。労働力の再編成は特権的部分を生み出し、それが雇用主の権威を維持した。1850～80年の時期、グリニッジ、デトフォード、ウリッジの機械、造船、軍需、建設に雇用された比較的高給を保障された熟練工エリートが創出された。

1850年以降の世代のアルティザンは依然として友愛組合、飲酒の慣習、職人の誇りといった仕事場のサブカルチャーを通して一体的であった。エディンバラの石工、印刷工、機械工は小売協同組合、文化協会、教会、志願兵のアルティザン組織といった労働貴族のあらゆる制度を利用した。独立、節制、秩序ある行状、厳格な家族道徳といった価値観を主張した。熟練工にとり教育は技術変化への対応のために重要であったし、貯蓄は闘争における支えとなり、尊敬できる態度と自助という価値観は中産階級の大部分と熟練労働者階級の間の見解と行動に同一性と共感を齎した。だが19世紀末までに経済的技術的諸条件は変化しつつあった。新しい半自動的機械、テーラー主義的経営方法が浸透していく。合同機械工労組はそこに「高度な熟練工の数」を減らす意図をみだ。こうした変化は熟練工のモラル・エコノミー（例えば、家族を養いうる賃金を稼ぐ）に脅威を与えた<sup>55</sup>。

こうした状況を背景にフェビアン協会などの諸潮流や労働組合が結集し、1906年の労働党結成に至る。

<sup>1</sup> イギリスは19世紀中葉を通じて帝国を拡大していった。イギリスは自由主義と呼ばれる時代において既に帝国主義者であった(コート、W.『イギリス近代経済史』388頁)。実際、アヘン戦争(1840年～42年)やアロー戦争(1856年～60年)による貿易の拡大、クリミア戦争(1853年～56年)によるオスマン帝国への介入拡大、インド大反乱(1857年～59年)鎮圧によるインド支配の強化などが行われた。

<sup>2</sup> 岐部秀光『イギリス 矛盾の力』

<sup>3</sup> ケイン、P. J./ホプキンス、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I、II』

<sup>4</sup> コート、W. 『イギリス近代経済史』29-31、44頁；青山吉信/今井宏編『概説イギリス史』142-8頁。

<sup>5</sup> ケイン、P. J./ホプキンス、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』45-50頁；青山吉信/今井宏編『概説イギリス史』第10章。全人口中に占めるジェントリの比率は16世紀初頭に1～2%であったが、17世紀末には約3%に増えた。ジェントルマンとは貴族と中間層(自由保有農であるヨーマン)の間に位置する準貴族ともいべき社会集団である。資産階級の形成については米川伸一『現代イギリス経済形成史』26-40頁。

上流階級の各序列の家族数の概算（聖職者貴族を除く）を示せば、17世紀末、貴族（ノビリティ。公、侯、伯、子、男の爵位保持者）が160家族、バロネット800、ナイト600、エクスイア3000、単なるジェントルマン12,000であった。19世紀初頭にはそれぞれ287、540、350、6000、20,000となった。バロネット以下がジェントリとなる。彼らは土地所有を主たる生活基盤としながら、官職を兼ね、あるいは鉱業、商工業の分野にも進出していた。1790年頃の土地所有分布は次のようである。君主・国教会が10%、貴族25%、ジェントリ50%、ヨーマン15%である（青山吉信/今井宏編『概説イギリス史』214-5頁）。

世界貿易や金融におけるヘゲモニーのアムステルダムからロンドンへの移行については玉木俊明『近代ヨーロッパの誕生 オランダからイギリスへ』；玉木俊明『北方ヨーロッパの商業と経済』参照。ナポレオン戦争を経て、多くのアムステルダム商人がロンドンに移住し、イギリス国債などに投資した。

<sup>6</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』11頁。

<sup>7</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』19-31頁。

<sup>8</sup> 川北稔編『イギリス史』297-8頁。

<sup>9</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』53-5頁。

<sup>10</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』55-6頁。

<sup>11</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』57-8頁。

<sup>12</sup> コート, W. 『イギリス近代経済史』178、277頁；秋田茂編著『パクス・ブリタニカとイギリス帝国』30頁。

<sup>13</sup> コート, W. 『イギリス近代経済史』278頁。

<sup>14</sup> 秋田茂編著『パクス・ブリタニカとイギリス帝国』30-2頁。

<sup>15</sup> 秋田茂編著『パクス・ブリタニカとイギリス帝国』33-7頁。

<sup>16</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』58-61頁。

<sup>17</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』72頁。

<sup>18</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』78-80頁。

<sup>19</sup> ルービンスティン, W. D. 『衰退しない大英帝国』33頁。

<sup>20</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』84頁；川北稔編『イギリス史』301-2頁。

<sup>21</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』87頁。

<sup>22</sup> ルービンスティン, W. D. 『衰退しない大英帝国』250-52頁。

<sup>23</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』90頁。シティとジェントルマン資本主義の関係については秋田茂編著『パクス・ブリタニカとイギリス帝国』第2章。

<sup>24</sup> 秋田茂編著『パクス・ブリタニカとイギリス帝国』42-5頁。

<sup>25</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』96-9頁。

<sup>26</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』99-101頁。cf. ヤッフエ, E. 『イギリスの銀行制度』；キング, W. T. C. 『ロンドン割引市場史』など参照。

<sup>27</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』102-3頁。

<sup>28</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』104-5頁。

<sup>29</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』129-31頁。

<sup>30</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』132-4頁。

<sup>31</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』136-8頁。

<sup>32</sup> ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』91-3頁；米川伸一『現代イギリス経済形成史』13頁。

<sup>33</sup> 川北稔編『イギリス史』322-4頁；クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』28-31頁；ケイン, P. J. /ホプキンズ, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』144-50頁；木村和男編著『世紀転換期のイギリス帝国』第1章；スペック, W. A. 『イギリスの歴史』第7章。

<sup>34</sup> クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』35頁。

<sup>35</sup> 川北稔編『イギリス史』324-7頁；湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』205頁；木村和男編著『世紀転換期のイギリス帝国』第2章。アイルランド問題については木村和男編著『世紀

転換期のイギリス帝国』第3章。分離独立を求める運動は続く。第1次大戦でひとまず内乱は回避されたが、戦後、武装闘争も再発する。

<sup>36</sup> ケイン, P. J. /ホプキンス, A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』152-4頁。イギリスとインドとの緊密な貿易・投資関係については井上巽『金融と帝国』参照。

<sup>37</sup> ホブズボーム, E. J. 『産業と帝国』44-6頁。18世紀の工業化を牽引した人々の中に巡回販売人がいる。彼らは新しい需要を求め、見本帖をもって奔走していた。例えば、蒸気機関の発達に関してジェームス・ウォットに協力した(コート, W. 『イギリス近代経済史』52頁)。オブライエンは工業化の対外的及び内発的要因を検討した上でイギリスが国際商業における覇者となった理由を次のように述べる。天然資源が豊富で、労働力が早くから工業化し(熟練労働者の蓄積)、国際商業を行うために必要な商業上、金融上の技術がどこよりも早く着実に蓄積され(その開放性のゆえに)、洞察力のある貴族が支配する効率良い財政国家(税制や国債の整備)から強力で継続的な支援が得られたからである(オブライエン、パトリック『帝国主義と工業化』162頁)。

<sup>38</sup> ホブズボーム, E. J. 『産業と帝国』76-7頁。1838年、繊維工場労働者のうち成年男子は23%に過ぎなかった(ホブズボーム, E. J. 『産業と帝国』81頁)。工場内の生産の管理は雇用主と熟練労働者との間の妥協に依存した。上位の紡績工や織布工が産出高を基準にした一定額を支払って他の労働者を雇い、監督するという内部請負制である。上位の労働者達は労組を組織し、産出高に対する公正な価格を求めて交渉した(オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』50頁)。

<sup>39</sup> ホブズボーム, E. J. 『産業と帝国』108-9頁。

<sup>40</sup> コート, W. 『イギリス近代経済史』56、61-2頁。

<sup>41</sup> ホブズボーム, E. J. 『産業と帝国』146頁。

<sup>42</sup> コート, W. 『イギリス近代経済史』179頁; ホブズボーム, E. J. 『産業と帝国』278-9頁。

<sup>43</sup> コート, W. 『イギリス近代経済史』281-7頁。チャーティズム運動についてはディグビー, A. /ファインスティーン, C. 編『社会史と経済史』第12章。

<sup>44</sup> ホブズボーム, E. J. 『産業と帝国』148-50頁。コート, W. 『イギリス近代経済史』286-295頁。産業革命期の労働事情についてはコート, W. 『イギリス近代経済史』147-50頁; マントゥ、ポール『産業革命』584-621頁; アシュトン, T. S. 『産業革命』107-8、118-36頁; チェンバース, J. D. 『世界の工場』第8章; 堀江英一『イギリス工場制度の成立』19-38、50-61、67-70頁。

<sup>45</sup> マントゥ、ポール『産業革命』636-46頁。ロンドンのある種の職業(皮革、製帽業者など)には17世紀以来、一種の労組が存在していたようだ(コート, W. 『イギリス近代経済史』158頁)。

<sup>46</sup> コート, W. 『イギリス近代経済史』181頁。

<sup>47</sup> コート, W. 『イギリス近代経済史』160、279-80頁。

<sup>48</sup> 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』188-91頁。

<sup>49</sup> 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』192-9頁。

<sup>50</sup> ルービンスティーン, W. D. 『衰退しない大英帝国』109-10頁。

<sup>51</sup> 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』188-204頁。

<sup>52</sup> ホブズボーム, E. J. 『産業と帝国』201頁; コート, W. 『イギリス近代経済史』340-41頁; 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』204-5頁。労働争議法についてはクラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』35頁。

<sup>53</sup> 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』205頁。1910年から14年は争議件数が増加している。アナルコ・サンディカリズムなどの影響で山猫ストが発生した。中には大規模な争議もあった。

<sup>54</sup> クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』26、91-2頁。

<sup>55</sup> ディグビー, A. /ファインスティーン, C. 編『社会史と経済史』208-20頁。

## 2. 第1次世界大戦から1930年代へ

1914年7月に第1次大戦が始まる。15年5月、連立内閣が生まれ（ひとまずアスキス首相留任）、同年6月軍需省が新設された。軍需省は、軍需物資供給を専門に担当する行政機関として設置され、国営工場の運営や民間企業の統制による物資動員や労働力動員を実施した。開戦直後に戦時緊急労働者全国委員会が結成された。この委員会は「富の徴発」というスローガンを掲げ、経済の主要な部門の公的所有と統制を求めた。16年1月には徴兵制が施行された<sup>1</sup>。

1915年にはマッケンナ関税法（自動車、腕時計などの輸入に対する関税賦課）が成立し、自由貿易の壁に亀裂が入った。18年までに政府は幾つかの産業の運営を引き継ぎ、他の諸産業についてはその生産高を命令または認可した。また海外における大量の買付を組織し、資本輸出と貿易を制限し、価格や消費財の流通を統制した。これらの統制は18年以降解除されるが、政府機構は戦前と比し巨大で、より包括的なままであったし、「基幹」産業の保護、政府による強制的な産業合理化や企業合同、国有化もすでに馴染みない政策ではなくなった<sup>2</sup>。制度の経路依存性を示す。

総動員体制のもとで労働希釈（labour dilution：不熟練労働者がある部分の熟練職種に入ること）が進む。ロイド・ジョージ内閣（16年12月組閣）は戦争終結とともに制限的慣行を回復するという了解と共に労組から譲歩を引き出した<sup>3</sup>。それにより従来の職業別労組は産業別労組への組織転換を余儀なくされたが、労働力不足の下で労組はその地位を強化した。戦後の1919～20年には組合員数は約800万人となった<sup>4</sup>。

1918年の選挙法改正（人民代表法）により男子普通選挙権と共に、30歳以上の戸主またはその妻に限って女性参政権が認められた。以後、労働党が台頭していく<sup>5</sup>。

1920年代のイギリス経済は低迷していた。

1923年、労働党内閣は最低限の生活保障、産業の民主的統制、国家財政の改革、剰余の富の公共福祉への投入を政策の柱として掲げていたが、改革面の成果なく、24年の総選挙では保守党が大勝し、スタンリー・ボールドウィンが首相に就任する。ボールドウィンは「階級間の和解」を政策の基本としていたが、25年に金本位制に復帰すると、繊維、機械、石炭など伝統的産業は打撃を受けた。石炭業は合理化を実施するが、炭鉱労働者はそれに抵抗し、他の労働者も支援し、26年5月、ゼネストに突入する。労働組合会議TUCは8日後には中止指令を出す、炭鉱ストは11月まで続行された。結局、労働者側は敗北し、賃下げ、労働時間延長を受け入れた。以後、資本家と労組指導者の協調路線が進み、労組も政策形成構造に組み込まれていった<sup>6</sup>。

1920年代は失業率が高く、輸出も停滞していたが、工業生産成長率は第1次大戦前より高かった。特に新産業（レーヨン、電機、自動車、化学など）は高成長であった。企業合同や過剰設備の整理、新技術導入が進んだ。石炭、造船、機械の旧基幹産業でも新機械が導入された<sup>7</sup>。純生産高に占める新産業の比重は1924年の14.1%から1930年には15.9%、1935年には21.0%に上昇した。他方、旧基幹産業の比重はそれぞれ37.0%、29.6%、27.8%と



低下した<sup>8</sup>。

自動車生産は保護関税にも護られつつ1922～29年に3倍強に増えた。20年代後半には寡占的体制が形成される。ビッグ3（モリス、オースチン、シンガー）が乗用車生産の75%を占めた。20年代末からフォードやGMがイギリスでの現地生産を目指した。30年代には輸出も増加する。30年代の企業間競争を通じて（価格競争からスタイル、サービス、品質面の競争に移る）、中頃にはビッグ6（モリス、オースチン、フォード、GM系のボグズール、ルーツ、スタンダーズ）の寡占体制が確立する<sup>9</sup>。

1921年に鉄道会社の統合、26年に電気供給の集中——事実上の部分的国有化、32年には政府後援による鉄鋼独占の創出、36年には全国石炭カルテル形成、39年にはイギリス航空の国有化が行われた<sup>10</sup>。

1925年に金本位制への復帰を果し、海外投資が再開されるが、伝統的な海外貸付業務は大幅に減り、帝国向け投資がその他の外国向けを上回った。その帝国向け長期貸付を行うため、短期利子率を引上げて欧米から短期借り入れを行わねばならなかった。それが31年の金本位制離脱につながる。海外貸付は29年以降、減少した。30年代中葉には借手はほぼ国内となった。30年代には資本輸出は厳しく制限された。金本位制放棄に続いて一般関税と帝国特恵が導入され、自由貿易が最終的に放棄された。20年代には貿易収支が悪化したが、それ以上に貿易外収入が減少した（大戦前の20年間、GDPの11%であったが、20年代には7.3%に低下した）。30年代には国際収支の黒字は消えた<sup>11</sup>。[前出表Ⅲ-3] イギリス国民総生産に対する輸出の割合は1907年の33%から1924年には27%、38年には15%に低下した。

新産業は内需の形成と共に発展した。戦間期イギリス経済は輸出指向型から内需型に変貌した。住宅建設も伸びた。第1次大戦直後、政府は労働者階級へ住宅建設に際し、助成金を出した。戦間期に400万戸以上の住宅が建設されたが、うち4分の3が民間業者、残りは地方自治体が建設した。うち150万戸は国からの助成金を受けた。戦間期全体の工業生産の成長率は3.1%であった（1877～1913年の平均成長率は1.6%）。大量の失業者が存在したのは産業構造の転換による。30年代の世界恐慌期のイギリスの景気の落ち込みはさほど激しくはなかった。他国ほど深刻な金融恐慌は生じなかった。内需型への転換が進み、皮肉にも25～29年の世界的景気上昇に乗り損なっていたのが幸いした<sup>12</sup>。

第1次大戦期、国家は造船、機械、鉄鋼などにおける技術進歩を促し、自動車、航空機、工作機械、化学製品、マグネト発電機、ボールベアリングなどを大規模に生産する契機となった。生産方法においても標準化促進、組立ラインの技術向上を促した。戦時中、政府は業界団体の形成や企業合併の促進などにおいて大きな役割を果たした。例えば、1916～7年、軍需省の主導の下で英国工作機械協会が結成され、戦間期の本格的な企業合同運動への伏線となった。1926年、4企業が合併し、総合化学企業ICIが成立した。国家も組織化に関与した。

26年に電力（供給）法が制定され、国家的規模での電力再編成と送電システムの国有化・国営化を実現した。27年に中枢機関として中央電力局が設立され、全国的「グリッド」と呼

ばれる送電幹線網を建設した。周波数を統一する権限をもち、民間や地方自治体所有の効率の良い発電所を選定し、そこから電力を買い上げ、これをグリッドを通じて配電事業者に一定価格で卸売りする。発電、送電、配電のうち発電部門は国家管理とし、送電部門は国有化した。配電部門を含めた電力事業の全面的国有化は1948年に実施される。27年にはイギリス放送協会、33年にはロンドン旅客運輸局などのパブリック・コーポレーションが創設された。こうした形態による産業国有化はイギリス独特である<sup>13</sup>。

1930年代には国家と産業の関係は緊密化した。但し、国家は産業への直接的介入は出来るだけ避け、一部を除けば企業合併や企業内協調を促進した程度である。国家による産業の組織化の本格的展開は第2次大戦後のことになる<sup>14</sup>。

経済面での戦間期の大きな変化は株式会社の普及と企業の統合・大規模化である。

1856年に株式会社法、1862年に会社法が成立し、有限責任制と議会での特別法なしに会社の設立が認められた。その後、20年間に亘り、多くの製造会社はパートナーシップから株式会社に転換したが、その多くは依然、私企業に留まり、創立家族が所有し、株式市場には上場しなかった。上場する場合は家族のメンバーに市場性のある資産を与えるためか、他企業の買収を容易にするためか、拡張のための新たな資金を調達するため、などの理由によった。こうした企業の上場のほとんどを扱ったのはそれまで運河や鉄道会社の株式を取引していた地方の証券取引所であった。1885年、12の取引所があり、地元企業中心に業務を行った。例えば、ランカシャーでは1870年代に「オールダムリミテッド」として知られる綿紡績企業の設立ブームが生じた。ロンドン証券取引所は製造業との関係はほとんどなかった。1853年、その取引証券の70%はイギリス政府債、外国証券が10%、残りのほとんどは国内の鉄道株であった。1919年には外国証券が60%を占めた。とはいえ1880年代以降、ロンドン株式取引所での国内の産業株の発行は増加していった。

両大戦期には産業とマーチャント・バンクの関係も部分的に改善された。海外での投資機会が不足したためベアリング商会やロスチャイルドなどは積極的に国内での起債を求めて競争し、産業企業に財務的な助言を行い始めた。国内の産業・流通企業がロンドンで上場していた会社数は1907年の569社から39年には1712社に上った。第2次大戦後には大戦前に比べ、産業の株式市場へのアクセスは容易になり、マーチャント・バンクは国内の製造企業の事業に深く関与するようになる。ただ取引される証券の中で産業証券の占める割合は1913年に8%、30年代は16%であった。国債の発行が増大した結果でもあるが、さして多くはない<sup>15</sup>。

19世紀最後の4半世紀に、以前には銀行、輸送業以外には存在しなかった公募株式会社が工業に出現し、1880年以後、その数を増した。1914年には既に巨大な資本主義企業結合体の顕著な例が幾つかあった。しかし、経済を変革するほどのものではなかった。

1914～1939年の間に大きな変化が生じた。1914年には130社あった鉄道会社が21年には4大企業に統合された。株式銀行は14年の38行から24年には12行（特に5大銀行に集中）になった。

業界団体は1914年に50を数えたが、主として鉄鋼業であった。25年にはイギリス産業連盟だけで、加盟団体は250となった。第2次大戦後には1000団体ほどとなる。

1930年代中頃、工場数は14万をやや下回るほどであったが、うち1千人以上の従業員を雇っているのは519であった。全工場の0.37%ほどの工場が従業員総数の21.5%を雇っていた。上位3社が当該分野の労働者の70%以上を雇用している業種は33あった。35年にイギリスの「平均的」産業では上位3社が労働者の25%をやや上回る人数を雇用していた。

両大戦間期には政府は競争を抑制し、大カルテルや合併、企業統合、独占体を育成しようと努めた。鉄鋼業では1914年以前ですら至る所に価格協定があったが、32年以後は輸入税諮問委員会によって政府は公然と巨大な制限カルテルに加担した。31年以後、政府は国内市場をシステムティックに保護し、自動車産業などは全く保護に依存した<sup>16</sup>。

戦間期、繊維産業における最大の合併はランカシャー・コットン・コーポレーションの形成であった。96の企業、109の工場を含み、紡績能力全体の約20%を掌握した。これはイングランド銀行のイニシアチヴで行われた。戦後間もない時期にランカシャーの工場に多額の資金を貸付けていたのである。1930年代には合理化が進められ、産業保護政策が採られた。39年には綿業（再編）法が制定され、雇用主と被用者代表から成る綿業委員会が最低価格を設定し、個々の企業に生産高を割り当てた<sup>17</sup>。

造船業は第1次大戦まで急速に成長した。雇用者数は1870年の7.5万人から1914年には約20万人に増えた。だが徒弟制が技能を習得する手段であり、徒弟であることは1850年以降に熟練工が確立した労組メンバーとなる資格となった。それぞれの職種には独自の組合があり、新しい機械や生産方式を導入しようとするすると職域を巡る紛争が生じた。19世紀末にはそれを巡るストが増大した。そこで造船雇用主連盟と組合側の造船機械業連盟という全国組織が設立され、団体協定が結ばれたが、個々の組合は必ずしも中央の上部団体の指令に従わなかった。

大戦後には建造量が大幅に減った。1930年、イングランド銀行は金融持株会社である全国造船保証会社を設立し、合理化を支援した。政府は35年、スクラップ&ビルド方式を導入し、古い船舶を廃棄し、新しい船舶を発注する船主に融資した。労組は技術的变化に非協力で、リベットから溶接への転換は労働争議を引き起こした。労資交渉は難航し、技術変化への対応が遅れた<sup>18</sup>。

鉄鋼業は1920年代に再編の動きが見られた。1920年にユナイテッド・スチールが創設され、27年にはイングリッシュ・スチールが設立された（3大軍需品メーカーの鉄鋼部門が合同）。これはイングランド銀行が支援した。32年には保護関税が導入され、更に国家と産業の協調を進めるため強力な業界団体として、34年にイギリス鉄鋼連盟が結成された。しかし、全面的な再編成には至らなかった。

また組織面も変化した。主導的企業の多くは所有家族によって支配され続けていたが、以前よりも専門経営者が大きな役割を果たすようになった。例えば、1928年、ユナイテッド・スチールの社長は技術者であった<sup>19</sup>。帝国化学会社のモンドのような経営能力を備えた新しい資本家階級が出現し始めた<sup>20</sup>。

機械産業は伸び悩んだ。

機械産業における数々の労組は19世紀末に至るまでほとんどが職能別組合であり、19世紀後半、自動旋盤や研削盤導入を巡り幾度か争議が生じた。19世紀末、雇用主は新たに機械産

業雇用主連盟を結成した。合同機械工組合は敗北するが、和解案の一部として雇用主はどのような機械にも適切な作業員を、相互に合意した賃金で配置する権利を獲得した。とはいえイギリス機械工業は専門化した機械を少量生産しており、それには熟練工は欠かせず、彼らは徒弟制度によって供給された。戦間期には機械の世界輸出中シェアを落とした。

電機産業では1926年、政府が国家資金を拠出して中央電気局を設立し、全国的な高圧送電線網や大規模な発電所を建設したため電機製品への需要が増えた。イングリッシュ・エレクトロニクスはジーメンスのスタッフオード工場を買収して規模を拡大し、アメリカGE系A E I, G E Cと共に電機メーカーのビッグスリーとなる。電機産業でも専門経営者が頭角を現してきた。第1次大戦前後、賃金と労働条件を巡る深刻な争議が起きたが、1922年のロックアウトと合同機械産業組合の敗北以後、労資関係は全般的に安定化した<sup>21</sup>。

1920年代末から30年代にかけて輸出産業の衰弱は慢性的であった。イングランド銀行はシティと地方の産業家を結びつけるため一連のイニシアチヴをとり始めた<sup>22</sup>。イングランド銀行はロンドン手形交換所加盟銀行に対し、それが金融面で主要産業に持つようになった新たな地位を利用して企業合同や経営効率化を求めるよう要請した。1929年には産業合理化(特に鉄鋼業)を促進するためにシティと産業界が協力する産業開発銀行家協会が発足した。造船業の生産量を減らしてコストの軽減を図るための全国造船業でも指導的役割を果たした。またイングランド銀行は1930年代後半にはシティと高失業を抱える地域に資本投資していた企業とによって作られた特定地域復興協会に大蔵省と共に参画した<sup>23</sup>。

こうして寡占体制が確立していく。

イギリスの生産に占める主要100社の割合は1907年の15%から20年代末には26%に上昇した。20年代における企業集中の多くは証券取引所の金融支援の下で実施された。

1919年以降、証券取引所における国内産業、国内商業のための証券発行が目立ってきた。1865～1914年、国内向けに調達された証券発行額は平均して全発行額の40%であったが、両大戦期には国内向けが海外向けの2倍超となった。国内の産業金融を専門的に扱う会社が出現する一方、マーチャント・バンカーも国内産業向け証券発行にも関わり始めた<sup>24</sup>。

とはいえロンドン証券取引所の助けで合同して出来た大企業が、証券取引所を通じて新たな資本を調達することは39年の時点でもほとんどなかった。また銀行の産業金融への関与が深まったとしても、その影響力は限定的であった。その収益は依然としてシティとシティの金融市場の支配下にある投資先に依存していた。30年代にその収益が増大した時、産業への貸付額はかなり減少した<sup>25</sup>。産業への金融はあくまで本来の収益源を補完するものであった。

労資関係はどのように変化したか。

第1次大戦期に入ると労働組合会議TUC(1868年に労働組合の全国的連合組織として結成された)と労働党の指導者は産業休戦を唱える。1915年、労資の「大蔵省協定」を締結する。これは実質的に政府と組合指導者の間の戦時生産体制協定であった。協定の内容は次のようである。①戦争中は争議を行わず、仲裁で問題を解決する。②軍需生産のため組合規制を緩和する。戦後は復元する。③兵員となった熟練労働者の欠員分や半熟練労働者や女性労働者

で充当するが(「労働希釈」、彼らにも熟練賃金を支払う。更に軍需品法により争議禁止や労働条件の政府統制に法的根拠を与えた<sup>26</sup>。

大戦末期には争議が増加した。その多くはショップ・ステュワードに率いられた山猫ストであった。また職場闘争の連携強化のため組合とは別に労働者委員会を組織した。職場闘争を抑えきれず、1917年、政府はショップ・ステュワードを公認した。また多くの企業が大戦末期に従業員の福利厚生を図るために福祉部を設置し、専門職員を配置した<sup>27</sup>。

終戦直後に労働争議が激発するが、戦後不況と復員の本格化に伴い失業率が高まると組合の交渉力は弱まった。労働者側は抑え込まれていく。ストは相次いで労働者側が敗北し、組織人員も減った。

1927年に制定された労働争議及び労働組合法は同情ストを禁止し、労働組合会議TUC傘下組合への公務員加入や労組の政治活動、ピケなどを制限した。

輸出競争力の回復のための産業合理化に際し、使用者側は労資協調路線で労組を取り込もうとした(モンド＝ターナー路線)。28年に使用者側とTUC議長のトップ会談が行われ、以下のような合意に達した。①労資団体間の交渉と協議を全国及び産業別に促進する。②組合活動を理由とする解雇・処分は行わない。③合理化を推進する過程では労働者の利益を保障する。④産業を活性化しうる通貨制度が必要である。とはいえ使用者団体は経営革新に及び腰であったし、労働側も新産業分野の組合組織率が低く、労組内部に批判勢力を抱えていた<sup>28</sup>。

大恐慌期になると賃下げ反対争議が頻発する。失業者は250万人超となり、多数の失業者が街頭行動に出た。既存労組はこれに冷淡な態度をとり、イギリス共産党や左派組合活動家が労組指導部を攻撃した。労働党政権の対策は大蔵省の唱道する緊急財政によるデフレ政策に沿ったものであった。31年8月に失業手当10%切り下げを含む緊縮案を提出したが閣議内部で見解が対立し、内閣は倒壊に至る。

保守党を中心にした「挙国一致内閣」が成立し、失業手当10%削減などの緊縮政策を実施するが、他方で31年9月、金本位制を再停止し、32年2月には輸入関税法を制定し、同年夏には帝国特惠制度を設けた。34年の失業法で失業保険の加入範囲を拡大し、保険で救済できない長期失業者向けに失業扶助制度を設けた。低金利政策や関税政策で景気浮揚を図り、不況業種には産業再編政策を講じた。低金利政策により32～37年には住宅建設ブームが持続した。30年代後半には賃金は上昇し、深刻な争議は減った。多くの組合は労資協調路線を追求した。但し、労働者の不満は抑えきれず、山猫ストは多発した<sup>29</sup>。

<sup>1</sup> 川北稔編『イギリス史』336-7、340頁。

<sup>2</sup> ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』292-4頁。

<sup>3</sup> クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』71-2頁。

<sup>4</sup> クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』91-2頁。

<sup>5</sup> 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』207頁；クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』86頁。

- 6 川北稔編『イギリス史』349-51頁；スペック、W. A. 『イギリスの歴史』225-30頁。
- 7 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』147-9頁。
- 8 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』155頁。
- 9 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』170-2頁。
- 10 ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』295頁。
- 11 ケイン、P. J. /ホプキンズ、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ』32-6頁；楊井克己編『世界経済論』東京大学出版会、1961、286-90、303-6、311-4頁；アークト、H. W. 『世界大不況の教訓』小沢健二ほか訳、第4章。
- 12 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』157-60頁。
- 13 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』160-62頁。ICIの成立については米川伸一『現代イギリス経済形成史』283-308頁。ミッドランド銀行も優先株発行の保証を行うことで合併に関与した。
- 29年にデュポンと提携する。39年には両社は互いの領域には立ち入らないという相互非侵害協定を締結する。ICIの組織は強力な本部スタッフによる中央集権的な調整を事業活動の分権的な責任体制と結びつけるデュポンなどの組織モデルに近い。(オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』286-91頁)。
- 14 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』163頁。
- 15 オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』335-9頁；ケイン、P. J. /ホプキンズ、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ』13頁。
- 16 ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』262-6頁。第1次大戦前の産業集中については遠藤湘吉編『帝国主義論 下』第2章；生川栄治『イギリス金融資本の成立』第2章；入江節次郎『独占資本イギリスへの道』第4章。繊維産業では19世紀末に同業各社の合同によって6つの大繊維企業が成立していたが(紡績業では株式会社組織が支配的であった)、経営は旧来の慣行が踏襲された(米川伸一『現代イギリス経済形成史』278-9頁)。シェルのような大企業ですら株式会社になっても同族企業として内容的にはパートナー制とあまり変わらなかった(同上55-6頁)。
- 17 オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』53-4頁。
- 18 オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』78-85頁。
- 19 オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』102-4頁。
- 20 ケイン、P. J. /ホプキンズ、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ』11頁。
- 21 オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』148-56頁。
- 22 ケイン、P. J. /ホプキンズ、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ』10頁。
- 23 ケイン、P. J. /ホプキンズ、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ』11頁。
- 24 同上。
- 25 ケイン、P. J. /ホプキンズ、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ』12-3頁。
- 26 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』206頁。
- 27 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』206-7頁。
- 28 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』207-9頁；川北稔編『イギリス史』349-51頁。
- 29 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』209-10頁；川北稔編『イギリス史』352-4頁；佐々木雄太編著『世界戦争の時代とイギリス帝国』62-5頁。

### 3. 階層構成

19世紀後半から20世紀にかけての階級構造と勢力関係をみておこう。

非常に大雑把な数字ではあるが、階級構成は表Ⅲ-6のように変化した。19世紀後半では上流階級は貴族・ジェントリ、中流階級の一部は聖職者、法廷弁護士、内科医、上級官吏、陸海軍士官などである。以上はパブリックスクール＝オクスブリッジ卒業者であり、ジェントルマンに含められる。中産階級の別の部分は商工業ブルジョワ階級、上記以外の専門職である。

中流下層は中小商工業者、職人、商店主、借地農、農民〔自営農〕、事務職などが含まれる。以上はパブリックスクール〔新興のそれ〕に進出している。労働者階級は中等教育からは排除されている<sup>1</sup>。

1930年代以降、特に大戦後は管理労働者、技術者、事務労働者などが増加している。高級官僚が巨大企業に転出することもある<sup>2</sup>。〔表Ⅲ-7〕

国勢調査における専門職の調査によれば、主要な17の専門職の従事者は1841年に7万3215人であったのが、1881年には14万8302人、1911年には22万1729人に増えた。但し、パブリックスクールの教師以外の教師と陸海軍士官を除く<sup>3</sup>。

大戦は国民の間における所得平準化傾向を促進した。1911年に年収5000ポンド以上の人々は個人総所得の8%であったが、24年には5.5%に低下した。

まずは直接税の税率の大幅引上げ、高額所得者に課せられた特別付加税の影響がある。また完全雇用状況と労組組織の拡大(労組会議傘下の組合員は14年の414万人から18年には653万人に増加した)の下で半熟練労働者や未熟練労働者の賃金水準が上昇した。土地相続税率引上げの一方で戦費を賄うための大蔵省証券など土地以外の投資対象が増し、土地を手放す地主が増大した。1918～22年にイギリスの耕地の約1/4が売却され、戦時利得者や借地農の手に渡った。女性労働者もそれまであまり雇用されていなかった職場(軍需産業、運輸、中央地方の公務員など)に進出した<sup>4</sup>。

とはいえ富の不平等は残る。1911～13年には成人人口の1%が全私有財産の70%を所有していたが、1936年でも25歳以上の人口の1%に私有財産の50%が集中していた(成人人口の25%が全私有財産の95%弱を所有)<sup>5</sup>。

また直接生産者から企業家ないし経営者になる道が次第に閉ざされていく一方で、成功した商人・産業資本家のランティエ化も進行していた<sup>6</sup>。

表Ⅲ-6 イギリスの階級構造(構成比)

	1867	1931	1961
上流階級	3%	15%弱	5%弱
中産階級			10%弱
中産階級下層	20%	20%弱*	20%
熟練労働者	12%	20%弱	35%
半熟練労働者	40%弱	50%*	25%
農業及び非熟練労働者	30%		10%弱

注記：大凡の数字。合計値は100にならない。また原典の違いから階層区分は同じではない。\*原文は逆。

出典：ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』図10。

表Ⅲ-7 イギリスにおける男性有職者の職種分類と産業上の地位 (%)

	1911	1921	1931	1951	1971	1979
I 専門職						
A 高度	1.34	1.36	1.5	2.56	4.87	15.7
B 低度	1.61	2.02	2.03	3.16	5.95	
II 雇用主、管理者、経営者						
A 雇用主及び所有者	7.74	7.69	7.65	5.74	5.07	16.4
B 経営者及び管理者	3.91	4.28	4.54	6.78	10.91	
III 事務職	5.48	5.4	5.53	6.35	6.38	5.9
IV 職工長、検査官、監督	1.75	1.91	2	3.28	5.04	6.9
V 熟練労働者	32.99	32.3	29.96	30.36	29.08	19.2
VI 半熟練労働者	33.63	28.3	28.85	27.92	20.82	19.1
VII 未熟練労働者	11.55	16.72	17.92	13.84	11.89	4.7

注記：1979年の数字はおそらく誤り（とくにV、VII）。合計値が100を大きく下回る。

出典：ルービンSTEIN、W.D. 『衰退しない大英帝国』44頁。

権力中枢と産業家との結びつきは1914年以降強まった。

1920年代末には保守党国会議員のうち地主階級は14%に過ぎなかった。これに対し実業家は32%、法律家や医師などの専門職は35%であった。保守党はもはや大土地所有者の党ではなくなった。それでも保守党議員の約半数は名門パブリックスクール出身であり、45%がオックスブリッジ卒であったから上流階級の党であることには変わらない<sup>7</sup>。ただもはや有閑階級ではない。

保守党の下院議員の職業の割合をみると1914年、土地所有者は23%、実業家は24%であったが、39年にはそれぞれ19%、51%となった。第2次大戦後になると、保守党の下院議員と幹部議員は主として実業家と法律家によって構成された<sup>8</sup>。

製造業の中でも大企業の指導者たちはエリートのなかの非伝統的な部分に似た学歴であるが、専門職に就いた人々に比べ富裕な家であることはよくあった。産業家は叙勲制度をいそいそと受け入れた<sup>9</sup>。

他方、労働党が自由党にとって代わり、労働者階級の代表が議会に入り込んでくる中でジェントルマンであろうとなかろうと、あらゆる種類の資産保有者（地方も含め）が保守党に流れた。この傾向は1918年の総選挙で強く現れた。この選挙で保守党が主導する連立政府側に新たに加わった議員のうち半数近くは実業家であった。パブリックスクール出身者やオックスブリッジ卒業者は減った。但し、1939年に保守党議員の60%はパブリックスクール出身であり、それと同じくらいの割合の議員が土地や専門職、その他のサービス業とのつながりを持っていた。残り40%のなかでは依然、商業を背景とする議員の方が製造業を基盤とする議員よりも多かった。保守党の地盤はイングランド南東部であった。これに対し労働党が産業労働者階級の票を集めており、第2次大戦後、産業争議が激しくなると共に製造業の利害関係者はその大小を問わず保守党陣営に入っていた。伝統的な権力構造に包摂されていたのである<sup>10</sup>。



戦間期、イギリスでファシズムが勢力を伸ばせなかった最も重要な理由は他の各国でファシズムの社会的基盤となった中流階級が経済的・社会的不満を深めていなかった点である。第1次大戦後、伝統的輸出産業に依存してきた地域は確かに苦境に陥ったが、自動車、電機、化学など国内市場指向型の新産業が発展した。それらはロンドンを中心とした地域が主要拠点であった。そこではサービス産業も発展し、下層中流階級は最も消費生活が向上した。38年に実質賃金は13年より30%上昇した<sup>11</sup>。

第1次大戦頃まではイギリスでは技術者の地位は低かった。ドイツでは化学工業の経営者は多くが技術畑出身であるが、イギリスはそうでもない。例えば、『イギリス染料』が第1次大戦後、経営不振に陥ったが、その最高経営者は18もの企業の役職を兼任していたが、科学について何ら知識を持ち合わせない人物であった。ドイツ染料企業の技術畑出身の経営者の多くは小商品生産者を父として育った。小商品生産者「分解」の不徹底はある意味では経営者資源のプールの存在を意味し、産業構造が高度化した社会では教育が社会的流動性を保持する手段として大きな役割を果たす<sup>12</sup>。

19世紀には機械産業の専門技術者協会の会員認定条件は大学の学位ではなく、定評のある実務家の監督の下で一定の職場訓練を受けることであった。1870年代頃から科学教育に関心が向けられるようになり、1889年、技術教育法が成立する。その前後から技術教育機関が設置され始める。1920年代には産業界も実地経験を補うためには大学教育が必要と認め、大学側と共に産業の要請を満たすカリキュラムを練り上げた。大学レベル以下でも高額教育が広まった。1950年代中頃には独仏より多くの科学・工学の学卒者を輩出するようになった。経営者の専門教育もアメリカより遅れていたが、1920年代、30年代に合併買収の傾向が強まり、企業が大規模化するにつれて専門経営者の必要性も増えた<sup>13</sup>。

エレクトロニクス企業は当初から大学の研究者や政府の研究所との緊密な関係をもち、この協力関係が第2次大戦前や戦時中に活用された<sup>14</sup>。

<sup>1</sup> 川北稔編『イギリス史』300頁。

<sup>2</sup> ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』350-1頁、図9。労組会議は19世紀末以来、一貫して勤労大衆の中等教育への道を要求してきたが、その声はマイノリティに留まった(米川伸一『現代イギリス経済形成史』67頁)。

<sup>3</sup> ルービンスティン、W. D. 『衰退しない大英帝国』188頁。

<sup>4</sup> 川北稔編『イギリス史』341-2頁；スペック、W. A. 『イギリスの歴史』173-5頁；ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』246-7頁；米川伸一『現代イギリス経済形成史』37-9頁。但し、土地売却代金は他の経済活動、主に金融に投資されたから大資産家であることに変わりはない(ケイン、P. J. / ホブキンズ、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国II』15頁)。

<sup>5</sup> コート、W. 『イギリス近代経済史』351頁。

<sup>6</sup> 米川伸一『現代イギリス経済形成史』53-4頁。

- 
- <sup>7</sup> スペック、W. A. 『イギリスの歴史』173-4頁。
- <sup>8</sup> ルービンステイン、W.D. 『衰退しない大英帝国』112頁。
- <sup>9</sup> ケイン、P. J. /ホプキンス、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ』20頁。
- <sup>10</sup> ケイン、P. J. /ホプキンス、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ』20-1頁。
- <sup>11</sup> 川北稔編『イギリス史』355-6頁；スペック、W. A. 『イギリスの歴史』178-80頁。下層中流階級出身で上級聖職者、高級官僚、その他の専門職に就く者も多くなった（ケイン、P. J. /ホプキンス、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅱ』17-8頁）。
- 30年代にイギリスでもファシスト組織が生まれたが、それは拡大しなかった。英国ファシスト連合BUFが登場した（黒シャツ隊。全盛時の会員数は4万人）。これに対し保守党は党員150万人で、一部プロレタリアートの支持もある（クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』173頁）。
- <sup>12</sup> 米川伸一『現代イギリス経済形成史』71頁。
- <sup>13</sup> オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』355-61頁。
- <sup>14</sup> オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』216-7頁。

#### 4. 第2次世界大戦と福祉国家の成立

緊迫する国際情勢の中、イギリスはブロック経済化を進めながらも、ドイツに対する「宥和政策」は続けていた。不況はさほど深刻ではなかったし、国際的金融資本の利害が背景にあった。だが戦火の急速な拡大は傍観を許さなかった。

第2次大戦勃発直前の1939年5月、徴兵制が施行され、7月には供給省が創設され、9月に非常指揮権（防衛）法が制定されて、国土防衛や公共の治安維持に必要な強制力が政府に与えられた。こうして戦時体制の骨格が定まった。40年には雇用条件・国家仲裁令が出され、争議を原則禁止し、労資間の問題は強制仲裁で処理することになった。41年の重要事業令は軍需生産や社会生活を維持する業務に就く者の解雇と退職を禁止し、協約・仲裁の賃率で給与を支払うことを使用者に命じた。

政府は全国合同諮問会議や合同協議委員会を労資同数で組織して戦時労働行政を進め、挙国一致内閣には労働党から3名が入閣した。団体交渉や労資協議制が更に普及し、組合員総数も増えた。ショップ・ステュワード運動も発展し、多くの企業で使用者と協議する合同生産委員会が設置され、職場の生産問題を解決した。争議件数は増加したが、ほとんどが山猫ストであった。共産党は41年に独ソ戦が始まると生産協力方針に転じた。44年公布の防衛規則は争議行為の決定・勧誘を禁止した<sup>1</sup>。戦時、組合員数は50%増加し、47年までに900万人を超えた<sup>2</sup>。イギリスでは戦時体制の構築のため、労働者階級の協力を求め、福祉の充実を約束して国民総動員を確保しようとした。

他方、41年1月、戦後再建問題委員会が設置された（無任所大臣アーサー・グリーンウッドが統括責任者）。41年1月のアメリカ大統領年頭教書における「4つの自由」や同年8月の「大西洋憲章」に反映されているように、戦後再建問題の核心部分は社会保障であると認識されていた。その過程で労働党員の力が大きな役割を演じた<sup>3</sup>。

グリーンウッドは41年6月、下院で「社会保険及び関連サービス」を検討し、勧告を行う省庁間委員会（社会保険委員会またはベヴァリッジ委員会）の設置を発表した。設置の直接的契機は1938年設立の労働者災害補償王立委員会が経営者側の協力拒否によって陥っていた行き詰まり状況を打開する必要であり、また既存医療保険制度が様々な不備と不整合を露呈しており、この点でも労組勢力は保健省に調査・改善の圧力を加えていた。更に戦争勃発以来、家族手当ロビーの圧力が一層強まっており、大蔵省も何らかの対応を迫られていたからである<sup>4</sup>。

42年12月、政府はベヴァリッジ報告書を発表した。これは単に「上からの青写真」ではなく、有形無形の下からの支持またはプレッシャーに支えられていた<sup>5</sup>。ベヴァリッジ・プランは①狭義の社会保障つまり、所得保障、②社会保険、③社会政策から成る。うち、社会保険は毛利健三によれば3つの原理に纏められる。一つは包括性の原理である。被保険者の範囲とニーズの両面において包括的であり、ミーンズ・テストなしに保障する統一的普遍的拠出制保険である（ユニバーサリズムの原則）。一つは形式的平等の原理である。つまり均一額給付と均一額拠出原則である。一つはナショナル・ミニマムの原理である。逆に言えば、それ以上には国家は保障せず、自発的行動の余地を残し、個人の責任を重視する。貧困層そのものの廃絶は

課題として含まれていない。ここには自由主義的理念が示される。社会政策については「窮乏」対策に加え、健康、教育、環境、雇用対策を含む<sup>6</sup>。

大衆は高所得者を除き圧倒的にベヴァリッジ・プランを支持した。だがイギリス雇用主連盟は明白に反対の態度を示した。コスト増と国際競争力減退を懸念した。戦後における個人主義的自由、自由企業体制、自由放任主義の復権を望んだ。社会保障充実に国家社会主義または全体主義を投影して反発したのである。労働組合会議は全面的賛意を表明し、その早期実施を要求した。但し、産業労働災害を社会保険計画に吸収・統合する提案には反対し、別建ての特別労働者補償立法とすることを求めた。労組側は労働者も提出する理由はないと考えた。労働党は連立政府内部で積極的に推進しようとした。チャーチルをはじめとする政府首脳部・保守派はジレンマに悩んだようだ。もし受諾すれば武器貸与法その他の援助をしているアメリカから、ドルで社会サービス経費を調達していると非難される。もし拒否すれば、国内世論の猛反発を受ける。外圧と内圧の板挟みになった挙句に、43年2月の閣議では事実上の棚上げ方針となった。報告書の基礎にある諸原則は一般的に前向きに考えるが、細部の諸点については変更する、という以上のことは表明しない。現時点ではいかなる確定的な公約もしない。チャーチルは戦争指導を優先した<sup>7</sup>。

1940年代のイギリスでは戦争が戦争協力への精神的動員を必要とし、国民生活の広範な分野に及ぶ国家管理を必然化したから情報の社会化が推し進められた。戦争遂行の至上命令がしばしば伝統的社会通念の呪縛作用を弱める機能を演じ、それを通じて社会変化を容易にし、それを期待させる心理的傾向を助長した。ベヴァリッジ報告自体が戦争の所産であり、戦時下の国家統制の拡大、社会通念の変化を示す。戦後の社会改革と国家の肥大化はその継続・定着化であるが、それに対する反発や不満も生じる。42～3年に「産業の目的」、「個人主義協会」、「自由を目指す全国連盟」などの団体が相次いで結成された。自由企業と自由放任の復権を目指す産業家・資本家層の危機意識を反映していた<sup>8</sup>。

43年2月の下院補欠選挙ではベヴァリッジ報告の即自完全実施を呼びかけた党派が、明確な態度表明を避けた保守党派に圧勝した。43年2月の世論調査によれば多数が報告を棚上げした政府の姿勢に失望していた。43年3月、チャーチルはBBC世界放送で「揺り籠から墓場まで」の手厚い福祉に関する有名な演説を行ったが、大衆の不信を既倒復原できなかった<sup>9</sup>。

大戦の帰趨が定まりつつあった1944年に発表された『社会保険』白書はベヴァリッジ報告をユニバーサリズムの原則、均一額給付原則、均一額拠出原則、社会保障省(条件付き)などにおいて踏襲したものの、ナショナル・ミニマム保障原則は否定し、「窮乏に対する合理的保障」という抽象的表現を対置するなど幾つかの重要な変更がある。ベヴァリッジ・プランからは後退した<sup>10</sup>。

同年発表の『雇用政策』白書は「一国はその国の財貨とサービスに対する総需要が高水準に維持されている限り、大量失業に悩み苦しむことはない」という完全雇用政策を提言した。そこには以下のように異質な要素をもつ様々な政策が織り込まれていた。雇用拡大のため輸出の伸長を目指す。戦争終結後に予想される失業やインフレーションなどに対処するため戦時統制は漸次的に解除する。資源配分や物価統制は残す。工業の多業種化により特定産業や特定地域における失業に対処する。雇用安定化のために政府は反循環的に経済運営に介入する。政府、

雇用主、組織労働者が協力して物価・賃金安定化に努める。労働力のミスアロケーションに対し労働力の円滑な移動を図る。反循環政策は貨幣・金融政策、投資の計画化、消費需要の管理、財政政策を軸とし、それらのポリシー・ミックスにより展開する。例えば、社会保険拠出金や税率を失業率に応じてスライドさせる（失業率が高い時は税を軽減し、消費を増やす）。また財政面では単年度均衡主義から離脱する。政策実施のために中央参謀部を設置し、情報を収集し、自由社会の基本的諸自由を犠牲に供することなく、雇用を維持する。マンパワーと物的資源双方の最も効果的な利用確保を一般的課題とする<sup>11</sup>。

見られるようにここには資本家層の利益を代弁する保守支配層の自由主義理念と組織労働者層の利益を代弁する労働党の経済管理思想とが混淆されていた。その意味で『雇用政策』は「妥協の傑作」であった<sup>12</sup>。

こうして戦争という極度の閉鎖化と内外の高圧力という環境下で社会諸階層の統合化が進展し、国民統合を可能とするような普遍主義的福祉国家の制度的枠組みが準備されたのである。第2次大戦中にも所得平準化は進んだ。戦時利得へは重税が課され、女性や非熟練労働者の賃金上昇率は男性や熟練労働者のそれを上回った。かつて中流以上の家庭のメルクマールであった家事奉公人はほぼいなくなった<sup>13</sup>。

労働者階級内部ではその一部、特に熟練労働者はその役割、生活様式、社会的流動の可能性という点でホワイトカラー層、技術者層、俸給生活者層に接近した。しかし、他の労働者層、とくに不熟練労働者、無資格労働者と他の社会成員との溝はむしろ広がった<sup>14</sup>。富の偏在は相変わらず続く。1911～13年、人口中上位5%に個人的富の87%が集中し、下位90%は8%を所有しているに過ぎなかったが、1936～8年にはそれぞれ79%、12%となり、1960年にはそれぞれ75%、17%であった<sup>15</sup>。その程度は低下したとはいえ依然、格差は大きい。ここには「揺り籠から墓場まで」の手厚い福祉が「揺り籠から墓場までの階級格差」を固定するというシニシズムが胚胎している<sup>16</sup>。

イギリスが戦争に勝利したが故に、政府は戦債償還という負の遺産と共に、国民総動員のために公約した福祉国家化の諸政策を実行せざるを得なかった。

1945年7月の庶民院選挙で社会保障充実、完全雇用維持、主要産業国有化などを公約に掲げた労働党が圧勝し、アトリー内閣が成立した（～51年10月）。労働党内閣は1927年の労働争議法及び労組法を廃止し、産業別交渉協約体制を強化した。政府は労組・使用者団体の協力を得て、経済運営や雇用政策の実現にあたる三者協調路線を確立する。46年からは、イングランド銀行、石炭、航空、鉄道、電力、ガス、そして鉄鋼業、陸運業の国有化を進めた。国有化は社会主義的政策というよりは非効率な企業の国家による救済という面が強く、労働者の経営参加といった産業民主主義の側面は見られなかった。政府は接収される企業の株主に代償として政府証券を発行した。こうした国有化を通して政府は経済統制力を高め、47年、義務教育年齢上限の15歳への引上げなどの教育制度改革を行い、社会保障面では46年の国民保険法、48年の国民扶助法を成立させ、46年には医療無償化を実現した。更に政権担当期間中に約100万戸の公共住宅を建設した<sup>17</sup>。他方、1948～50年、労組会議TUCは実質的な賃金凍結を承認した。概ね労組の交渉者もTUCの行動に従った（51年まで公式ストは指

令 1305 号の戦時緊急規制により禁止されていた)。但し、非公式ストは増加した。50年代後半には賃上げ圧力が強まる<sup>18</sup>。

こうしてイギリス型福祉国家が確立し、その基本的枠組みは1970年代まで継続する。イギリス型福祉国家が大きく変貌するのは1980年代である<sup>19</sup>。

<sup>1</sup> 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』211頁；川北稔編『イギリス史』360-1頁。

<sup>2</sup> クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』204頁。

<sup>3</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』197-8頁。

<sup>4</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』198-9頁。

<sup>5</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』207頁。委員長のサー・ウィリアム・ベヴァリッジは新自由主義者の一人であった。42年8~10月、ベヴァリッジ報告の公表に先立ち実施された情報省国内情報局の世論調査は戦後の社会保障への大衆的関心の高まりを示していた（毛利健三『イギリス福祉国家の研究』261-2頁）。

<sup>6</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』210-17頁。

<sup>7</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』223-43頁。労働党、自由党、労組会議は早期実施を主張したが、チャーチルをはじめとする保守党、大蔵省、資本家団体などは戦争遂行を第一義として消極的であり、結局、棚上げされた。川北稔編『イギリス史』265-6頁。

<sup>8</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』260-63頁。

<sup>9</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』262-3頁；佐々木雄太編著『世界戦争の時代とイギリス帝国』81頁。それにしても戦争という非常時に世論調査を行い、国民意識の情報を知ろう、というのは少なくとも外観上では「民主主義」国家たる面目を保った、というべきであろう。

<sup>10</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』244-51頁。

<sup>11</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』268-74頁。

<sup>12</sup> 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』268-79頁。

毛利健三によれば、国家が経済を外側から管理するのみならず、国家そのものが経済主体として経済内部に決定的に取り込まれた。「私的所有と国家統制との結合を基礎とした独特な型」の「経済管理国家」が登場したのである（毛利健三『イギリス福祉国家の研究』280頁）。国際的な反響もある。カナダ政府は45年初め、ケインズ主義的「雇用政策及び所得政策」を打ち出し、オーストラリア政府は「完全雇用を維持するため支出を刺激する責任」を引き受けた。フランスは46年10月採択した第4共和国憲法において全ての者は労働する義務と雇用を得る権利を有する旨を宣言した。国連憲章も完全雇用の実現を主目標の一つとして掲げた（毛利健三『イギリス福祉国家の研究』277-8頁）。

<sup>13</sup> 川北稔編『イギリス史』267頁；ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』341頁。

<sup>14</sup> ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』353-4頁。

<sup>15</sup> ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』335頁。

<sup>16</sup> 岐部秀光『イギリス 矛盾の力』149頁。

<sup>17</sup> 川北稔編『イギリス史』367-70頁；クラーク、ピーター『イギリス現代史1900-2000』212-6頁；湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』211頁。但し、鉄鋼業、陸運業は実際には破綻していなかったようだ（50年代初頭に国有化を解除された）。また国有化も新しい政策というよりは両大戦間に個別的に進められてきた公的管理の延長上にあるという（ホブズボーム、E. J. 『産業と帝国』300-1頁）。

労働党は1918年以来、公式には「生産、分配、交換の手段を共同所有という基礎の上に立って…生産者が彼らの産業の十分なる果実を獲得する」ため大規模な国有化政策に関与していた。しかし、政権に就いた労働党は国家統制を拡大した限られた分野を除き反資本主義ではなかった。経済統制は強化したし、大規模な工場建設や補修は許可制としたり、多くの新しい資本の流れを管理し、また輸出産業ないし輸入節約型産業にテコ入れした。これらは経済統制システムとして戦時に制度化されたが、平時にも受容された。戦時に引き上げられた相続税率も維持された。労働党内閣はシティと金融にはほとんど手を付けないまま労働集約的な採取産業や国有産業の他の側面にもっぱら関与した。対外政策においても保守的であった（ルービンSTEIN、W.D. 『衰退しない大英帝国』116-122頁）。

<sup>18</sup> オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』371頁。

<sup>19</sup> ニュー・ライト政権下の変容については毛利健三『イギリス福祉国家の研究』第5章；クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』358-87頁。

## 第4章 アメリカ近現代史の事例

### 1. 建国から南北戦争まで

北米のイギリス植民地は当時のイギリスの中産的生産者階層を中核とした人々が移住し、定着することによって建設された。そのことはその後のアメリカ合衆国の発展を強く規定することになる<sup>1</sup>。

植民地体制からの脱却の道筋を大急ぎで辿ってみよう。

同種の民族的出自をもっていたとしても植民地支配は階層間対立を生み出す。植民地体制に利益を見出す階層＝宗主国寄りの支配者側とその利益を享受できない階層に分化する。非支配層が成長し、経済的状況を含む格差が許容できない閾値に達すれば、対立は避けられなくなる。非支配層勢力が組織化され、支配者層が譲歩を拒めば、何らかの契機で物理的抗争が発生する。

ここに社会的諸集団にとっての体制転換の大きな選択が迫られる<sup>2</sup>。

アメリカ独立戦争はアメリカが封建制度の伝統が存在せず、北部、中部、南部の各植民地における階級構成がそれぞれ異なっていたため、それ自身は階級闘争というよりは植民地支配からの解放闘争であった。だが植民地体制が宗主国の有していた前資本主義的諸要素（貿易独占を抛り所とする前期的資本、植民地官僚、直接的な貢納である免役地代など）を継承していた以上、それからの離脱は不徹底ではあるにせよ市民革命としての意義をもっていた<sup>3</sup>。

独立革命時に諸階級は大きく革命派と反革命派、いわゆるパトリオットとロイヤリストに分かれていく。ロイヤリスト（トーリイ）の中心は植民地の私領主、本国から派遣された植民地官吏団、アングリカン教会の牧師たち及び植民地側の支配階級たる大土地所有者と前期的大貿易商人である。これに対し、パトリオットの中核は中小農民、職人層などの中産的生産者層である。労働者や年季奉公人、奴隷、小商人などもこれに同調する。更に地主層、大商人などが加わるが彼らは保守派＝パトリオット右派を形成する。植民地体制崩壊は彼らにとって有利な活動環境が生み出されると考えたのであろう。事実、思惑通りとなった。

中産的生産者層は独立運動の実質的担い手であったにも拘らず、実際に指導力を発揮したのは中規模の商業資本家や南部プランターの急進分子や製造業主（マニュファクチュア）やインテリゲンチヤなどであった。彼らはパトリオット左派を形成した<sup>4</sup>。

独立戦争の結果、まずは「封建的」大土地所有の多くが没収・処分された。王領地のうちの未処分地を州に接收し、私領主の土地所有のうちの未処分地を没収し、さらにトーリイ地主の土地の没収とその処分を行った。うちニュー・ヨーク南部のマナー領地などはかなりが独立自営農民に分割売却されたが、パトリオット側について大マナー領主の土地は没収されず、革命の指導的地位につき、戦後も有力な政治的支配層に属する者もいた。また処分・没収された他のマナー領地も親族、商人、地主や自由業者などの手に渡り、総じて大土地所有の解体は不徹底に終わった。更に南部でも多くのプランテーションが存続した。但し、大土地所有維持の一つの条件であった長子相続制・限嗣相続制は廃止の方向に向かった。

ロイヤリストの属した親英的商人は逃亡・逮捕・裁判によって財産を没収され、その地位を失った。中小規模の商人は多くがパトリオットに属してはいたが、一部は上昇して指導的商人層



に成り上がり、土地投機や奴隷貿易・綿花貿易などに携わるようになり、前期的性格をもった商業資本として再編成された。社会階層の対流現象である（パレートのいわゆる周流）。

鉄加工業・毛織物業・帽子工業・砂糖工業及び銀行業と通貨に関する禁圧的植民地立法が全て廃止され、自由なマニュファクチュアが成長する可能性が与えられた。一方、農民層の分解や移民の流入によってマニュファクチュアのための労働力供給の道も開けた。

ニュー・イングランド諸州では輸入された奴隷を解放する法律が制定され、南部諸州ですら奴隷の輸入を制限ないし禁止する法律を認めた。とはいえ南部の抵抗によって議会による奴隷貿易の禁止は1808年まで引き延ばされた<sup>5</sup>。

また植民地時代末期にはニュー・イングランドや中部地方で地域的市場がかなり発展していたが、独立革命後、植民地諸立法の廃棄、とくにいわゆる「宣言線法」とケベック法の廃止によって西部に向かったの「移住の自由」が確立し、中西部が自由なフロンティアとして成立した（1789年西北部条令）。こうして広大な国内市場をもつ資本主義的「国民経済」形成への道を開いた。

他方、南部においては奴隷制は払拭されずかえって独立戦争後に更に展開することになった。イギリス紡績工業の原料供給地として、またイギリス製品の販売市場としてイギリス資本主義の再生産圏の一環として組み込まれた<sup>6</sup>。

以後、南北戦争期にかけてのアメリカ合衆国においては、基本的にはニュー・イングランドのタウン・システムに基礎を置く小農経営の展開していった北東部—北西部と、大土地所有制と不自由労働力に基礎を置くプランテーション奴隷制が拡大していった南部—南西部という二つの相異なった性格の農業生産が展開すると共に、北東部（ニュー・イングランドと中部地方）では次第に工業生産が発展していった<sup>7</sup>。

次の歴史的な大転機は南北戦争である。

南北戦争前のアメリカ経済の状況は以下のようである。1790年から1860年までに合衆国の領土が約3.6倍に拡大したが、人口は約8倍に増加し、3千万人を超えた<sup>8</sup>。合衆国への移民は1820年代から本格化し、1840～60年に移民総数は400万人を超えた。そのほとんどは北部に流入した<sup>9</sup>。

南部の産業の主軸は綿作を中心とした奴隷制プランテーションであった。1860年に南部の総人口は1224万人で、うち白人804万人、奴隷395万人、自由黒人25万人であった。白人のうち奴隷所有者は約40万人、うち10人以上の奴隷を所有していたのが約10万人である。人口の圧倒的部分は貧しい自営農、白人貧農、奴隷であった。

綿花は綿繰り機で繊維と種子に分離した後は特に加工せずに輸出できたから、加工業も発達しなかった。概して工業の発展は弱く、1860年の工業センサスによれば南部工業は生産額及び労働者数に於いて全国の8%に過ぎない<sup>10</sup>。1820年代以降、綿花生産高の70～80%までがイギリスを中心とするヨーロッパ諸国に輸出されていた。綿花貿易に於いて重要な役割を果たしたのがファクター（代理商）制度である。綿花ファクターはプランターから綿花を引き取り、ニュー・イングランド、東部の商社の代理店（合衆国の紡績業者に原綿を供給する）、外国人輸入業者またはその代理店（海外に原綿を輸出する）及び自己勘定又は委託を受けて外

国の代理店又はブローカーに荷積みするアメリカ人輸出商に販売する。これらバイヤーと綿花ファクターを結ぶ取引は綿花ブローカーが媒介した。綿花ファクターは委託販売で手数料を得るだけでなく、プランターに各種の貸付を行う金融業者でもあった（奴隷購入資金や日常諸物資の購入）。貿易金融ではイギリスの金融市場に大きく依存した<sup>11</sup>。

これに対し北部は工業化の道を進んだ。1860年センサスによれば中部諸州（ニュー・ヨークなど）とニュー・イングランドとを合わせ、全国の工業生産高の67%、労働者数の72%を占めていた。アメリカ産業革命はニュー・イングランドにおける木綿工業の工場制への移行と共に始まった。1810年代から木綿工場の設立数は急速に増大した。特に力織機の導入と普及は、旧来の農村家内工業（手織機）を駆逐しながら、1820～30年代に近代的工場制を確立していった。1820年代にはペンシルバニア州を中心に製鉄業も新たな展開を見せる。それまで植民地時代以来の中部・南部における主要な製鉄経営であったアイアン・プランテーション（森林や鉄鉱山を擁する広大な土地を専有する製鉄業者が多くはパートナーシップで経営する。その土地に溶鉱炉、鍛造所から住宅まで建設した一種の製鉄村落ともいえる統合的経営体）が次第に解体され、統合されていた各種の生産工程が独立の企業経営として成長し、社会的分業を編成していく。製鉄地も農村から都市部に移動し、経営規模も大型化していった。市場経済発展の大きな契機となった。

1840年代には鉄工業も工場制に移行していった。40年代末～50年代の第1次鉄道建設ブーム期にはレールなどの需要を急増させていくが、アメリカの製鉄業はそれに対応できず、イギリスからの輸入に頼らざるを得なかった。30年代から製鉄技術の改良が進むが、レールの国内消費に占める輸入の比重は増加して70年代初頭には40～50%となった<sup>12</sup>。

また北部では内陸に小農場が多数存在し、道路、運河、鉄道への要求が大きかった。加工業も発展し、流通面でも地域の商人が活躍し、国内市場が発展していた<sup>13</sup>。アメリカが新たに獲得した領土はとりあえず公有地すなわち連邦政府所有地となったが、順次、民間に売却されていく。西部に移住したのは主に東部の農民である。19世紀のアメリカ農業は収奪的粗放農法であったから、生産力の低下した土地の地力を回復するよりは西部に移住した。南部のプランターもタバコや綿花栽培で土地を疲弊させた大農場主は奴隷を連れてアラバマやミシシッピへ移動した。また農民の息子たちは自立するため西部へ向かった。東部の労働者も移動した。とくに下層労働者の移動率は極めて高い。同じ場所に10年以上留まる者はほとんどいなかった。豊かになった者は定着した<sup>14</sup>。

19世紀前半の産業革命の進展に対応して賃金労働者は急速に増加していった。工業労働者数は1820年の35万人から1860年には131万人に増えた。その大部分はニュー・イングランド、中部諸州に集中していた。但し、資本主義的工業部門である繊維工業や鉄工業では近代的プロレタリアートの成立がみられたが、食品加工、製材・木工業、皮革工業などではなお手工業的労働者層がかなり残存していた。資本主義的工業の労働力は主に農民層の分解によって供給されたが、西部の自由地の存在は彼らの賃金労働者への転化を一定程度押し止めた。それに伴う労働力の相対的不足を補ったのが移民であった<sup>15</sup>。

建国から南北戦争に至る時期の商業組織や金融制度を概観しておこう。商業の最大規模のものは東部沿海都市に拠点を置き、輸出入とそれを基礎にして沿岸通商や内

陸通商にも従事していた貿易商人である。国内商品流通の基軸的部分を構成したのは問屋商人層である。彼らは単に商品取引だけでなく貨幣取扱業務も行っていった。輸出入業務に関与することもある。小売業を担うのは主に在村ジェネラル・ストア・キーパーや特定の商品を扱うスペシャル・ストア・キーパーや行商人である<sup>16</sup>。

民間の金融制度の発展は遅れる。その分、当初は州政府が積極的に制度創りに動いた。

19世紀前半の州法銀行の発券業務の基礎は公信用であった。少額の銀行券発行には法的規制があったが、流通手段の不足から許容されていった。東部沿海諸州では貸付は商業資本のために行われ、銀行券は貿易業務や産業企業の創設に使われた。北西部では民間というより州そのものが銀行設立の有力な担い手であった。州の資金源とするためや民間資本が弱体であったためである。建国後に新たに州制を敷いた比較的遅れた州では商人層や農業者への融資などのために州が積極的に銀行設立を支持した。国内開発資金調達のため銀行を利用した州もある。南西部諸州ではプランターが北東部やヨーロッパ諸国から資本を引き寄せるために州が銀行設立を援けた。多くは不動産銀行であり、プランターへの抵当貸付を目的としていた。

預金業務も発展した。特に商業の中心地ニュー・ヨーク市の諸銀行は政府預金のほか商人の預金、関税収入などを集め、貸付業務を行った。他の地方の銀行は預金を集めることが困難だったために発券に依存する傾向が強かった。銀行券価値の安定化のために1824～5年にニュー・イングランド諸州に存在する多くの銀行の自発的加盟によって独自の銀行券償却制度(発券業務のサフォク銀行への集中)が生まれる。ニュー・ヨーク州でも1929年、サフォク制度とほぼ同趣旨の安全基金制度が発足する。1837年恐慌後、ニュー・ヨーク州で自由銀行制度が生まれた。産業企業家の要求を代表するものである。その後、西部諸州に拡大する。南部の銀行のほとんどは個人銀行であった。財政的目的や銀行券の独占的発行権及び諸銀行の営業の規制のために中央銀行(北米銀行、第1合衆国銀行及び第2合衆国銀行)が設立されたがいずれも短命であった。背景には連邦主義と州権主義の対立がある<sup>17</sup>。

19世紀半ば、政治的エリートは北部の大商人、金融業者と南部の大プランターであった。経済的には北部が優位であったが、政治的・軍事的には南部が優位に立っていた<sup>18</sup>。

また北部では生活環境は厳しく、農民たちは協力体制を築き、郡より下位のタウンシップ、道路区、学校区などの自治体が活動していた。南部では郡レベルより下位のレベルでは政治的に意味を持つような自治体はほとんど存在しなかったようだ<sup>19</sup>。

南部では白人成年男子には全て選挙権が認められていたが、実際に選ばれた指導者はほとんど大プランターであり、植民地時代以来の名望家政治が存続していた<sup>20</sup>。その南部のプランターがまた連邦政府を牛耳っていた<sup>21</sup>。例えば、1850年の逃亡奴隷法は逃亡奴隷の所有者への返還を連邦政府に義務づけた<sup>22</sup>。

しかし1860年11月、北部を基盤とする共和党が大統領選挙に勝利すると、南部が連邦を離脱し、1861年2月、分離6州が南部連邦を結成した。4月12日、南軍が武力先制攻撃を仕掛け、内戦が勃発した<sup>23</sup>。

グリフィンによれば南部が分離独立に踏み切った直接の理由は次のようであった。南部は主に綿花を輸出し、ヨーロッパから安い工業品を輸入していたが(北部にも綿花を売り、工業品

を買っていたが輸入品より高価であった)、北部がヨーロッパからの輸入品に關税をかけたため、報復としてヨーロッパがアメリカ産綿花の輸入を中止し、北部の製造業者は競争がなくなり、工業製品の価格を引き上げた。またプランターは奴隷に多額の投資をしていたから奴隷制を廃止すれば、換金作物が生産できず、資本を失うからである<sup>24</sup>。

こうして再びアメリカ合衆国の社会的諸集団にとっての大きな選択の機会が訪れた。諸階層の利害が交錯していたため、南北戦争は単純に南部と北部の戦争ではなかった。例えば、通貨政策については東部の産業企業家、商人と中西部の農民は「成長通貨」を要求し、ニュー・イングランド諸州の金融業者は「健全通貨」を求めていた。貿易政策においてはニュー・イングランドの製造業者(安価な輸入鉄を使用)、貿易業者、金融業者、ニュー・ヨーク市の貿易業者、金融業者及び南部、南西部のプランターは自由貿易ないし穏健な保護貿易を支持していた。

これに対し北西部の製鉄業者や東部の労働者及び北西部の独立自営農民層は徹底した保護貿易を求めた<sup>25</sup>。

公有地政策では入植者＝農民層は公有地の低価格売却ないし無償処分を要求し、連邦政府は公有地売却代金を国内開発のために利用しようとし、南部は独立自営農民を増やすことがプランテーション経済に頼る南部の奴隷制を脅かすものとして、反対した<sup>26</sup>。

こうした階層間の利害対立に列強諸国の思惑も絡んで南北戦争は進行した<sup>27</sup>。北部が戦う目的は連邦の維持にあった。奴隷制廃止が目的ではなかった。緒戦の北軍にとって不利な戦況を打開するため奴隷解放の大義を掲げた<sup>28</sup>。

北部の労働者、農民、小ブルジョア、産業資本、商業資本などは北軍についた。近代的国内市場に基盤をもちたい資本家層は北部についたが、南部と関係の深い商業資本や金融資本及びそれらに影響を受けた勤労者は南部に親近性をもった。南部のプランターやそれと関連する商業・貿易資本、金融業者などは無論、南軍についた。奴隷たちはまもなく北軍に味方するようになる。共和党の連邦政府は西部の政治的支持を得るため公有地に対する農民層の要求を受け入れた。決着はこうした諸集団の勢力関係の結果であり、それに伴い諸制度も変化した。

南北戦争の結果、南部と南西部における奴隷制の廃止(1963年の『奴隷解放宣言』)、モリル関税法の制定(1861年)、ホームステッド法(自営農地法)制定(1962年)、グリーン・バックス発行と国法銀行制度設立(1863年の「国法銀行法」、大陸横断鉄道建設許可と連邦政府による助成などによって、戦前に激化しつつあった階級的＝地域的利害対立をひとまず揚棄し、高関税と自由土地(従って自由労働)及び成長通貨供給を要求した製鉄業の利益と北部や西部の農民の利益及び東部の労働者の要求が受け入れられた<sup>29</sup>。

こうして産業資本発展の制度的桎梏は取り払われた。とはいえシャーキーによれば農業者は自営農地法とインフレの結果生じた農産物価格高騰で利益を得たが、労働者にとって利益は事実上なかった<sup>30</sup>。実際、南北戦争後、北部の工業地帯では労働現場の支配権をめぐる労資の争いが激化し、南部でも資本と労働の対決が見られた<sup>31</sup>。

州と連邦政府の関係も変わった。南北戦争までは合衆国成立の経緯からも州の独立性は高く、それぞれの州がそれぞれの州民の

法的な地位と基本的人権を規定し、保障し、保護した。いわば州市民権といえた。しかしアメリカ住民の基本的権利の第1次保障者としての州の権限の行使はあくまでも伝統に基づいた慣習的行為であった。純法理論としてはアメリカ市民は州市民と合衆国市民の二重の市民身分をもつ。現実には合衆国市民の概念は曖昧なままであった。例えば、移民の帰化について、1795年の法律では帰化の認可権は連邦政府に帰属していたが、多くの州は自州の法律に基づく独自の判断と基準で移民の帰化を認可していた。財政や徴兵など多くの問題についても権限は不明確であった<sup>32</sup>。「南北戦争を契機に州と連邦政府の関係が質的に変化した。通貨、金融、財政、市民権擁護や徴兵義務に於いて、連邦政府は州に対する優越を確立した。州の権限は残るが、強い連邦政府と国家機構を前提とし、そこからの資源、特権やパトロネッジの有利な分配にありつくため、国家に様々な利益団体が群がる時代が到来した」。いわゆる金ぴか時代である<sup>33</sup>。

1870年代以降のアメリカ経済の発展は目覚ましい<sup>34</sup>。

<sup>1</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』第1章第1節。

<sup>2</sup> この場合の体制は資本主義とか社会主義ではなく、特定の歴史段階を特徴づける一連の制度とルールのワン・セットのことを言う。例えば、ニューディール体制。

<sup>3</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』第1章第6節

<sup>4</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』105-7頁

<sup>5</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』107-9頁。

<sup>6</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』109-10頁。

<sup>7</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』116-7頁。

<sup>8</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』146-7, 205頁。

<sup>9</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』153頁。

<sup>10</sup> 岡田泰男『アメリカ経済史』67-8頁；鈴木圭介編『アメリカ経済史』205, 214頁。

<sup>11</sup> 楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造 I』306-315頁；鈴木圭介編『アメリカ経済史』209-212頁。

<sup>12</sup> 楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造 I』55-9, 248-253頁；岡田泰男『アメリカ経済史』82-9頁；石崎昭彦『アメリカ金融資本の成立』140-2頁；鈴木圭介編『アメリカ経済史』226-241頁。

<sup>13</sup> 岡田泰男『アメリカ経済史』69頁。

<sup>14</sup> 岡田泰男『アメリカ経済史』12, 42-4頁。

<sup>15</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』242-3頁。

<sup>16</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』291-5頁。

<sup>17</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』第2章第6節；楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造 I』第2章；グリフィン、G. E. 『マネーを生み出す怪物』第16, 17章。

<sup>18</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』120, 133-6頁。

<sup>19</sup> 岡田泰男『アメリカ経済史』69-70頁。

<sup>20</sup> 岡田泰男『アメリカ経済史』70-1頁。

<sup>21</sup> 石崎昭彦『アメリカ金融資本の成立』103頁。

<sup>22</sup> 長田豊臣『南北戦争と国家』79頁。

- 
- <sup>23</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』378頁。
- <sup>24</sup> グリフィン、G. E. 『マネーを生み出す怪物』449-50頁。
- <sup>25</sup> 楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造 I』243, 253頁。
- <sup>26</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』166-181頁；楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造 I』79-85頁。
- <sup>27</sup> 英仏の支配層、ことに金融界は南部連合に肩入れし、ロシアは北部への支持を表明した（グリフィン、G. E. 『マネーを生み出す怪物』451-4頁）。
- <sup>28</sup> 長田豊臣『南北戦争と国家』75-6頁；グリフィン、G. E. 『マネーを生み出す怪物』第18章。
- <sup>29</sup> 楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造 I』258-60頁；石崎昭彦『アメリカ金融資本の成立』103-4頁。
- <sup>30</sup> シャーキー、R. P. 『貨幣、階級及び政党』第VII章。
- <sup>31</sup> 長田豊臣『南北戦争と国家』251頁。
- <sup>32</sup> 長田豊臣『南北戦争と国家』73-4頁。
- <sup>33</sup> 長田豊臣『南北戦争と国家』あとがき；ノートン、M. B. ほか『アメリカ社会と第一次世界大戦』第20章参照。
- <sup>34</sup> ノートン、M. B. ほか『南北戦争から20世紀へ』第17章。大量生産方式の生成と普及についてはハウンシェル、D. A. 『アメリカン・システムから大量生産へ』参照。

## 2. 資本及び労働の組織化と階級構成

19世紀半ばの主要な階級構成はプランター、奴隷、小農層、貧農、商人、金融業者、手工業者、職人から成り、そして産業資本家も台頭し、工業労働者も勢力を伸ばしてくる。

1860年の就業者構成は次のようである。土木建築・工業・独立手工業者が合わせて193万人、鉱業17万人、交通・公益事業・商業・金融・不動産従事者78万人、農業従事者約621万人であった(58.9%)。1890年にはそれぞれ800万人、76万人、486万人、1100万人(37.5%)となる<sup>1</sup>。

資本の組織化が進展する。1873年恐慌後に資本の集積・集中が展開されるが、19世紀末から20世紀初頭にかけて企業統合が急進展する<sup>2</sup> [表IV-1]。

1912年の主力金融資本グループの産業界における比重は表IV-2のようである。同時に金融機関の集中も進み、金融集団内部における主導権争いも激化した<sup>3</sup>。

20世紀に入ると電力などの公益事業、石油、自動車、機械など新興産業が急成長し、産業構造が変化していくと共に金融資本の勢力再編成が進行した。従来のウォール街の諸集団やシカゴ、ボストンの集団に加え、J.D.ロックフェラーやデュポン、メロンなどの新興勢力が抬頭する<sup>4</sup>。

表IV-1 企業合同

年次	①製造業における企業合同	②合同新設会社数(鉱工業)	合同された会社数(鉱工業)
1897	6	9	71
1898	16	24	306
1899	63	105	1213
1900	21	42	334
1901	19	51	403
1902	17	47	315
1903	5	16	72
1904	3	9	45

出典：①楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造Ⅱ』190頁。②石崎昭彦『アメリカ金融資本の成立』208頁。但し、授権資本百万ドル以上の合同新設会社。

1920年代末には相互に対抗し競合する複数の有力な金融グループが並存していた。第1はモルガン・グループである。20年代を通じて保守的な姿勢を維持しながら、既存の優良大企業を重役派遣や株式所有によって支配し、安定した外国の債券を発行して巨額の利益を得ていた。1932年初め、その影響力はアメリカの株式会社の総資産の四分の一以上に及んだという。第2はロックフェラー・グループに代表される産業資本主導型の金融資本である。スタンダード・オイルや石炭企業などへの支配を軸に株式所有や重役派遣によりナショナル・シティ銀行などの金融業者に影響力を及ぼした。30年代初め、モルガン・グループの半ば近い支配力をもっていたという。またシカゴを中心とする中西部及びカリフォルニアの新興金融資本もこうしたタイプである。第3に、少数の富裕な協力者グループ(いわゆるファミリー)が株式の過半数所有により強力な支配集団を形成していた。メロン、フォード、デュポン、グッゲンハイムなどである<sup>5</sup>。

表IV-2 主要産業部門に占める三大集団の比重(%) (1912年)

産業部門 (以下、電話までは数量中 比重)	モルガン=ファ ースト・ナシヨ ナル	ナシヨナル・シ ティ	クーン・ロープ	合計
鉄道 (マイル数)	34	11	13	58
鉄鋼 (粗鋼生産高)	53	4	7	64
無煙炭 (生産高) *	39	6	29	74
銅 (生産高)	—	50 以上	—	60 以上
電気機械 (売上高)	60 以上	—	—	60 以上
農機具 (生産台数)	85	—	—	85
電話 (台数)	69	—	—	69
支配資産総額 (百万\$)	12,711	3,444	3,637	19,792
うち金融機関	3,043	476	350	3,869
鉄道会社	5,763	2,217	3,155	11,135
工鉱企業	2,455	412	108	2,975
公益会社	1,440	337	24	1,801

\*1907年のデータ。

呉天降『アメリカ金融資本成立史』、278頁。

他方で労働の組織化も進む。

1880年以前の工場では概して、操業は職長や熟練労働者の手に委ねられ、工場は熟練労働者の作業場の集合体といったものであった<sup>6</sup>。綿工業は比較的早くから機械化が進み、不熟練労働者も増加していたが、80年代には鉄鋼工業でも機械化され、熟練労働者の役割と比率は著しく減った。炭鉱業でも採炭機の導入に伴い坑夫を中心とした請負制は後退し、坑内作業の分業が進展し、未経験の農民や農業労働者出身の移民労働者を大量に採用し始めた<sup>7</sup>。

労働運動は1820年代から胎動し始めるが、都市の職人層を主体とするものに留まった<sup>8</sup>。1866年には全国労組が結成されるが、73年恐慌後に消滅し、熟練職種別組合やその全国的連合体たるAFL (アメリカ労働総同盟) が成立する (1880年代)。他方、機械化の進展により半熟練、不熟練の労働者が大量に創出されたから、人種、民族、熟練度の相違を超えた産業別組合が結成された。統一炭鉱労組や全国鉄道組合などが結成され、1905年にはIWW (世界産業労働組合) が結成された<sup>9</sup>。

労働争議も19世紀末から活発化してくる。第1次大戦後の1919年には労資対決が空前の規模となり、スト参加人員は雇用労働者の2割 (400万人超) に達した。主要な争点は組合の結成と承認、団体交渉権を巡る問題である。これは戦時中という特殊な条件下に労働側が獲得した団結権や団体交渉権の存廃を賭けた争議であった。労資対決の天王山が鉄鋼ストであった。鉄鋼資本側は戦後、反組合策を講じ、活動家の解雇などを行っていた。19年9月のスト突入後、資本側は黒人のスト破りを導入し、果ては軍隊まで投入して、ストは敗北に追い込まれた。その後、労働運動は衰退し、組織率も20年の約19%から、29年には10%ほどま



で落ちた。自動車などの新興産業では組合が存在しないか、あっても組織率は低かった。またサービス・事務部門も組織率は著しく低かった<sup>10</sup>。組織率が上昇に転ずるのは30年代後半である。〔図IV-1〕

農業も急激に発展した。1860年から、1910年までに農場数は約200万から約640万まで増加し、農地面積は407百万エーカーから879百万エーカーまで増加した。1農場当たりの平均面積は199エーカーから137エーカーまで減少したから、小規模農場が急増したのである。むろん地域によって状況は異なる。東北部農業は都市向けの集約的農業に転換していく。西部では小農経営が急速に拡大するが、20世紀に入ると小作農も増えると共に大農経営も本格的に展開してくる。南部では事実上、奴隷制プランテーションが分益小作制を根幹とするプランテーション経営に再編された（黒人や白人貧農がプランターより土地から農具、種子に至るまで借りる隷属的な小作農となる）。旧プランターはそういう形で勢力を維持した。自給的農業を営んでいた白人小農民も多くがクロップ・リエン制に取り込まれ債務奴隷化していった。

そうした状況を背景に西部では紙幣増発を求める「グリーン・バック」などの運動が展開され、南部では白人小農民地帯を中心に南部農民同盟の運動が広がった<sup>11</sup>。

だが1900年には金本位制が成立する（1900年の通貨法）。それは貿易収支黒字、資本収支黒字が大きな規定要因であった<sup>12</sup>。海外競争力をつけた工業と海外投資を拡大しようとする金融業者の利益が一致したのである。金融・通貨制度もまた社会的諸集団の利益の合成結果として成立していく。

<sup>1</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』418頁。

<sup>2</sup> 呉天降『アメリカ金融資本成立史』第4章第5節。

<sup>3</sup> 呉天降『アメリカ金融資本成立史』251-61頁。

<sup>4</sup> 呉天降『アメリカ金融資本成立史』257-61頁、第5章。

<sup>5</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』519-20頁。モルガン系はイギリスの樹立した国際金融網のアメリカ化を進め、ナショナル・シティ・バンクなどはロックフェラー・グループと提携して中南米・アジアへの進出を図っていたという（鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』576-7頁；パーロ、V.『最高の金融帝国』175、213-4頁）。

<sup>6</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』93頁。

<sup>7</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』88-9、94頁；石崎昭彦『アメリカ金融資本の成立』第1章第2節、第2章第2節。

<sup>8</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』245-9頁。

<sup>9</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』99-101頁；岡田泰男『アメリカ経済史』155頁。

<sup>10</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』270、431、458-68頁。別のデータでは労組組織率（非農業被用者に対する比率）は20年に18.3%、25年に11.9%、30年に12.3%であった（楠井『アメリカ資本主義とニューディール』、183頁）。

<sup>11</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』394-407頁；鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』103-5頁。

<sup>12</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史』437頁；須藤功『アメリカ巨大企業体制の成立と銀行』71頁。但し、3億\$の国法銀行券の発行限度を撤廃したり、兌換基金として必要時には合衆国公債を無制限に発行できるという規定を設けて、ある程度は成長資金を求める「中西部」や「西部」の産業資本や勤労大衆の声に応じつつ、「東部」諸都市の商工金融利害に対応した〔とりわけ投資金融業者は為替相場の安定と資金導入のため早期の兌換体制を望んでいた〕（鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』125-8頁）。通貨問題を巡る政治的対立についてはノートン、M. B. ほか『アメリカ社会と第一次世界大戦』87-93頁。

### 3. 革新時代からニューディール体制へ

20世紀初頭から第1次世界大戦参戦の時期、独占資本主義段階への移行に伴い独占化の弊害、階級対立の激化と社会的混乱に揺れ動く時代となった<sup>1</sup>。

その時代状況を背景に革新主義＝修正自由主義の理念が登場してくる。それは企業組織や業界団体、労組、農民団体が形成され、個々人は各種団体に属することで自分たちの生活や権利を守り、各組織がメンバーの集約的利益を表出し、それらの利害調整を政府が行っていくという考えである<sup>2</sup>。

そうした理念に基づき共和党セオドア・ローズヴェルト政権（1901－9年）、共和党タフト政権（1909－13）、及び民主党ウィルソン政権（1913－21）は巨大企業の活動の規制や個人所得税導入などの経済政策を実施し、革新主義政権と呼ばれていた。革新主義政権を支えた3つの団体がある。

一つは全国製造業者協会NAMである。1895年に大部分は中西部の製造業者により結成された。もともとは貿易促進のロビー活動を行っていたが、20世紀に入り、労組反対の立場を明確化し、活動の重点はオープン・ショップ制導入に移った。

一つは1900年結成の全国市民連盟NCFである。巨大法人企業の経営者が指導的立場にある。この連盟は労、資、公の三者の利益の調和（協調）を目指す超党派計画の執行を目的とする（コーポレート・リベラリズム）。その活動は労働争議の調停と労資協調のための諸方策の追求であり、企業内部での雇用主と従業員の一体感（一種の親和的温情主義）の意識的創造、福祉活動の推進〔社内福利厚生。脱組合〕、立法活動へのより積極的な参加である。

一つは合衆国商工会議所である。これは新設の商務省の肝煎りで、1912年設置された実業者の全国組織である。主要な仕事は海外市場の情報及び国内の企業情報を収集し、企業に提供し、また政策に反映させることである。

うち中軸となったのが全国市民連盟であり、コーポレート・リベラリズムの理念に基づき巨大法人企業の生産力的意義を評価し、これに「人の法的地位」とほぼ同じ権利を認めると同時にその代償として「公共の利益」と「一般的福祉」の観点からその企業活動に一定の規制を加えるというものである<sup>3</sup>。

とはいえコンサーヴァティヴは依然として根強く、リベラルとの対抗関係がその後も様々な形をとって現出してくる。この時期にはこのコーポレート・リベラリズムによる政策はなお系統的ではなかった。それが政策体系として具体化し、定着するのは大恐慌後においてである<sup>4</sup>。

1930年代には開放体制は維持しつつも、階級対立の激化と大恐慌という高圧力の下で体制選択の大きな機会に直面する。そこからの脱却の道は複数ある。アメリカ合衆国の社会的諸集団はどの道を選んだのか。政策の引き出しは過去の経験から幾つかあった。

主には①1920年恐慌時ないしそれ以前の景気回復策、②革新主義時代のコーポレート・リベラリズムの政策、③第1次世界大戦時の経済統制である<sup>5</sup>。

当時のフーヴァー政権は復興金融公社を設立して銀行への救済融資を積極化し、連銀レートを引下げ、大規模な買いオペレーションの実施により金融緩和を進めた。他方、増税により財

政の均衡化を図った。他に緊急救済・建設法制定により失業対策なども講じた。しかし、あくまでも共和党保守派の枠内の政策であった。金本位制の維持とそれを前提とした世界経済秩序の再建を展望する政策に固執していた<sup>6</sup>。こうした政策や自由主義的制度は資本と労働が組織化され、対立が激化し、経済危機が深化している環境には不適合であった。

深刻な経済危機の克服の道筋が見えないなかで、政治情勢は転換していく。フーヴァー政権を支えた共和党保守派と経済界とくに合衆国商業会議所指導部との関係は緊張し始めた。政権の支持基盤は狭まった<sup>7</sup>。他方、リベラルと呼ばれる政治グループは31年3月、革新主義者会議を開催し（社会改革者や労働運動家などが結集）、それ以降、2大政党の枠内ではあれ、「経済の計画化」などの問題を提起していく<sup>8</sup>。

それとは一線を画して進歩的企業人と言われた財界人（GE社長のジェラルド・スウォープら）が「組織された産業」のイニシアチヴで経済を安定化するプラン（カルテル協定的性格）を提起する<sup>9</sup>。

1932年春には都市の失業問題はもはや従来の合衆国政治の規範では片付かないレベルの問題となった<sup>10</sup>。労働団体の間でも「国家的計画化」が議論されるようになっていった<sup>11</sup>。

1932年4月、民主党大会でニュー・ヨーク州知事フランクリン・ローズヴェルトは次のような演説を行った。「わが国はいま戦争以上の深刻な非常事態に直面している」。従って「わが国の経済活動に対して政府が不可欠な介入を行う必要がある」。「私は現時点のためばかりか、来るべき未来の必要のためにも——反経済循環——経済の計画化を支持する」。このように疑似戦時体制の論理を用いて、「経済の計画化」を導き出し、且つ政治統合を図った<sup>12</sup>。

未曾有の恐慌という客観的状況のなか、共和党への不信と変革への期待を受けて民主党ローズヴェルト政権が1933年3月発足し、ニューディールを打ち出していく<sup>13</sup>。ローズヴェルト政権の支持基盤は労組、南部の保守的民主党支持者、不満をもつ農民層、失業者、黒人貧困層、民族的・宗教的マイノリティを含めた広範な勢力であった<sup>14</sup>。36年の大統領選挙の結果はそれを示す。中西部農村地方の共和党革新派や新移民を背景とした東部都市の共和党革新派もローズヴェルトを支持した<sup>15</sup>。

ニューディールのうち重要なものを挙げておこう。まずは1933年6月成立の全国産業復興法である。その「政策の宣言」は以下のものである。

「広範な失業と産業組織の混乱を生み出したことで、州際通商及び国際通商を阻害し、公共の福利に影響を与え、さらにはアメリカ国民の生活水準を押し下げている国家的な非常事態が現在、存在することを」を認め、「州際通商及び国際通商の自由な流れに障害となるものを除去すること、……産業の組織化を促進することで一般福利を改善すること……、労働者と経営者の一致した行動を奨励し維持すること、且つまた不当な競争行為を排除すること、そしてまた、現在、産業が持つ生産能力を最大限に活用するように促進すること……、生産に対する不当な抑制行為を避けること、また購買力を増進することで工業製品及び農産物の消費を増加せしめること、また失業を削減し再雇用を促進すること、労働基準を改善すること、そのほか産業の復興を促し且つ自然資源を保存すること」を政策課題として掲げた<sup>16</sup>。その第3条はコード（規約）により企業の活動を公益の観点から規制しようというものであった。商業及び工業の団体の申請を受けて大統領が認可した「公正競争規約」は法的拘束力をもつ。価格と賃金の下降を

止めることによって産業を復興させることを意図し、各産業ごとの企業団体に協定（公正行為コード）を結ばせて価格と賃金の安定を図った。企業を指導する機関として全国復興局(NRA)を設立し、最低賃金や労働時間（週 40 時間）を定めた。また、雇用を創出するため公共事業局(PWA)を設立し、道路、学校、病院などの公共事業を活発に行った。さらに第 7 条で労働者の権利を保護し、労働組合結成および団体交渉の権利を認めた。

35年初めまでに基本規約だけで 557 の産業分野で作成された。それは農業を除く、全産業の 90%をカバーし、対象となる事業体に雇用されていた労働者数は 2219 万人に上った<sup>17</sup>。

紀平英作によれば、復興法体制は挙国体制であると同時に資本と労働者の利益を可能な限り国家組織の中に制度的に代表させ、その上で国家官僚が両者の利益を調整するコーポラティズムの体制に近い<sup>18</sup>。

1935年5月に復興法は最高裁判所の違憲判決を受けるが、その理念の一部は「全国労働関係法（ワグナー法）」（35年5月制定）や「公正労働基準法」（38年制定）に結実した。「全国労働関係法」は労働者の団結権や団体交渉権を明確に認め、雇主に労組との交渉を義務づけ、組合員差別、会社組合を禁止し、多数決原理により選出された組合を唯一の交渉機関とする。そして再組織された全国労働関係調整委員会をもって労働争議の独立の調停機関とした。この法律には37年4月に最高裁で合憲判決が出された。

「公正労働基準法」は労働時間と賃金について全国一律の基準を定めた。1909年にイギリスで制定された「賃金審議会法」を範としていた。週当たり最大労働時間は44時間とされ（その後、40時間）、最低時間給は25セントとされた（後に40セントに引上げ）。これを基準として地域ごとに賃金と労働時間の基準を策定する。児童労働はほぼ禁止された。但し、サービス部門や農業など多くの部門は季節労働者を含み適用外とされた<sup>19</sup>。

これがニューディールの最後の主要立法となった。

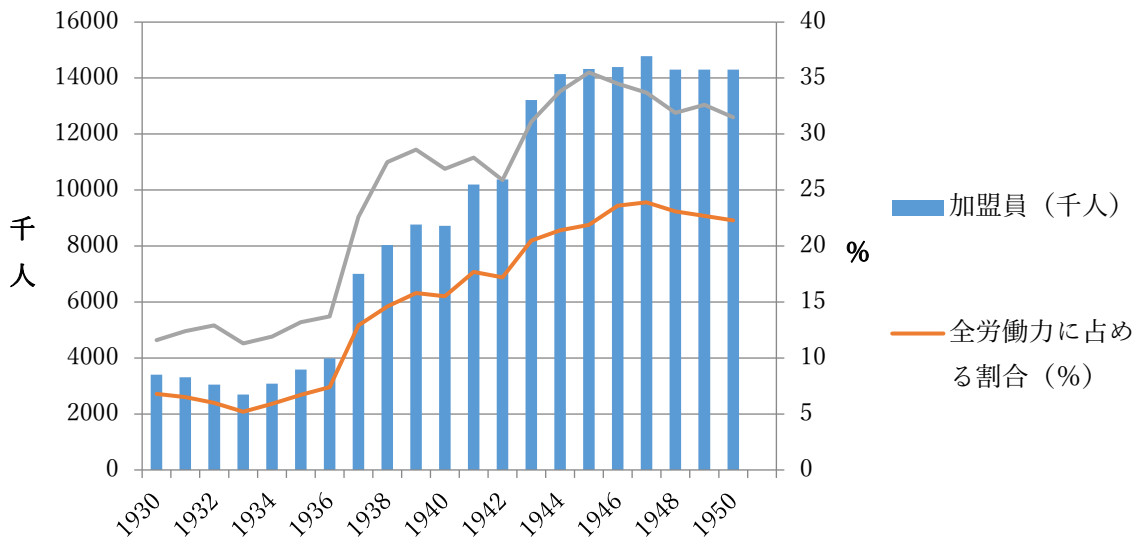
33年に入り、労働争議が増大する。自動車産業では33年夏頃から労働者が組織化を進め（AFLの方針では職種横断的組合であったが、職階縦断的な工場単位の「連邦組合」も組織され、横の繋がりを深めて、産業別「統一自動車労組」を結成していく）、労資対立が激化した。

34年3月初めのミシガン州での組合承認を求めた争議に際しては、3月半ば、大統領が調停案を提示した（調停では「統一自動車労組」の主張した労働者代表多数決原理は退けられ、労働者団体が複数存在する場合は各団体の従業員数に応じた比例代表委員会原則を提示した）。企業側が10%の賃上げを公約し、労組側もAFL中央がスト回避を求め、双方が受諾した。労資関係は不安定な状態が続くが、ひとまず拡大する労働運動の制御には成功した。労組側のセニオリティ・ルール<sup>20</sup>の要求にも応じた<sup>20</sup>。

その一方で30年代前半、ロースクール出のエリート法律家がニューディール機関に就職した（20年代には彼らの多くは実業界や東部大都市で企業向け弁護士事務所に就職していた）。革新派官僚が台頭する。彼らは上からの社会改良の理念をもっていた。彼らが36年6月設立の労働関係委員会のメンバーとなった（この委員会自体は短命であったが）。この委員会が34年8月のニュー・ヨーク州の労働争議に対し下した裁定では多数決原理を明確に指示した。少数者の同等の交渉権を認めれば、会社側がそれを口実に交渉を引き延ばすと考えた。こうした動向が労働関係法の成立に繋がる<sup>21</sup>。

ワグナー法制定以後、労組は勢力を著しく拡大していく。組織率は37年には20%を超えた(非農業部門)。[図IV-1] しかし、AFL内部では産業別組合を目指すグループが台頭し、35年には産業組合組織委員会を結成して離れていく。38年には正式に産別組織会議CIOを結成した。CIOは組合員が370万人を擁し、AFL(340万人)を凌ぐ勢いであった<sup>22</sup>。

図IV-1 労働組合員の変遷(1930-1950年)



出典：紀平『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』、366頁

31年頃から社会政策分野を当面の関心とする新しい政治集団がローズヴェルトの周辺に形成され始めていた。31年1月末、東部5州の知事を中心とした州際会議が開催され、失業保険制度などについて議論された。同年3月の革新主義者会議でも失業者救済事業や失業保険制度が議論された。ローズヴェルトは連帯のメッセージを送っている。32年6月の民主党全国大会は党綱領を採択し、その中で州法の下での失業保険及び老齢年金保険を支持した。30年以降、共和党が後退し、各州で民主党知事が誕生すると、一部で州失業保険法が成立した(37年6月までには48州で成立した)。

アメリカ労働総同盟は移民制限立法成立時点では社会保険制度の導入に全く関心を示さず、失業防止、高賃金保護の有力な手段は移民制限だと主張していたが、大恐慌の下では社会保障制度と労働法の成立を求める中心的社会運動の担い手となった。34年頃からリベラル左派は全国的な一律の失業保険制度の必要性を主張し始めた。ローズヴェルトはひとまずそれは受け容れず、州に可能な限り裁量権を認めた。ローズヴェルト政権は33年11月から失業対策として労働集約的な公共事業を始め、生活扶助を必要とする人々に金銭的な援助を提供した。こうした失対事業の実施を通して社会保障制度整備の機会を掴んだ<sup>23</sup>。

35年8月には社会保障法が成立した。富裕者課税の試みも上程された。それにより都市中間層、インテリ、黒人らも36年大統領選挙ではローズヴェルトを支持した。都市労働者の大

半もローズヴェルト支持母体の要に位置した。当時の労働運動はあくまで組織化や賃上げといった具体的な要求を掲げていた<sup>24</sup>。

ニューディール期の農業政策をみておこう。

33年5月の農業調整法は生産調整を意図した(36年1月、最高裁で違憲判決)。33年5月の緊急農家救済法、同年6月、農家信用法を制定して債務を抱え困窮した農家の救済を試みた。しかし、貧農の救済は不徹底に終わった<sup>25</sup>。

「南部小作農組合」(34年7月結成。黒人・白人共同)の成立以降、政策担当者は本格的な救済政策の必要性を意識するようになった。35年4月上旬、緊急救済認可法が制定され、同月、大統領の行政命令によって再定住促進局も創設された。この機関は自然環境の保全と土地利用計画を管理し、貧困化した農民の自営農化を進め、都市の労働者のためには緑地帯を作することを目的としていた。37年7月には「バンクヘッド＝ジョーンズ農場借地人法」が制定され、農務省内に農場保障局が設置された。これは農業調整法で看過された小作人とクロッパーに寛大な条件で融資し、農場を購入して自立化を促す支援策であった。だが富農層は低廉な労働力が失われることを恐れて再定住化に反対し、計画は放棄された。農場保障局からの融資も返済能力のあるものに限られた。貧農救済は名目的なものに終わった<sup>26</sup>。

自然との調和もニューディール期農業政策の大きな課題である。

アメリカ西部では19世紀末からの独立自営農民育成政策で公有地が農民に払い下げられたが、地方銀行から資金を借り入れ、購入した農地を抵当に開墾費を捻出した。そのため農民は腰を据えて開発するよりも手っ取り早く収益を挙げられる粗放農業に走った。投機的で略奪的な粗放農業は20世紀初めには行き詰まった。土壌浸食は広がり、旱魃など自然災害が頻発した。

20年代の共和党の農政は問題を認識しながらも、乱開発を放置したまま、過剰農産物の輸出に注力した<sup>27</sup>。それが大恐慌の一局面をなした農業恐慌の根底にある。

ニューディール農政は土壌保全と水資源の管理を軸に改革を試みた。36年の「洪水管理法」、37年の「水資源保全施設設置法」、「組合農場植林化法」などである。農民、牧場主と地域住民が協同して土壌の浸食を減じ、洪水管理を行う計画や農場の植林化を進めた。だが、そうした農業改革は未完に終わった<sup>28</sup>。

戦時期には農業構造は大きく変わる。

小作人によって経営された農場面積は1900～1940年にかけて約60%も増加したが、自作農の経営する土地は1910年以来減少した。自作農が小作農に転化したのである。南部のシェア・クロッパーの保有した土地は1930年に著減した。彼らは契約解除により土地から追放されたのである。農村貧民が増加したのに対し、自分の農場に加え、他人の土地を賃借して経営規模を拡大したパート・オーナー(富農層＝自小作)は発展した。[表IV-3]

こうした農業構造の変化に対応して「南部小作農組合」(35年に7州で3万人規模)のような下層農民たちの組織と共に農場事務局連合のような富農層の組織が形成される(メンバーは1933年、15万人、40年には約45万人)。これらは政府への圧力団体として影響力を行使する<sup>29</sup>。

表IV-3 農場の保有状況と農場当り収入

農場の保有状況	1920	1930	1940	1945
全農場 (単位: 百万エーカー)	956.0	990.1	1065.1	1141.6
内訳				
自作農	461.3	372.6	382.2	40.4?
他人の土地も賃借する富農	175.5	246.6	300.8	371.3
大農場経営者	54.1	63.6	68.9	106.4
小作人	265.0	307.3	313.2	251.6
シェアロッパー	22.5	31.6	23.3	18.3
<b>1農場当り平均年収入</b>				
全農場 (単位: 100 ドル)	10.3	7.6	5.5	7.9
自作農	9.1	7.3	5.0	6.4
他人の土地も賃借する富農	16.4	12.4	9.9	15.2
大農場経営者	38.9	41.3	42.2	60.6
小作人	9.7	6.1	4.6	6.9
シェアロッパー	2.6	1.8	1.4	1.9

出典: 楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』122頁。

経営者団体は30年代、概ねニューディールに反対していた。例えば、合衆国商工会議所はNIRAが政府と企業の協調を旗印にして登場すると、当初それを支持したが、原料費の高騰に苦しむ中小企業が出てくると、もともとその労働政策に反対していた会議所は34年末にNIRAを支持しないことを投票で決めた。それ以後はワグナー法、社会保障法、税制改革のいずれにも激しく反対し、1937-38年恐慌後も均衡予算、救済事業の地方委譲などの処方箋を要求した。ただ少数ながら「企業諮問委員会」(BAC)に集まったGMのスローンらのようにケインズ主義を支持する経営者もいた<sup>30</sup>。

30年代において興隆しつつあった国家権力に対する反対は、勃興しつつあった労働組合に対する反対と同様に成熟した法人企業によってではなく、なお残存していた[個人]資本家たちによって音頭が採られた。アーネスト・ウェア、トーマス・ガードラー、ヘンリー・フォード、デュポン、シーウェル・アヴェリーの名前はこの抵抗運動と結びついている。他方、GM、GE、USスチールその他の成熟した法人企業は全国産業復興法のような革新を受け入れる用意があったし、ローズヴェルトに対しても理解を示し、その他のニューディールとも妥協しようとした<sup>31</sup>。

ポーによれば、産業の基本的部門(銀行、工業、農業、電力、輸送)の再編成と再建・活性化、金本位制放棄、互惠貿易協定政策、主要社会諸勢力の協調を可能とする新たな社会的妥協の模索がニューディールの「柱中の柱」をなす政策である<sup>32</sup>。

とはいえ貧しい農民や労働者の利益は必ずしも護られたわけではない。例えば、減反に対応する政府補助金は当然ではあるが経営規模の大きな企業家的農民に厚く、小規模農民や小作人には薄くばらまかれた。上層及び中層の一部が機械化と合理化によって生産性を高め、一層大

規模化した。その過程で数百万人の下層農民の脱農化を促した。また大労組を後ろ盾とした労働貴族や政府部門の肥大化によって多くの官僚層が生み出された。ニューディールに反対していた事業経営者たちもその施策によって整備された経済基盤の上に軍需主導型の経済発展が進むと巨大企業ほど政府に擦り寄っていく<sup>33</sup>。

こうして大企業、富農及び組織労働者の利益は擁護され、社会的諸集団の利害の調和を図る体制が築かれた。けれども、そこからはみ出た社会層は結局、ニューディール体制の受益者にはなりえなかった。

反ニューディールの動きも活発化する。

37年の議会会期に共和党と南部民主党のいわゆる保守連合が形成され、これがニューディールへの抵抗勢力となり、社会立法が頓挫していく<sup>34</sup>。37年には幾分景気回復の兆しのあった中で恐慌を迎える。その後、国際情勢の緊張化と共に30年代末には戦時体制へ移行していく。

世界大戦前夜には強硬路線と国際協調路線の闘ぎあいが続く中、直接には41年9月のグリア事件（ドイツ潜水艦によるアメリカの駆逐艦グリア号攻撃）、同年12月の日本軍の冒険主義的な真珠湾攻撃を奇貨として干渉主義＝強硬派が最終的に大勢を制した。

30年代にはなおアメリカの孤立主義、中立主義の風潮は強かった。しかし、39年11月には中立法を改定して武器禁輸を解除し、「現金払い、購入国船方式」での武器輸出を認めた。ドイツ軍の電撃戦、とりわけヨーロッパ低地諸国への侵攻やフランスのあっけない陥落を目の当たりにして、リベラル派の人々は孤立主義を捨て去り、孤立主義は保守派の領分となった。

41年3月には武器貸与法が成立する<sup>35</sup>。こうして参戦に向かった。

<sup>1</sup> 鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』230頁。

<sup>2</sup> 楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』15-6頁。20世紀初頭の革新主義については有賀夏紀『アメリカの20世紀(上)』第2章；紀平英作編『アメリカ史』第7章。その中心的担い手は資本・知識を有する企業経営者、技術者、知識人などの中産階級であり、その時代に「現代アメリカ」の原型が形作られたという。

<sup>3</sup> 楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造Ⅱ』192-206頁；ノートン、M. B.ほか『アメリカ社会と第一次世界大戦』第21章；春田素夫編著『現代アメリカ経済論』第3章1. 2. など。革新主義の時代の状況は東部の大企業・大金融業者と中西部の中堅企業・新興金融業者の対立を軸に展開された。20世紀初頭の投資金融業者による企業合同の際の水増し株発行による巨額の不正利得の判明が革新主義運動の序曲となったようだ（鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』335頁）。

<sup>4</sup> 楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』12頁。

<sup>5</sup> 大戦時の政策については鈴木圭介編『アメリカ経済史Ⅱ』415-426頁；楠井敏朗『アメリカ資本主義の発展構造Ⅱ』208-211頁。

<sup>6</sup> 佐美光彦『世界大恐慌』694-701頁；楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』30-31頁；紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』128-9、164-5頁。

<sup>7</sup> 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』162頁。

<sup>8</sup> 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』136-144頁。

<sup>9</sup> 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』154-161頁。

<sup>10</sup> 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』164-5頁。



- 11 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』169頁。
- 12 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』169-70, 179頁。
- 13 岩波講座『世界歴史 27』380-5頁。
- 14 ポー、ミッシェル『資本主義の世界史 1500-2010』268頁。
- 15 岩波講座『世界歴史27』415頁。
- 16 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』190頁；榎本正敏編著『現代資本主義の基軸』231頁。
- 17 榎本正敏編著『現代資本主義の基軸』第1章；岩波講座『世界歴史 27』391-2頁；紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』192-6頁；楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』46-7頁。
- 18 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』247頁。
- 19 楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』119-123頁；紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』368-71頁；馬場宏二編『世界経済Ⅱ アメリカ』108-10頁。
- 20 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』300-310頁。
- 21 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』380-7頁。
- 22 岩波講座『世界歴史 27』436頁；ノートン、M. B. ほか『大恐慌から超大国へ』81-5頁。
- 23 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』247、271-97, 310-11頁 30年以前にも公務員や一部民間企業で退職年金制度はあった（紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』312-3頁）。
- 24 岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』230-1頁。
- 25 楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』103-12頁。
- 26 楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』114-16頁；岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』230-1頁。
- 27 楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』226-7頁。
- 28 楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』223-5頁。
- 29 楠井敏朗『アメリカ資本主義とニューディール』111-3頁。
- 30 岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』231頁。
- 31 ガルブレイス『新しい産業国家』344頁。
- 32 ポー、ミッシェル『資本主義の世界史 1500-2010』269頁。
- 33 岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』232-3頁。連邦公務員は1901年に24万人、1930年、60万人であったが、1940年に100万人超となった（岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』255頁）。
- 34 岩波講座『世界歴史27』420頁。
- 35 ノートン、M. B. ほか『大恐慌から超大国へ』130-2, 139頁；紀平英作編『アメリカ史』309-18頁。ローズヴェルト政権は34年から政権初期の孤立主義＝一国主義的政策を改め、経済ブロック化に反対し、関税引下げを追求していく。その中心人物がハル国務長官である。輸出志向が強く、自由貿易を求めた経済界の一部もそれを支持した。ハルは議会民主党と協力して34年、互惠通商協定法を成立させ、またフーヴァー政権の軍事的介入を控える政策を踏襲した。33年、ソ連を正式に承認した。日本とも妥協を選択した。だが、国際情勢の緊迫化の中で38年頃から軍事力の増強を急ぎ始めた（紀平英作編『アメリカ史』313-5頁）。

#### 4. 第2次世界大戦と戦後経済システムの形成

大戦期アメリカの準戦時・戦時経済については河村哲二の優れた研究がある。その業績に依拠して、主に戦時に編成された社会的諸集団の関係や創発された管理手法、技術、ルールが戦後体制にどのように受け継がれたか、という点に絞って考察してみたい。

アメリカの戦時経済でも閉鎖化と内外の高圧力の下で、統合化が進み、経済の全般的な安定化の機構を伴う産業動員体制が確立された。それは戦時行政機構を通じて国家が経済過程を「組織化」し、「管理」することによって、大規模な軍需の発動に主導されて生じる高水準の資本蓄積を維持・持続させるものであった。とはいえそうした戦時に特有の資本蓄積体制は単に国家の管理によるものではなく「市場機構」と既存の企業システムに依存して機能していた。資本蓄積は巨大な軍需に主導され、連銀の金融に依存して進行しており、種々の供給制約や生産編成の不均衡の顕在化及びインフレ圧力を必然化せざるを得なかったから、国家の戦時行政機構が市場機構を通じた調整過程に介入したり、補完して、供給制約や不均衡の累積を解除する必要があった<sup>1</sup>。

戦時の産業動員体制において軍と産業大企業の間直接的な関係が大規模に形成された。アメリカの大戦期の産業動員においては軍—戦時生産局—産業を基軸とする戦時行政機構が出現した。そこでは軍が基本を決定する軍需プログラムに基づき、軍が直接、産業・企業と軍需調達契約を履行し、産業動員の現実的な実行機能の中核部分を戦時生産局がその行政機構を通じて担当する。実際にはそれを基軸としながら多様で複雑な行政機関が形成されていたことは言うまでもない。

戦時生産は基幹的重化学工業において戦前から支配的であった大企業によって担われた。実際、1940年6月から44年9月までの政府による戦時供給主契約のうち上位100社に対する契約の比重は67.2%であった。全体としては500人超雇用企業が戦時主契約の78%を占め、戦時生産の70%を占め、500人以下の中小企業は一次以下の下請を含めても30%に留まった。金融面でも国家の主導性は強い。とくに42年以降、民間金融は後景に退き、国防工場公社DPC（復興金融公社の子会社）方式や政府直接金融・所有方式などの政府資金による拡張が中心となった。復興金融公社はそれまで景気対策のための産業金融機能を果たしてきたが、国防プログラムにも活用された。DPC方式は政府資金によって建設された国防・戦時生産施設を政府に代わってDPCが所有し、それをリースして民間企業が操業するものである。

こうした戦時生産を通じてアメリカの産業基盤は大幅に強化された。それも北西部の旧来の工業地域だけでなく、南西部、西海岸の新規の工業地域の発展が目覚ましい<sup>2</sup>。

1940年8月から「自発ベース」で個別的「優先統制」が導入された。これは第1次大戦期に行われた物資フローの基本的な統制手段であった。それは軍需調達計画の優先度に応じて発注契約に優先順位を付与し、優先度の高い軍需品の確保を図るものである。それはしかし製造企業の既存の供給連鎖体系に依存して機能するものであるから、その供給制約そのものを克服できるものではない。そこで軍需の更なる拡大と供給制約の顕在化と共に別の統制方式が要請される。まずは個別的生産統制命令による民生生産の軍需への転換である。これも第1次大戦期の統制手法の範囲内にあった。

それに加えて41年後半期には鉄鋼、アルミなどの基礎資材の全般的配分統制を行う「生産必要量計画」PRPが「自発ベース」で開始された。それにより42年末までに戦時転換が可能であった産業的生産能力はほとんど戦時生産に振り向けられた。だが、それは個別生産主体別に申請を行い、「水平的配分」を行うという手法は事務処理も困難であり、各資材の供給能力と均衡させた全体的物資配分のコントロールを阻害した。そこで42年11月に統制物資計画CMPが発表され、翌年1月、正式に発足した。これは統制対象を基本的生産資材に絞り、「垂直的」に配分するシステムであったが、上意下達の官僚主義的機構ではなく、実質上、軍需の主契約が集中した比較的少数の基幹的重化学工業の巨大企業の産業組織（サプライヤーとの取引関係も含む）に依存して機能した。それら大企業は統制資材の割当量の配分権限も握り、それにより供給体制全体の企業間関係を組織しえたのである。これは戦前に形成されていたアメリカの寡占的企業体制に適合し、重要軍需物資の配分システムとしては終戦まで有効に機能しえた。またそれを補完するために「水平的」手法も併用された。そうしたシステムは大企業体制の産業基盤の強化に資するものであった。こうした生産統制の大部分は終戦後ほどなく、ほとんど廃止された<sup>3</sup>。

準戦時期から価格統制も実施された。1941年4月から、国防諮問委員会の価格部が業界団体ないし主要企業との非公式協定の形で基礎的生産資材について価格統制が「選択的に」開始された。41年8月、価格安定本部OPAが設置され、価格統制機能がここに集約され、価格統制対象が拡大した。但し、統制範囲は特定商品グループに偏っていた。参戦によって42年1月末に緊急価格統制法が成立し、全面的かつ強制的ベースの価格統制が開始される。4月にはこの法律に基づき価格上限をほとんどの商品に設定する。10月には緊急価格統制法が修正され、価格安定法が成立し、賃金・価格のインフレ・スパイラルの抑制措置が採られ、農産物の価格上限基準が変更され、統制の実質化が図られた。農産物価格などの抑制は困難であったが、それでも生計費上昇には一定程度歯止めが掛かった。

価格統制により物価上昇は抑制されたといえ、企業の利潤を確保しうる範囲で統制価格は設定された。戦時でも価格インセンティブが活用されたのである。軍の直接的調達品については調達を優先するため「費用プラス」方式が原則となった。OPAも統制価格の設定において参戦期前半（43年初めまで）に第1次大戦とは異なる「産業利益基準」または「総計利益基準」を原則として採用した。これは特定産業の主要部分に対して「ベース期」（基本的に1936-39年）に得ていた税引き前利潤の合計額を保証する水準以上に上限価格を設定するものであった。43年後半からは必須生産の増加のため第1次大戦期と類似した「大量」原理に立つ「供給基準」も用いられた。これは最高コストの販売者のユニット・コストをカバーしうる水準に上限価格を設定するものである。こうした統制価格決定方式は企業にかなりの利潤を齎し（超過利潤税などを徴収されたとはいえ厳格ではない）、軍需品の大幅増産を促すと共に、大企業が自己金融化を促進する効果をもった。価格統制も終戦直後は一部残存するが、47年頃にはほとんど廃止された<sup>4</sup>。

戦時期の労資関係はニューディール期に形成された基本的枠組みを前提にして労働者を産業動員体制に組み込み、労資関係を安定化させるべく形成された。

まずは労働力供給の確保のため大規模な訓練プログラムが実施された。これは特段目新しい

ものではないが、労働力の質的向上には役立ち、戦後の経済成長を支えた。労働力配分については失業対策のため職業斡旋機関として1933年に設置された雇用局が、参戦初期には国防諮問委員会・生産管理本部の労働部に、後には戦時人員委員会に移管されて、戦時産業への労働力動員機構に組み込まれた。大戦後半には統制が強まる。

労資関係安定化のために「戦時労資休戦体制」の維持政策が追求された。参戦後、大統領は1941年12月に労資会議の招集を要請し、組織労働と経営の代表によって正式に「ストなし協定」が合意された。また紛争処理のため戦時特別仲裁機構が形作られた（基本的にはニューディール期に確立された労資紛争処理機構を補完し、国家の介入によって紛争を最終的に処理する）。41年3月には全国国防仲裁委員会が設置され、42年1月初旬にはより強力な強制裁定権限をもつ全国戦時労働委員会が設置された。

41年には軍需景気を背景に労働攻勢が強まり、組織率も42年には40%まで高まる。組合側はユニオンショップやクロズドショップを要求したが、経営側は抵抗した。その妥協案として「組合員維持」方式が登場した。この方式はバリエーションはあるが標準的には組合脱退のための15日間の猶予期間を組合員に与え、その後は組合の協約がある限り組合員として留まること、非組合員または新規雇用者は組合加入を強制されないことを主な内容とするものである。軍による接収という「強権」発動も背景に置きつつ組織化問題の妥協的解決によって労資関係を安定化しようとした。

戦時経済への本格的移行と共に大規模な軍需や財政出動により物価・賃金抑制の必要性が高まる。ここで労資休戦を維持し、労働市場を通じた労働配分システムも維持しつつ、戦時のインフレ・スパイラルを抑止するために賃金抑制を実施するという基準として登場したのが「小鉄鋼定式（フォーミュラ）」である（42年7月、ベスレームなど鉄鋼各社におけるCIOの賃上げ紛争に関する全国戦時労働委員会の決定によって定式化されたもの）。要するに生計費上昇の枠内で賃金引上げを認めるという原則であった。当初は全国戦時労働委員会の賃金問題の管轄は紛争ケースのみに限定されていたが、42年10月の価格統制法以降、全国戦時労働委員会に全ての賃金上昇を規制する権限が与えられ、賃金決定の基本方式が確立された。それでも戦時、加補給などによって労働者の所得は増加した。ともあれこうした方式によって戦後一般化した生計費調整条項のベース的關係が形成された。

また戦時、新規労働者の大量流入や大幅な再訓練の実施及び過度な労働力移動の制限とも関連して明確な職務定義、職務区分、職務対応賃金体系が大きく普及した。同じ事情からセニョリティ制の拡大と定着が促進された。

更に戦時統制・戦時労資協調の下で、労組による「経営権」承認のベースが形作られた。戦時期には職長権限の弱体化と職場規律の弛緩が進んだ。企業側は人事部などの経営組織を通して工場現場の管理を強化し、職場規律を維持しようとした。他方、組合側は組合員維持協定によって組合組織自体は躍進したが、職場・地方支部レベルの交渉力は削がれた。また戦時生産局の下で推進された増産運動による工場レベルの労資委員会の設置や労働者提案制度の導入、訓練計画の推進など、工場現場の生産システムの運営に関する労資協調が進展した。1947年のタフト=ハートレイ法では職長が企業の経営組織の末端として吸収され、戦時の「経営権」の実質上の強化の上に、戦後労資協約における「経営権」の承認に繋がった<sup>5</sup>。

それではこうした戦時経済体制から戦後アメリカ経済は何を受け継いだのであろうか。河村哲二は戦時経済がアメリカの企業体制、労資関係、国家と経済過程の関係などに幅広いインパクトを与え、長期的・構造的な変化、つまり戦後経済の「持続的成長」と「パックス・アメリカナ」体制の確立の決定的要因となったとして、その強い影響を強調する<sup>6</sup>。その論点を簡単にみておこう。

第2次大戦後の戦後再転換過程の最大の特徴は第1次大戦後のような急性的戦後恐慌は発現せず、幾分の景気後退があったものの比較的安定的な持続的成長過程に接続していったことにある。その要因は次のようである。まずは戦時における産業基盤の拡充と高度化である。次いで戦時から受け継いだ妥協的な労資関係であり、戦時の所得上昇によって分厚い中間層が形成され、個人消費面から経済成長を支えた。また戦時の産業動員体制が大企業に依存していたため寡占的企業体制が一層強固となった。更に戦時期を通じて国家の経済管理が進展し、直接的な戦時統制は比較的早く解除されたとはいえ、その管理手法はより精緻化されて受け継がれた<sup>7</sup>。

戦時の産業動員体制の解除が進むにつれて軍需から民需への大規模な需要構造のシフトが生じる。軍需は激減しても個人消費や民間投資の「繰り延べ需要」が発動する。だが安定的労資関係と政府の経済過程への介入と管理責任の明確化によって戦後のインフレ・スパイラルは抑制され、経済は安定成長軌道に乗った<sup>8</sup>。

終戦後、戦時統制の籐が外れるとインフレの昂進から生活費の急上昇を招き、労働争議が急増し、労働不安が高まった。産業界の危機感を背景に1947年6月、前年の選挙で多数派となった共和党と民主党保守派の賛成によってタフト＝ハートレイ法が成立した。これはクローズドショップ禁止、二次的ボイコットなど「不当組合行為」を規定すると共に、刑事罰の適用を規定したり、「冷却期間」の導入などでストを抑止するなど、組合の活動を大きく制限した。それはワグナー法を修正し、団体交渉と労働協約の枠組みに組織労働を組み込む法的枠組みを創り出した。こうした形で戦時以来の政府による賃金・労資関係への介入に踏まえ労資関係の安定化を図った<sup>9</sup>。但し、これは戦時体制の影響というよりは戦時の挙国一致体制のもとで沈潜化を余儀なくされていた自由主義者＝保守派の巻き返しかもしれない。

労働協約の内容は妥協的である。例えば、48年のGM-UAW協約では労働統計局の生計費指数と賃上げを結びつける生計費調整条項が定式化され、生産性上昇を賃上げに結合する年次調整条項が定式化された<sup>10</sup>。ここに当時の典型的な労資関係が示される。

国家による経済の管理については直接的統制は継続困難であり、それに代わって46年後半から財政・金融政策に重点が移る。税収は戦時税制を受け継ぎ、個人所得税や法人税の比重が増加した。これは「自動安定化装置」として機能した。軍事支出は戦後一旦急減するが、冷戦の影響で48年以降、再び増加に転じ、連邦政府支出に占める国防支出は50年代には常時50%を上回った。戦後も動員解除は不徹底に終わった。連銀の金融政策は終戦からほぼ2年近くは財務省の公債政策に従属し、戦時期以来の短期信用ベースの拡張構造が基本的に維持されていた。しかし、47年後半からはインフレ昂進に対処するため金融引き締め方針に転換した。それも長くは続かず48年末から景気後退が明確となると消費者信用規制緩和、証券取引の証拠金率引下げ、政府証券の価格抑制政策の停止などの措置が採られた。一定程度反循環的機能

を果たした。加えてアメリカの戦時の政府対外援助が形を変えて継続され、アメリカを軸とした戦後世界経済秩序の再編成に寄与した<sup>11</sup>。戦時の海外援助を経て、戦後、海外投資や援助の資金がアメリカに還流する仕組みが構築されたのである<sup>12</sup>。

改めて戦時経済の戦後アメリカ経済体制の諸制度への影響を考えてみよう。

戦時に拡張された工業生産能力はかなり汎用性の高いものであったから、ほぼ戦後に受け継がれた。政府所有の工場施設の大部分も戦時期、大企業によって戦後の買取オプション付き、且つ名目的リース料で操業されており、その多くは平時生産で利用できた。政府所有の工場施設及び生産施設は終戦後、戦時資産庁によって余剰資産としてほぼ戦時の操業者を中心に安価に売却またはリースされた。しかも上位 250 社がこうした戦後の処分工場の 70% (原価) を獲得した。例えば、US スチールには建設費 2 億 250 万 \$ の 2 つの大鉄鋼工場を 4750 万 \$ で払い下げられた。さらに戦時には技術革新が進展し、産業技術の高度化と電子工業を始めとする先端産業が発展した<sup>13</sup>。それは疑いない事実であろう。但し、それは第 2 次大戦時のアメリカに限られることではない。

戦時経済から戦後経済が受け継いだ最大の遺産は産軍複合体の形成である。戦後のアメリカ産業構造においては軍需産業が民間産業の最重要な部門として定着した。58 年会計年度における軍需品契約最大 15 社を部門別に分けると、航空機 8 社、電機・機械 5 社、自動車 2 社となる。軍需品調達額では航空機、誘導ミサイル、エレクトロニクス・通信設備で 63.3% を占める。冷戦期における軍需部門は先端技術を駆使しうる諸企業とりわけ独占資本によって担われていた。それらは軍需品生産に関わる所要費用は全て弁済され、規定の利潤が保証される有利な価格決定方式を享受し、独占的高利潤を確保できた。鉄鋼、自動車など在来の重要産業もほぼ独占的市場構造を有していた<sup>14</sup>。第 2 次世界大戦後、軍需産業や基地の集中する少数の地域には軍事費に関わる強力な地域的・産業的利益集団が形成されている<sup>15</sup>。

GDP に占める軍事部門の比率は 1950 年代には平均 10% であった。70 年代には約 7% に低下するが、絶対額は増加した。1979 年、兵器産業を除き、航空機産業の生産額中、国防総省からの受注は 39.6% を占め、通信機器産業は 51.8%、造船業は 50.4% であった<sup>16</sup>。

表IV-4 ① 8大金融グループの支配資産 (1935年)

	産業 (46社)	公益 (20社)	鉄道 (14社)	銀行 (16社)	合計
モルガン=第1 ナショナル	3,920	12,191	9,678	4,421	30,216
ロックフェラー	4,262			2,351	6,613
クーン・ローブ		342	9,963	548	10,853
メロン	1,648	859	153	672	3,332
シカゴ	858	813		2,597	4,268
デュポン	2,232			396	2,628
クリーブランド	1,066			338	1,404
ボストン	425	554		740	1,719

単位：100万 \$

## ② 8大金融グループの支配資産 (1955年)

	製造業・鉱業	輸送公益	金融	合計
モルガン	12,550	16,495	36,261	65,306
ロックフェラー	17,303	9,083	35,023	61,409
第1ナショナル・シティ銀行	2,682	2,394	8,107	13,183
デュポン	9,366	0	6,655	16,021
メロン	8,040	252	2,208	10,500
クリーブランド	5,127	5,383	5,154	15,664
シカゴ	9,564	2,914	9,527	22,005
バンク・オブ・アメリカ	1,218	57	13,127	14,402

単位：100万\$

出典：パーロ、V. 『最高の金融帝国』154頁；金田重喜「アメリカの産業構造と八大財閥の変遷」『経済論叢』第84巻第1号（1959年）、73-4頁。

その結果、支配的金融集団の勢力図は大きく変わった。戦前には圧倒的な勢力を誇っていたモルガン系金融集団は相対的に地位が低下し、その代り、ロックフェラー系が抬頭し、55年にはモルガン系と肩を並べるほどになった。その産業基盤は石油や航空機であったから、軍需の恩恵を大きく受けた。モルガン系は航空機やアルミなどの工業に足場がなかった。またデュポン、メロンやクリーブランドといった産業型金融資本集団が戦時を通じて急成長した。いずれも軍需との関連性が強い重化学工業に基盤がある。他方、金融業に強く依存していたクーン・ロープグループは衰退した<sup>17</sup>。

[表IV-4]

戦後の巨大企業体制の確立と共に専門的経営者・管理者層が増大し、その地位も向上していく。製造業における雇用者数に占めるホワイトカラーの割合は1947年に16.4%であったが、65年には25.9%に増えた。アメリカではホワイトカラーが労組に組織されることは稀である。技術的・専門的な労働者をも含めたホワイトカラーの全労働者数に占める割合は1900年、17.6%であったが、65年には44.5%に増加した。ホワイトカラーのうち組合に入っている者は約12%に過ぎず、この割合は製造業ではわずかに約5%である。但し、公務員の組合加入は増加している<sup>18</sup>。労組の力は弱まったとはいえ、依然大きな影響力をもった勢力ではある。

1960年に労組員総数は約1700万人、組織率（非農業労働者）は31.4%、70年にはそれぞれ1900万人超、27.5%であった<sup>19</sup>。

政府部門の肥大化は一層進んだ。1940年に100万人超であった連邦公務員は第2次大戦中に300万人を超えた。戦後、一旦、200万人前後に減るが、1960年代には再び300万人台となった（地方公務員や軍人は含まない）<sup>20</sup>。全雇用者に占める政府職員（州及び地方含む）の比率は1948年の11%から70年には17%に増大した<sup>21</sup>。

また戦後アメリカの金融構造において特徴的なことは大戦期の膨大な国債発行の結果として、金融市場に多額の国債が累積したことである。47年には残高はGNP比110.2%に達した。個人、商業銀行、政府機関信託基金、連邦準備制度などが主たる国債の保有者であるが、商業

銀行や連邦準備銀行に蓄積された国債は信用の調節手段として重要な役割を果たすことになった。従来の割引率操作に代わる公開市場操作、つまり信用の量的統制手段の出現である。

アメリカの資本市場は「自己金融」傾向にも拘らず、1950～60年代、企業の投資意欲は回復し、外部長期資本への需要が拡大した。それに応じたのは銀行外金融仲介機関、つまり連邦信託基金などの政府関係機関、生保、年金基金などである。とりわけ生保の社債購入額は51年、アメリカ全社債発行額の77.9%を占めた。年金のかなりは商業銀行の信託部門に委託された。

アメリカの金融政策史上、とくに大きな意義をもっていたのが1951年「合意」である。第2次大戦中、連邦準備銀行は財務省の国債発行を助け、積極的買いオペレーションを継続したが、戦後においても、政府証券の価格支持＝低利回りの維持による国債費用の削減という財務省の国際管理政策に従わざるをえず、市中の売りに対して受動的に買いオペレーションを続け、インフレを抑えることが出来なかった。そうした折に朝鮮戦争が勃発し、低利借り換えを主張する財務省とインフレ抑制のため利上げを狙う連邦準備銀行は決定的に対立した。この対立は51年3月の財務省と連邦準備銀行の共同声明によって終止符が打たれた。両者は政府の資金調達を成功裏に行い、同時に国債の換金化を極力抑えるということで合意に達した<sup>22</sup>。

農業面でも大きな変化があった。第2次世界大戦時、小作人やクロッパーにより耕作された土地は減少した。これに対し富農や資本主義的大農場経営は増加した<sup>23</sup>。

1950年、全就業人口に占める農業就業人口の比率は15.6%に低下した。その後も急速に減っていく。特に南部の黒人、プアホワイトを中心とする分益小作農の減少は著しい。しかし、農場規模は拡大し、農業経営の機械化、ケミカルゼーションや品種改良が進展し、生産性は急上昇していった。第2次大戦前もそうだが、大戦後も1950年代前半まではアメリカでも農村は南部を中心に膨大な数の貧困農民を抱える貧困地帯を形成していた。50年センサスでは農産物販売額5千ドル未満の農場数が314万ほど存在し、これに兼業農場や居住農場を加えると415万5千となり、農場総数(564.8万)の78%を占めた。それが69年センサスでは販売額5千ドル未満の農場数は139万まで減少した(農場総数の46%)。

またアメリカ経済の発展によって農外の雇用機会が拡大し、農業就業人口を吸収した<sup>24</sup>。戦後のアメリカ農業は農薬と化学肥料を多用し、ビジネス化していった。農産物輸出も拡大する。富農層は増大し、強力な圧力団体となっていく<sup>25</sup>。

自・小作別の農家数は表IV-5のようである。50年代には急速に小作農場が減少した。下層農民の脱農化と小農大型化が進んだ<sup>26</sup>。

表IV-5 自小作別農場数

	1950	1954	1959
自作	3092	2737	2119
自小作	826	857	811
管理人	24	21	21
小作	1447	1168	760
(うちクロッパー)	347	268	121

単位：千

出典：大内力編著『農業経済論』266頁

このようにアメリカの戦後の「持続的成長」は「成熟した寡占体制」を軸とし、耐久消費財部門と軍産複合構造を主たる産業基盤としていた。それはアメリカの「伝統型」労資関係と一体化した大量生産システムの拡大・定着を伴った。国家による経済管理体系の形成も一定程度



経済成長安定化に寄与した。国内的には「福祉国家」と軍産複合体とが構造化され、国際的にはドル体制＝「ドル撒布」によって世界経済復興＝発展を主導し、それがまたアメリカ経済の成長を支えた<sup>27</sup>。

巨大企業と組織された労働者集団との協調体制(労働生産性向上が賃金上昇を上回る仕組み)による持続的成長は基幹的労働者層の生活水準を向上させた。巨大企業の成長と国家機構の肥大化は専門職、ホワイトカラーを増大させ、そして経済成長はまた多くの農民層の収入増加を齎し、分厚い中産階級が形成された。20世紀初頭、大都市人口の約半数は貧困ライン以下の生活を強いられていたが、20世紀中葉には20%以下に下がった<sup>28</sup>。但し、底辺には体制から疎外された貧困層が滞留していた。

こうした社会的諸集団の組織的確立のもと、第2次世界大戦後には、トルーマン政権の時期から多様な圧力団体がそれぞれに利益を主張して、国家に働きかけ、それらのバランスをとる多元主義的政治体制が出来上がる。中では産軍複合体が圧倒的な力をもった。国家への忠誠を求める保守勢力が台頭し、リベラル左派までも含み対抗勢力を、締め付け、排除しようとした。大戦中、連邦議会に於いて共和党陣営が勢力を挽回し、民主党内でも南部勢力の影響力が再び増大したからである<sup>29</sup>。

その後もニューディール派と保守派との対立関係は続く。前者は20世紀初頭以降に形成され始め、ニューディール期にその地歩を築いた「革新派」であり、非常に大雑把に言えば労組、金融業、サービス業、情報産業を中心としたグループである。後者は産業独占、とりわけ東部の重化学工業と軍部及び大農経営者を中心としたグループである<sup>30</sup>。戦後の政治経済は基本的に両者の闘ぎあい、対抗と妥協の中で進展していく。いずれかが行き過ぎれば、揺れ戻しが生ずる<sup>31</sup>。

結局の所、戦後アメリカ経済の基本的諸要素が形成された時期がニューディール期か、戦時かという問題に関しては、どちらにもあると言えるし<sup>32</sup>、それ以前にもあるとしか言いようがない。それまでに創発され、何処かに堆積してきた諸制度、諸手段が、既存のそれも含め、環境の変化とそれへの主体的対応の中で、支配的社会諸集団ないし何らかの影響力をもつ集団によって選択され、組み合わされ、そうして出来上がった制度的体系が環境に適合すれば、新たな経済体制として定着するのである。戦時体制の影響を重視するのは無論、戦後アメリカ経済の軍事大国的体質の側面とそれに基づく「高蓄積」と「拡張循環」構造を明らかにするためである。実際、現代アメリカ経済の重大な問題点の一つが産軍複合体の支配と軍需依存にあったことは間違いない。

だが問題はそれがいかなる社会的諸集団の行動と相互関係において生まれてきたかということであろう。戦勝国が福祉国家への途を選ぶこともできたのに何故、軍事大国の途に進んだのか。終戦後一旦、軍事支出は大幅に縮小したのだから、軍事費膨張への逆転現象は戦後の国際環境により余儀なくされたには違いない。だが冷戦が終わっても軌道修正は出来ていない。そこには環境要因だけでなくアメリカ国内の主体的要因がある。歴史研究の課題はその反省材料を提供すること以外ではない。

- <sup>1</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』219-21頁。
- <sup>2</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』222、228-31頁、第2章。国防期の財政支出増大や増税及び公債発行とその管理については河村哲二『第二次大戦期アメリカ戦時経済の研究』第9章第1、第2節。
- <sup>3</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』第3章、230-1頁。「国防期」=準戦時期の産業動員体制の形成については河村哲二『第二次大戦期アメリカ戦時経済の研究』第2章。ガルブレイスは第2次大戦中、価格統制の任に当たっていたが、物価に関する諸決定は広範にわたるスペシャリストたちの集団によって決められた後に送られてきた。その決定を変更するにはほとんど無力であった、と述懐している(ガルブレイス、J.K.『新しい産業国家』91-2頁)。
- <sup>4</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』第5章、233-4頁。国防期の価格統制については河村哲二『第二次大戦期アメリカ戦時経済の研究』357-60頁。
- <sup>5</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』第4章。国防期における全国国防仲裁委員会の設置などの労資関係の安定化政策については河村哲二『第二次大戦期アメリカ戦時経済の研究』第8章。労働側は基本的には参戦に否定的であった。AFLは国防計画への全面的参加を打ち出していたが、CIOはより孤立主義的で、国防プログラムに労組運動が適切に代表されることを主張し、また参戦回避を強調していたようだ。
- <sup>6</sup> 河村はニューディール期は確かに長期的視点からすれば重要な歴史的転換期ではあったが、戦後アメリカ経済の発展構造の基本的要素という意味ではニューディール期に登場した諸制度は萌芽的であり、戦時を通じて定着・確立した、アメリカ経済の持続的発展を齎す軍需依存の資本蓄積体制はニューディール期よりも国防期の方が類似している、と述べている(河村哲二『第二次大戦期アメリカ戦時経済の研究』391-3頁)。
- <sup>7</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』238-41頁。
- <sup>8</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』241-54頁。
- <sup>9</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』255-8頁；フェルドシュタイン、M.編『戦後アメリカ経済論』(下)33-5頁。タフト=ハートレイ法は州際産業におけるクローズド・ショップを禁止し、また州法によってユニオン・ショップを禁止しようとした。更にストに対し大統領が差止命令を発動する権限を認めるなど組合活動を規制した(石崎昭彦ほか『現代のアメリカ経済』54頁)。タフト=ハートレイ法の制定により組合活動に厳しい制限が加えられ、雇主と組合との責任を平等化した。組織率も以後低下していく(岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』229頁)。
- <sup>10</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』258-9頁。  
鈴木直次は50年代に確立する労資関係を労組の体制内化と呼ぶ(馬場宏二編『世界経済Ⅱ アメリカ』110-4頁)。戦後の労資関係については春田素夫編著『現代アメリカ経済論』第7章B。
- <sup>11</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』259-73頁。  
国家財政は戦後、収縮したが、冷戦体制の展開と共に再び増大を開始した。中でも軍事関連費が膨張した(岡田泰男『アメリカ経済史』255頁)。  
ところで戦時財政が戦後財政に影響を与えるといっても、「転位効果」(ピーコック=ワイズマン効果)などというのはほとんど意味がない。戦時の後遺症対策として戦後、財政支出が増えることはありうるが、戦時に重税であったから、戦後も重税に抵抗感がないなどというのは愚論である。生きるか死ぬかの時に税金がどうこうなどと考える余裕はない。重税感というのは一定程度生活が安定して、子供の教育やマイホームに金が掛かるといふ時に最も感じるものであろう。そこに慣性の法則など働くわけがない。
- <sup>12</sup> 岡田泰男『アメリカ経済史』255頁。
- <sup>13</sup> 河村哲二『パックス・アメリカナの形成』278-86頁；パーロ、V.『最高の金融帝国』324-6頁。
- <sup>14</sup> 岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』235-6頁；河村哲二『パックス・アメリカナの形成』286-8頁。
- <sup>15</sup> ディグラス、R.『アメリカ経済と軍拡』140頁。
- <sup>16</sup> ディグラス、R.『アメリカ経済と軍拡』11、17-8頁
- <sup>17</sup> パーロ、V.『最高の金融帝国』第7-13章。

<sup>18</sup> ガルブレイス、J.K. 『新しい産業国家』307、316、322頁。フェルドシュタイン、M. 編『戦後アメリカ経済論』(下)27頁。R. B. フリーマンによれば1950年、雇用者中ホワイトカラー全体の比率は36% (専門家の比率は8%)であったが、70年には47% (15%)に上昇した (フェルドシュタイン、M. 編『戦後アメリカ経済論』(下)21頁)。

<sup>19</sup> 石崎昭彦ほか『現代のアメリカ経済』56頁。

<sup>20</sup> 岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』255頁。

<sup>21</sup> フェルドシュタイン、M. 編『戦後アメリカ経済論』(下)21頁。

<sup>22</sup> 岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』237-9頁。

<sup>23</sup> 楠井敏朗 『アメリカ資本主義とニューディール』112-3頁。

<sup>24</sup> 馬場宏二編 『世界経済Ⅱ アメリカ』162-6頁。

<sup>25</sup> 楠井敏朗 『アメリカ資本主義とニューディール』228頁。

<sup>26</sup> 大内力編著『農業経済論』265-6頁。

<sup>27</sup> 河村哲二『パックス・アメリカーナの形成』310頁。

<sup>28</sup> 岡田泰男『アメリカ経済史』229-30頁。

<sup>29</sup> 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』491-6頁。

<sup>30</sup> 東部のエスタブリッシュメントについてはサクセニアン、A. 『現代の二都物語』; サクセニアン、A. 『最新・経済地理学—グローバル経済と地域の優位性』; サッセン、S. 『グローバル・シティ』; スコット、A. J. 編著『グローバル・シティ・リージョンズ』などを参照。

<sup>31</sup> 1964年の市民権法第7章における人事上の差別撤廃規制、70年の雇用者安全健康法などの制度改革はそのことを示す (フェルドシュタイン、M. 編『戦後アメリカ経済論』(下)36-42、65頁)。また春田素夫編著『現代アメリカ経済論』第5章参照。

<sup>32</sup> 石崎昭彦らは双方の要素を同等に受け継いだと考え、次のように述べる。戦争を経過するなかで生じた連邦政府規模の拡大は裁量的反循環政策及び自動安定化装置としての財政の影響力を高め、金融政策は戦時中から51年3月の財務省と連邦準備制度とのアコードまで公債管理政策に従属していたが、戦後の特殊条件の終了と共に再び経済安定の手段として復活した。農産物価格支持政策も戦後の農産物不足期が終わる50年代中期には復活され、ワグナー法も部分修正後に、定着した。社会保障制度も拡張されてアメリカ社会に定着していった。ニューディールのその他の制度改革なども多くは受け継がれ、ニューディール以来拡大した新しい社会勢力も戦後体制の構成要素として定着した。こうして米ソ対立の下での「国防国家」と「福祉国家」との対立関係を孕みつつも、ニューディールと第2次大戦の多くの遺産は戦後体制に受け継がれた (石崎昭彦ほか『現代のアメリカ経済』10-11頁)。但し、労組活動の制限という点ではタフト=ハートレイ法はワグナー法の単なる修正以上の意味を持つ。また「国防国家」と「福祉国家」との対立関係の内容は詳説されるべきであろう。

## 補論 ロシア現代史の事例

1917年における巨大な帝政ロシアの崩壊は一見、あっけないほどであるが、革命後、共産党政権が引き受けたロシア経済の危機的状態は指導者の予想をはるかに超えていた<sup>1</sup>。

ロシア革命の指導者たちは革命直後は社会主義への移行の過渡期として国家資本主義のような体制を考えていたが、外国の干渉による外圧と内戦勃発による極限的内圧のもとで共産党と軍部により強権的に社会諸集団が統合され、戦時共産主義体制に移行し、強圧的中央集権制と資源再配分を中軸とする非常事態的な経済システムが出現する。資源の強制的動員、とりわけ農産物の徴発は苛烈を極める。こうした政策は必ずしもレーニン主義と相容れないわけではない。レーニン主義は本質的には前衛党主義+プラグマティズムである。つまり、何としても前衛党が権力を握り、その維持のためには手段を選ばない。権力を維持しながら、少数ではあっても優秀な党員を指導者として育て、いずれ彼らが社会の変革を主導し、新しい社会を創出する、という考えである。指導・政策実行の統一化のために分派を禁止するが、党内では議論の自由、民主制を維持しようとした。戦時共産主義期にも党内の会議では活発に議論が行われていた。

内戦がようやく収まる1921年春にはネップが導入されるが、恐るべき飢餓と農民への弾圧は続く<sup>2</sup>。1923年には農業や工業は回復の兆しを見せ始める。通貨改革を経て市場経済を容認する平和的経済再建の時期が訪れる。

一定程度開放化され、内部圧力も低下した。経済活動の拡大は実務経済官僚=経営者層の台頭を促す。工業労働者の増大から労組もある程度自立した組織として成長する。青年組織も組織化された。農民層は人口中、圧倒的比重を占めながらも、ソビエト期にはその利益を表出し、直接、政策に影響を与えうる組織的勢力にはなりえなかった。当時の『労農同盟』は農民層に対する宥和政策ではあっても組織された労働者集団と農民集団との対等な協調体制ではない<sup>3</sup>。

都市に限定してネップ期の社会階層の編成を概観すれば、主たる組織的勢力は次の4グループにまとめられる。

Aグループ：党アパラチキ。党機構を直接担う書記や組織部員である。正確な人数は不明だが、1920年代末には10万人前後と推定される。

Bグループ：経済官庁や工業管理機構の管理者や専門家。彼らは非党員専門家+赤色経営者・管理者から構成される。両者は必ずしも利益を共有しているわけではないが、後者が経済的パフォーマンスを重視する限りは前者に依存せざるをえない関係にある。1920年代末、工業の管理-技術者（工場、トラスト、シンジケート）は12万人超、経済官庁の管理職、専門職スタッフが約12万人であった。党員比率は20%前後である。

Cグループ：労組に組織された成人労働者。労組を基盤とする党員層も一応、彼らの利益を代弁する立場にある。1928年7月には労組員は1100万人を数えた。うちセンサス工業企業の労働者は290万人、工業労働者中党員比率は11.9%である。

Dグループ；コムソモールに組織された青年層。コムソモール員は1928年末に200万人を超えた。青年層の半数を組織していた。うち党員は約10%であった。

各社会階層は決して均質的ではないが、内面的にせよ、打算的にせよそれぞれの利害、価値規範を共有する。従ってまた政策目標＝課題、政策手段（目的—手段体系）においてそれぞれの選好メニューをもつ。何を選好するかは各社会集団がどの社会的エレメントをより強く保持しているか、に因る。一般的な課題を別とすれば政策目標には資源の効率的配分、資源の重点配分、成長、拡張、安定、協和、互惠、平等、公正などの選択可能メニューがあり、それに対応する制度がある（中立的通貨・金融制度、ソフトな財政制度、中央集権的配分制度等々）。政策手段については行政的政策、カンパニア政策、調整政策、補完政策、誘導的政策などのメニューがある。

一般的な傾向として各グループの選好メニューを挙げれば、以下のようなだろう。

Aグループは高成長、重点的資源配分、公正（実際には結果の平等または上からの平等）などを優先的課題とし、行政的手法、カンパニア政策を選好する。

Bグループは資源の効率的配分、安定成長などを優先的課題とし、誘導政策、行政的手法、調整、補完政策を選好する。

Cグループは雇用安定、厚生水準向上を伴う成長、協和、平等などを優先的課題とし、調整、補完政策、カンパニア政策を選好する。

Dグループは高成長と雇用創出を優先的課題とし、カンパニア政策を選好する。

ネップ期には実務経済官僚＝経営者層と労組の協調関係を基軸とし、党官僚が保佐する上からのコーポラティズムともいえる経済体制が生まれていた。

だが協議制の社会的基盤は強固ではなかった。労使双方とも自らの力によって交渉し実効的に政策決定を行い、遂行する能力を充分にもちえなかった。だから国家機関による補完・調整や党機関の保佐・後見を要した。

こうした基盤の脆弱な多元的体制が幾分なりと持続可能な体制（例えば第2次大戦後のドイツの「社会的市場経済」や北欧型社会民主主義体制）に進化していく前に転回は始まった。

1920年代後半に閉鎖化と工業化圧力が昂進する中で、Bグループが主導して、あくまで市場均衡路線を固持しつつ、高成長を進めることは重大な無理を抱え込むことになる。外部資金に多くを望めない以上、工業化の財源は工業内部蓄積の強化に求める以外にない。古典的市場均衡論に基づくデフレ政策のもと企業はコストを切り詰め、蓄積資金を得るため短期安定志向、最小摩擦抵抗路線、取り繕い行動に則って常用労働者を出来る限り低コストの非正規労働者に置き換え、若い専門家の雇用を抑制し、教育費用も削った（人材をじっくり育てていく余裕を失っていた）。それらはネップ期後半の失業の激増、青少年教育の破綻を齎した。その結果、社会的階層間の亀裂が広がり、修復不能な敵意が醸成された。国内経済事情が厳しさを増す一方で1920年代後半には国際関係の緊張、外圧も高まる。

そうした事態からの脱却にはいくつかの選択肢があった。一つは国家経済官僚が経営者層と協力して積極的な有効需要創出によって経済の回復を図る途であり、一つは経済をある程度開放化して、外資を呼び込む途である<sup>4</sup>。いずれも経済官僚と経営者層及びそれを支持する共産党内グループが主導権を握った場合には可能であろう。一つは労組組織の強化と経営者集団の自律化を通ずるそれら諸集団の間の協調体制＝協議制の強化である。例えば、失業問題への対

策として賃金は下げても労働時間を減らして雇用を拡大するといった方策をとる。この場合は労組と経営者層及び労組や経営に基盤のある党員が主導権を掌握した場合には可能であろう。農民層が組織化されれば彼らも協議制に加わりうる。一つは地域経済圏の発展とそれらの間のネットワークの形成であり、国家及び経済の地方分権化を求める勢力（党、国家や労組の地方組織及び地方工業組織）が力をもった場合には可能であろう。最後は党＝国家が強権的に経済を直接管理するという選択肢であった。歴史は最悪の選択肢を選び取った。

1928年、社会的諸集団の勢力関係は劇的に転回していく。

集団間の対立の激化は最も組織力及び行動力のある党アパラチキ主導の社会的統合化に向かう。党アパラチキは組織された青年層を取り込み、労組の黙認のもと超工業化への「抵抗勢力」である専門家層に打撃を与えて経済機関を自らの支配下に置き、次いで青年組織との事実上の結託のもと労組主流派を追い落とし、労組もその勢力下に組み入れた。青年組織もいずれその指導者が放擲され、党の意を体して動員される社会集団に変態していく。このような社会的勢力の地殻変動の末に、党アパラチキが支配権を握ることになる。共産党は指導党から統治党に変質するのである。

1929年から1930年にかけて形成された統治党の一元的支配に基づく行政的指令経済の制度的配置は次のようである。

- ①垂直的機能的ヒエラルキー（階層組織）と党によるコントロール。
- ②共同利益なき硬質の集団主義と偽善及び不信の制度化による社会的統合。偽善の制度化とはプロパガンダ装置であり、不信の制度化とは強大な監視・治安機関であり、それは政策決定にまで影響力をもっていた。
- ③抵抗力なき「雇用官僚制」。労組の国家機関化。
- ④機能主義的経営（主に移植されたもの）と労働力の組織的動員の外的接合。
- ⑤社会の基層部分たる共同体的諸関係の潜在化。

以上が1920年代末から30年代初めにかけて生成してくる初期スターリン経済体制の制度的配置図である。

30年代の超工業化路線の強引な遂行とそれに伴う混乱とそれへの社会諸勢力の適応行動を通じて制度配置は30年代末には変異していく。権力の集中と統制の強化は一層進む。その専制的国家体制の中でのパトロン-クライアント関係（権限をもつ者への服従と部下の庇護との社会的交換）のネットワークの再編・拡大、新たな支配層としてのテクノクラートの形成、最低限生活保障と引き換えにした労働者階級のソヴェト的「標準的」労働者への枠はめ、インフォーマル経済による補完関係の広がり为主要な変化である。共同体的諸関係は根強く残り、ソ連崩壊後に新たな形で顕在化する<sup>5</sup>。

ポスト・スターリン体制下では国際緊張は続き、体制の基本的構造や閉鎖的環境は変わらないが、国内の圧力は低下していった。ブレジネフ期には権力機構の腐敗、経済運営の惰惰性化、労働規律の弛緩、生産性低下は目に余るものになる<sup>6</sup>。

ソ連末期には実質的に国家運営を担っていた党官僚＝国家官僚の中堅（多くが技術系出身のテクノクラートであった）が<sup>7</sup>、既にソ連体制に見切りをつけていたというべきであろう<sup>8</sup>。ゴルバチョフの改革による中途半端な民主化、従って支持基盤たるべき分厚い「市民」層（ある

程度は経済的余裕があり、自立心があり、自主的に物事が判断できる階層) なき形式的民主化は権力機構・権力基盤の弱体化を招き、経済の部分的自由化、つまり市場経済の主体的担い手と市場メカニズムを保障する制度やルール遵守の準備なき市場経済導入はただでさえ機能不全に陥っていた旧来の経済システムと資源配分メカニズムの解体を促し、それらに代わる経済体制が創り出される前に社会の断末魔的混乱を結果した。「悪しき政府にとって最も危険な瞬間とは、それが改善を試みる時である」(トックヴィル) という言葉は絶対的に正しい<sup>9</sup>。

ソ連崩壊後、開放化と低圧力の下で権力的規制を失い、合意されたルールも道義的規制力もなく、魑魅魍魎が湧き出る<sup>10</sup>。国営企業の目端の利く経営者やアウトサイダーで起業者能力をもった人物が中央集権的経済の解体・経済の混乱、急激な民営化に乗じて私腹を肥やして大小の財閥を形成し、残存していた国家官僚と結託して経済の支配勢力となる<sup>11</sup>。エリツィン政権は彼らの勢力の均衡に乗ったボナパルティズム的政権であった。

このソ連解体期も歴史の岐路であった。労組が強力に組織化されれば社会民主主義的体制もあり得たし、民間の財閥が確固たる政治基盤をもてば金融資本支配型の体制もあり得た。地域経済の発展に基づくネットワーク型経済体制もあり得た<sup>12</sup>。だが1995年のIMF主導で行われた経済改革=ショック療法は成功せず、生産は伸び悩み、企業間信用関係も破綻した。

1998年の金融危機の時には金融システムはメルトダウンしたが、一部産業は地道に輸入代替を進め、投資はむしろ拡大し、99年3月以降、鉱工業生産は回復し始めた。

そうした時期に国内の反乱を強権的に圧伏させ、大衆的支持を得たプーチンがエリツィン派を追い落とし、国家権力のヘゲモニーを掌握した。その支持基盤はKGB, 軍部人脈やサンクトペテルブルク人脈である。諸社会集団がそれぞれ結集力に乏しく、強い提携関係もなく混沌としている状況下で、ひとときわ声の大きな一派が素早く権力中枢を抑えたというべきであろう<sup>13</sup>。

プーチン政権には追い風が吹いた。原油価格が上昇し、原油生産が増加し、為替レートの大幅切り下げは輸出を促進し、高い成長率を実現しえた<sup>14</sup>。政権は強権を背景に新興財閥を抱き込むか、服従しない者は切り捨てて、支配体制を固めた。

2008年の国際金融恐慌は株価の大暴落、外貨の大量流出など大企業や銀行は大きな打撃を受けたが(ことにオフショア企業)、政権はそれを逆手にとって企業の国家管理を強化した。国家支援の見返りに人事に介入し、株式を政府系企業や国営銀行に委譲させた<sup>15</sup>。培ってきたプーチン派閥が国家機構を牛耳り<sup>16</sup>、国営企業も含む大企業の経営権を奪い支配層を形成する<sup>17</sup>。支配グループは粗暴ではあるが、一応は資本主義のルールに則り、資源独占に基づく準地代を篡奪していくのである<sup>18</sup>。ここに異形の資源依存型国家資本主義が成立する<sup>19</sup>。

ソ連の場合は東欧の場合と異なり、民衆運動の大波によって押し流されたのではなく体制そのものの自壊に近い。支配的エリート層(党=国家官僚)の多くは体制が転換しても放逐されることなく結局、支配層として居座った。一部の成り上がり新興財閥を除けば、企業を支配し、国家機構に留まり続けた。そればかりかイデオロギーや「偽善」を振りかざさなくとも、もろに行政能力、軍事力、政治力及び経済力によって社会を支配できるようになった。新興財閥も新しい権力者によって屈服させられるか、追放された。その上で国家による強権的治安維持機構、情報操作、大衆の不満の吸収・排出装置、企業支配、金融財政操作を始め巧みに利益を生み出し、政治目的に利用できる様々な制度、政策手段(例えば、「国民福祉基金」及び「準備基

金)が歴史の倉庫から引き出され、あるいは社会の混乱への対応の中で新たに考案され、それらを組み合わせてプーチン独裁体制が整えられた。

纏めてみよう。

一般的に言えば、環境の変化もしくは何らかの危機的状況に直面すれば、社会的諸集団は何らかの対応を迫られる。環境の変化は開放化または閉鎖化、圧力増強または弱体化といった形で現れる。現行の体制が十分、柔軟性、順応性があり、復元力があれば、従来の集団勢力図のまま政策や制度の変更によって対応できるかもしれない。但し、それによってどのように事態が進展するか、について設計図はない。あったとしても設計通りにはいかない。体制の耐震性の閾値を超えるほど環境の変動が大きいのか、現行体制が硬直化しているのか、脆くなっているとすれば、籬が外れ、社会的諸集団の再編成が始まる。社会的諸集団の再統合化が進むか、結合力が弱まって分散化が進む。場合によっては社会集団が分化し、新しい集団として再編される。そこで社会的諸集団の間に何らかの新しい関係が形成される。支配・従属、対立・競合か、共存・協調か、補完関係といった関係である。他方、過去に創発され累積してきた、あるいは創発されつつある様々な制度や政策手段が存在する。諸集団の相互関係がある程度安定化し、主導的集団（あるいは協調関係にある複数の集団）が受け入れ得る制度やシステムないしそれらの組合せを選び、それらが環境に適合し、定着すれば、そこで新しい体制が確立するのである。制度的進化とはそうした過程の結果である。

---

<sup>1</sup> ロシア経済の外資依存度の高さについては中山弘正『帝政ロシアと外国資本』。同時にボリシェビキの権力基盤自体も脆弱であった。少数派でしかなかった共産党の権力掌握過程は序章で述べた政治的変動モデルによく適合する。「平和」「土地」「パン」のスローガンを掲げたが、彼らにとって最優先課題は権力奪取であった。「土地を農民へ」のスローガンは当時、農民層に圧倒的に支持されていた社会革命党SR（左派）と提携するためであり、SRは連合政権成立後には追放された。「平和」は兵士層を抱き込むためのスローガンであり、「パン」は都市民衆への物質的裏付けの乏しいアピールである。いずれもやがて裏切られていく。

<sup>2</sup> 梶川伸一『幻想の革命—十月革命からネップ』参照。

<sup>3</sup> 以上、カー、E. H.『ボリシェヴィキ革命 第1巻』；カー、E. H.『ボリシェヴィキ革命 第2巻』；ラウホ、ゲオルグ『ソヴェト・ロシア史』第1, 2, 3章；ダンコース、H. カレル『ソ連邦の歴史I』；木村雅則『ネップ期国営工業の構造と行動』、御茶ノ水書房、1995；Davies, R. W., Mark Harrison, S. G. Wheatcroft eds. (1994), *The economic transformation of the Soviet Union, 1913-1945*, ; Davies, R. W. ed. (1990), *From Tsarism to the New Economic Policy: continuity and change in the economy of the USSR* など参照。

<sup>4</sup> 実際、1920年代、アメリカ資本はソ連市場への進出を図っていた。インターナショナル・ハーベスター社やGEなどはソヴェト政府と取引しており、ヘンリー・フォードも29年には大量生産方式による自動車工場をロシアに建設する契約に自ら署名していた（ノートン、M. B. ほか『大恐慌から超大国へ』133頁）。

<sup>5</sup> 木村雅則「ネップ期経済体制の特質とその解体過程」『比較経済研究』Vol. 43, No.1, 2006；木村雅則 博士論文『ネップ期国営工業』 東京大学経済学研究科、2011、終章。



c.f. ラウホ、ゲオルグ『ソヴェト・ロシア史』4, 6章; ダンコース、H. カレル『ソ連邦の歴史II』; ヴォスレンスキー、M.S., 『ノーマンクラツラ』など。

<sup>6</sup> 中山弘正『膨張する社会主義・ソ連』現代評論社、1977参照。

<sup>7</sup> 1985年に国家レベルの管理機構内官僚は237.6万人(うち省庁関係162.3万人)であった(中山弘正編訳著、マリツェフ、ユーリー/オレイニク、イーゴリ『ペレストロイカと経済改革』114-5頁)。

<sup>8</sup> 崩壊を引き起こした要因は経済停滞を背景としたエリートの分裂にある。伝統的な指導部は弱体化し、対抗エリートが登場してくる。改革への支持は自らの地位に幻滅した専門家階級から生じた。レーン、デービッド『国家社会主義の興亡』226-75頁。

<sup>9</sup> ソ連邦崩壊前後の状況については中山弘正編訳著、マリツェフ、ユーリー/オレイニク、イーゴリ『ペレストロイカと経済改革』岩波書店、1990; 中山弘正『ロシア擬似資本主義の構造』岩波書店、1993; 中山弘正ほか『現代ロシア経済論』序章など参照。

<sup>10</sup> 崩壊後の混乱を端的に示すのはシャドー経済の跋扈と「経済の犯罪化」、「腐敗」である。シャドー経済のGDPに占める比重は1990年代半ばに40%前後に達した(塩原俊彦『現代ロシアの経済構造』第6章。)「経済の犯罪化」については中山弘正ほか『現代ロシア経済論』第3章。またロシアからの資本逃避については上垣彰『経済グローバリゼーション下のロシア』。貧困問題も深刻であり、平均寿命の低下すら齎した(武田友加『現代ロシアの貧困問題』)。

<sup>11</sup> 塩原俊彦『ロシア経済の真実』; パツペ、ヤコブ/溝端佐登史『ロシアのビッグビジネス』。民営化と金融-産業グループの形成については塩原俊彦『現代ロシアの政治・経済分析』; 林昭ほか『体制転換と企業・経営』65-81頁; 加藤志津子『市場経済移行期のロシア企業』第3章; 柏俊彦『株式会社ロシア』第2章。バウチャー方式の民営化では結果的には工場長などソ連時代の指導部が民営化企業の多くの経営陣に収まった。貨幣民営化方式ではアウトサイダーの影響力が強まった。

<sup>12</sup> 木村雅則「ロシア「資本主義」の現実と可能性」(杉浦克己・高橋洋児編著『市場社会論の構想』社会評論社、1995)。

<sup>13</sup> 「大きな集団が動いている時代には過激な党派の力が強く、対立する両面のために権利を追求する調停者は無力である」(ジンメル『社会的分化論』122頁)。

<sup>14</sup> 酒井明司『資源大国ロシアの実像』; 酒井明司『ロシアと世界金融危機』参照。その追い風が逆に製造業の地道な発展を妨げた面もある。

<sup>15</sup> 酒井明司『ロシアと世界金融危機』参照。

<sup>16</sup> それ故、軍民転換は進まず、強固な軍産複合体が創り出された(中山弘正ほか『現代ロシア経済論』第1章; 塩原俊彦『「軍事大国」ロシアの虚実』; 塩原俊彦『現代ロシアの経済構造』第2章)。

<sup>17</sup> シラヴィキ(元KGB, 軍、警察幹部)やサンクトペテルブルク人脈グループは政府要職に就きながら、ビジネスを支配していった。すでにシラヴィキの二世が国営企業の幹部になりつつある。連邦政府の上層ポスト中、シラヴィキの比率はプーチン時代には58%となった。因みにゴルバチョフ時代には約5%であった(ゴールドマン、M. I., 『石油国家ロシア』)。

<sup>18</sup> 塩原俊彦『経済危機下のロシア』; 木村汎ほか『現代ロシアを見る目』。ロシア経済発展の石油依存については久保庭真彰『ロシア経済の成長と構造』; 田畑伸一郎編著『石油・ガスとロシア経済』第4章; 本村眞澄『石油大国ロシアの復活』; 塩原俊彦『ロシア資源産業の「内部」』参照。2000年には石油生産のうち国家が占有していたのは16%であったが、2007年には50%となった(ゴールドマン、M. I., 『石油国家ロシア』)。繊維産業などは日陰者であった。依然、官僚主義的調整やパターンリズムが根強かった(藤原克美『移行期ロシアの繊維産業』)。

<sup>19</sup> 筆者は1990年代半ば、「資本主義が主たるシステムとして定着すること」は難しいが、「悪くすれば特異な国家資本主義」が登場する可能性もある、と考えていたが(木村雅則「ロシア「資本主義」の現実と可能性」276頁)、残念ながら、その最悪の方向に進んだ。

《参考文献》

- Bessel,R.and Feuchtwanger,E.J.(eds.),Social and Political Development in Weimar Germany.New Jersey,1981
- Davies, R.W., Mark Harrison, S.G.Wheatcroft eds.(1994),The economic transformation of the Soviet Union, 1913-1945, New York : Cambridge University Press.
- Davies,R.W.ed. (1990) ,From Tsarism to the New Economic Policy : continuity and change in the economy of the USSR , London:University of Birmingham.
- アーント、H. W. 『世界大不況の教訓』小沢健二ほか訳、東洋経済新報社、1978
- アーベルスハウザー、ヴェルナー 『現代ドイツ経済論』酒井昌美訳、朝日出版会、1994
- アーベルスハウザー、ヴェルナー 『経済文化の闘争』雨宮昭彦・浅田進史訳、東京大学出版会、2009
- 青木昌彦 『日本経済の制度分析』永易浩一訳、筑摩書房、1992
- 青木昌彦 『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社、1995
- 青木昌彦／奥野正寛編著 『経済システムの比較制度分析』東大出版会 1996
- 青木昌彦 『比較制度分析に向けて』 NTT出版 2001
- 青山吉信/今井宏編 『概説イギリス史』(新版) 有斐閣、1982
- 秋田茂編著 『パクス・ブリタニカとイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2004
- 浅井良太 『戦後改革と民主主義』吉川弘文館、2001
- アシュトン、T.S. 『産業革命』 中川敬一郎訳、岩波書店、1953
- 雨宮昭一 『戦時戦後体制論』岩波書店、1997
- 雨宮昭一 『占領と改革』岩波書店、2008
- 雨宮昭彦 『競争秩序のポリティクス』東京大学出版会、2005
- 雨宮昭彦、シュトレープ、J. 編著 『管理された市場経済の生成—介入的自由主義の比較経済史』日本経済評論社、2009
- 有賀夏紀 『アメリカの20世紀 (上)』中央公論新社、2002
- 安藤良雄編 『両大戦間の日本資本主義』東京大学出版会、1979
- 生川栄治 『イギリス金融資本の成立』有斐閣、1956
- 石崎昭彦 『アメリカ金融資本の成立』 東京大学出版会、1962
- 石崎昭彦ほか 『現代のアメリカ経済』 東洋経済新報社、1983
- 石井寛治ほか編 『日本経済史 3. 両大戦間期』東京大学出版会、2002
- 石井寛治ほか編 『日本経済史4. 戦時・戦後期』東京大学出版会、2007
- 伊藤大一 『現代日本官僚制の分析』東京大学出版会、1980
- 井上義朗 『エヴォルーションナリー・エコノミクス』 有斐閣、1999
- 井上巽 『金融と帝国』名古屋大学出版会、1995
- 入江節次郎 『独占資本イギリスへの道』ミネルヴァ書房、1962
- 岩波講座 『日本通史 第17巻 近代2』 岩波書店、1994
- 岩波講座 『日本通史 第19巻 近代4』 岩波書店、1995
- 岩波講座 『日本通史 第20巻 現代1』 岩波書店、1995
- 上垣彰 『経済グローバリゼーション下のロシア』日本評論社、2005
- ヴェーラー、ハンス - ウルリ 『ドイツ帝国』大野英二・肥前栄一訳、未来社、1983
- ヴォスレンスキー、M.S., 『ノーメンクラトゥーラ』佐久間穆訳、中央公論社、1988
- ウェーバー、M. 『支配の社会学Ⅰ』 世良晃志郎訳、創文社、1960
- ウェーバー、M. 『支配の社会学Ⅱ』 世良晃志郎訳、創文社、1962
- ウェーバー、M. 『支配の諸類型』 世良晃志郎訳、創文社、1970
- 宇田川勝 『新興財閥』日本経済新聞社、1984
- 宇野弘藏 『経済政策論』弘文堂、1954
- 宇野弘藏 『経済学方法論』東京大学出版会、1962
- 宇野弘藏監修 『帝国主義の研究 2世界経済』青木書店、1974
- 梅村又司・山本有造編 『日本経済史3 開港と維新』岩波書店、1989

- 榎本正敏編著『現代資本主義の基軸』雄松堂出版、1984  
 遠藤湘吉編『帝国主義論 下』東京大学出版会、1965  
 オーウェン、ジェフリー『帝国からヨーロッパへ』和田一夫監訳、名古屋大学出版会、2004  
 大内力「ファシズムへの道」『日本の歴史 24』中央公論社、1967  
 大内力編著『農業経済論』筑摩書房、1967  
 大内力『日本経済論 上』東京大学出版会、2000  
 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』有斐閣、1956  
 大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』岩波書店、1982  
 岡崎哲二『日本の工業化と鉄鋼産業』東京大学出版会、1993  
 岡崎 哲二・奥野 正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社、1993  
 岡田泰男・永田啓恭編『アメリカ経済史』有斐閣、1983  
 岡田泰男『アメリカ経済史』慶応義塾大学出版会、2000  
 落合弘樹『秩禄処分』中央公論社、1999  
 小野清美『テクノクラートの世界とナチズム』ミネルヴァ書房、1996  
 オブライエン、パトリック『帝国主義と工業化』秋田茂/玉木俊明訳、ミネルヴァ書房、2000  
 カー、E. H.『ボリシェヴィキ革命 第1巻』原田三郎ほか訳、みすず書房、1967  
 カー、E. H.『ボリシェヴィキ革命 第2巻』宇高基輔訳、みすず書房、1967  
 加来祥男『ドイツ化学工業史序説』ミネルヴァ書房、1986  
 柏俊彦『株式会社ロシア』日本経済新聞出版社、2007  
 梶川伸一『幻想の革命—十月革命からネップ』京都大学学術出版会、2004  
 梶西光速ほか『日本資本主義の成立I』東京大学出版会、1972  
 梶西光速ほか『日本資本主義の没落V』東京大学出版会、1973  
 梶西光速ほか『日本資本主義の没落VI』東京大学出版会、1971  
 梶西光速ほか『日本資本主義の没落VII』東京大学出版会、1970  
 梶西光速ほか『日本資本主義の没落VIII』東京大学出版会、1972  
 梶西光速ほか『日本資本主義の成立II』東京大学出版会、1973  
 梶西光速ほか『日本資本主義の発展I』東京大学出版会、1957  
 梶西光速ほか『日本資本主義の発展II』東京大学出版会、1973  
 梶西光速ほか『日本資本主義の発展III』東京大学出版会、1973  
 梶西光速ほか『日本資本主義の没落I』東京大学出版会、1971  
 梶西光速ほか『日本資本主義の没落II』東京大学出版会、1971  
 梶西光速ほか『日本資本主義の没落III』東京大学出版会、1970  
 梶西光速ほか『日本資本主義の没落IV』東京大学出版会、1970  
 加藤志津子『市場経済移行期のロシア企業』文真堂、2008  
 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東大出版会、1973  
 加藤栄一「現代資本主義の歴史的位相」(『社会科学研究』第41巻第1号、1989  
 加藤栄一「福祉国家と資本主義」(工藤章編『20世紀資本主義II』東京大学出版会、1995  
 加藤栄一『現代資本主義と福祉国家』ミネルヴァ書房、2006  
 ガルブレイス、J. K.,『新しい産業国家』都留重人監訳、河出書房新社、1968  
 川北稔編『イギリス史』山川出版社、1998  
 河村哲二『ボックス・アメリカーナの形成』東洋経済新報社、1995  
 河村哲二『第二次大戦期アメリカ戦時経済の研究』御茶ノ水書房、1998  
 北岡伸一『官僚制としての陸軍』筑摩書房、2012  
 北川勝彦『脱植民地とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2009  
 木畑洋一編著『現代世界とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2007  
 岐部秀光『イギリス 矛盾の力』日本経済新聞出版社、2012  
 木村和男編著『世紀転換期のイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2004  
 木村資生『分子進化の中立説』紀伊国屋書店、1986  
 木村汎ほか『現代ロシアを見る目』NHK出版、2010

- 木村雅則「経済主体の行動様式と多元的システム」(山口重克編『市場システムの理論』所収), 御茶の水書房, 1992
- 木村雅則「ロシア「資本主義」の現実と可能性」(杉浦克己・高橋洋児編著『市場社会論の構想』社会評論社, 1995
- 木村雅則『ネップ期国営工業の構造と行動』, 御茶ノ水書房, 1995.
- 木村雅則「青木『比較制度分析』の検討」『松本歯科大紀要』第32号(2004)
- 木村雅則「ネップ期経済体制の特質とその解体過程」『比較経済研究』Vol. 43, No.1, 2006
- 木村雅則 博士論文『ネップ期国営工業』 東京大学経済学研究科, 2011
- 木村雅則「ソビエト・ロシアにおける貨幣制度の崩壊過程と復興」『松本歯科大学紀要』第40号(2013)
- 木村雅則「日本における地域経済圏の形成—道州制の経済的基盤」『松本歯科大学紀要』第42号(2015)
- キング、W. T. C. 『ロンドン割引市場史』藤沢正也訳、有斐閣、1960
- 楠井敏朗 『アメリカ資本主義の発展構造 I、II』 日本経済評論社、1997
- 楠井敏朗 『アメリカ資本主義とニューディール』 日本経済評論社、2005
- 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』東京大学出版会、1999
- 久保庭真彰『ロシア経済の成長と構造』岩波書店、2011
- クラーク、ピーター『イギリス現代史 1900-2000』西沢保ほか訳、名古屋大学出版会、2004
- 栗原優『ナチズム体制の成立』ミネルヴァ書房、1981
- グリフィン、G. E. 『マネーを生み出す怪物』吉田和子訳、草思社、2005
- 黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策』関東学院大学出版会、2012
- ケイン、P. J./ホプキンズ、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 I 創生と膨張 1688-1914』竹内幸雄/秋田茂訳、名古屋大学出版会、1997
- ケイン、P. J./ホプキンズ、A. G. 『ジェントルマン資本主義の帝国 II 危機と解体 1914-1990』木畑洋一/亙祐介訳、名古屋大学出版会、1997
- コート、W. 『イギリス近代経済史』荒井政治・天川潤次郎訳、ミネルヴァ書房、1957
- ゴールドマン、M. I., 『石油国家ロシア』鈴木博信訳、日本経済新聞社、2010
- ゴードン、D. M. ほか『アメリカ資本主義と労働—蓄積の社会的構造』河村哲二/伊藤誠訳、東洋経済新報社、1990
- 呉天降『アメリカ金融資本成立史』有斐閣、1971
- コルプ、E. 『ワイマル共和国史 研究の現状』柴田敬二訳、刀水書房、1987
- 酒井明司『資源大国ロシアの実像』東洋書店、2008
- 酒井明司『ロシアと世界金融危機』東洋書店、2009
- サクセニアン、A. 『最新・経済地理学—グローバル経済と地域の優位性』酒井泰介訳、日経BP社、2008
- サクセニアン、A. 『現代の二都物語』山形浩生/柏木亮二訳、日経BP社、2009
- 佐々木雄太編著『世界戦争の時代とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2006
- サッセン、S. 『グローバル・シティ』伊豫谷登士翁監訳、筑摩書房、2008
- 塩原俊彦『現代ロシアの政治・経済分析』丸善ブックス、1998
- 塩原俊彦『現代ロシアの経済構造』慶応大学出版会、2004
- 塩原俊彦『ロシア経済の真実』東洋経済新報社、2005
- 塩原俊彦『ロシア資源産業の「内部」』アジア経済研究所、2006
- 塩原俊彦『「軍事大国」ロシアの虚実』岩波書店、2009
- 塩原俊彦『経済危機下のロシア』東洋書店、2010
- 柴垣和夫『日本金融資本分析』東京大学出版会、1965
- シャーキー、R. P. 『貨幣、階級及び政党』楠井敏朗訳、多賀出版、1988
- 社会経済史学会編『1930年代の日本経済』東京大学出版会、1982
- シュムペーター、J. A. 『帝国主義と社会階級』都留重人訳、岩波書店、1951
- 1920年代史研究会編『1920年代の日本資本主義』東京大学出版会、1983

- 鍾家新『日本型福祉国家の形成と「15年戦争」』ミネルヴァ書房、1998  
 進化経済学会編『進化経済学とは何か』有斐閣、1998  
 新保博・斎藤修編『日本経済史2 近代成長の胎動』岩波書店、1989  
 ジンメル、G.『社会学の根本問題』清水幾太郎、岩波書店、1979  
 ジンメル、G.『社会的分化論』石川晃弘・鈴木春男訳、中央公論新社、2011  
 スコット、A. J. 編著『グローバル・シティ・リージョンズ』坂本秀和訳、ダイヤモンド社、2004  
 鈴木圭介編『アメリカ経済史』東大出版会、1972  
 鈴木圭介編『アメリカ経済史II』東大出版会、1988  
 鈴木淳『維新の構想と転回』講談社、2010  
 須藤功『アメリカ巨大企業体制の成立と銀行』名古屋大学出版会、1997  
 スペック、W. A.『イギリスの歴史』月森左知・水戸尚子訳、創土社、2004  
 ゾンバルト、ヴェルナー『戦争と資本主義』金森誠也訳、講談社、2010  
 高田保馬『勢力論』ミネルヴァ書房、2003(初版1940)  
 高橋亀吉・青山二郎『日本財閥論』春秋社、1938  
 高橋亀吉『財界変動史』東洋経済新報社、1954  
 佐美光彦『世界大恐慌』御茶の水書房、1995  
 武田友加『現代ロシアの貧困問題』東京大学出版会、2011  
 竹内宏『昭和経済史』筑摩書房、1988  
 武田晴人編『日本経済の戦後復興』有斐閣、2007  
 武田隆夫編『帝国主義論 上』東京大学出版会、1961  
 田畑伸一郎編著『石油・ガスとロシア経済』北海道大学出版会、2008  
 玉木俊明『北方ヨーロッパの商業と経済』知泉書館、2008  
 玉木俊明『近代ヨーロッパの誕生 オランダからイギリスへ』講談社、2009  
 ダンコース、H. カレル『ソ連邦の歴史I』石崎晴己訳、新評論、1985  
 ダンコース、H. カレル『ソ連邦の歴史II』志賀亮一訳、新評論、1985  
 チェンバース、J. D.『世界の工場』宮崎犀一・米川伸一訳、岩波書店、1966  
 塚本健『ナチス経済』東大出版会、1964  
 ディグビー、A./ファインスティーン、C. 編『社会史と経済史』松村高夫ほか訳、北海道大学出版会、2007  
 ディグラス、R.『アメリカ経済と軍拡』藤岡惇、ミネルヴァ書房、1987  
 東京大学社会科学研究所編『戦後改革5. 労働改革』東京大学出版会、1974  
 東京大学社会科学研究所編『戦後改革7. 経済改革』東京大学出版会、1974  
 東京大学社会科学研究所編『戦後改革8. 改革後の日本経済』東京大学出版会、1975  
 戸原四郎『ドイツ資本主義一戦間期の研究』桜井書店、2006  
 戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』東京大学出版会、1963  
 戸原四郎・加藤栄一編『現代のドイツ経済』有斐閣、1992  
 長田豊臣『南北戦争と国家』東京大学出版会、1992  
 中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、1979  
 中村隆英編『戦間期の日本経済分析』山川出版社、1981  
 中村隆英『昭和経済史』岩波書店、1986  
 中村隆英『明治大正期の経済』東京大学出版会、1985  
 中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』岩波書店、1989  
 中村隆英編『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』岩波書店、1989  
 中村隆英『昭和恐慌と経済政策』講談社、1994  
 中村隆英『昭和史』東洋経済新報社、2012  
 中村尚司『共同体の経済構造』(増補版)新評論、1984  
 中村政則『近代日本地主制史研究』東京大学出版会、1979  
 中山弘正『』膨張する社会主義・ソ連』現代評論社、1977  
 中山弘正『帝政ロシアと外国資本』岩波書店、1988

- 中山弘正編訳著、マリツェフ、ユーリー/オレイニク、イーゴリ『ペレストロイカと経済改革』岩波書店、1990
- 中山弘正『ロシア擬似資本主義の構造』岩波書店、1993
- 中山弘正ほか『現代ロシア経済論』岩波書店、2001
- 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』日本経済評論社、2000
- 西部忠編著『進化経済学の前線』日本評論社、2004
- 西川俊作・阿部武司編『日本経済史4 産業化の時代 上』岩波書店、1990
- 西成田豊『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会、1988
- 西川俊作・山本有造編『日本経済史5 産業化の時代 下』岩波書店、1990
- 西成田豊『近代日本労働史』有斐閣、2007
- 日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、1981
- ノイマン、フランツ『ビヒモス—ナチズムの構造と実際』岡本友孝ほか訳、みすず書房、1963
- ノートン、M. B. ほか『南北戦争から20世紀へ』上杉忍ほか訳、三省堂、1996
- ノートン、M. B. ほか『アメリカ社会と第一次世界大戦』上杉忍ほか訳、三省堂、1996
- ノートン、M. B. ほか『大恐慌から超大国へ』上杉忍ほか訳、三省堂、1996
- 野口悠紀雄『戦後日本経済史』新潮社、2008
- 野口悠紀雄『1940年体制—さらば戦時経済』(増補版)、東洋経済新報社、2010
- 野田晶吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』有斐閣、1998
- 野村正實『ドイツ労資関係論』御茶の水書房、1980
- 紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究』京都大学学術出版会、1993
- 紀平英作編『アメリカ史』山川出版社、1999
- パーロ、V.、『最高の金融帝国』浅尾孝訳、合同出版社、1958
- パーロ、V.、『軍国主義と産業』清水嘉治・大田譲訳、新評論、1967
- ハイエク、F. A. 『隷従への道』一谷藤一郎・一谷映理子訳、東京創元社、1954
- ハイエク、F. A. 『法と立法と自由I』矢島鈞次・水吉俊彦訳、春秋社、1987
- ハイエク、F. A. 『個人主義と経済秩序』嘉治元郎・嘉治沙代訳、春秋社、1990
- ハウンシュェル、D. A. 『アメリカン・システムから大量生産へ』和田和夫ほか訳、名古屋大学出版会、1998
- 橋本健二『階級社会』講談社、2006
- 橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』東京大学出版会、1984
- 橋本寿朗『日本経済論—20世紀システムと日本経済』ミネルヴァ書房、1991
- 橋本寿朗編『20世紀資本主義I』東京大学出版会、1995
- 橋本寿朗『現代日本経済史』岩波書店、2000
- パッペ、ヤコブ/溝端佐登史『ロシアのビッグビジネス』溝端佐登史ほか訳、文理閣、2003
- 馬場宏二編『世界経済II アメリカ』御茶の水書房、1987
- 林昭ほか『体制転換と企業・経営』ミネルヴァ書房、2001
- 速水融・宮本又郎編『日本経済史1 経済社会の成立』岩波書店、1988
- 林健久・加藤栄一編『福祉国家財政の国際比較』東京大学出版会、1992
- 原朗編『日本の戦時経済』東京大学出版会、1995
- 原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002
- 春田素夫編著『現代アメリカ経済論』ミネルヴァ書房、1994
- 兵頭釧『日本における労使関係の展開』東京大学出版会、1971
- 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』日本経済評論社、2001
- 平島健二『ワイマール共和国の崩壊』東大出版会、1991
- フィッシャー、W. 『ヴァイマルからナチズムへ』加藤栄一訳、みすず書房、1982
- フェルドシュタイン、M. 編『戦後アメリカ経済論』(上)、(下)、宮崎勇監訳、東洋経済新報社、1984-1985
- 藤原克美『移行期ロシアの繊維産業』春風社、2012
- ブラックボーン、デーヴィッド、イリー・ジェフ『現代歴史叙述の神話 ドイツとイギリス』望田幸男訳、晃洋書房、1983

- 古内博行『現代ドイツ経済の歴史』東大出版会、2007  
 ヘニング、フリードリヒ・ヴィルヘルム『現代ドイツ社会経済史』柴田英樹訳、学文社、1997  
 ポイカート、デートレフ『ワイマル共和国—古典的近代の危機』小野清美他訳、名古屋大学出版会、1993  
 ポー、ミッシェル『資本主義の世界史 1500—2010』(増補新版)、筆宝康之・勝俣誠訳、藤原書店、2015  
 ホジソン、G. M.『進化と経済学』西部忠監訳、東洋経済新報社、2003  
 ホブズボーム、E. J.『産業と帝国』浜林正夫・神武庸四郎・和田一夫訳、未来社、1984  
 ポランニー、K.『大転換』吉沢英成ほか訳、東洋経済新報社、1975  
 ポランニー、K.『経済の文明史』玉野井芳郎・平野健一郎編訳、日本経済新聞社、1975  
 ポランニー、K.『人間の経済Ⅱ』玉野井芳郎・中野忠訳、岩波書店、1980  
 ポランニー、K.『人間の経済Ⅰ』玉野井芳郎・栗本慎一郎訳、岩波書店、1980  
 堀江英一『イギリス工場制度の成立』ミネルヴァ書房、1971  
 マーシャル、A.『経済学原理』馬場啓之助訳、東洋経済新報社、1965  
 松尾正人編『日本の通史21』吉川弘文館、2004  
 松浦正孝『日中戦争期における経済と政治』東京大学出版会、1995  
 松浦正孝『財界の政治経済史』東京大学出版会、2002  
 間宮陽介『ケインズとハイエク』(増補) 筑摩書房、2006  
 丸山真男『現代政治の思想と行動』未来社、1957  
 マントゥ、ポール『産業革命』徳増栄太郎ほか訳、東洋経済新報社、1964  
 南博『日本人論』岩波書店、1994  
 宮崎義一『日本経済の構造と行動』筑摩書房、1985  
 宮本太郎『社会的包摂の政治学』ミネルヴァ書房、2013、96—7頁。  
 村瀬興雄『ナチズム』中央公論新社、1968  
 村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活』東京大学出版会、1983  
 村瀬興雄『ナチズムと大衆社会』有斐閣、1987  
 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』東京大学出版会、1990  
 本村眞澄『石油大国ロシアの復活』アジア経済研究所、2005  
 森嶋通夫『近代社会の経済理論』創文社、1973  
 森嶋通夫『思想としての近代経済学』岩波書店、1994  
 安場保吉・猪木武徳編『日本経済史8 高度成長』岩波書店、1989  
 安岡重明『財閥形成史の研究』増補版、ミネルヴァ書房、1998  
 ヤッフエ、E.『イギリスの銀行制度』三輪悌三訳、日本評論社、1965  
 楊井克己編『世界経済論』東京大学出版会、1961  
 柳沢治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』岩波書店、2008  
 柳沢治『資本主義史の連続と断絶』日本経済評論社、2006  
 山口重克『類型論の諸問題』御茶の水書房、2006  
 山口定『ナチ・エリート』中央公論社、1976  
 油井大三郎『未完の占領改革』東京大学出版会、1989  
 湯沢威編『イギリス経済史 盛衰のプロセス』有斐閣、1996  
 コッカ、ユルゲン『工業化・組織化・官僚化』加来祥男訳、名古屋大学出版会、1992  
 吉田裕編『戦後改革と逆コース』吉川弘文館、2004  
 吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』御茶の水書房、1968  
 古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』東京大学出版会、1999  
 米川伸一『現代イギリス経済形成史』未来社、1992  
 ラウホ、ゲオルグ『ソヴェト・ロシア史』丸山修吉訳、法政大学出版会、1971  
 ルービンステイン、W. D.『衰退しない大英帝国』藤井泰ほか訳、晃洋書房、1997  
 レーン、デービッド『国家社会主義の興亡』溝端佐登史ほか訳、明石書店、2007  
 渡辺紀子『産業発展・衰退の経済史』有斐閣、2010